

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第38号  
2009.3

### 目次

#### 巻頭言

目に見える法整備支援へ 法務総合研究所総務企画部長 小島 吉晴 1

#### 特集

- 財団法人国際民商事法センター 5
- 財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出  
公証人（元検事）本江 威憲 6
- 財団法人国際民商事法センター設立の経緯及び運営体制  
財団法人国際民商事法センター 前事務局長 金子 浩之 12
- 国際民商事法センター（ICCLC）の役割と今後の課題  
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫 19
- 唇歯輔車の関係～器（うつわ）を整える～  
水戸地方検察庁次席検事 山下 輝年 23

#### 国際研修

- 第28回ベトナム法整備支援研修・第29回ベトナム法整備支援研修・  
第4回カンボジア法曹養成支援研修・第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」 32

#### 国際研究

- ベトナム最高人民検察院クアッ・ヴァン・ガー次長検事講演録  
国際協力部教官 森永 太郎 70
- 講演 ベトナム最高人民検察院次長検事 クアッ・ヴァン・ガー  
「ベトナム司法改革における検察院制度改変に関する諸問題」 71  
「ベトナム刑事訴訟制度に関する最近の重要論点」 84
- 中国民事訴訟法制紹介 国際協力部教官 亀卦川健一 97  
「中央アジア比較法制研究セミナー」 特別案件調査団  
国際協力部教官 杉山 典子 155

#### 国際協力の現場から

- カンボジア・モンゴルにおける法整備支援  
独立行政法人国際協力機構公共政策部 琴浦 容子 169
- ベトナム滞在記 法務総合研究所主任国際協力専門官 稲元 能生 174

#### 活動報告

- 大学などに対する国際協力部教官の派遣授業について  
国際協力部教官 亀卦川健一 180
- 国際協力部活動報告 190

#### お知らせ

- 本の紹介 「法務通訳翻訳という仕事」  
信州大学経済学部専任講師 丸橋昌太郎 191

#### E~MAIL

69, 178

#### 掲載記事索引（34号～37号）

194



## ～ 巻頭言 ～

### 目に見える法整備支援へ



法務総合研究所総務企画部長

小 島 吉 晴

法務総合研究所が法整備支援を行うようになったのは平成6年からですので、今年で15年目の節目を迎えようとしています。この15年間の間には、平成13年4月に法整備支援事業を担当する部として新たに国際協力部を設置し、法務省としての法整備支援体制が整備され、さらに、最高裁判所、日本弁護士連合会等の司法関係機関、独立行政法人国際協力機構、財団法人国際民商事法センター等の関係機関、数多くの学者、法律実務家のご協力を得て、支援対象国が次第に拡大するだけでなく、支援内容も一層拡充深化し、目を見張るようなめざましい成果を挙げてきています。今後は、前々号の黒川法務省大臣官房審議官の巻頭言にあるように、政府全体として、法整備支援事業を、より積極的に推進していく体制を整備するとともに、より一層力を入れて実施していく方向になってきています。また、これらの体制整備や支援内容の充実とともに、今後の在り方についても、前号の稲葉前国際協力部長の巻頭言にあるように、様々な観点からの検討がより必要になってくることと思います。

ところで、私は、昨年4月に東京地方検察庁から法務総合研究所総務企画部長に異動してきましたが、異動前は、法務総合研究所の中に国際協力部があり、大阪に置かれていて、そこが中心となって法整備支援を実施していることは、いわば一般的な知識としては知っていました。では、どこの国に、どのような内容の法整備支援を、どのような方法で実施し、どのような成果を挙げているのか等の具体的な内容については、お恥ずかしい話ですが、カンボジアにおいて、民法、民事訴訟法の制定を支援したくらいの本当に概括的なことしか知りませんでした。検察庁に勤務している者は、法整備支援について多少なりとも知識を持っている者であっても、おそらく、私と同程度の知識しか有していなかったのではないかと思いますし、検察庁以外の法務省関係機関に勤務している者についても、ほぼ同じような状態ではなかったかと思えます。法務省関係機関に勤務している者の中には、ひょっとすると、法整備支援という言葉すら聞いたことがない者がいるかもしれません。法務省関係者でさえ、このような状況ですから、一般国民にとっては、なおさら、法整備支援という言葉さえ、あまり聞いたことがないような状況ではないでしょうか。

しかし、総務企画部長に就任後、国際協力部の業務内容の説明を受けるとともに、長期専門家として派遣されていた人や法整備支援を専門としている学者のお話をお聞きし、また、法整備支援の一環としての本邦研修に来られた支援対象国の方々とお会いして話をする機会

等を通じて、次第に、法整備支援事業がかなりの規模になっており、すばらしい成果を挙げているということが判ってきました。と同時に、このようなすばらしい成果が挙げられている法整備支援の内容について、どうして、検察庁を始めとする法務省関係機関に勤務されている方々はもとより、一般国民に広く周知されていないのか、非常に残念に思うようにもなりました。これまでの法整備支援は、言葉は悪いのかもしれませんが、外からは何をやっているのか、あまり目に見えなかった状態だったように思います。

その理由としては、一つは、この法整備支援が、既に 15 年という年月を経ているとしても、未だ 15 年しか経過していないということがあろうかと思えます。特に、法務総合研究所では、国際連合研修協力部が、国連と我が国との間に締結された協定に基づき設立された国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆる「アジア研」）を昭和 37 年以降運営しており、既に 50 年近くの歴史を有し、その知名度・認知度とも、法務省内のみならず、マスコミ等の関係者の間でも、かなり高くなっていることと対比しますと、法整備支援は、未だ 15 年の歴史しか有しておらず、その知名度・認知度が低いことは致し方ないことのように思われます。

次に考えられる理由としては、法整備支援に関係する職員の範囲がかなり狭いことが挙げられようかと思えます。これも、アジア研と対比して考えますと、アジア研で実施される国際研修には、我が国の検察庁、裁判所、矯正、保護等の関係部局から研修員が参加しており、法務総合研究所の職員のみならず、これら研修に参加された職員を通じて、アジア研における活動内容が広く法務省関係の職員の方々に伝わってきたと思われます。これに対して、国際協力部における法整備支援事業では、支援対象国の方々の我が国における研修には、アジア研における研修とは異なり、関係する法務省各部局の方々が研修員として参加することが、あまりありません。したがって、法整備支援関係で我が国において研修を行っているということ自体が、アジア研における研修とは異なり、研修員を通じて広く知られるということがないように思われます。このように、法整備支援関係の研修には、アジア研における研修と異なり、法整備支援関係の業務に従事している者しか関係しないということも、法務省内での認知度がやや低い理由の一つになっているように思われます。

また、法整備支援は、いわゆる ODA の技術協力の一環として実施されていますが、前号の稲葉前国際協力部長の巻頭言にもあるように、法整備支援によって、制度改善、実務改善、人材育成という結果が生まれるものの、他の一般的な ODA、例えば、建造物の建設等とは異なり、その結果が目に見える形で客観的な姿、数値にはならないということも、原因になっているように思います。加えて、法整備支援は、その成果が出るまでに、かなりの長期間がかかりますし、また、いつまで支援事業を行えば終了するのかが、はっきりしないことも挙げられるように思います。比較的短期間で、目に見えるものができるのであれば、誰にでも、その姿を見せるだけで理解してもらえますが、法整備支援では、客観的に目に見えるもの、例えば、法律の制定等の結果が生じることは、それほど多いことではなく、さらに、このような法律の制定だけでは本当の法整備支援の成果を得られたとは言い難く、実際に運用され実務に定着するまでには、かなりの長期間がかかるころ、このようなことを理解してもらうには相当の困難があるという点にも、認知度が低い理由があるように思います。

さらに、これが最も大きな理由なのかもしれませんが、法整備支援として実際にどのようなことを行ってきていたのか、その広報活動がこれまでやや不十分だったのかもしれません。もちろん、これまでも、例えば、法務省の広報誌である「あかれんが」やホームページに、法整備支援の内容などを紹介する記事を随時掲載し、また、「赤れんがまつり」では、法務総合研究所のブースに、法整備支援関係のパネル等を掲示し、来場された方に、国際協力部の職員が説明をするなどしてきています。さらに、国際協力部では、本誌である ICD NEWS を定期的に発行するだけでなく、平成 12 年からは、法整備支援事業に関係する機関の方々や学者、法律実務家などにお集まりいただいて、法整備支援連絡会を毎年 1 回開催してきております。昨年春には、カンボジアでの長期派遣専門家を終えた検事に積極的にマスコミの取材に対応してもらうということも行っています。このような様々な広報活動を通じて、法整備支援の認知・周知度は、次第に上がってはきているとは思われますが、未だ十分とは言えないように思われます。

法整備支援事業は、前述したように、今後、政府全体として、より積極的に推進していく体制を整備し、より一層充実拡充して実施していく方向になってきているのですから、これまでよりも、より一層「目に見える」ものにし、法務省関係者はもちろん、広く一般国民に理解してもらう必要があります。そのためにも、これまでに行ってきた広報活動等を引き続き実施することはもとより、さらに様々な努力をして、法整備支援の周知度を上げ、理解をしていただくようにしなくてはなりません。

法務省内における周知度を上げるためには、法務総合研究所では、法務省関係職員の研修も実施していることから、今後は、これら研修の場を通じて法整備支援の概要を説明するなどしていきたいと考えていますし、既に、実施しているものもあります。また、これら研修のみならず、例えば、長期派遣専門家を終えた者の報告会を行うなど、随時、適切な企画を考え、広く法務省関係職員の参加を募るようなことも行っていきたいと思っています。法整備支援対象国の職員の方々の我が国における研修に関しては、法務省内の関連する部局の職員の方々に積極的に参加していただくように、研修方法や内容を検討する必要もあるようにも思います。このようなことを通じて法務省内の周知度を上げるだけでなく、さらに、一般の方々への広報関係としては、例えば、「赤れんがまつり」における展示等を一層充実することが考えられますし、また、法整備支援事業は長期間を要するとしても、一定の成果が得られた節目節目に、より積極的にマスコミ等への広報活動を行いたいと思います。さらに、これまで実施してきた法整備支援連絡会が法整備支援事業に関係しているの方々を中心に行ってきたのに対して、このような法整備支援事業の関係者のみならず、法整備支援に関心を持っている企業関係者、一般の方々、社会人のみならず法科大学院や大学の学生等にも幅広く参加していただき、法整備支援の現状の紹介や今後の展望等についての意見交換を行うなどのシンポジウムのようなものを開催する計画も立てております。また、法整備支援の対象となる法律の分野は幅広くありますが、これら関係する法律の学会等において、法整備支援関係の紹介を行うというようなことも考えられます。さらに、これらのシンポジウムに参加された人々や関係学会の方々も含めて、法整備支援に関心を持つ人にメールマガジンによ

る法整備支援関係のニュース配信等も検討していくこととしております。このほかにも、広報活動として、様々な方法を検討し、可能なものから随時実施していきたいと思っております。

法務総合研究所としては、法整備支援事業が、これまで以上に「目に見えるもの」になるように、関係する方々のお知恵をお借りし、また、ご協力を得ながら、これらの活動を実施していきたいと考えておりますし、また、そのためにも、これまで以上に、充実した法整備支援事業を実施していかなければなりません。充実した法整備支援事業を着実にを行い、しっかりとした成果を挙げるこそが、何よりも「目に見える」ものとなる大前提ですので、引き続き、関係者の皆様のご協力とご支援を心からお願いいたします。

## ～ 特集 ～

### 財団法人国際民商事法センター

法務総合研究所国際協力部

法務省法務総合研究所国際協力部が行うほとんどの研修及び研究活動は、財団法人国際民商事法センターに御協力いただき、実施しております。

日ごろから協力していただいている国際民商事法センターですが、過去の ICD NEWS を見てもみすと第 20 号（2005 年 3 月発刊）で一度、特集を掲載させていただいただけでした。

そこで、共に研修業務を行っている国際民商事法センターの活動内容を皆様に紹介させていただきたく、以下の 4 名の方に執筆をお願いしました。

財団法人国際民商事法センターの設立当時の様子や当部との関わり等を読みやすく書いていただいておりますので、是非お読みください。

1. 本 江 威 憲 元法務省法務総合研究所総務企画部長
2. 金 子 浩 之 前財団法人国際民商事法センター事務局長
3. 原 田 明 夫 現財団法人国際民商事法センター理事長
4. 山 下 輝 年 元法務省法務総合研究所国際協力部教官  
(現水戸地方検察庁 次席検事)

## 財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出

公証人（元検事）

本 江 威 憲

財団法人国際民商事法センターの草創期の状況を語れという要請を受けました。私が当時法務省法務総合研究所総務企画部長として、このセンターの設立に関与したからだと思い、その設立経緯を記しておくことも意義のあることと考えて筆を取りました。記憶に基づいて、そして多少は自分の手帳や日記などで確認しながら書くことにします。

アジアの発展途上国の民法・民事訴訟法など民事法の法整備を日本国が本格的に支援することになったのは、私が平成7年（1995年）4月に法総研総務企画部長に就任した直後のことでした。総務企画部長は新しいポストでしたが、国際民商事法センターを設立するために作ったのではなく、私とその前年度に法総研の研修第一部長だったときに、法総研には所長に次ぐ次長格のポストが必要だということで立ち上げたものでした。まさか私が就任するとは思っていませんでした。就任して間もなくのころ、当時の法務省の原田明夫官房長（後の検事総長、現財団法人国際民商事法センター理事長）から呼出しを受け、お部屋に伺うと、早速切り出されたのは、日本がアジアの発展途上国に民法の制定を支援する機関を創りたいのだが、法総研で引き受けてくれないだろうか、ということでした。当時はベトナムなど社会主義諸国が、次々に以前の社会主義下の計画経済から自由主義経済を取り入れているときで、それらのアジアの国々が、日本に対して、民法を教えてほしいと要請してきているとのことでした。しかし、法務省はどこのポストも多忙で人手が足りないということで正面から引き受けてくれず、年に1週間程度、民事局の検事がベトナムやモンゴルに出張して民事法の講義をするという程度で済ませているとのことでした。私が原田官房長にさらに尋ねると、大阪高地検の建物が老朽化して、大阪市内の中之島地区に新たに建設したいのだが、その地域は国際地区に指定されていて、国際機関以外は建設できないというので、大阪高地検の建物を建てるのなら、それとともに、その建物に国際機関を設けなければならない、ということでした。原田さんは、以前からアジア諸国の民事法の法整備支援を日本が行うことの必要性を感じておられたのだと思います。そして、大阪の上記の要請が生じたときに、この二つを合体する構想を打ち立てられて、法総研に持ちかけてこられたのだと思います。私は、大阪高地検の庁舎を建てるために、国際的な活動をする拠点を作るというのは変な感じがして、何となく不純なものを感じましたが、それよりも自由主義経済を取り入れて民事法制定の必要性を感じているアジア諸国の法整備に日本が貢献するという自体に、



心が湧き上がるような魅力を感じました。瞬間的にボアソナードが頭に浮かびました。明治の文明開化の黎明期（れいめいき）に、フランスのパリ大学のボアソナード教授がわざわざ日本にやってきて、近代的な法律の基礎である民法，刑法，そしてそれぞれの訴訟法などを教授してくれ、先進国フランスの法律を継受することによって日本の近代法の基礎を築くことが出来たことを、私たちは知っています。そして、以来100年が過ぎても、私たち日本人は、そのボアソナードに対し、深甚なる敬意と謝意の気持ちを持っています。私は、若いときにフランスに2年間留学する機会を与えられましたが、カルティエ・ラタンのパンテオン前にあるパリ大学Ⅱの校舎の廊下にはボアソナード教授の胸像がありました。フランス人に聞いてもほとんど知っている人がいないことから、この胸像は後に日本人が寄贈したものではないかと勝手に想像していますが、それでもその胸像の前に立つといつも感謝の気持ちが沸々と湧き上がってくるのでした。一国の法整備に貢献するということは、その国にとっても貢献する側にとっても、極めて有意義なことです。そういうわけで、私は一も二もなくその提案を引き受けて帰ってきました。法総研の総務企画部がこれを担当することにしたのです。

しかし、実際に発展途上国に対する法整備支援事業を立ち上げることは、そのための組織を創設するには、いろいろ困難を伴います。まずは人と金です。人とは、相手国の法律家（立法担当者）を日本に迎えたとして、教授陣をどのように構成するかということです。検察庁にいる検事連中は、ことが民事法ということになると教壇に立つことを嫌うでしょう。法務省民事局には裁判官出身の民事法専門の検事たちがたくさんいますが、忙しくてとても教壇に立ってくれそうもありません。それで、仕方なく、現職の民事の裁判官で英語で講義ができる人と、全国の大学の民事法の教授でこの企画に協力してくれる人を結集しようということになりました。私は、直ちに最高裁人事局長に会って要請しました。当時は、今最高裁判事であられる堀籠幸男さんが人事局長で、この方は法務省の構想にいたく賛同され、直ちに民事の裁判官を講義に差し向けると言ってくれました。私が、実はまだ予算などなく、その講義に対する報酬が全く払えないのだと申しあげても意に介さず、この構想を進めるよう御支援を頂きました。相当抵抗があるかと思っていた私は、拍子抜けするありさまで、本当に感謝しています。大学の先生方を動員することについては、私と当時総務企画部副部長であった幕田英雄さんと法総研各部の教官で、全国のほとんどの有名大学をひとつひとつ訪問し、民法，民訴法，商法の教授の方々に会って直接要請しました。驚いたことに、無報酬だと分かっているにもかかわらず、法務省が乗り出すことなら全面的に協力すると次々に手を挙げてくださいました。私たちは、後にこの教授の方々に財団法人国際民商事法センターの学術評議員を委嘱して協力を得ることになります。

次にお金です。まずは、発展途上国の民事法立法担当者たちを日本に招聘するための旅費と日本における滞在費です。法務省にはそのような予算は全くありませんから、私は、法総研傘下の国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆるアジ研）から紹介してもらって、アジ研との連携を保っている国際協力事業団【現 独立行政法人国際協力機構】

(JICA) 八王子国際研修センターを訪問し、所長の戸井田宜雄さんにとって法務省のこの構想をお話しし、旅費と滞在費の支援を要請しました。ところが、私は全く予想しなかったことですが、所長さんは、直ちに「やっとなら法務省も重い腰を上げてくれましたか。出しますよ。」とおっしゃったのです。私はそう低い金額ではないので、相当抵抗されるものと思っていたのですが、所長さんの言によると、当時日本の国際貢献が国際的にも、また日本国内の声としても大きくなっていったとのこと。ここでも思いの外容易に閣門を通ることができて、いよいよ始動するということになりました。

私たちは、この法整備支援事業を具体的に検討し、立案する過程で、相手国の立法担当者を日本に招聘し滞在するための予算だけを当てても、それだけではとても足りないことが分かりました。当時は既に行政機関を次々に整理縮小していくというのが政府の方針でしたし、まして新しい機関を創設するなどということは論外だという雰囲気でしたから、仮に本当にこの機関の創設が実現することになったとしても、正式に立ち上げるまでには、少なくとも数年間は法務省自体には人も予算もつかないことは明らかでした。また、その後も多様な資金が必要なことも分かりました。そこで私たちは相談した結果、この法整備支援事業を財政的に支援してくれる財団を作ろうということになりました。財団を創るということは、企業から基金を拠出していただくということですが、私たち検事は通常はそのようなお願いができるような経済界の方々に知己がありません。私は、考えた挙げ句、前田宏元検事総長にお願いに行きました。前田さんは、私が若いころ甲府地検検事として勤務していたときの検事正であり、私がいわゆるロス疑惑事件の主任検事を務めたときは、東京高検検事長として私の主任検事としての、何としても検挙したいという思いを理解して下さった、いわば恩師であり、その後も親しくさせていただいていた、私が尊敬申し上げている方であって、当時住友商事株式会社の監査役に勤めておられたのです。私にとって、財団創りの手懸かりとして経済界とのつながりを得る窓口は、前田さんしかなかったのです。単身で銀座の前田さんの事務所にお邪魔し、そのお願いをいたしました。前田さんは、ことの必要性を直ちに理解され、二つ返事で了解され、その数日後に私を住友商事の伊藤正相談役の部屋に連れて行ってくださいました。伊藤さんは、住友商事の社長、会長を合わせて12年間勤められ、相談役に退かれたばかりのときでした。後に、その相談役になられたのが、平成7年6月末だと知りましたので、私がお願ひに行ったのは、やはり7月ころではないかと思ひます。私もそのとき伊藤さんに対して一生懸命にお話申し上げ懇請したのだと思ひますが、基本的には前田さんが事前に話しておいてくださったからだと思ひます。伊藤さんは、ニコニコしながら黙って真剣に話を聞いてくださいました。そして、その場で了解をしてくださったのです。了解して下さったと私は思ったのですが、実はその後伊藤さんがあるインタビューに答えておられるところによると、伊藤さんは、私の話を聞いた後、この構想を進めるかどうか当時経団連会長だった豊田章一郎さんのところに行って相談され、豊田さんから激励されてこれを進めることを決断したと述べておられます。おそらく、そのとき伊藤さん御自身としてはこの計画を推進することに賛同ではあるものの、

ただ余りに大きな事業で資金を要することなので慎重を期されたのだと思います。

間もなく伊藤さんは、住友商事の中川英彦取締役と金子浩之さんと相澤繁昌さんの3人を、この財団立ち上げの準備組織の要員として、法総研に送り込んでくださいました。私たちは、あの法総研の赤煉瓦の建物の3階にこのための準備室を確保して、ここで準備作業に取り掛かりました。私の当時の手帳を見ると、その年の9月から平成8年初めにかけて、法総研所長の日野正晴さんの部屋で、中川さんたちを交えて頻繁に会議をもっています。そこには、官房から木藤繁夫総務審議官や後には古川元晴総務審議官が加わってくださいました。法務省全体としても本格的な企画になっていたのだと思います。

最後に問題になったのは、抛出を受ける財産を幾らにするかということです。以前は、財団というのは、抛出財産を銀行に預け、その利息で毎年事業を遂行するというものでしたが、バブルがはじけ、利息は既に1パーセント以下の時代に入っていましたから、莫大な財産を集めなければならない状況でした。そこで、利子の運用で事業を進めるという構想を諦め、小さく生んで大きく育てるというスローガンの下に、当初の財産を5,000万円として会員を募って財団を立ち上げ、その上各会員から毎年1口20万円を抛出してもらうことにしました。住友商事は5口、役員法人会員は2口、一般法人会員は1口ということにして、会員になっていただくよう募集を始めたのです。その方法は、伊藤さんが日本の有名企業の社長の方々に直接電話その他で要請し、それを受けて中川取締役や金子さんたちが直接企業に赴いて説得するという方法だったと聞いています。バブルがはじけた不況の時代でしたから大変御苦労をされたと思いますが、そのような中でそれでも有名企業ばかり25社を集めてくださいました。これが中核（役員法人）となってどんどん大きくなっていったのです。

財団の名称は、「財団法人国際民商事法センター」とすることが決まり、財団の会長は伊藤さんが務めてくださることになりました。そして、前田宏さんの御推挙によって元検事総長の岡村泰孝さんに理事長を要請し、快諾を頂きました。

そのうちにも全国各地の大学を訪問する作業を続けておりましたが、東京大学名誉教授の三ヶ月章先生に特別顧問に就任していただくということになりました。私は、大学時代に三ヶ月先生の民事訴訟法の講義を受けましたから、私の恩師ということになりますが、覚えておられるはずもなく、私は当然のことながら、法務省の看板を掲げてお願いに行き、これまた直ちに快諾してくださいました。これで国際民商事法センターの首脳陣の重厚な布陣が固まりました。ちなみに、後に知ったことですが、伊藤さんは第一高等学校時代から三ヶ月先生と親しい間柄だったということです。

当時私たちは、この発展途上国の法整備支援に協力し財産を抛出してくださる企業に対し、何かお役に立てることがないか、ということを協議しました。その結果、今後各発展途上国に法整備支援を行っていけば、法総研と財団はきっとその国々の民事法の成立状況を把握できるであろうから、それらの国々の立法担当者を日本に招聘する都度、それらの国の法律事情についての情報を持ってきてもらい、それをすべて財団に保存し、財団の資金でそれを日本語に翻訳して備蓄し、協力企業が必要とするときに、財団に來

ていただければ、いつでも各国の法整備状況の情報を提供できるような態勢を整えるということにしました。現在では、各企業がわざわざ財団の事務所まで来ていただかなくても、定期的に法総研国際協力部が発刊している ICD NEWS と財団が発行している ICCLC という機関誌を会員企業に送付するようになっていて、この機関誌の集積がアジア諸国の時々刻々の法整備状況を示す貴重な資料となっています。誠に喜ばしい限りです。

この財団は、平成 8 年 3 月 28 日に法曹会館で設立発起人会が開かれて発足しました。私はその直後の 3 月 30 日に金沢地検検事正を拝命し東京を離れました。しかし、その後間もなく、私は石川県の経済界の人たちに接触し、石川県の有力紙である北國新聞社の強力な御支援を得て、県内有力企業 35 社に集まってもらい、同じ目的を持った石川国際民商事法センターを設立することになりました。金沢は、小さい町ですが、歴史と伝統のある、そして金沢城と兼六園を抱える緑豊かな町であり、外国の人を案内するには格好の町だと考えたからです。このセンターが全国規模の財団法人国際民商事法センターと協力しながら、その後一貫して活動を続けてくれていることについても大変うれしく思っています。

私たちは、以上のとおり、財団創設の作業を進めるとともに、他方で実際に法整備支援事業を開始しました。平成 7 年の夏ころから年末にかけて、ベトナムに対し、日本から 3 回にわたり、教授陣を派遣して、ハノイの司法省の大会議室で民事法の講義を行いました。その 3 回目に、日野法総研所長から、日本から団長格が行かなければいけないと言われました。私は当然英語で講義ができる人という枠で人選を進めていたのですが、なかなか見付からず困っておりましたところ、そのうち日野所長がベトナムならフランス語でも通じますから、あなたが行きなさいと言われ、私が行くはめになってしまいました。私は民事法について講義するほどのものを持っているはずはありませんから困ってしまいました。仕方なく日本の三権分立の歴史と実情というようなテーマで、フランス語で講義したことを覚えています。三権分立を実際に実行するとなるといかに厳しい状況になるかを、具体的な歴史的事実に基づいて話したものですから、執行権と単一政党がすべての権力を掌握している社会主義国の法律家たちにとっては大変衝撃的であったようです。

そして、平成 7 年 10 月 16 日、私たちは、ベトナムの司法省の検事たち 10 人を迎え入れました。これが外国から立法担当者を迎え入れて研修した最初のものでした。そのグループは、ベトナム司法省の国際協力局長を団長としていましたが、初めてのことであり、その 10 人を司法省事務次官が率いて日本にやってこられました。そして 11 月 2 日に終了式を行って、夜お別れパーティーをした際、団長以下皆さんが目には涙を浮かべて感謝の挨拶をされたときには、法整備支援が両国の法律家同志の心を強くつなぐものであることを知り、本当に感動しました。

今では、支援する相手国の数も増え、支援の内容も、例えばカンボジアに対しては、民法、民事訴訟法の法典の起案のみならず、それらの法律の条文の解釈についてコンメ

ンタールの作成にまで協力し、さらにその法律の成立後その国の裁判官らを日本に招聘して、その法律を具体的に適用する実務家を養成することまで行っておられます。私たちが当初考えていた構想を遥かに超えて日本の法整備支援の内容が充実し、また私たちが思い描いていた以上のスピードで、この構想が発展していることに、私は、この事業を推進しておられる法務総合研究所国際協力部の皆さん、この事業を単に財政的に支えるという以上にこの事業の推進の内容そのものの在り方について深く関与してくださっている住友商事株式会社の宮原賢次相談役はじめ同財団の方々、この財団の会員として経済的支援を惜しまない会員の企業の方々、そしてこの事業に献身的に協力してくださっている全国の先生方に対し、深甚なる敬意と謝意を表し、今後この事業がますます発展し、日本が国際的に各国の法整備支援に貢献し、国際社会の平和と経済的發展に大いなる貢献を成し遂げられることを心から祈念して、この草創期の紹介を終わりたいと思います。

## 財団法人国際民商事法センター設立の経緯及び運営体制

財団法人国際民商事法センター 前事務局長  
金子浩之

この度 ICD NEWS において当財団の特集を企画していただきましたことは、当財団について広く御理解を頂く機会となるもので厚く感謝申し上げます。

私は財団の設立準備から 2005 年 5 月まで約 9 年半に渡り事務局長を務めましたので、「財団設立の経緯及び運営体制」について事実関係を中心に報告させていただきます。

### <財団設立の経緯>

#### (1) 財団設立に向けての動き (1995 年 7 月～12 月)

1990 年代に入り、市場経済に移行を始めたベトナム、カンボジア、ウズベキスタン等から国際化に対応するため自国の法制度基盤整備について、日本政府に対し人材の育成、専門家の派遣等の協力要請が増加し、法務省におかれてはこれに積極的に取り組む方針の基に専任組織の立ち上げが検討されていきました。これに並行し、アジア諸国と貿易や事業を直接推進している経済界においてもこの活動に民間として協力支援する組織の構築が望まれるところとなりました。

1995 年 7 月に住友商事監査役の前田宏元検事総長から住友商事伊藤正相談役に協力方打診があり、伊藤相談役は豊田章一郎経団連会長を始め各経済界企業のトップの方々にお声をかけたところその趣旨について極めて高い評価を得たことにより、協力組織として財団を設立する世話役を引き受けられました。

伊藤相談役は 9 月に入り住友商事内に中川英彦取締役（総務・法務担当）を中心とする担当チームを立ち上げ、財団設立の具体化について法務省関係部署を始め経団連社会貢献部、公益法人協会等との検討・打合せを開始しました。

当時参加いただいた法務省の主要メンバーは原田明夫官房長の下に次の方々でした。

古川元晴	法務省官房総務審議官
山崎 潮	法務省官房審議官 民事局担当
勝丸充啓	法務省官房秘書課 企画室課長
日野正晴	法務総合研究所長
本江威憲	法務総合研究所総務企画部長

幕田英雄 法務総合研究所総務企画部 部付検事  
西川克行 法務総合研究所総務企画部 部付検事

12月までに行われた何回かにわたる検討打合せ会の中で設立する財団の基本骨格が次の通り確認された。

#### 財団の性格

- イ 民間主導
- ロ 公益財団法人（極力早期に寄附金免税措置の認可取得）
- ハ 役員は無報酬

#### 財団の目的（設立趣意書の骨子）

- イ 対象国をアジア及びその周辺諸国とする
- ロ 市場経済化・国際化を進める国々の法制度基盤整備，その運用ノウハウ，人材育成への支援協力
- ハ 関係諸国と法制度について相互理解を深め，より良い国際経済取引の法的仕組みの探求

#### 主要役員候補（就任内諾）

会長	伊藤正住友商事相談役
理事長	岡村泰孝弁護士
特別顧問	豊田章一郎トヨタ自動車会長
特別顧問	三ヶ月章東大名誉教授

#### 財政基盤

- イ 基本財産は理事を引き受ける企業の寄附拠出金による（バブル崩壊後の金利情勢より当初の基本財産は小規模とする）
- ロ 運転資金は会員企業の賛助会費をベースとする

#### 事務局

- イ 住友商事から専任者（事務局長外1名）2名を出向させる
- ロ 事務所は，設立準備段階は法務総合研究所（赤レンガ棟）2階小会議室を一時的に使わせてもらい，財団認可取得後は虎ノ門近辺に財団事務所を賃借する

#### (2) 財団設立準備委員会（1996年1月16日発足）

下記構成により設立準備委員会がスタートしました（法務総合研究所内部では2001年に開設予定の大阪国際センターの設立準備室としての担当組織が立ち上げられた。）。

事務局長	金子浩之（住友商事から出向）
事務局次長	相澤繁昌（住友商事から出向）
法務総合研究所	西川克行 総務企画部検事（非常勤）
	小島 透 総務企画部企画第1係長（非常勤）
法務省	古谷剛司 法務省官房企画室法務事務官（非常勤）

準備委員会事務局としては上記構成ですが、業務推進に当たって住友商事側は伊藤相談役及び中川取締役が全面的に指導関与し、法務省からも前記検討打合せ会主要メンバーのほか、関係部署の方々の御指導御協力を頂いた。

#### 準備委員会として行った主要業務

##### イ 役員及び学術評議員候補の就任内諾の取得

理事 36 名， 監事 2 名， 特別顧問 2 名

（以上は 3 月 28 日開催の設立発起人会で議決される）

評議員 34 名， 学術評議員 20 名前後

（以上は 5 月 22 日開催の第 1 回理事会で議決されるもので候補者全員の最終確定は 4 月末となった）

##### ロ 諸企業（一般法人会員として勧誘），関係諸団体・機関に対する財団設立趣意説明資料の作成，協力要請を開始

##### ハ 寄附行為，財団内部諸規則文案作成

##### ニ 事業計画（第 1 年度～2 年度）の作成

##### ホ 事務局設立のための諸準備

#### (3) 設立発起人会の開催（1996 年 3 月 28 日 於 法曹会館高砂の間）

設立発起人には三ヶ月章東大名誉教授，岡村泰孝弁護士及び企業代表者（理事就任内諾企業）25 名になっていただき，委任状出席を含め 27 名全員の出席のもと，互選により発起人会議長に三ヶ月章氏が選任され，以下の事項が議決された。

##### イ 設立趣意書及び寄附行為

##### ロ 設立当初の理事，監事，特別顧問（任期は 1998 年 3 月末迄）

理事 36 名（企業代表 25 名，諸団体及び個人 11 名）

内，会長伊藤正住友商事相談役，理事長岡村泰孝弁護士，事務局長金子浩之

法務総合研究所からは日野正晴所長が理事に就任，以後代々所長に理事を引き継いでいただいている。

監事 2 名（木村榮作弁護士，中川英彦住友商事取締役）

特別顧問 2 名（豊田章一郎トヨタ自動車会長，三ヶ月章東大名誉教授）

##### ハ 寄附の申込み・設立時財産目録

基本財産 企業 25 社寄附金（1 社 2 百万円）5,000 万円



普通財産 同上 25 社初年度賛助会費 合計 1,060 万円

ニ 初年度及び次年度事業計画書・収支予算書

ホ 設立代表者に伊藤正住友商事相談役を選任

(4) 財団設立許可の取得（認可日 1996 年 4 月 16 日：財団設立日）

法務大臣による公益財団法人の認可を取得し、東京法務局港出張所に登記

(5) 第 1 回理事会・設立記念式典（1996 年 5 月 22 日 於 灘尾ホール）

第 1 回理事会が開催され以下の事項が決議されました。

イ 評議員 34 名（企業代表 27 名，諸団体及び個人 7 名）

法務総合研究所からは小木曾国隆総務企画部長が評議員に就任（以後総務企画部長及び国際協力部発足後は同部長にも代々評議員を引き継いでいただいている。）

ロ 学術評議員 19 名（大学教授，弁護士，公証人等）

ハ 財団管理諸規則制定（会員及び会費に関する規則，事務処理規則，財産管理及び会計処理規則，旅費規則，就業規則）

#### 設立記念式典

式典挨拶 開会の辞 伊藤 正 会長

挨拶 三ヶ月章 特別顧問

来賓祝辞 長尾立子 法務大臣

木島輝夫 国際協力事業団理事

（河村法務政務次官，則定法務事務次官も来賓として御出席）

(6) 設立以降の特記事項

特定公益増進法人の認可取得（1998 年 7 月 16 日）

1996～1997 年度の事業実績，決算書類等を付して法務省に申請，法務省から大蔵省（当時）に手続，その承認を得て特定公益増進法人の認可を取得し，以後 2 年ごとに申請し認可が更改されています。（当財団設立に際しては法務総合研究所総務企画部及び官房秘書課企画室が直接の窓口であったことより本件手続も総務企画部經由同企画室が担当されましたが，2008 年申請に際しては国際協力部・民事局商事課のルートにて行われました。）

インターネットホームページの開設（2001 年 12 月）

URL : <http://www.icclc.or.jp>

設立 10 周年記念式典・記念講演会（2007 年 1 月 22 日 於 灘尾ホール）

式典挨拶	開会の辞	宮原賢次	財団会長
	挨拶	松永榮治	法務総合研究所長
	来賓祝辞	長勢甚遠	法務大臣
		松岡和久	国際協力機構理事
		塚本 弘	日本貿易振興機構副理事長
		伊藤誠一	日本弁護士連合会副会長
記念講演会	講師	アン・ヴオンワッタナ	カンボジア司法大臣
		ヒー・ソピア	カンボジア司法省次官
		竹下守夫	駿河大学大学長・カンボジア民事訴訟法 作業部会長

## ＜財団の運営体制＞

### (1) 事務局

事務所は理事会社の日本興業銀行の紹介により興和不動産（株）所有オフィスビル約 30 坪を賃借し、1996 年 5 月から入居し契約更改を続けて現在に至っている。

現在の事務局としての常勤スタッフは住友商事からの出向の事務局長、事務局次長の他、人材派遣会社からの事務職 5 名、大阪連絡員 1 名の構成となっている。

### (2) JICA 受託事業

本邦での研修や国別の法制度整備プロジェクト等独立行政法人国際協力機構（JICA）からの受託事業については、その実施プロモーターとなる国際協力部と協議の上、プロジェクトごとに年度ベース、又はスポットベースにて事業計画、予算書を提出、個別に受託契約を締結し、事業終了後は実施結果、決算書類を報告している。

本邦研修（国別一般研修・プロジェクト関係者特別研修及び複数国からの研修員を対象とした国際民商事法研修<sup>1</sup>）には財団役員、学術評議員、法整備関係プロジェクト各部会、会員企業専門部署からの講師の派遣（国際民商事法研修には日本側共同研修員として会員企業から毎回 1～3 名参加）、財団主催の歓迎会、見学ツアー等を行い、研修の円滑な推進、並びに研修員と日本側関係者との友好増進に協力している。また、国際民商事法研修員は毎回、研修の一環として金沢市を訪問し、石川国際民商事法センター主催のシンポジウムに参加していたが、この受入れには石川国際民商事法センター（地元企業による当財団への支援団体）の協力を頂いた。なお、同センター主催シンポジウムには当財団から講師を派遣している。

国別の法制度整備事業については、各国プロジェクトの中で個別分野・テーマごとに委員会、作業部会、研究会等が組成され、国際協力部がプロモーターの中心となり、

<sup>1</sup> 国際民商事法研修は、一定地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム及び日本）の法律家を集め、相互の法制度・運用実態を比較検討させることにより、1 か国を対象とする国別研修では気付きにくい自国の法制度の特徴や問題点を理解することを目的とした研修であった。2007 年度をもって終了。

当財団が事務局業務を担当しているが、各部会等内部の諸連絡調整、議事録ほか関係資料作成等の補助業務を行うため法律知識のある大学院生を当財団が起用（業務契約）の上、各組織に配置している。

ベトナム、カンボジアには JICA から長期専門家（弁護士、検事・国際協力部教官、裁判官）が派遣されているが、現地司法当局や現地側実行委員会との折衝、現地セミナー開催等について日本側担当組織との連絡調整や資料送付に当財団も協力している。

法整備支援事業の節目に際しては法案の内容を現地関係者に広く理解してもらうとともに、当該国との協力関係促進のため日本から関係者ミッションを派遣し現地記念セミナーをハノイ（1999年11月）、プノンペン（2002年10月）にて開催し、当財団はミッション事務局として全面的に協力した（本セミナーは JICA 受託事業とは別に、JICA、法務総合研究所及び財団の共催事業として実施）。

### (3) 受託事業以外の主要事業

#### 1 日中民商事法セミナー

本セミナーは財団設立後間もなく中国を訪問された伊藤会長と国務院国家経済体制改革委員会（体改委）李鉄映主任との間で協力合意がなされ、第1回セミナーを1996年11月東京、大阪で開催し、以後両国にて交互に開催を続けている。

中国側は2003年3月組織改革により国家発展改革委員会に引き継がれ、同年11月の第8回セミナーに先立ち同委員会張暁強秘書長と宮原賢次会長との間で双方の協力と友好増進につき改めて協議書が締結された。

各年のセミナー開催の4～5か月くらい前にはあらかじめ財団幹部や関係者の御意向を確認して財団事務局が北京に出張し、テーマ・講師の選定、通訳・講演原稿翻訳の手配、プログラム骨子、会場やミッションロジスティックス等詳細にわたり先方委員会の法規司、外事司と交渉し、これに基づき双方具体的に準備をとり進めている。

2002年第7回セミナーから法務総合研究所には従来の後援の立場から共催に格上げいただき、大阪セミナーでは大阪中之島合同庁舎内国際会議室の使用を含め多大なる御支援を頂いている。また、2003年第8回セミナーからは JETRO も共催者として加わり、東京でのセミナー会場の便宜提供を始めセミナー運営に協力いただいている。

#### 2 日韓パートナーシップ研修

本研修プロジェクトの最終交渉のため1999年3月法務総合研究所栃木庄太郎総務企画部長、同部亀田哲研究官、財団理事小杉丈夫弁護士、事務局から小職がソウルを訪問し、大法院関係部署と基本計画につき合意を得て、エンガン大法院長（小杉弁護士旧知）を表敬訪問した。

1999年9月～10月に第1回研修（東京セッション、ソウルセッション各5～6

日)が実施され、当財団は日本側共催者として旅費、懇談会等の実費支弁を含め協力している。

なお、韓国大法院とのルートができたことにより、大法院から専門講師の派遣を得て2001年“日韓登記制度”，2002年“日韓不動産登記制度比較”2003年“日韓知的財産訴訟”をテーマに東京で講演会を開催した（法務総合研究所，財団共催）。

### 3 アジア・太平洋諸国法制度調査研究及び同シンポジウム

財団設立第1年度より法務総合研究所，当財団の共同事業として関西の学者・法曹関係者をメンバーとする研究会を構成し，アジア・太平洋諸国の民商事法制度について調査研究を委託し，その成果のまとめとして対象国からも専門家を招聘しシンポジウムを開催してきており，ほぼ2年ごとに新しいテーマに取り組む長期継続事業として確立している。

各研究会は座長が中心なり，国際協力部がプロモーターとしてとり進めており，当財団は研究会の事務的業務，企業からの研究員参加，海外調査アレンジ，シンポジウム運営協力，歓迎パーティー，成果まとめの出版等を主体に協力している。

以上，本稿は財団設立の経緯と主要事業の運営体制の概略を主体に述べましたが，事業全体の詳細は最近の新規事業も含め，財団のホームページ、又は機関紙“ICCLC”（各決算事業報告書等）を御参照いただき，当財団の活動と事務局の取組に対し関係各位の一層の御理解と御支援をお願いする次第です。

# 国際民商事法センター（ICCLC）の役割と今後の課題

財団法人国際民商事法センター理事長

原 田 明 夫

## 1 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の設立趣旨

ICCLC は、1996年（平成8年）4月に、当時の国際協力事業団（JICA）が発展途上国に対する国際経済援助（ODA）の無償援助の一環として、市場経済に移行しつつあるアジア諸国の民商事法を中心とする基本法の整備支援を行うに当たり、その支援事業の委託を受ける目的で、法務省を始めとして政府と緊密な連携を図りつつ、経済界・法律学者・法曹界の協力を得て設立された。

すなわち、アジアで目覚ましい発展を遂げつつある国々でも、経済活動に必要な民商事法を中心とする法制の整備が遅れ、また、それを運用する人材が不足しているため法制度が十分機能していないことが懸念され、我が国に対して法制度基盤整備のための支援・協力が求められ、これに応える動きであった。

このような要請に応じることは、我が国がアジア諸国との経済関係を発展させ、一般的な国際関係の友好増進に繋がると期待されたのである。

## 2 ICCLC 事業の進展

### (1) 法整備支援の進展

当初、ベトナム、カンボジアに対する民法、民事訴訟法の整備支援が先行したが、次第に対象国がラオス、ウズベキスタン、インドネシア、ミャンマー、中国などに拡大するとともに、その内容も、倒産法制、和解・調停法制などの個別特定の分野に進展しつつある。また、法律の整備にとどまらず、人材の育成などを念頭に、問題点を絞った国際研修や相互研究の開催など協力の在り方・方法についても多様化・多面化しつつあるのが現状である。

### (2) 関連事業の展開

ICCLC の事業として特筆すべきは、次の三つである。いずれも JICA の ODA 事業としての法整備支援ではないが、関係団体との連携による重要な活動の展開と考えられる。

#### ① 日中民商事法セミナー

このセミナーは、ICCLC 発足直後から、中国の国務院直属の国家発展改革委員会と法務省、JETRO が共催する形で、隔年ごとに、日本と北京で交互に開催され、

昨年 10 月には北京で第 13 回目のセミナーを行った。

その内容も、その時々の方々の関心事を取り上げ、昨年は、中国で施行されたばかりの独占禁止法の実施・運用に関する問題点をテーマとした。

## ② 日韓パートナーシップ研修

この研修は、韓国の大法院と日本の法務省及び最高裁判所の不動産及び商業登記・供託制度・戸籍制度・民事執行制度関係者が相互に交流しつつ研修するもので、既に昨年には 10 回目の研修を実施し、両国の民商事の権利保全関係実務の問題点について相互理解を深めながら研修する得難い機会になっている。

## ③ アジア・太平洋諸国法制度調査研究・シンポジウム

この研究・シンポジウムは、法務省と ICCLC が JETRO、関西を中心とする各大学の会社法関係の学者と弁護士の協力を得て、中国、シンガポール、フィリピン、タイなどのアジア諸国に進出する日本企業に関わる会社法上の諸問題をテーマとして研究している。

### 3 現状の問題点と将来への展望

先日 2009 年 1 月 16 日、法務省法総研・JICA 共催の「第 10 回法整備支援連絡会」が大阪・東京で開催された。私は、この会議に後援団体の一つである ICCLC を代表して出席した。この連絡会は、法総研国際協力部が実質的に企画して開催されてきたもので、従来から、我が国の「法整備支援」の活動の主体が JICA の ODA（無償援助）に係るものであっても、各大学のほか、弁護士会その他各種団体等が独自のプログラムとして実施してきたものもあるので、その情報交換を目的に開催されてきた。

今回の連絡会では、国連開発計画（UNDP）のベトナム事務所政策アドバイザーであるニコラス・ブース氏が「開発途上国への法整備支援」と題する特別講演を行い、日本の法整備支援の在り方を評価しつつ、国連の立場から今後における支援関係国間の相互協力・調整の必要性を述べた。

日本政府としては、2006 年（平成 18 年）、内閣に関係閣僚による「海外経済協力会議」が設けられ、その重要な課題の一つとして「法整備支援」を戦略的に進めるべき旨が合意され、関係省庁間で「基本計画」を策定中で、我が国の国際貢献・国際協力としての「法整備支援」を一層充実しようという気運が高まっているとのことであり、その中で、アジアにおける法の支配と司法アクセス拡大に向けた法務省や日弁連の取組が紹介され、また、慶応義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授から、法整備支援に関して「良い統治と法の支配」の意味づけを理論的・戦略的により詳細に検討すべきことが提言された。

このような論議を通じて、私が ICCLC の立場から、法整備支援を含む我が国の国際協力の在り方について感じた問題点は、次のとおりである。

#### (1) 国の政策としての国際協力に関する総合的視点の必要性

「安全保障会議」とは別に、内閣に「海外経済協力会議」が設置され、言わば「ソフトパワー」による国際関係の調整について、より広い意味での国益実現と安全確保を図るために、各種政策を立案する司令塔的役割を果たそうとしていることを高く評価したい。その一端として、一国内及び国際的な紛争を平和的手段によって防止し解決するために、「法による平和」の観念が改めて理解され、実現されることが望ましい。そのためにこそ「法整備支援」の概念が、より積極的に、国際経済協力の枠内で展開され、定着するよう努力してほしい。

その活動への参加者としては、国家機関のみならず、大学、日弁連、日本法律家協会などの非政府機関、社会的責任(CSR)の観点から参加する民間企業・個人をも含む総合的な幅広い人々の協働が必要になる。

## (2) 法整備支援参加者の育成と支援

従来から大学関係者、弁護士、その他のボランティアの立場で「法整備支援」の様々な分野で協力されてきた多くの先達の意見を聞くと、これに参画したことによる達成感と自己満足はもとよりあるが、政府を含めた社会全般の目から見た評価と意味づけが行われると、より積極的に参加する人々へのインセンティブになるのではないかと指摘されている。

最近では、大学での各種講義の中で、国際協力の分野での「法整備支援」の意味づけに多くの学生から高い関心が寄せられている、とのことである。我が国の国際的プレゼンスが近年ますます少なくなりつつあるとの内向き傾向が指摘される中で、若い世代の人々に将来の国際的活動の分野に向けて夢と希望を与えることができるよう工夫することが望ましい。また、この分野での活動には、若い世代の活力が大切であるが、それらの若い人々が真に有効な支援活動に参加できるためには、経験を積んだ人々からの育成への支援が必要と考えられる。

## (3) 海外開発援助 (ODA) としての援助と国際協働の新たな展開

先に見た日中民商事法セミナーのような展開は、従来の OECD の定義する一方的な開発援助の範囲からでは捉えきれない意味を持っている。すなわち援助対象国から卒業した国々との間での「統治制度とその運用」に関する相互研究・協力との面を持つソフト面での協働の有用性を理解することが必要である。この面では、ODA を包括的に担当するため組織を改めた新生 JICA の新しい事業としての可能性の他、ODA の対象国を卒業した国々との間での「国際協働」の新たな分野も想定される。

このように考えてくると、ICCLCとしても、従来のODAの一環としての「法整備支援」の委託を受ける立場での事業を行いつつ、NGOとしての立場から、国のソフトパワーを補完する「統治機能の強化を支援する海外協力」の一端を担う組織としての活動ができるようするにはどうしたらよいか、という見地から検討を進める必要がある。今回の「法整備支援連絡会」で、ICCLCの理事小杉丈夫弁護士が、この

ような観点から、政府の支援活動、それを支える民間企業等の理解と支援、さらにはローエイシア<sup>1</sup>（The Law Association for Asia and the Pacific）のような草の根の国際的な法律家の国際交流の協働も必要であることを長い経験に基づいて総括されたことは誠に貴重な視点だと感じた。今後とも、この観点からもICCLCの役割が評価されるよう努力したい。

---

<sup>1</sup> オーストラリアに本部をおく、アジア・太平洋地域 24 か国の法律家の任意団体



## 唇齒輔車の関係 ～器（うつわ）を整える～

水戸地方検察庁

次席検事 山下 輝 年

唇齒輔車（しんしほしゃ）は、中国の諺「輔車相挽り、唇滅ぶれば齒寒し」に由来する四字熟語。車の両側を挟む木と車が一緒になって物を運び、唇と歯は別物だが切り離すことができない、という意味。輔車の「輔」を頬骨、「車」を顎の骨の意味であるとする説明もある。（春秋左氏伝を参照のこと）

### 静かなる始動

2000年4月1日、法務総合研究所の総務企画部付教官として着任した。検事任官17年目の春のことです。場所は法務省の中でも由緒ある赤煉瓦棟。1895年建築のそれは、外観の赤煉瓦、階段を上って玄関がある造作、中は高い天井に、湾曲してゆったりとした階段を有している。明治時代に不平等条約の解消には西洋の司法制度の導入が必要だった。最も容易なのは、「器」を真似ること、即ち西洋風の外観の司法省を建てること、次に法律を翻訳して作ることで、最も困難なのが法曹を育てることであった（三ヶ月章著「法学入門」）。その動機はどうであれ、赤煉瓦棟は、今なお人の心を落ち着かせる雰囲気醸し出している。やはり、これが歴史の重みなのでしょう。

着任当時の法総研所長は、その赤煉瓦の静かな佇まいを象徴するような頃安健司所長（19期）。ナンバー2は栃木庄太郎総務企画部長（25期）、燃える炎「赤」を体現するお人柄。その下に、行動力果敢な齊藤雄彦副部長（35期）に、冷静沈着な榊原一夫部付教官（36期）、人柄抜群の黒川裕正部付教官、そして私の合計4名であった。仕事の内容は、「法整備支援」、民商事法分野における国際協力である。総務企画部の仕事からすれば数ある業務の一部に過ぎないが、部付教官3名には専従業務である。前年度からの残留者は榊原部付教官一人で、後の3人は新参者である。

時は折しも、中央省庁等改革（省庁再編）の時期で、翌2001年1月6日から1府12省庁（元は1府22省庁）でスタートすることになっていた。各省庁では設置法や規則の見直し作業が盛ん。基本は自助努力にスクラップ・アンド・ビルドであり、削ることは容易でも増やすのは難しい。そんな時期に、法総研は、翌2001年4月を目途に、研究部2か部を1か部に減らす一方、新たな部の設置に向けて作業を続けている。その新しい部が今の「国際協力部」。

今をときめく司法制度改革論議は、議論が始まって1年足らずで、その中間報告も出ていない時期のことである。

## 春の兆し

着任したときには、既に路線は引かれていた。御存知のとおり、1994年に初めてベトナム司法関係者を日本に招いたのが法整備支援の始まりだが、早くも1996年4月には財団法人国際民商事法センター（ICCLC）が設立されている。法整備支援事業や調査研究を主たる目的とする民間組織であり、後に特定公益増進法人の認定を受けています。重要なことは、国際協力部創設の5年前という時期にICCLCという「器」の誕生をみていること。急に誕生するはずがなく、その前の段階から動きがあったに違いない。その時期は、法整備支援がどうなるのか皆目分からない状態です。もちろん、自然に誕生したわけでもないでしょう。ベトナム民法制定直前に関与した森島昭夫名誉教授による外務省・JICA・法務省など関係機関への働きかけ、法整備支援の重要性に気付いた法務省・法総研幹部、それを民間で受け止めた良き理解者三ヶ月章法学博士、(故)伊藤正会長などなど、多数の関係者の協力と努力によるものです。その事業に意義を感じなければ、その時点で「器」が誕生するはずがありません。そこには度量ともいうべき「人間の器」が存在したに違いないのです。

当時、法総研に「器」は存在せず、あるのは「人の労力」のみで、それも他の業務を持ちながらの僅かな人数であった。年1回程度のペースで細々と研修を続けている分には、それでも対応できた。しかし、その間口を徐々に広げ、ベトナム・カンボジア・ラオスを対象とする本邦研修（国別研修）、それにモンゴルやミャンマーを加えた国際民商事法研修（多国間研修）が続くようになる。本邦研修ばかりではない。現地セミナーに専門家を派遣するのはもちろん、ベトナムの民法改正支援、カンボジアの民法・民事訴訟法の起草支援が始まったのも1999年頃からになります。民事訴訟法支援については竹下守夫法学博士ほか名だたる民事訴訟法学者・実務家が集っていた。民法起草支援とて同じ。現地セミナーに法律専門家を定期的に派遣しなければならない。記録も資料も整える必要があります。そして、2000年4月つまり私の着任時には、ベトナム・ハノイに検事と弁護士が派遣され、その7月には裁判官を派遣する予定になっていた。加えて、アジア開発銀行（ADB）と連携した研修が5月の連休明けから予定されていた。10週間の研修で、資金はADB、労力は法総研という分担である。JICAとは無関係の研修であるため、法総研職員が自ら渡航や宿泊先、日常生活の世話をしなければなりません。参加国は、中国・インド・ネパール・パキスタン・フィリピン・タイ（合計12名）で、日本人3名が加わり、その1名が現在の森永太郎教官です。これを部付教官数名と企画課職員数名でやりくりしていたのだから驚きです。

それが可能だったのもICCLCの支えがあったからです。だからこそ、タイトルの「唇歯輔車」なのですが、この言葉は今ではあまり知られていない。用例は、探しやすいところでは、日本の国連加盟受諾演説に登場する。私の誕生日の3日前1956年12月18日、時の重光葵外務大臣が行った演説は、憲法の花から説き起こし、新渡戸稲造も使った「東西の架け橋」という言葉で締め括ったことで有名である。その途中の第4段落で「日本はアジア諸国とは、

政治上はもちろん経済上においても唇齒輔車の関係にあり、かつ、不可分の運命の下にあって、これら諸国の向上発展に大なる期待をかけているものであります」と述べている。法整備支援の精神が表れているのはもちろんですが、法務省・法総研（国際協力部）と ICCLC との関係を表すにも最適だと思っています。

## 大阪との縁

もう一つ忘れてはならない背景があります。それは、大阪の地に建物という「器の一部」を造ろうとしていた件で、要するに大阪中之島合同庁舎のことです。大阪市西天満の大阪地方検察庁（旧庁舎）が手狭になり、法務省は堂島（住居表示は福島区）にある大阪大学付属病院跡地の獲得に動いていた。その際、「大阪は国際都市を目指す。中之島の一等地にドメスティックな司法機関は不要」と言われた経緯があるとのこと。そこで、法務省には国際機関あり、と説明することになります。国連旗がはためく UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）、そして民商事法分野の法整備支援のことです。この合同庁舎に国際協力部や国際会議場があるのは、ここに由来があるのです。「器の一部」と表現したのは、主要部分は検察庁であるからで、その庁舎が 2001 年には完成予定であった。

しかし、そういう形式的な背景だけではない。大阪は昔から商業都市です。後の大塚清明法総研所長（23 期）が、大阪地検・高検の次席検事当時（1996 年、2000 年）から、訪れたアジアの研修生に説明していたように、堂島の地には米会所があり、商品先物取引発祥の地です（幕府の公許は 1730 年）。本邦研修のたび披露された伝統ある「大阪締め」は皆が覚えていることでしょう。そして、アジア諸国との交流という点では東京よりも歴史が長く深い。これほど民商事法分野の法整備支援を拠点とするに相応しい地はない。一方、合同庁舎が有形の器なら、無形の知恵の器とも言うべきものが大阪に誕生していた。ICCLC そのものではないものの、三ヶ月博士の呼び掛けに応じて在阪の研究者・弁護士が呼応して、1996 年に「関西アジア民商事法研究会」ができたのです。勝手に法整備支援を応援するという意味で、自称「勝手連」。海外研修生のホームビジットに協力してくださるなど、その貢献度は大であったのです。

こういう経緯もあって、実は、法総研の総務企画部と UNAFEI には、その前年から関西の検察事務官から選ばれた人材が国際協力専門官として配置されていた。いずれ大阪が法整備支援の拠点となる以上、大阪出身者に国際協力を体験してもらう必要があったからです。

## 拡張路線

しかし、大阪に施設という「器」が完成予定だから新しい部は当然認められる、というほど現実には甘くはない。何はさておいても、実績が必要、需要が必要、途上国の要望が必要であった。

「どこのアジアの国からの要請でも受ける。研修でも現地セミナーでも何でも引き受ける。消極姿勢は論外、どんどんやろう」

それが当時の方針であったが、それは国際協力部を立ち上げるためでした。そう言うと語

弊はあるものの、国際協力部ができれば知的支援の目玉として、法整備支援という価値ある国際協力が可能になります。すべてはそのためです。法整備支援に少しでも関係するなら、私法学会、大学のシンポジウム、他の省庁主催の研究会など、国内外を問わずに積極的に参加し、パネリストで参加する。人脈拡大が優先で、さながら公務員の不慣れな営業活動の様相を呈していたほどです。

着任した私が何をしていたかと言うと、ADB 研修では、内閣法制局の講師が突如都合がつかず、代わりに立法過程につき講義をする。法総研の浦安の宿泊施設に外国人を宿泊させるのは初めてであり、何かと生じる不都合・不具合に対処する。そうかと思えば、2000年6月にはラオスに派遣予定の講師が事情により2週間前にキャンセルとなり、再び突如、ラオスに赴き、英語で刑事司法のセミナーをする。翌7月にはジャカルタで開催される APEC 経済法制度の強化に関するシンポジウムに出席し、帰途にベトナムを訪問して、現地専門家と共に関係司法機関を表敬訪問するというめまぐるしさであった。

### ICCLCの支え

実績作りという点でも、ICCLC に足を向けて寝られません。当時の国際民商事法セミナー（多国間研修）には日本人研修員も参加していたが、公務員のほか民間の企業法務部の専門家も参加する実にユニークな構成です。40年の歴史を誇る UNAFEI でも日本の民間人が参加したことはないでしょう。民商事法分野の研修に、経済の最前線にいる民間が参加しないなら、益は少ないからです。それが可能になったのは、ICCLC の尽力により企業に協力をお願いし、派遣してくれたからです。また、ICCLC 独自の活動として、日中民商事法セミナーが毎年開催されており、法総研で法整備支援に携わるメンバーも出席し、時にはパネリストとして法務省からも出席していた。市場経済化を推進する中国の民商事法分野における動向が分かるセミナーで、貴重なものです。

そして、日韓パートナーシップ研修（研究）は、ICCLC なくしては実現不可能であった。JICA は開発途上国支援であり、その枠組み外なら支援は不可能となる。しかし、途上国はいつまでも途上国ではなく、いずれ自立します。自立したら法整備支援はなくなるのでしょうか。支援と言うからそういう印象を受けますが、法整備支援は民商事法分野の国際協力であり、「協力」はなくならないでしょう。双方が対等の立場で刺激し合って更に発展するという国際協力・交流がイメージです。韓国は既に途上国を脱している。歴史的経緯から日本の司法制度とも似ていますが、独自に発展した部分も多く、日本も再刺激を受けること間違いなし。距離が近く文化も似ており、ここも唇歯輔車の関係にあります。しかし、国家予算の制約上、その支出には制約があります。法務省・法総研が出せる部分は日本人研修員の国内分のみです。韓国は自分で出す。予算の制約で出せない部分は ICCLC が独自に貢献する。自費負担してでも日本と交流したいと声を上げる外国と手を携えるというのが理想形であり、将来を見通したものなのです。

また、アジア・太平洋諸国の比較研究を継続的に実施していたほか、ベトナム・ハノイで日越共同の記念セミナーを主催するなど、重要な行事には積極的に関与していました。

日常業務では、毎月1回のペースで開催されるベトナム民法改正作業部会、カンボジア民法作業部会、カンボジア民事訴訟法作業部会、JICAの国内支援委員会（ベトナムとカンボジアの二つ）に出席する。その準備にも関与し、日弁連や最高裁とも連絡を取り合うなどなど。これだけでも月5回、つまり週1回以上となる。この国内支援委員会と作業部会は、日本の法整備支援のいわば頭脳であり、事前の根回しも必要になる。こういう会合の準備、連絡調整、資料の整理保存の役割もICCLCが担う。何かと忙しい研究者・実務家が中心のため、会合は夜、或いは土日祭日、民法部会の会場場所はICCLCの事務所になります。資料の事前準備などの負担も、当然ICCLCにかかってくる。作業の工程管理、会合の記録、先生方の連絡が必要となれば法的素養のある大学院生を雇い、現地専門家とのやり取りに電話会議システムが必要となれば、ICCLCが即座に対応する。これらの役回りをしてくださった当時の金子浩之事務局長・相澤繁昌事務局次長は、法総研教官にとって頼もしい存在であったのです。

### 新部創設は間近

一方で、時間の都合がつく限り、私を含む部付教官は法総研の設置規則の改正作業の検討にも入り、内閣法制局にも説明に行く。そして、2000年12月、先に少し触れた司法制度改革審議会の中間報告が公表されると、そこに法曹の役割として国際社会を視野に入れるという部分で、「アジア等の発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進していくことが求められる」と記載された。同時期の自由民主党の提言にも法整備支援の推進が謳われたのです。これもそれまでの努力が実ったためでしょう。そして、ようやく国際協力部新設の目鼻もついた。ちなみに、その後の司法制度改革意見書（2001年6月12日付け）にも記載されています。

ちょうどその頃、榊原部付教官と入れ替わる形で、ラオスへの支援を立ち上げるべく、プロジェクト形成調査に赴き、約1か月半、世紀をまたいでラオスに滞在した。現地にいると、日本の関係者の反応が遅くて気になります。それもそのはずで、当方はラオスだけですが、日本にいる人たちは本来業務に加え、ベトナム・カンボジアも持っている。ラオスだけにかまっていられない。これが現地専門家と国内関係者の意識が乖離したように感じる隘路なのです。現地専門家からの問い合わせには最優先で対処すべきだと悟ることになる。

明けて2001年1月中旬に帰国すると、翌2月にはJICAプロジェクトのベトナム調査団の一員として参加した。帰国すると、今度は、法総研予算でベトナム検察理論研究所のブー・バン・モック氏を招き、日本の司法制度を教えつつ、関係機関を訪問する。特筆すべきは、当時の東京地方検察庁で弁解録取の状況を見せてくれたほか、英語ができる副部長と主任検事で決裁の様子を英語で模擬実演してくれたことです（田内正宏刑事部副部長で後に国際協力部長）。モック氏来日時は、梶木部長から小貫芳信部長に代わっており、ベトナム刑事司法制度の説明に興味を持ち、頃安所長も自筆の「書」を記念に贈るなど親交を深めてもらったのです。

## 国際協力部の発足

さて、いよいよ 2001 年 4 月 1 日、国際協力部の発足である。初代部長は、法務省刑事局国際課長から異動した尾崎道明部長（30 期）。その下に教官 5 名に専門官 9 名の総勢 15 名、それも法整備支援に専従するのです。それまでの陣容からみれば、そして本来業務を持ちながら法整備支援に携わっている他の機関からすれば、羨ましくなる体制でしょう。専従という意味では、ICCLC も専従であり、この点でも両者は似ています。

頃安所長から「内輪でいいから、初代メンバーで正式に発足式をやりましょう。一人々々が一言ずつ決意を述べましょう」と提案があり、全員が着任した日に行われることになった。頃安所長のメッセージは「今後 20 年通用するようなグランドデザインを描いてほしい」であった。引き続いて尾崎部長以下が一言ずつ決意を述べる。誰がどのように述べたか、今では記憶も記録も残っていないでしょうが、とにかく尽力するという決意表明です。私自身の言葉は「国際協力部という箱物はできました。大阪に建物という箱物もできます。これからはその中身が、真価が問われることとなります。自由な発想で全力を尽くします」というもの。

## 前例は作るもの

新しい部では前例は自ら作っていくしかない。早速、田中嘉寿子教官（43 期）から素晴らしいアイデアが出る。それは国際協力における JICA の手法を知らなければ教官・専門官としては意思疎通ができない。JICA に限らず世界の国際協力（援助）機関ではプロジェクトを形成する手法として PCM 手法（Project Cycle Management）、或いはこれに類似した手法が採られています。もともとはドイツ GTZ（ドイツの開発公社）で開発されたものを、FASID（財団法人国際開発高等機構）が改善して確立したものであり、簡単に言うと、次のようなものです。

問題分析：どんな問題があるかを挙げる。

原因分析：その問題ごとに原因をツリー状に作成する。

対策：考えられる対策を提示する。

対象選定：どれに着手するか決める。

目標設定：プロジェクトの期間を定め、目標を設定する。

PDM 作成：右図のようなプロジェクト・デザイン・マトリクスを作成する。

（外部条件とは、プロジェクト外の阻害する要因）

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標			
プロジェクト目標			
成果			
活動	投入		前提条件

これを学ぶ研修は参加型研修というもので、最低でも 3 日間かかる。時の法総研は前例のないことをやるのが国際協力部であるということで、全面的にバックアップとなりました。FASID も特別に法総研で出張研修に応じてくれたのです（2001 年 6 月 13 日～15 日実施）。研修の中身は、ある開発途上国では水道問題があり、その支援プロジェクトをどう形成するかという設定である。法律とは無縁のものだからこそ、教官も専門官も条件は同じで一緒に

参加できるのです。研修といえば、通常、部長は参加しないでしょう。部下の前で恥を搔くかもしれないと思うとプライドが邪魔をする。しかしそこはさすがに初代部長です。未知の世界に対する好奇心は旺盛で、教官や専門官との垣根はない。この参加型研修では机は使わない。模造紙と大型のポストイットとマジック（筆記具）が必要なだけで、後は参加者の「知恵」と「協力」です。グループに分かれ、部長も床に這いつくばって書き込むのですが、そういう光景を想像できるでしょうか。国際協力部の仕事で実力を示すという意味なら、部長も教官も専門官もない。教官だからという理由だけで重宝されることはなく、専門官も専門家になれるのです。

その証拠に、JICA は当時の国際協力総合研修所（現 JICA 研究所、市谷にある）で法整備支援の専門家養成研修を実施していましたが、その研修に専門官を必ず 1 名参加する。その養成研修では実際に途上国を訪れる。百聞は一見に如かずで、専門官も法整備支援の専門家になるという意識作りになります。私が知る限り、3 年は継続し、専門官 3 名がこの研修を受け、弁護士・企業法務職員・大学院生に混じりながら、いずれもリーダー格として役割を果たしていました。

こういう精神は、ICD ニュースの編集にも現れることになる。当時は、2002 年 3 月から隔月で約 180 ページ程度の資料や研究報告を出版することになった。隔月だと、受け取るほうは「また来た」という感覚に陥り、否が応でも国際協力部の存在感を意識せざるを得ないでしょう。そして、初代尾崎部長の方針で、教官はもちろん専門官も必ず 1 名は執筆し、それも編集後記といえどもすべての記事は個人名で書く。一人々々が責任を持って発言するという実践です。

また、2001 年 10 月、佐賀の「法の日週間行事」に国際協力部と ICCLC にお声がかかった。折から幹事役が佐賀地検で、当時は小津博司検事正に、榊原一夫次席検事です。両名とも法整備支援の良き理解者です。佐賀（肥前）は初代司法卿江藤新平の生誕地であり、その後も司法大臣には佐賀出身者が多い。西洋から学んで司法制度を整備したその日本が、今やアジア諸国への法整備支援を行っているのですから、その織り成す歴史と意義を見つめようというわけです。メインは、三ヶ月先生や毛利敏彦先生（中公新書「江藤新平」の著者）の講演でしたが、その前の 10 月 5 日にベトナム最高裁判所チュ・シュアン・ミン判事と共に訪問し、ベトナム司法制度と法整備支援の意義について話をする機会を得ました。こういう場面でも、ICCLC と国際協力部は、両者が一体となってそれぞれの役割を果たしていたことになります。

## 大阪でも唇齒輔車

2001 年 11 月 26 日、大阪の国際協力部勤務の辞令が出た。名実ともに大阪を拠点とする法整備支援の始まりです。しかし、JICA の国内支援委員会や各種の作業部会は東京で行われます。東京に事務所がある ICCLC と疎遠になるのかと思いきや、ここでも ICCLC が配慮してくれました。ICCLC の大阪窓口機関というか連絡員が置かれ、初代は松本茂雄氏でした。電話やメールではなく、膝突き合わせて話ができて、実に心強いものです。大阪を中心とするアジア・太平洋諸国の比較法制研究会では、ICCLC が中心ですし、国際協力部が行う研修でも、

将来の資料として保存するためには記録も必要になり、大学生や院生で法律に興味のある人をアルバイトに雇って法整備支援の理解者の裾野を広げようとなりました。そこでも ICCLC の協力が不可欠なのです。後に、ベトナム民事訴訟法の専門家チームの会合にも、毎回参加していただきました。

そして、拡張路線は続き、ADB と連携してフィリピン裁判官を対象とした研修も 2001 年から準備し、2002 年 6 月に実現することになる。JICA とは無関係の研修であるため、再び国際協力部と ICCLC で共同して渡航から宿泊、休日の行事までフル活動です。その時に書記官で参加した研修員が、その数年後に裁判官となり、日本で研究リサーチをすることになった。その際に、ICCLC の岡村泰孝理事長が快く推薦状を書いてくださるなど、研修員も大きな恩を受けています。ほぼ同時期にインドネシア支援の要請が来ました。日本と経済的に結びつきが強い国で、ICCLC 会員企業の関心も強く、JETRO との連携にも ICCLC は頼りになります。これを引き受けないと存在価値を問われるわけで、多少は無理しても 2002 年 1 月には事前調査団を組み、その後のインドネシア支援につながったのです。

このように、ICCLC と国際協力部（法総研）は、互いに協力し合えば、その効果は倍増します。背伸びして活動するほうが活気も出てきます。逆に、一方が他方に対する理解を怠れば、その効果は一気に減じる。消極的権限争いをして、相手に頼んでばかりいては、いずれ衰退する。まさに「唇齒輔車」の関係にあるのです。そして国際協力部は、日本の組織の常として必ず異動がある。数年もすれば陣容はガラッと変わってしまうでしょう。国際協力部出身者は、新たな職務に専念し、現職は経験者にいつまでも頼ってはいけないと思うでしょう。経験者の側も法整備支援に関わりたくても現職に遠慮するでしょう。そんなとき、ICCLC には以前に知り合った方々がそのまま残っていることに気付きます。ICCLC は両者を繋ぐ架け橋に違いないのです。

## 器の向上へ

最後に、「器を整える」のは、箱物としての意味なら簡単です。しかし、法務省の、法総研の、国際協力部の、そして ICCLC の、中身としての器、つまり法整備支援で言えば、開発途上国が是非とも日本の支援を受けたいと思うような「高品質のもの」を備えてこそ、器が整うのでしょうか。人間に擬えて言えば、「人間の大きさ」とも言うべき「器」は整えなければならない。度量と言っても良いし、器量と言っても良い。その意味での「器」は、自己啓発、自己研鑽、協力者との切磋琢磨によって達成していくしかない。人間誰も未知のことには不安で自信を持てるものではない。自信は自らが行ってきた過去つまり経験にこそ持てるのです。道は歩いた後にできるというのと同じです。その過去という自信を日々築いていくことが重要です。頃安所長から求められたグランドデザインを描けずに国際協力部を後にした者として、そう思う今日この頃です。

語り出せば話は尽きません。特に、初代 ICCLC 伊藤会長については、インタビューという形でその考え方に接することができ、それ以前の講演や佐高信著「逆明利君」を読んで臨みました。私なりにインタビューを構成し直し、伊藤会長が直々に手を入れてくださり、写真



も取り入れた記事となり，その「人となり」を表すことができたと思っています（ICD NEWS 第7号・2003年1月発行参照）。「環境で人は変わる」という言葉どおりに，私もまた法整備支援という環境に身を置いて変わった一人であり，感謝しても感謝しきれないのです。

## ～ 国際研修 ～

### 第 28 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

横山 幸俊

#### 1 はじめに

国際協力部では、2008年6月23日から同年7月4日までの間、第28回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は添付の資料のとおり）。

研修員は、ベトナム社会主義共和国の最高人民検察院次長検事<sup>1</sup>ズオン・ティン・ビェウ氏を団長とする人民検察院関係者から選出された研修員10名であり、研修員の詳細については、後記2(4)のとおりである。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

#### 2 本研修実施の背景・目的

##### (1) 本研修実施に至る経緯

ベトナムは、1987年のドイモイ（刷新）政策の開始以来、経済開放政策の推進とともに、これを支える法制度の整備を進めてきた。

1990年代後半に入ると、基本的な法制度、法執行能力の脆弱性が強く意識されるようになり、ベトナムは、日本をはじめとする諸外国及び国際機関の支援を受けて法制度整備に乗り出した。

2002年には、国連開発計画（UNDP）を中心とした、国際機関、各国の支援組織の援助の下、ベトナム法制度の欠点を洗い出す大規模な調査（Legal Needs Assessment - “LNA”）が実施された。その調査の結果を基に、2005年には、ベトナム共産党中央委員会政治局第48号・第49号決議として、2020年までにベトナムの法・司法制度を全面的に近代化することを目標に掲げた「法制度整備戦略（Legal System Development Strategy - “LSDS”）」及び「司法改革戦略（Judicial Reform Strategy - “JRS”）」が打ち出されるに至った。

現在、これらの戦略に基づき、法制度・司法制度分野での改革が進められている。

このような改革の中で、ベトナムの検察院は市場経済化と国際社会への統合に伴って犯罪件数が不可避免的に増大し、かつ、個々の犯罪が組織化、巧妙化しつつあることに対処しようとしているとみられる。そして、ベトナムの検察院は、従前の国家監察機関から、刑事訴追機関としての機能に重点を置いた態勢に移行していこうとしているとみ

---

<sup>1</sup> ベトナムにおいては、次長検事が複数名存在する。

られる。

そして、ベトナムの検察院を統括する最高人民検察院には、刑事政策の立案能力の強化とともに、全国の検察院の後方支援の役割、すなわち、各地の検察院が、適正・迅速な訴追によって犯罪を防圧する機能を十分に発揮していくための、組織的な体制を整備することが要求されている。

日本の法務省は、1994年以來、ベトナムに対する法整備支援を実施してきたところ、当部は、現在、JICAと協力して、「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月から4年間）の中で、各種の研修などを実施している。

そして、本研修は、ベトナム最高人民検察院の要請を受けて実施したものである。すなわち、刑事政策立案の中心的機関であり、刑事関連諸法の起草担当機関でもある同検察院が、自らの能力強化と全国の検察院の指導・後方支援機関として機能することを目指してその設立を企図している、最高人民検察院「犯罪学研究センター」の設立準備作業について技術的支援を行うため、本研修は実施された。

## (2) ベトナム最高人民検察院「犯罪学研究センター」の設立について

ベトナム最高人民検察院「犯罪学研究センター」は、最高人民検察院のシンクタンクとして、犯罪学の研究、刑事統計の整備、犯罪情勢分析・予測及びこれを基にしたベトナム版「犯罪白書」の公刊に加え、経済開放政策と国際社会への統合に伴って増大しつつある、あるいは、防圧の必要性の特に高い、経済犯罪や汚職犯罪などの特定の犯罪のメカニズムの研究などをその任務とすることが予定されている。

しかし、ベトナムにおいては、犯罪学研究や刑事統計分析の分野は未発達と言わざるを得ず、これを専門に取り扱う国家機関は存在しなかった。

したがって、そのような機関の運営や研究活動のノウハウもほとんど蓄積していなかった。

そのため、最高人民検察院は、研修員を日本に派遣し、手本となるべき日本の機関、特に法務省法務総合研究所などの機関を見学するとともに、日本の犯罪学・刑事政策の専門家から講義を受けるなどして、この種のシンクタンク機関のあるべき姿を学びたいとしたのである。

## (3) 本研修の目的

本研修は、研修員が、法務総合研究所をはじめとする日本の犯罪学・刑事政策の研究機関を訪問し、見学、講義、意見交換等を通じてその組織・研究手法等に加え、犯罪白書公刊の実際につき学ぶほか、犯罪学・刑事政策の専門家から講義を受け、犯罪学研究の手法、刑事統計データの集積・分析方法等について知識を習得することによって、ベトナム最高人民検察院「犯罪学研究センター」の設立に寄与することを目的とした。

## (4) 研修員について

前記研修の背景・目的から、研修員には、主として、最高人民検察院において、「犯罪学研究センター」の設立に携わる検察院職員が選定された。

研修員は、以下のとおり。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ① 最高人民検察院次長検事           | ズオン・タイン・ビェウ氏   |
| ② ナム・ディン省人民検察院検事正       | ヴ・スアン・チュオン氏    |
| ③ ハ・ティン省人民検察院次席検事       | グエン・ヴァン・ティエン氏  |
| ④ ロン・アン省人民検察院次席検事       | グエン・ティエン・ギエップ氏 |
| ⑤ 最高人民検察院犯罪学・犯罪統計部副部長   | ディン・ヴァン・ヒエン氏   |
| ⑥ 最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事 | チュオン・ミン・マイン氏   |
| ⑦ 最高人民検察院ハノイ控訴審訴追・監督部検事 | グエン・コン・ドン氏     |
| ⑧ 最高人民検察院検察理論研究所調査・法制課長 | グエン・ゴック・カイン氏   |
| ⑨ 最高人民検察院国際協力部法律専門官     | ヴ・ティ・ハイ・イエン氏   |
| ⑩ 最高人民検察院検察理論研究所法律専門官   | グエン・スアン・ハー氏    |

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修日程の方針

研修日程としては、第1に、日本において、犯罪統計・犯罪学研究が刑事政策・刑事立法にいかん役立っているかを確認して、犯罪統計・犯罪学研究の重要性を明確にすること、第2に、ベトナムにおける、犯罪統計・犯罪学研究の現状の報告により、その現状を把握すること、第3に、日本における犯罪統計・犯罪学研究の現況を呈示すること、第4に、日本の刑事裁判の運用の実際を見聞すること、第5に、日本の警察、検察等による刑事政策にかかる諸措置の実際を呈示することを基本的な方針とした。

なお、具体的な日程は、添付の資料を参照されたい。

#### (2) 日本側からの情報提供及び質疑応答について

##### ア 講義

- ① 法務総合研究所総務企画部付による講義「法務総合研究所の機構と役割」に際して、研究・研修・国際協力といった業務についての説明に対し、研修員から、その研究部等にいかんして適性のある人材を確保するのか、法務総合研究所がいかんして他の法務・検察の組織に有効な役割を有しているかといった質問が寄せられ、法務総合研究所側から、検事等の法務・検察の職員の中から適性のある職員が任用されていること、研修が実務に役立つことはもとより、研究成果も書籍等にまとめられて実務に活かされていることなどが説明され、研修員に法務総合研究所の実務に対する役割の概略が示された。
- ② 法務省刑事局付による講義「刑事統計と立法」においては、自動車運転過失致死傷罪立法における刑事統計の活用例などの説明に対し、研修員から、各種機関による統計が相互に矛盾する場合にどの統計を基にするのか、統計のどの部分に着目し

て立法がなされるのかといった質問が寄せられ、講師側から、まずもって、各種機関による統計が相互に矛盾していないことが前提であることなどが説明され、統計の正確性が重要であること、それを基に立法に役立ちうることなどが示された。

- ③ 法務総合研究所研究官による講義「犯罪白書について」においては、刑事統計の資料収集、調査・分析等の作業について説明がなされ、研修員に犯罪白書の作業工程等が示された。
- ④ 科学警察研究所犯罪行動科学部による講義「効果的な犯罪予防のためのマッピング及び分析」等においては、コンピューター地図を用いた犯罪情勢分析などが説明され、犯罪予防の手法等が示された。
- ⑤ 慶應義塾大学法科大学院太田達也教授に「刑事政策・犯罪学の手法と実践」についての講義、桐蔭横浜大学法学部法律学科河合幹雄教授に「刑事統計の分析と犯罪情勢の予測」についての講義を行っていただいた。

太田教授の講義については、研修員から、日本の再犯率についての年齢層に関する質問などがなされ、太田教授から、高齢者の再犯が問題となっていることなどが説明された。また、河合教授の講義については、研修員から、ベトナムで汚職事件の関心が高いことから、日本における摘発状況についての質問などがなされ、河合教授から、日本の状況についての説明がなされた。



- ⑥ 当職による講義「検察と警察の刑事政策における関係」においては、日本の刑事司法における、検察と警察の刑事政策における関係全般における関係について説明を行い、研修員から、実際の捜査における警察と検察の関係、検察審査会の機能などについて質問がなされ、当職等から、研修員に説明がなされた。

## イ 意見交換会

研修員と法務総合研究所との意見交換会においては、研修員から、「ベトナムにおける犯罪学及び犯罪統計の現況について」及び「ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センターの構想」と題する発表が行われた。

上記発表によれば、ベトナムでは、従来、公安（警察）、検察院、裁判所で刑事統計に食い違いが見られていたところ、現在、検察院がその統一に向けて取りまとめを進めている。

また、ベトナムでは、従来、国家レベルでの犯罪学研究機関が存在しなかったところ、2012年までに最高人民検察院の検察理論研究所に所属する犯罪学研究センターを設立し、2012年以降、最高人民検察院に直属する犯罪学研究センターを設立するという段階的な設立が計画されている。



前記発表に引き続き、「犯罪学研究センターの在り方」（刑事統計、社会情勢の分析とその刑事政策への活用、研究の実務への還元）についての意見交換が、研修員と法務総合研究所との間で行われた。

上記の刑事統計を統一的に取りまとめる手法として、法務総合研究所側から、日本で行われている、事件を受理から処理まで事件番号で把握することが刑事統計を統一的に把握することに役立つという意見が出されるなどした。

また、研修員からの、なぜ、日本では、研究部と研修部が法務総合研究所内に所属しているのかといった質問に関連して、法務総合研究所側から、研究と実務教育が同じ機関で行われていると、情報が共有される利点があるという意見が出されるなどした。

さらに、研修員と研究部との日越刑事政策意見交換会においては、研究部における調査・研究手法について意見交換が行われた。

#### 4 所感

上記3(1)の方針で編成された本研修日程は、当初、全体的にやや過密かもしれないという危惧があった。

すなわち、法務総合研究所の機構と役割、刑事統計と立法との関係、犯罪白書の作成手法、科学警察研究所における研究手法、刑事政策・犯罪学の手法と実践、刑事統計の分析と犯罪情勢の予測など、我が国の法律実務家としても普段、それほどなじみのない事項を10日間程度で研修するという事は過密な日程かもしれないと思われた。

しかし、研修員の本研修における、犯罪統計・犯罪学研究の手法の習得に向けた熱意がその危惧を忘れさせてくれた。

また、初めての主任教官としての研修で無我夢中であった当職にとって、その不安を考えている余裕はなかった。

いずれにしても、終わってみると、あっという間という感覚であった。

研修員は、総じて熱心であり、講義後には必ず質問があった。研修当初の講義から、質問が多数に及び、質問時間を最低30分は確保する必要が感ぜられた。

そこで、以後、できる限り、質問時間を1時間程度確保することとし、講師の方には無

理を言って講義の時間を短縮していただいた。

研修員は、休み時間には、団長であるビェウ次長検事を中心にして集まり、質問すべき事項について整理していた風であり、質問時間になると、整然とした質問を行っていた。

上記のような状況から、研修員が本研修において、知見を広められたものと確信している。

必ずや、ベトナムにおいて、立派な「犯罪学研究センター」が設立され、ベトナムにおいて、犯罪統計・犯罪学研究が進展することと思う。

本研修にご協力していただいた方々から、研修員に対して、「犯罪学研究センター」設立後に、同センターにおいて、意見交換会を行いましょうといった御意見が寄せられたことは、当職もまた我が意を得た思いである。

## 5 おわりに

本研修は、ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センター設立に向けて、参考となりうる我が国の法務総合研究所、我が国における刑事統計の活用状況、犯罪学研究の状況等についての講義、意見交換等により行われたところ、既に述べたとおり、研修員は「犯罪学研究センター」の設立に向けて熱意をもって研修に取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本研修にご協力いただいた関係各位に深く謝意を表したい。

## 第28回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	曜 日	10:00  12:30	14:00  17:00
6 / 23	月	研修員日本着	14:00～16:00 JICA プリーフィング 16:00～17:00 ICCLC, ICD オリエンテーション 財団事務局, 教官等
6 / 24	火	10:00～ 稲葉部長あいさつ 10:15～ 講義「法務総合研究所の機構と役割(その1)」 法総研総務企画部 木下部付	12:40～13:40 講義「法務総合研究所の機構と役割(その2)」 法総研所長主催 意見交換会 (16:00～赤れんが棟庁内見学) 総務企画部 木下部付
6 / 25	水	講義「刑事統計と立法」 法務省刑事局 江口局付	講義「犯罪白書について」 法総研研究部 作原研究官
6 / 26	木	10:10～ 法務大臣表敬 10:35～ 事務次官表敬 11:00～ 検事総長表敬 (移動時間)	科学警察研究所訪問及び講義 科学警察研究所 犯罪行動科学部 原田部長 同部少年研究室 小林室長 同部捜査支援研究室 渡邊室長
6 / 27	金	法務総合研究所との意見交換会	法務総合研究所との意見交換会
6 / 28	土		
6 / 29	日		
6 / 30	月	講義「刑事政策・犯罪学の手法と実践」 慶應義塾大学法科大学院 太田達也教授	講義「刑事政策・犯罪学の手法と実践」 慶應義塾大学法科大学院 太田達也教授
7 / 1	火	講義「刑事統計の分析と犯罪情勢の予測」 桐蔭横浜大学法学部法律学科 河合幹雄教授	講義「刑事統計の分析と犯罪情勢の予測」 桐蔭横浜大学法学部法律学科 河合幹雄教授
7 / 2	水	東京地方裁判所見学(法廷傍聴) (9:45～11:45)	日越刑事政策意見交換会(兼浦安総合センター見学) 法務総合研究所 城研究部長
7 / 3	木	講義「検察と警察の刑事政策における関係」 法総研国際協力部 横山教官	明治大学博物館見学 17:00～17:15 JICA 東南アジア 第一部・第二部 部長表敬
7 / 4	金	総括質疑応答 (10:00～11:00) 協議(11:00～12:30) 現地専門家, 法総研教官, JICA 担当者, 研修員	14:00～15:00 評価会 15:00～15:30 閉講式 15:30～ 資料整理

\* 7/5 研修員帰国



## ～ 国際研修 ～

### 第 29 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

#### 1 はじめに

2008年8月18日（月）から同月29日（金）まで、第29回ベトナム法整備支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、主に最高人民裁判所及びバクニン省級人民裁判所の裁判官の中からベトナム側により選定された以下の合計10名である。

バクニン省級人民裁判所所長	グエン・チ・トゥエ氏
最高人民裁判所刑事裁判所副所長	ホアン・ティ・キム・オアイン氏
最高人民裁判所経済裁判所副所長	ブイ・ティ・ハイ氏
最高人民裁判所労働裁判所裁判官	ホアン・ティ・バック氏
最高人民裁判所行政裁判所副所長	ダオ・ティ・スアン・ラン氏
バクニン省級人民裁判所副所長	ファム・ミン・トゥエン氏
最高人民裁判所裁判理論研究所副所長	グエン・ヴァン・クオン氏
ダナン市人民裁判所副所長	グエン・タイン・マン氏
バクニン省級人民裁判所民事裁判所所長	グエン・ヴァン・ヴ氏
バクニン省級人民裁判所事務局副局長	グエン・ヒウ・スオン氏

#### 2 本研修実施の背景

##### (1) ベトナムに対する法整備支援の経緯及び本研修に関連する支援活動

日本は、1994年以降、ベトナムに対して法整備支援を行ってきたところ、これまでの約15年の間にその支援の範囲は非常に大きな広がりを見せており、最近では、国家賠償法、不動産登記法、判決執行法等の法律起草支援のほか、法曹養成支援、裁判実務改善支援その他の様々な活動を並行して進めているところである。そして、当部は、JICAと協力して上記活動を進めてきており、現在は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～）の中で、各種研修の実施等の活動を行っている。

本研修は、上記プロジェクトの活動のうち、ベトナムの最高人民裁判所（Supreme People's Court、以下「SPC」という。）を主なカウンターパートとし、裁判実務改善を目的として行われている活動に関して実施されたものである。その具体的な活動としては、現在、「判例の普及等に関する活動」及び「パイロット地区における実務改善活動」が進

行中である。

## (2) 判例の普及等に関する活動について

ベトナムでは、従前、最上級審である SPC 裁判官評議会監督審の決定（以下、単に「監督審決定」という。）が非公開とされ、各地の下級審裁判所において監督審決定が参照されずに不統一な法律解釈に基づく判断がされ、上級審により判決が頻繁に破棄されているという問題が指摘されていた。そして、2005 年 6 月の「2020 年までの司法改革戦略について」と題するベトナム共産党中央委員会政治局決議第 49 号において、「判決文の公開化を段階的に実現する」、「判例を発展させる手引を行う」旨の記載がされたことなどを受けて、日本による前記プロジェクトの中で、判例集の編纂や判例の普及等に関する活動の支援が行われることになったものである。この活動の過程では、日本側とベトナム側の共同作業により、2007 年 3 月に「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」が作成された。これは、下級審が監督審決定に従った裁判を行うことの意義や重要性、監督審決定書の内容を改善することの重要性等について詳細に説いた上、モデル監督審決定書を提示するなどした資料である。本研修は、今後ベトナムで「判例の発展」に関する活動を行うメンバー（その中心となる SPC 裁判理論研究所副所長グエン・ヴァン・クオン氏が本研修に参加している。）に対し、改めて日本における判例の活用状況について情報提供し、今後の活動に役立ててもらおうというものである。

## (3) パイロット地区における実務改善活動について

ベトナムでは、SPC を中心として裁判実務の改善に取り組んでおり、前記決議第 49 号においても「司法機関の活動の質、すべての審理公判における当事者主義を向上させる。これを司法活動の突破口とみなす」などの記載がされている。この決議にも触れられているが、従来職権主義的であった訴訟構造が当事者主義的なものに転換する方向性が打ち出され、2004 年に制定された民事訴訟法ではこの方向性に即した規定があるが、裁判現場において様々な問題が生じおり、これへの対応が課題となっている。刑事訴訟法についても、現在、当事者主義的な訴訟構造を導入する方向での改正が見込まれており、今後同様の課題が生じると思われる。そこで、こうした問題への取組として、パイロット地区（ハノイ市の北側に隣接するバクニン省）が設定され、同地区の裁判所を中心に、訴訟運営上の問題点に関する実情調査（セミナーやアンケートなど）が既に行われてきた。現在は、その結果の中から重要な問題点を抽出した上、解決策を検討する活動が進んでおり、その後は、その検討結果を全国に普及する活動へと進んでいく予定である。日本側も前記プロジェクトの中で、このパイロット地区における裁判実務改善活動を全面的に支援し、この活動が進められる過程において詳細な助言を行ってきている。この助言活動は、主に日本の長期派遣専門家が担当しているが、本研修は、パイロット地区で上記活動に携わっている主要メンバー（バクニン省級裁判所の所長以下の幹部ら）に対し、日本における訴訟実務を紹介するとともに意見交換を行い、今後の活動に役立

てもらおうというものである。

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修のカリキュラムの概要

当部は、SPCの要望を受け、日本からの長期派遣専門家及び国内でSPC向けの支援を専門に担当している「ベトナム裁判実務改善研究会」とも協議の上、①日本における判例の活用状況、②日本における訴訟実務及び実務改善の方策についての各情報提供及び意見交換を2本柱として、本研修のカリキュラムを組むこととした。

具体的には、①判例の活用状況については、大阪地方裁判所民事部及び東京地方裁判所刑事部において、それぞれ最高裁判所調査官の経験を有する部総括判事に講義及び質疑応答をしていただき、最高裁判所において、最高裁判所調査官及び最高裁判所総務局付に講義及び質疑応答をしていただいた。また、ベトナム裁判実務改善研究会の委員長である村上敬一同志社大学大学院教授（元判事）から、「判例制度について」と題する講義及び質疑応答をしていただいた。

②日本における訴訟実務の実情及び実務改善の方策については、東京地方裁判所刑事部、大阪地方裁判所民事部、京都簡易裁判所民事係において、法廷傍聴等をしたほか、裁判官及び裁判所書記官に説明及び質疑応答をしていただいた。さらに、日本側（前記ベトナム裁判実務改善研究会の委員である井関正裕関西大学大学院教授（元判事）及び塚原長秋弁護士、長期派遣専門家並びに国際協力部教官）とベトナム側研修員との間で、パイロット地区における実情調査を前提として、訴訟実務に関する情報交換、意見交換を行った。

#### (2) 判例の活用状況に関する情報提供及び質疑応答について

ア 日本側（村上敬一教授、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各部総括裁判官、最高裁判所調査官、最高裁判所総務局付）から、日本の判例の活用状況について、概ね以下のような情報提供がされた。

a 日本の最高裁判所は、最高裁判所判例集をはじめとする判例集を編纂しているほか、ウェブサイトにおいても最高裁判所判決や下級審判決を公開している。また、民間の判例雑誌が多数発行されるなどしており、これらの様々な媒体により、最高裁判所判決や下級審判決を広く入手することが可能な状態となっている。

b 下級審の裁判官は、審理の過程で法律解釈が問題になるときは、必ず最高裁判所



判例を調査して当該事案に適切な判例があるかどうかの検討を行い、また、参考となる下級審判決の調査も可能な範囲で行っている。このように、最高裁判所判例は実務において強い影響力を有している。こうした状況があるため、全国の下級審裁判所において、不統一な法律解釈に基づく判断がされることが問題視されるという事態は、一般的には生じていない。

c もっとも、最高裁判所判例について、その示した法的結論が法源となり、後の裁判に対して法的拘束力を有するということは、一般的には否定されており、最高裁判所判例は「事実上の拘束力を有する」と説明されることが多い。そこで、なぜ最高裁判所判例が実務上強い影響力を有しているのか、「事実上の拘束力」の根拠は何かが問題となり、これについては様々な見解があるものの（複数の見解が紹介された）、必ずしも固まった見解があるわけではない。

d 最高裁判所では、15名の裁判官により、年間約1万2,000件の事件が処理されている。これだけの件数を処理する上では、40名弱の最高裁判所調査官が重要な役割を果たしている。調査官が事件記録を精査し、関係法令とその立法理由、判例、学説等を調査し、その結果を裁判官に報告する仕組みになっている。判決書については、最高裁判所の判断が実務上強い影響力を有することが意識され、判断事項が明確になるような形で作成される。

e 最高裁判所裁判官等により構成される判例委員会は、言い渡された最高裁判所判決について、判例集に登載すべきか否かをその重要度に応じて判断する。そして、判決を判例集に登載する際には、冒頭に「判示事項」と「判決要旨」が掲げられ、読者が最高裁判所の判断の根幹部分を知る上での参考とされる。また、事件の調査を担当した裁判所調査官が作成する「最高裁判所調査官解説」も実務上よく参照されている。

以上の日本における実情の紹介のほか、村上敬一教授の講義においては、「判例制度がなぜ必要となるのか」というところから説き起こされ、イギリスやアメリカのように判例に法的拘束力を認める制度と日本における制度との対比にも触れられ、さらに、ベトナムの現状について、「下級審裁判所において法律解釈の不統一が生じている」という問題の根本的な原因は、監督審決定に法的拘束力がないことではなく、監督審決定が下級審の裁判官に行き渡っていないこと、また十分に理解されていないことにあるのではないか」などとの問題提起も行われ、ベトナム側の強い関心をひいていた。

イ 以上の判例の活用状況に関する情報提供等について、ベトナムの研修員からは多くの質問が出された。以下、そのうちの一部をご紹介します。

a 日本で最高裁判所判例はいつごろから強い影響力を持つようになってきたのか。

その過程で、最高裁判所判例にそのような強い影響力を持たせるため、最高裁判所はどのようなことを行ってきたのか。

b 最高裁判所判例の拘束力は事実上のものにすぎないということになると、それぞ

れの下級審裁判所の判断がバラバラになるという心配はないのか。

- c 下級審の裁判官は、審理の過程で法律解釈が問題になると、必ず最高裁判所判例を調査するとのことだが、あまりに最高裁判所判例に依存しすぎているのではないか。
- d 判例に法的拘束力を認める制度は優れているかどうか。判例に拘束力を持たせ、かつ、不変更性を持たせると、社会の変化に対応できないのではないか。
- e 法的拘束力がないのに、下級審の裁判官に強い影響力を持つということは、よほど最高裁判所判決が優れた内容でなければならないと思う。そのような判決書を作成する最高裁判所裁判官とはどういう人たちなのか。
- f 「下級審の裁判官は最高裁判所判例に従わなければならない」旨の規定を置くとした場合、それについてどのように考えるか。
- g ベトナムの裁判に迅速に判例制度を導入するためにはどういうことをすればよいと考えるか。

ウ 以上のとおり、日本側からの判例の活用状況に関する情報提供は、筆者からみて非常に充実したものであり、ベトナム側の研修員の関心にも非常に強いものがあつたように思われた。また、研修員からの質問の内容は、研修が進むに従って高度になっていくように感じられ、有意義な情報提供が行われたのではないかとと思われる。

### (3) 日本における訴訟実務の実情及び実務改善の方策に関する情報提供等について

#### ア 裁判所訪問について

- a 大阪地方裁判所民事部においては、民事訴訟の弁論期日、証拠調期日を傍聴したほか、裁判所書記官から、民事事件の訟廷事務についての説明をしていただいた。また、裁判官から、傍聴した事件の概要、前記判例の関係のほか、実務改善のための弁護士会との協議会等について説明をしていただいた。

弁論期日については、短時間に5、6件の事件が次々と処理されていくことに驚いていたようである。また、証拠調期日では、交互尋問を見学してもらい、いずれの期日についても、当事者主義の下、弁護士が十分に準備して期日に臨むことが前提となって進められている旨の説明が行われた。

- b 京都簡易裁判所民事係においては、少額訴訟を傍聴したほか、裁判官及び裁判所書記官から、簡易裁判所における当事者に利用しやすい裁判所を実現するための工夫（受付相談、訴状や答弁書の書式例の交付、手続説明パンフレットの作成、少額訴訟・支払督促・民事調停等の手続）についての説明をしていただいた。研修員らは、大変感銘を受けたようであり、「優れた手続である。ベトナムでも簡易裁判所のような仕組みを作るよう提言したい」旨の感想を述べていた。ベトナムの研修員らも、弁護士の付いていない当事者による裁判をいかに円滑に進めるかについて悩み

を有しているようであり、簡易裁判所における工夫例については共感するところが大きかったようであった。

- c 東京地方裁判所刑事部においては、1回で起訴状朗読から結審まで進む刑事事件を傍聴したほか、裁判所書記官から、刑事事件の訟廷事務についての説明をしていただいた。また、裁判官から、傍聴した事件の概要、前記判例の関係のほか、量刑を行う際の資料、検察官や弁護士会との協力関係（実務改善のための協議会、国選弁護士制度等、裁判員制度導入に向けた模擬裁判等）について説明していただいた。公判前整理手続が導入された旨の説明がされた際には、研修員から起訴状一本主義と抵触しないかとの質問がされていた。大阪地方裁判所民事部においても関心が示されていたが、ベトナムの現状では、民事事件、刑事事件とも第1回期日前に裁判所が事件について詳細な調査を行うため、第1回期日前に詳細な調査が行われない日本の訴訟手続に違和感を覚えるようであり、むしろ、公判前整理手続のような仕組みの方が親しみやすいようであった。

#### イ パイロット地区における実情調査を踏まえた意見交換について

パイロット地区（バクニン省）における実情調査を踏まえた意見交換として、2日間にわたり、日本側とベトナム側との間で協議が行われた。

1日目は、ベトナム裁判実務改善研究会の委員である井関正裕教授及び塚原長秋弁護士をお招きし、長期派遣専門家及び当部教官も加わって、民事手続に関する協議を行った。

午前の部では、ベトナム側から民事手続における現在の問題点について報告してもらった上、日本の民事訴訟についての関心事項を示してもらい、それに回答するという形で進



行した。関心事項としては、「当事者が熱心に訴訟追行しない場合に裁判所がとるべき対応」、「裁判所が当事者以外の者を訴訟に参加させる場合があるかどうか」、「訴えの変更がされた場合に裁判所がとるべき対応」などが挙げられた。

午後の部では、パイロット地区における実情調査を踏まえた意見交換を行った。日本側では、長期派遣専門家を中心に、バクニン省等の裁判官をはじめとする法律関係者を対象とした膨大な量のアンケートの回答を予め分析し、ベトナムの民事手続の中で協議したい事項を幾つか選び出していたところ、ベトナム側の同意を得て、以下の各点について協議を行うこととした。

##### ① 証拠の提出責任、当事者主義の問題

② 訴訟への参加者（「関連する権利義務を有する者」）を巡る問題

③ 緊急保全処分（日本の民事保全手続）を巡る問題

このうち、主な議論についてご紹介すると、まず、①については、アンケートの回答の中で、「ベトナム民事訴訟法では、証拠の提出責任は当事者にあるとされているところ、当事者が訴訟追行に不熱心であったり、訴訟追行能力が不足していたりすることがあり、そのような場合に当事者に証拠提出を任せていては、十分な証拠が提出されず、裁判所が十分に真実発見をすることができない。このような事態が生じるのは、当事者主義に問題があるからであり、これに係る民事訴訟法の規定は改正して（旧来のやり方に戻して）、裁判所による職権証拠調べを許容する規定を設けるべきではないか」とするものが相当数あった。日本側からは、「日本では、裁判所が『釈明権』を用いて当事者に証拠提出を促すことが行われており、ベトナム側でも同様の対処が可能なはずである。当事者主義の下でも真実発見に近づくことは可能である」旨を伝え、活発な議論が行われた。

また、②については、アンケートの回答の中で、「ベトナム民事訴訟法では、『関連する権利義務を有する者』は訴訟に参加させなければならないとされているところ、その範囲が明確でなく、誰を参加させればよいのか分からないという問題や、それに該当する者が所在不明であったり期日への不出頭を繰り返したりするときに訴訟運営が困難になるという問題がある」とするものが相当数あった。日本側からは、「日本では、『固有必要的共同訴訟』に該当するものを除き、当事者以外の者の訴訟への参加が必要不可欠とされることはない。訴訟への参加が必要不可欠な者の範囲を広げすぎると、上記でも指摘されているように訴訟運営が困難になる事態が生じ、ひいては、原告が訴訟により権利を実現することが困難になってしまうのではないか」旨を伝えた。もっとも、この点については、ベトナムでは、互いに関連する事件については、包括的に、一回的に解決すべきという考えが強いようであり、争いある当事者間のみで紛争を解決すればよいとする考え方には、直ちには同調できないといった反応が示された。

2日目は、1日目に引き続き塚原長秋弁護士をお招きし、長期派遣専門家及び当部教官も加わって、ベトナム側との間で、刑事手続に関する協議を行った。

1日目と同様、午前の部では、ベトナム側から刑事手続における現在の問題点について報告してもらった上、日本の刑事訴訟についての関心事項を示してもらい、それに回答するという形で進行した。関心事項としては、「裁判所が、起訴罪名よりも重い罪名で認定すべきと考えたときにとるべき対処法」、「日本の公判期日は数か月に及ぶということであるが、その間、勾留を続けることができるか」などが挙げられた。

午後の部では、1日目の民事手続の関係と同様、予め行っていた膨大な量のアンケートの回答の分析に基づき、日本側からの協議事項を選び出し、ベトナム側の同意を得て、以下の各点について、協議が行われた。

① 裁判所が、起訴罪名よりも重い罪名で処罰すべきと考えたときの問題

② 弁護士認可制に関する問題

③ 証人尋問及び被告人質問の在り方を巡る問題

このうち、主な議論についてご紹介すると、まず、①については、アンケートの回答の中で「ベトナム刑事訴訟法では、裁判所は起訴罪名の範囲でしか処罰をすることができないとされているが、実際に裁判所がそれよりも重い罪名で処罰すべきと考えた場合、それをせずに起訴罪名の範囲内でしか処罰できないのは不合理ではないか」とするものが相当数あった。日本側からは、「不告不理の原則は、被告人に対する手続保障のために極めて重要なものである。起訴罪名の範囲を超える罪名による処罰は行うべきではない。日本では、訴因変更の手続がある。ベトナムでも検察院への記録差戻しの手続を用いて同様の処理が行えるのではないか。」旨を伝え、ベトナム側の今後の検討を待つこととした。

また、②については、アンケートの回答の中で「ベトナム刑事訴訟法では、被告人が弁護士を選任するにつき、手続の進行度合いに応じて、捜査機関、検察院又は裁判所の認可が必要とされているところ、捜査の初期段階で身柄拘束された被疑者が弁護士を選任する際の認可に至る手続の運用に問題があり、弁護士選任に支障が生じている」というものがあつた。日本側からは「そもそも資格ある弁護士が弁護士になる場合について、認可が必要とすること自体に問題がないか。弁護士を捜査の初期段階で迅速に選任できないことは、大きな問題である」旨を伝え、ベトナム側から、この点については、現在改善の試みがされている旨の返答があつた。

以上の民事手続、刑事手続に関する意見交換については、ベトナム側から日本の訴訟実務に関し、多くの参考になる運用を知ることができ、有益であったとの謝辞が述べられたとおり、日本側から充実した情報提供がされ、今後のベトナム側における裁判実務の改善に役立ててもらえるものと思われる。

(4) 日本における知的財産事件の処理に関する講義について

最終日には、それぞれ当部教官及び長期派遣専門家として2007年3月までベトナム法整備支援に深く関わっておられた東京地方裁判所判事関根澄子氏及び同國分隆文氏をお招きし、両判事が所属しておられる知的財産部における事件処理の実情についてご紹介していただいた。知的財産事件においては、次々と最先端の困難な法律問題が生じ、最高裁判所判例や下級裁判所裁判例が



極めて重要な意義を持つことについて、事例を交えてご説明をいただいた。研修員からは、特許権に関する審決取消訴訟（行政訴訟）が「特許庁→高等裁判所→最高裁判所」



というルートをたどり、同じ特許権に関する民事訴訟が「地方裁判所→高等裁判所→最高裁判所」というルートをとることが目をひいたようであり、この点に質問が多くされた。前記のように、互いに関連する事件は、包括的に、一回的に解決すべきとの考えが強いベトナム側にとっては、やや違和感があったようである。ベトナムでは、今後、行政事件訴訟に関する法律の制定が予定されており、その意味でも、行政事件の処理手続には関心が高かったように思われた。

#### 4 おわりに

本研修でテーマとなった「判例の発展」に関する活動、パイロット地区における裁判実務改善の活動のいずれについても、ベトナムにおける新しい試みであり、日本側としても支援として具体的にどのような活動を行えばよいのか、どの程度まで関わるべきかなどについて、難しい検討を繰り返しながら進んできた面があったように思われる。本研修においては、日本側から多くの皆様に関与していただき、日本における実情紹介を中心としつつ、ベトナムが今後進んでいくべき方向性についての提言も一定程度行っていただいたが、これらについての研修員の関心の度合い、反応をみることも研修の大きな成果であった。今後ますます本格化していく見込みであるベトナムの上記各活動が大きな成果を上げるように、本研修における成果を活用し、長期派遣専門家と協力して具体的な支援活動の検討を続けていきたい。

最後に、通訳をしていただいた大貫錦氏及び綱川秋子氏、そして、文中で触れさせていただいた方々をはじめ、本研修について多大なご支援、ご協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。

## 第29回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	曜 日	10:00  12:30	14:00  17:00
8 / 18	月	JICA オリエンテーション	オリエンテーション, 裁判所見学事前説明  国際協力部教官
8 / 19	火	大阪地方裁判所民事部訪問 訟廷事務等の説明等 (民事訟廷副管理官, 民事通常部主任書記官)	大阪地方裁判所民事部訪問 法廷傍聴, 裁判官との意見交換等 (民事部部総括裁判官, 民事部裁判官)
8 / 20	水	京都簡易裁判所訪問 受付等の見学, 簡裁独自の工夫の説明等	ベトナム側発表準備, 資料整理
8 / 21	木	9:50~10:00 民事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換 部長あいさつ 関西大学法科大学院教授 井関正裕 (元判事), 弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官	民事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換  関西大学法科大学院教授 井関正裕 (元判事), 弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官
8 / 22	金	刑事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換  弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官	刑事訴訟サーベイ結果発表, 意見交換  弁護士 塚原長秋, 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官
8 / 23	土		
8 / 24	日	東京へ移動	
8 / 25	月	東京地方裁判所刑事部訪問 法廷傍聴, 法廷見学等	東京地方裁判所刑事部訪問 訟廷事務等の説明, 裁判官との意見交換等
8 / 26	火	講義「判例制度について」 同志社大学大学院教授 村上敬一 (元判事)	12:40~13:40 講義「判例制度について」 同志社大学大学院教授 村上敬一 法総研所長主催 意見交換会
8 / 27	水	最高裁判所訪問 事務局の役割の説明等	最高裁判所訪問 最高裁判所調査官の役割等の説明, 施設見学 等 17:00 ~ 17:20 JICA 表敬
8 / 28	木	総括質疑 (10:00~12:00)  同志社大学大学院教授 村上敬一 (元判事), 長期専門家 中島朋宏,	総括質疑  東京地方裁判所判事 関根澄子, 同 國分隆文 (15:00~17:00), 長期専門家 中島朋宏, 国際協力部教官
8 / 29	金	10:00~11:00 評価会	11:00~11:30 閉講式  14:00~ 資料整理

## ～ 国際研修 ～

### 第4回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

#### 1 はじめに

2008年10月6日（月）から同月17日（金）まで、第4回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）の教官候補生である以下の7名である。2008年5月にRSJPを卒業したばかりの1年目の裁判官であり、かつ、日本側から民法、民事訴訟法の研修等を受けるなどして教官候補生として育成されているものである。

プルサット州裁判所判事	ングオン・ロタナー氏
コンポンチュナン州裁判所判事	コン・ダラチャート氏
プレイベン州裁判所判事	モン・モニソピア氏
バタンバン州裁判所判事	キム・メイン氏
カンダル州裁判所判事	フート・ヒエン氏
プノンペン市裁判所判事	チア・ソッヒエン氏
タケオ州裁判所判事	ヘン・ソックナー氏

#### 2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法、民事訴訟法（民事執行、民事保全に関する規定を含むもの）の起草支援を行ってきたところ、既に両法とも国会で成立し、民事訴訟法については2007年7月から適用が開始され、民法については現在適用を待っている状況である（適用日は現時点では未定）。そこで、現在、両法が実効的に運用されるようにするための支援が重要になっており、当部は、JICAの「RSJP 民事教育改善プロジェクト」の中で、新規裁判官に対する民事教育の改善支援活動を行ってきた。

その中心的な活動としては、主にRSJP1期卒業生から選抜されたRSJPの教官候補生7名（以下「1期教官候補生」という。）に対し、日本からの長期派遣専門家がカンボジア現地で民法、民事訴訟法の講義を行うなどしてきたほか、2回にわたり日本に招いて両法、特に既に適用されていて情報提供の要望の強い民事訴訟法に関する研修を行ってきた（第2回、第3回法曹養成支援研修）。その結果、1期教官候補生は、急速に両法に関する知識を身につけ、現在、RSJPにおける民事教育を担う重要な存在になっている。そして、2008

年5月には、新たにRSJP2期卒業生からも7名がRSJPの教官候補生として選拔され（以下「2期教官候補生」という。）、1期教官候補生とともに、日本側から集中的に両法の情報提供を受けている。

本研修は、2期教官候補生を日本に招き、主にカンボジア民事訴訟法に関する研修を行うものである。

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修のカリキュラムの概要

本研修では、①民事模擬裁判、②不動産執行講義を2本柱としてカリキュラムを組むこととした。

そして、①の民事模擬裁判が終わるころに、神戸地方裁判所、神戸簡易裁判所において実際の民事訴訟を見学し、②の不動産執行講義が終わるころに、大阪地方裁判所民事執行センターにおいて民事執行事件の処理の実情を見学することとした。

#### (2) 民事模擬裁判について

##### ア 本研修において民事模擬裁判を行う趣旨

模擬裁判は、前回の第3回法曹養成支援研修でも行われたが<sup>1</sup>、本研修においてもそれと同様の趣旨で行うものである。

つまり、かつて、1期教官候補生には、2007年7月の第3回法曹養成支援研修において自ら模擬裁判を行ってもらった後、同年12月にRSJPで行われた2期生、3期生合同の模擬裁判において指導役を務めてもらったところ（上記二つの模擬裁判は同じ記録を用いて行われた。）、1期教官候補生は、2期生、3期生に対し、優れた指導を行ってくれた。事前に自ら模擬裁判を行っているために事案を十分に把握していたことや、自分たち自身が日本で受けた指導を参考にして指導することができたことが大きかったものと思われる。このように、教官候補生が日本での研修において模擬裁判を行うことは、民事訴訟についての実践的知識を深めることができるばかりではなく、後にRSJPで行われる模擬裁判において教官としてどのように学生の指導を行うかを学ぶこともできるという点で効果的であると思われる。



そこで、2008年10月に行われた本研修でも、その約2か月後の同年12月にRSJP

<sup>1</sup> 第3回カンボジア法曹養成支援研修における模擬裁判の様子は、本誌33号（2007.12）90ページ以下で紹介されている。

で行われた3期生、4期生合同の模擬裁判（以下「本研修後の現地模擬裁判」という。）において指導役を務めることを前提として、2期教官候補生に自ら模擬裁判を行ってもらったものである。

#### イ 模擬裁判の事案

本研修の模擬裁判で用いたのは、建物賃貸借契約の解除に基づく建物明渡請求等の事案である。

原告が被告1に本件建物を賃貸し（以下「本件賃貸借契約」という。）、被告1が本件建物を改装して被告2に転貸していたところ、原告が無断改装及び無断転貸を理由に本件賃貸借契約を解除し、被告1に対し、本件賃貸借契約終了に基づき本件建物の明渡請求をするとともに、被告2に対し、所有権に基づき本件建物の明渡請求をしたものである。

被告1は、①明示の事前承諾、②黙示の事後承諾の二つの抗弁を主張して争い、被告2もその主張を援用したため、上記各承諾の有無が争点となった。両被告は、争点①に関して、本件賃貸借契約の締結に先立ち、被告1が原告に対し「本件建物を改装した上、第三者に転貸して飲食店を営業させる」旨を説明し、原告の承諾を得ていたと主張し、争点②に関して、原告が本件建物を訪れ、改装及び転貸の事実を知った後、約5か月にわたり異議を述べず、毎月賃料を受領してきたことは黙示の承諾にほかならないと主張したものである。

本件における主要な証拠としては、賃貸借契約書並びに原告本人、被告1本人及び被告2本人の各供述があり、争点①について原告本人及び被告1本人の各供述の信用性のほか、賃貸借契約書に原告が追加した特約条項の解釈が問題となり、争点②について原告が本件建物を訪れて被告2と面談した日以降の原告の言動（不作為も含む）の評価が問題となった。いずれの争点についても、記録や供述の中からできるだけ多くの事情を拾い出し、それらを総合考慮して判断することができるかが模擬裁判の重要なポイントとなる。

なお、この事案は、日本の模擬裁判用の事案をもとにして、翻訳をお願いした通訳のスイ・レン氏と当部教官が協議しつつ、カンボジアの事情に合うよう相当程度修正を加えたものである。

#### ウ 本研修前の準備

2期教官候補生には、本研修前に、模擬裁判用の記録を交付し、事前に十分に読んでおくよう依頼しておいた。

また、当部では、前回の第3回法曹養成支援研修の際に使用した模擬裁判用記録を用いて、当部教官らが裁判を実演した様子を撮影し、カンボジア人留学生の協力を得てクメール語の吹き替えを入れたDVDを作成し、カンボジアの関係機関（司法省、裁判所、大学等）に配布していた。2期教官候補生には、このDVDを本研修前に見て

もらっておいた。

#### エ 日本側の参加者

日本側からは、本間佳子弁護士、磯川剛志弁護士に「被告2 代理人役（交代で務めていただいた）兼講評役」として参加していただき、カンボジアから本研修のために帰国した建元亮太長期派遣専門家と、当部亀卦川健一教官、筆者が「原告、被告1、被告2 各本人役兼講評役」として参加した。通常の模擬裁判と同様に、日本側参加者は、模擬裁判の進行中はほとんど介入せず、最後の講評の時間にまとめて指導、助言を行うという形をとった。

#### オ 弁論準備手続

カンボジアでは、第1 回期日は必ず弁論準備手続としなければならないため（カンボジア民訴法80 条1 項）、模擬裁判は弁論準備手続から始められた。

冒頭で和解を勧めるところから始まり（同法104 条により原則として和解を試みる必要がある）、全体を通じて裁判官役がてきぱきと手続を進行させていたのが印象的であった。また、訴状や準備書面の陳述から、主張や争点についての協議、最後の争点の確認に至るまで、手続の進行の面ではスムーズに行われていたというのが日本側参加者の一致した意見であった。

この手続に関しては、以下の3 点について触れておきたい。

まず、訴状、答弁書、準備書面の陳述については、書面をほとんどそのまま読み上げる形で行われていた。これは、当部で作成した前記DVD においてもそのような形がとられていたため、特に不思議ではないところである。しかし、本研修後の現地模擬裁判の合間に、2 期教官候補生の一人から「訴状等の陳述についてどのような形で行うよう指導したらよいか」という質問がされた。本研修で書面をほとんどそのまま読み上げる形で陳述をしてみて、やや違和感を覚えたということのようである。そこで、当部教官らの現在の立場として、「民事訴訟法が採用している口頭審理の原則からすると、期日においては書面の内容をできるだけ口頭で実質的に陳述するのが本来である。もっとも、実務的には、裁判官及び当事者のいずれも書面を事前に読んで内容を把握しているはずであること、書面をそのまま読み上げると冗長になりがちであることといった事情もあるので、バランスを考えて、書面の内容を適切に要約して陳述するのがよいと思われる。日本では当事者が単に『訴状を陳述します』などと述べて済ませることが多いが、必ずしもそれをカンボジアでまねる必要はない。どの程度要約して陳述するかは、カンボジアの実務において工夫されるべきと考えている。」旨を助言したところ、納得したようで、3 期生、4 期生に対する講評の中で、ほぼ上記のとおり伝えてくれた。

次に、本件事案については、争点の把握が難しかったようである。弁論準備手続の終結時には、争点①と争点②を分けず、包括的に「原告の承諾あったか否か」という

形で争点を確認された。それを見て、日本側参加者の間では、「争点②の承諾については、『黙示の承諾』であり、かつ、『事後の承諾』であってやや難しいところがあり、カンボジアでは法律的に『承諾』に当たらないと解されてしまう可能性があるのではないか。口頭弁論において争点②に係る事情の審理が欠落してしまうのではないか（争点①に係る事情と争点②に係る事情は、時点が4年ほど離れている）」といったことを心配していた。しかし、尋問では、争点②に関する事情も十分に質問されていたし、講評で「黙示の承諾」、「事後の承諾」の法的効力についての日本における解釈を説明し、2期教官候補生の反応を確かめたところ、当初は混乱していたようであったが、最終的には承諾としての法的効力に何ら問題はないとの意見で一致した（本研修後の現地模擬裁判でも、争点として明確に区別されなかったが、争点①、争点②の双方の事情について十分審理され、判決ではむしろ争点②の事情を重視して承諾が認定されていた）。結局、当事者の主張を法律的に分析して検討することが十分にできていなかったということに起因する問題のようであり、今後のセミナーでは、本件事案を民法に基づいて分析する作業を行いたいと考えている。

最後に、弁論準備手続において行っておくべきこととして、書証の取調べを巡る手続、人証の採否決定、人証の尋問順序の確認（どの人証から先に聞くか、また、裁判官、原告代理人、被告代理人からの尋問の順序をどうするか）、概ねの尋問予定時間の確認などがあるが、いずれも十分できていなかった。もっとも、これらの点は最初に模擬裁判を経験する場合に常に問題となるところであり、自ら手続を進めてみて、はじめてこういった細かい手続の重要性が認識できるという点が模擬裁判の長所であるといえる。なお、2期教官候補生は、本研修後の現地模擬裁判において、3期生、4期生に対し、これらの点の指導を行ってくれていた。

## カ 尋問手続

尋問については、第3回法曹養成支援研修と比べて、かなりよくできるようになっているというのが日本側参加者の概ね一致した意見であった。もちろん個人差はあるものの、本人役を務めた長期派遣専門家や当部教官らが随分追いつめられているように感じた反対尋問も随所にあった。また、本間弁護士及び礒川弁護士から、被告2代理人役として尋問が行われたところ、これは2期教官候補生にとって非常に参考になったようであり、書証を示しながらの尋問の方法から尋問の組立て方に至るまで、大変勉強になったとの感想が述べられた。

2期教官候補生の尋問について改善を要する点として、「一つの質問に2、3の質問が含まれているものがあつた。質問の趣旨を明確にした方がよい。」「聞いているポイントはよいが、突っ込み不足であつた。そのときの当事者の言葉や態度などについてより詳しく聞き出すべきであつた。」「当事者の供述に対して、それと整合しない事情を提示して信用性を吟味するような尋問が欲しかった。」などといったところは相当数あつたものの、これらは模擬裁判で一般的に指摘されるたぐいの事項であり、

今後、更なる実務経験を積む中で改善していくべきものであって、今の時点ではそれほど深刻な問題とはいえないと思われる。

他方、本件事案は、原告から被告1への本件賃貸借契約、被告1から被告2への賃貸借契約のほか、それぞれについて前の賃貸借契約があるために合計四つの賃貸借契約が関係してくる上、原告と被告1との間で4年以上にわたるやりとりがあり、これらの事情を事前に整理した上で尋問に臨む必要があったが、それが十分にされておらず、記録中で明らかなことを長々と尋問したり、時点を特定せずに尋問して混乱を生じさせたりしていたことがあった。そこで、日本側参加者からの講評では、尋問の準備をしっかりと行うこと、特に「時系列表」を作っておくことの重要性が強調されたところ、本研修後の現地模擬裁判においては、2期教官候補生が事前準備の際に3期生、4期生に対し、体験に基づいて「時系列表」を作成することの重要性を伝えてくれたため、そのときの尋問では、前記のような問題はほとんど生じなかった。

なお、尋問の順序について、カンボジア民事訴訟法では、「裁判長→尋問の申出をした当事者→他の当事者」が原則とされ、裁判所が適当と認めるときはこれを変更することができることとされており（同法138条5項、6項）、前記DVDでもその順序で尋問を行っている。しかし、本研修における模擬裁判、本研修後の現地模擬裁判のいずれにおいても、尋問は「尋問の申出をした当事者→他の当事者→裁判官」という順序で行うこととした。これまでの研修において、当事者双方に弁護士が付いている場合は、当事者から先に尋問した方がやりやすいという意見が多かったことを踏まえたものであるが、本研修における模擬裁判、本研修後の現地模擬裁判のいずれにおいても、同様の意見が多かった。

## キ 和解

本研修の模擬裁判では、初めての試みとして、尋問の終了後に和解手続を行ってもらった。どのような和解手続を行うのが興味深かったが、全体にかなり充実したやりとりが行われ、日本の実務に出ても遜色ないような交渉ぶりの2期教官候補生もいたように思われる。和解については、現時点でも一定のレベルのものができており、今後の研修では、訴訟手続を進める上で必要不可欠な民法や民事訴訟法の基礎知識に関するものの方が優先度が高いのではないかと考えられる。

## ク 判決その他

判決では、原告の承諾が認定され、請求棄却という判断が下された。

ただ、判断過程において、相手の主張に対する認否の意味について大きな誤解があり、その誤解に基づいて結論が出されていたことが気になった。つまり、被告1が、「被告1は、M（被告2の前の転借人）との間で、本件建物につき以下の賃貸借契約を締結した。・・・」と主張していたところ、その契約書が書証として提出されていたこともあり、原告は準備書面において上記主張につき「認める」との認否を行って



いた。すると、裁判官チームは、これをもって、「原告は、被告1が第三者に本件建物を賃貸することを承認していた」と認定してしまったのである。これは、相手方の主張に対する認否の意味を明らかに誤解したものであるばかりでなく、当事者の「主張」レベルの話と「本人尋問における供述」の違いを理解していないこと示しているように思われる。

また、本件事案では、原告、被告1及び被告2の各「陳述書」が書証として提出されていたが、その位置づけ（「主張書面」ではなく「証拠」であること）について説明したところ、混乱が生じ、この点について明確に理解できた2期教官候補生はいなかったように思われた。そこで、本研修後の現地模擬裁判においては、混乱を避けるため、「陳述書」を書証から除くことにした。

当事者の「主張」と「本人尋問における供述」の位置づけの違いについては、RSJP 民事教育改善プロジェクトが始まった当初から理解が困難なようであることが認識されており、歴代の当部教官らが説明に努めてきたところであるが、残念ながら、依然として十分な理解が得られていないようである。この点の理解ができなければ、弁論主義（主張責任、自白の拘束力）の正確な理解もできないこととなり、かなり根が深い問題といえる。もっとも、日本においても、本人訴訟においては、当事者に主張と証拠の区別を理解してもらうことは相当困難であり（当事者から手紙のような書面が提出され、裁判官がこれを準備書面と扱うか陳述書と扱うかについて悩むということは稀ではない）、本人訴訟が多くを占めると思われるカンボジアにおいて、この点を明確に理解することは容易ではないと思われる。今後も、説明に工夫を重ねて理解を得よう努めたいと考えている。

また、本件事案では賃貸借契約の解除が問題となっているところ、手続の中で何度か「解除」と「賃貸借契約の更新拒絶」とを混同しているところが見られた。民法については、カンボジアでまだ適用されていないということもあり、全体に基本的な事項の理解が十分でないようである。近く民法の適用がされるという状況の下、民法について基礎的なところから情報提供を行っていく必要性が高いことが改めて感じられた。

## ケ まとめ

本研修の模擬裁判を通じて、手続を円滑に進めるところについては、よくできているように思われた。第3回法曹養成支援研修における模擬裁判と比べても、かなり進歩しているように思われる。その背景としては、RSJPにおける民事訴訟法の講義の内容が次第によくなってきていること、長期派遣専門家による毎週のワーキンググループ活動が成果をあげてきていること、前記のDVDを見て民事訴訟手続のイメージをつかむことができるようになったことなどが考えられる。

他方で、外形的なところから一歩踏み込んだ民事訴訟法の基本概念（例えば、弁論主義、主張と証拠の区別等）や、当事者の主張や争点の分析（主に民法の知識）につ

いては、まだ課題が多く、今後の研修ではこれらの点について焦点を当てていく必要があるように思われた。

また、本研修において模擬裁判を行う意義については、文中の各所で触れたが、教官候補生に本研修で自ら模擬裁判を行ってもらい、本研修後の現地模擬裁判において指導役を務めてもらうという流れは、よい結果を生んでおり、カンボジア側の教官を育て、自主的に模擬裁判を行えるようにするという目的との関係でも、有効なものではないかと思われた。なお、本研修後の現地模擬裁判においては、2期教官候補生が模擬裁判の合間のグループディスカッションにおいて指導を行ってくれたほか、RSJP校長、1期教官候補生のうち2人、2期教官候補生のうち5名が、最終日の講評において、約3時間半にわたって、3期生及び4期生合計120名余りを相手に堂々とした講評を行ってくれたことをご報告しておきたい。

### (3) 不動産執行講義について

#### ア 本研修で不動産執行講義を行う趣旨

民事訴訟法の適用がされた2007年7月以降、教官候補生らをはじめとするカンボジアの裁判官から日本側に対し、民事訴訟法に関する質問が多く寄せられているが、その中でも、民事保全、民事執行についての質問が日に日に増加してきていた。民事訴訟法が既に適用されているにもかかわらず、特に民事保全、民事執行の規定を理解することが難しく、



民事保全、民事執行の手続を適切に進めることができていないという状況は、カンボジアの裁判官らに強い焦燥感を与えていたようである。そこで、日本側から、民事保全、民事執行の模擬記録及びマニュアルの作成を支援する活動を行うこととした。具体的には、不動産仮差押え及び不動産執行の手続の流れをひとつとおり理解してもらうため、オーソドックスな事件における手続の最初から最後までの流れに従い、模擬記録を作成するとともに、その最小限の解説を行うものである。

民事保全のうち、不動産仮差押えの模擬記録及びマニュアルは、長期派遣専門家が現地のワーキンググループ活動において作成を進め、現在ほぼ完成して微修正をしているところである。その際とられてきた手法は、①日本側から、日本の不動産仮差押えに係る書式をカンボジア民事訴訟法の規定に合わせたもの提供するとともに、マニュアルを意識した講義を行い、②教官候補生らが①の書式や講義を参考にして模擬記録及びマニュアルを作成し、③それについて日本側が修正コメントを行うというものである。

本研修では、新たに不動産執行に関して上記①と同様の作業を行うものであり、模擬記録及びマニュアルを作成するため、日本の書式をカンボジアの規定に合わせたものを交付するとともに、それに沿って手続の流れを講義するものである。

#### イ 2期教官候補生の姿勢について

本研修で予定した講義は、確定判決への執行文付与から始まり、不動産強制売却申立て、開始決定、差押登記嘱託、配当要求終期の定めといった手続の流れを淡々と解説するものであり、事前の準備段階では、このような講義を筆者が2日間も行った場合に、2期教官候補生の集中力が持つだろうかということが心配であった。

しかし、講義を始めると、2期教官候補生は、真剣にメモをとりながら、集中して聞いているようであった。質問もたくさん出されて思うようには進めず、最終日の「総括質疑」が予定されていた時間帯についても、「不動産執行講義の続きをしてほしい」という要望により、講義を行うことになった。前記のとおり、手続について最小限の説明を行い、手続の全体像を掴んでもらいたいという趣旨で始めた講義であったが、質問が続いて最小限の説明ではなかなか終わらせてもらえなかった。やはり、不動産執行についてほとんど理解できていないという切迫感は、かなり大きかったようである上、帰国して他の裁判官に説明を行うためには、すべてを理解しておかなければならないという強い責任感も背景にあったようである。

結局、約2日間の講義によっても、売却準備の途中まで、全体の3分の1程度のところまでしか講義することができなかったが、今後、長期派遣専門家によるワーキンググループ活動でカバーしてもらうほか、筆者も現地セミナー等において引き続き講義を行うことを予定している。

#### (4) 裁判所見学について

模擬裁判が一段落したところで、神戸地方裁判所、神戸簡易裁判所を訪問し、地裁民事訴訟の手続見学（弁論期日5、6件程度と人証調べの期日1件の傍聴）と簡裁民事訴訟の手続見学（少額訴訟1件の傍聴）を行うことができた。また、2期教官候補生に対し、地裁裁判官1名から事件内容の説明、簡裁書記官から受付事務等の説明をしていただき、さらに、地裁裁判官3名、簡裁判事2名、簡裁書記官による質疑応答もしていただいた。

また、不動産執行に関する講義が一段落したところで、大阪地方裁判所民事執行センターを訪問し、同センターの5名の裁判官全員に出席いただいて質疑応答をしていただいた後、執務室、売却場の見学や記録の閲覧をさせていただいた。

いずれにおいても、2期教官候補生からの質問に十分に答えていただき、有意義な見学をさせていただくことができた。

## 4 おわりに

本研修後の現地模擬裁判において、2期生が指導役として大きな役割を果たしてくれた

ことは、既に述べたとおりである。また、本研修を通じて、民法、民事訴訟法の基礎知識に関する理解を促進する活動の必要性が高いことや、民事執行についての情報提供のニーズが極めて高いことを再認識することができた。今後も、長期派遣専門家と協力しつつ、RSJPにおける民事教育の改善のために工夫を凝らしながら活動を続けていきたい。

最後に、通訳をしていただいたスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏、そして、文中で触れさせていただいた方々をはじめ、本研修について多大なご支援、ご協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。



## 第4回 カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜日	10:00  12:30	14:00  17:00
10 / 6	月	JICA オリエンテーション	オリエンテーション・部長あいさつ 国際協力部教官
10 / 7	火	模擬裁判（弁論準備手続） 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	模擬裁判（弁論準備結果陳述, 原告本人尋問） 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官
10 / 8	水	模擬裁判（被告1 本人尋問） 弁護士 本間佳子, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	模擬裁判（被告2 本人尋問） 弁護士 本間佳子, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官
10 / 9	木	模擬裁判（和解） 弁護士 本間佳子, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	日本の民事訴訟の概要 和解条項・判決起案1 国際協力部教官
10 / 10	金	和解条項・判決起案2	裁判所見学（民事訴訟）13:00～17:00 神戸地方裁判所, 神戸簡易裁判所
10 / 11	土		
10 / 12	日		
10 / 13	月	模擬裁判講評 弁護士 本間佳子, 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	模擬裁判講評 弁護士 本間佳子, 弁護士 礒川剛志, 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官
10 / 14	火	模擬裁判講評 長期専門家 建元亮太, 国際協力部教官	民事執行講義1 国際協力部教官
10 / 15	水	民事執行講義2 国際協力部教官	民事執行講義3 国際協力部教官
10 / 16	木	裁判所見学（民事執行）10:00～12:00 大阪地方裁判所民事執行センター	民事執行講義4 国際協力部教官
10 / 17	金	評価会・閉講式	資料整理

## ～ 国際研修 ～

### 第 1 回「中央アジア比較法制研究セミナー」

国際協力部教官

杉山典子

#### 1 はじめに

国際協力部では、2008年12月10日から19日の間、第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施した。本稿は、その実施結果を報告するものである。

#### 2 セミナー実施の背景

国際協力部では、ウズベキスタンに対し、2002年度から3年間、年1回、経済取引を促進する法制度をテーマに本邦研修を実施し、また、2004年度から2007年度までは、JICA技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」<sup>1</sup>の実施に協力してきた。その実施の過程において、ウズベキスタン側の注釈書執筆メンバーとの協議を通じて、中央アジア地域において企業が活動を展開するに当たって、法的予測可能性についてのリスクが大きく、外国企業の投資活動の障壁になり得ると考えられた。

また、中央アジアの市場化移行のための法整備に関しては、CIS諸国国家間委員会において民法、株式会社法、有限会社法、倒産法などのモデル法が策定されている。ウズベキスタンは同委員会に参加していないが、民法や倒産法等、モデル法を基に自国法を制定している例がある。そのため、日本と、例えばウズベキスタン一国とを比較研究するよりも、共通する制度も多いと思われる中央アジア4か国における企業法制に関する専門家が一堂に会し、参加各国の制度について、相互に比較し、その共通点や相違点を分析して研究することが、中央アジア各国における法制度の理解を深めるために有益であると考えられた。

そこで、2008年度からは、年1回、3年間の予定で、JICA大阪国際センターと協力して、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの4か国を対象として、「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施することとした。

なお、本セミナーの効果的な推進を図るために、助言及び支援を行うことを目的とする「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会が設置された。委員は、弁護士でもある出水順大阪大学大学院高等司法研究科教授、伊藤知義中央大学大学院法務研究科教授、中東正文名古屋大学大学院法学研究科教授、日弁連の公募による狩集清彦弁護士である。委員には、第1回セミナーのテーマ選定、選考レポートの課題選定、追加レポートの

<sup>1</sup> ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトについては、本誌第32号10ページ以下参照。

課題選定という準備段階に始まり、セミナーの協議の際の進行についても多大な御協力をいただいた。

### 3 セミナーの目的

本セミナーでは、毎回、企業法制（株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理）をテーマとし、中央アジア4か国と日本の会社法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務について、セミナーの参加者の報告に基づき協議を行い、その結果をまとめた冊子を出版することとしている。

協議を通じて、研修員自身が自国の法制度についての理解を深めることが、セミナーの目的の一つである。さらに、協議結果を冊子として残すことで、中央アジア各国の実務家に参考資料として活用されることも期待される。中央アジア各国では、法律書としては、条文集くらいであり、注釈書や教科書はほとんどないからである。

### 4 セミナーの内容

#### (1) 研修員

経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官、司法省等の企業、担保、債権者・株主（社員）の保護を担当する国家機関、倒産を監督する国家機関の職員を対象としており、カザフスタン4名、キルギス2名、タジキスタン2名、ウズベキスタン4名の計12名が参加した。



#### (2) セミナーのテーマ

第1回となる今回は、「法律行為の無効」を採り上げることにした。これは、企業活動の中で生じる法律問題の中で、「法律行為の無効」がもっとも基礎的な問題であり、今後、本セミナーを発展させていく上で、最初に明確にしておくべき問題であると考えられたからである。また、事前に中央アジア各国の裁判所にアンケートを依頼した結果、現在、経済紛争の中でもっとも多い事案は「法律行為の無効認定」であるとの回答を得ていることから、「法律行為の無効」は、企業が法律行為を行う上で、必ず直面する問題であると考えられた。

#### (3) セミナーの日程

上記3の目的のため、次のとおり、研修員によるレポート報告、報告を踏まえた協議、協議を踏まえた原稿作成のコマを中心にカリキュラムを設定した。各コマの詳細については、下記5参照。

12月10日（水） JICA ブリーフィング、オリエンテーション、レポート報告準備

11日（木） レポート報告Ⅰ、協議Ⅰ、原稿作成

権限逾越行為の無効の要件・手続及び企業の法律行為の無効認定

についてを中心に。

- 12日（金） 休日
- 13日（土） レポート報告Ⅱ，協議Ⅱ，原稿作成  
権限逾越行為の無効の効果，代表者との関係及び企業の執行機関・代表者の責任についてを中心に。
- 14日（日） レポート報告Ⅲ，協議Ⅲ，原稿作成  
倒産における法律行為の無効及び各国の倒産制度の概要を中心に。
- 15日（月） 名古屋大学訪問  
日本の法制度に関する質疑応答を中心に。
- 16日（火） 休日
- 17日（水） 大阪地方裁判所見学  
協議Ⅳ  
これまでの協議を踏まえて，マトリックス表の修正作業を中心に。
- 18日（木） 協議Ⅴ  
これまでの協議を踏まえて，マトリックス表の最終確認。
- 19日（金） 意見交換会・評価会  
今回のテーマについての意見交換を中心に。

## 5 セミナーの実施結果

### (1) レポート報告

「平常時における法律行為の無効」と「倒産時における法律行為の無効」について、それぞれ具体的事例を設定し、あらかじめ、各研修員に対し、各事例における実務の取扱い方についての質問票を送付した。その際、当該質問票への回答も含めて、「企業の法律行為の無効認定について」「企業の執行機関・代表者の責任について」「倒産制度の概要について」「倒産における法律行為の無効について」などの発表テーマ及び時間を研修員ごとに指定し、発表原稿の提出を指示していた。そのため、全員が、（発表後に提出した者もいたが）発表原稿を作成し、概ね予定どおりに進行することができた。

民法、会社法については、4か国の条文は似通っているため、発表に対する質問は、協議の際にまとめて行うこととしたが、倒産制度については、各国で違いがあったため、各自の発表後に質問の時間を設けた。しかし、「制度は似ているので、質問はない。」ということであり、相違点についての協議にはいたらなかった。そのため、今回は、各国の法制度の紹介にとどまったと言わざるを得ない。これは、研修員側に、中央アジアの国同士の比較は自国でもできるが、せつかく日本に来たのであるから、日本との比較をしたいという思いの方が強かったためとも考えられる。しかし、今回の成果物として、各国の倒産制度のフローチャートの確認もできたので、次回以降は、相違点を明らかにすることもできるのではないかと考えている。

### (2) 協議



運営委員会委員の伊藤教授・中東教授に「平常時における法律行為の無効」の問題、出水弁護士に「倒産時における法律行為の無効」の問題について、それぞれ進行を依頼し、日本の法制度についても併せて説明していただいた。

協議の際には、スクリーンを2枚用意し、1枚には研修員向けにロシア語、1枚には運営委員会委員等の日本側向けに日本語を表示した。協議のポイントや質問の意図を明確に伝えるために、必要に応じて、マトリックス表、関連条文、倒産制度のフローチャートなども表示した。



当初は、質問票に対する研修員からの回答を埋めたマトリックス表を用いて、日本や他の国とは取扱いが違う場合があれば、それについての補足説明を求めたり、他の国の回答についての意見を求めたりすることを意図していた。しかし、日本側が設定した事例について、自国の制度ではあり得ないなどの意見もあり、途中で事例を変更することとなった。また、具体的事例への当てはめの前に、まずは、各国の条文（一般論）を確認することに、ほとんどの時間を費やすこととなった。

一般論の確認に予想以上に時間がかかったのは、日本側と中央アジア側の発想の違いによるところが大きいですが、何が違うのかという点を知ることができたのは、第1回セミナーとしては、大きな成果であったと考えている。

一般論の確認に予想以上に時間がかかったのは、日本側と中央アジア側の発想の違いによるところが大きいですが、何が違うのかという点を知ることができたのは、第1回セミナーとしては、大きな成果であったと考えている。

### (3) 訪問・見学

#### ① 名古屋大学

名古屋大学の法政国際教育協力研究センターもアジア諸国に対する法整備支援活動を行っており、アジア諸国の法情報の収集・発信や、法整備支援事業の研究活動を通して、各国の援助機関とのネットワーク形成を図っているとのことから、名古屋大学を訪問した。名古屋大学では、法政国際教育協力研究センターの活動内容の紹介をしていただいた後、同センターの教授や留学生と質疑応答を行った。研修員側の関心事項が事前に把握できていなかったため、特にテーマを設定しなかったが、名古屋大学側の協力により、各研修員の様々な質問に対応していただくことができた。

意見交換自体は、研修員にも好評であったが、バスの移動に長時間を要したことについては、時間がもったいないのでTV会議にすべきとの指摘もあった。その一方で、同大学には中央アジアからの留学生も多く、帰りのバスの発車時刻を過ぎても名残を惜しんでいるようで、引き離すのに心が痛んだ。

#### ② 大阪地方裁判所

当初の予定になく、オリエンテーションでの研修員からの要望を受け、急きょ設定したものである。そのため、事前にロシア語の資料を作成するなどの準備は全くでき

なかった。傍聴の合間に、廊下に出て、口頭で概要を説明したが、特に裁判官の研修員には興味深いものであったようである。「裁判官の横に座っていたのは司法修習生なのか？」という質問もあり、中央アジアでも同じような修習が行われるのかと感じた。同裁判所広報係長からも丁寧に研修員の質問に対応していただいたが、その際も、「自国ではこうだが、日本ではどうなのか？」といった質問がされ、中央アジアの実情も併せて知ることができた。また、上訴の理由について「手続に関する理由と内容に関する理由とどちらが多いのか？」という質問から、逆に中央アジアでは、手続違背を理由とする上訴が多いのではないかと感じられた。

なお、見学の要望があった際に、傍聴は自由であるが、人数を考えると裁判所に事前に許可をもらわないといけない、法廷で通訳はできない、私語禁止、歩くと遠いなどの理由を挙げたが、どんな条件でも受け入れるので見学したいとのことであった。しかし、やはり、ビデオ撮影禁止、通訳なしということについては不満があったようである。

#### (4) 意見交換

今回は、第1回ということで、情報不足から手探りの部分が多かったため、次年度以降のテーマについては、実際にこのセミナーを経験し、中央アジア法制についても知る研修員に抽出してもらうのが一番良いと考え、JICA 本部の佐藤直史国際協力専門員の進行により、研修員と意見交換を行った。

セミナーの実施経緯について、世界経済がグローバル化する中では、自国の法制度にとどまらず、他国の法制度についても理解することが必要であり、取引先の国の法制度についての情報が不足しているということは、法的予測可能性が確保されていないということでもあり、外国企業の投資活動の障壁になり得るといった説明をしていたため、投資環境に関するテーマも挙げられたが、契約の不履行の問題なども挙げられた。

また、今回は、当初の設例について「自国の制度ではあり得ない。」などの意見があったため、次回のセミナーにふさわしいと思われる事例を研修員から集めることとなった。

## 6 次回に向けて

今回の実施結果を踏まえ、双方の発想の違い、双方が誤解していた点など次回以降注意すべき点としては、次の点が挙げられる。

### (1) 原則と例外という区別がない。

この場合はこう、この場合はこう、というように、並列で説明する。しかも、想定し難い事例も含めてあらゆる場合を説明しようとする。日本側は、原則があって、特別な事情がある場合は例外の扱いがされると考えるが、中央アジアでは、そのような区別は理解してもらえないようである。

### (2) 質問は、くどいほど具体的にしなければならない。

「原告適格」「出訴期限」を確認しようとして、「訴えられるのは誰か」「いつまで訴えることができるか」と質問したら、「権利を侵害されたと考える者は誰でも」「いつまで

でも」との回答がされた。しかし、出訴期限を「3年」と回答した国もあったので、「いつまでも不安定な状態に置いておくことになるのか」と質問すると、「被告が出訴期限を過ぎていと抗弁し、裁判所がそれを認めれば棄却される。」との回答がされ、発想の違いによろやく気づかされた。マトリックス表では、日本語であれば、「出訴期限」ですむところが、ロシア語では、「裁判所に訴え、相手方が出訴期限を過ぎていと抗弁し、それが認められるのは何年か？」などという回りくどい表現をすることとなった。また、これにより、原告適格についても同様の誤解があったことが判明した。

(3) 要約ができない。

マトリックス表の枠に収めるために、条文を要約して記載しようとしたら、「我々は条文を要約することを許されていないので、全部記載してほしい。」とのことであった。発表の際も、与えられた時間を超過していたので、発表原稿を要約して話してくれと言ったら、途中をすべて省略して、いきなり結論にいったこともあった。重要ポイントのみを抜き出すということ、なかなかしてもらえない。

(4) 条文上明らかでない、中央アジアで共通の理解がある。

今回の設例は、「設立文書により借入権限を100,000米ドルまでに制限されている株式会社Aの代表者Xが、必要な手続きを経ずに200,000米ドルの借入れを行った。」という事例であった。

これに関して、各国の民法には、概ね次のような条文がある。

- a 委任状若しくは法律に定められる権限又は法律行為を行う状況から明白に認められる権限と比較して、個人が法律行為を行う権限が契約により制限され、又は法人の機関が法律行為を行う権限が設立文書により制限されている場合において、当該個人、又は法人の機関がその制限を超えて法律行為を行ったときは、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて、裁判所は、その法律行為の相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合に限り、これを無効とすることができる（ウズベキスタン民法第126条。カザフスタン民法第159条第11項、キルギス民法第195条、タジキスタン民法第199条も同旨）。
- b 無権限で、又は権限を超えて他人の名において行われた法律行為は、本人による追認があった場合に限り、本人の権利及び義務を発生、変更、消滅させる。無権限で、又は権限を超えて他人の名において行われた法律行為は、本人がそれを容認する行為をした場合においても、追認されたものとみなす（ウズベキスタン民法第132条第1項。カザフスタン民法第165条、キルギス民法第201条第1項、タジキスタン民法第208条第1項も同旨）。

つまり、aの場合は、当初は有効だが、訴えにより無効とすることができ、bの場合は、当初は無効だが、本人の追認により有効とすることができるという、全く違った結果となる。今回の設例のように、「権限を越えて」行われた法律行為が、裁判所によって取り消されるまで有効なのか、原則無効なのか、条文だけではわからない。この点を確認

認しようとしたところ、研修員が、ホワイトボードを持ち出して、図に書いて説明を始めた。結論としては、株式会社代表者の場合は、aの規定が適用され、代表者が他の者に個別に委任した場合や、支店の代表者の場合は、bの規定が適用されるということであった。条文にはそのような区別は一切書かれていないが、この区別は、研修員全員が当然の前提としているようであった。



(5) 日本は英米法系の国なのか。

研修員は、当初、「日本はアメリカ法の影響を受けている。」と発言していた。戦後に受けた影響を考えると必ずしも否定しきれないが、基本はアメリカではなく、大陸法であると説明したが、次の日には、「日本はイギリス法の影響を受けている。」ということになっていた。なぜかと思ったら、「日本の裁判では、判例に拘束されるが、中央アジアでは、判例というものはなく、個々の事件ごとに判断する。」とのことであった。上記(1)及び(2)に通じるものもあると思われるが、一般論で答えてもらえないのも、いつでも「個別に判断する」という発想があるからと思われる。大陸法系の国においても上級審の判断を無視するということはないはずだが、誤解を解くまでには至らなかった。

(6) 日本は西側諸国ではないのか。

東西冷戦といわれていた時代、資本主義国である日本は、当然西側陣営だと思っていた。しかし、中央アジアから見て、ロシアや中国を挟んで東側に位置する日本は、研修員たちのイメージする「西側」ではないようであった。『西側』ではない国の中で経済発展している国」というイメージを持っているようである。旧敵国と思われていないから、親近感や安心感を持たれているようなので、それ以上説明はしなかった。

このように、協議の際は、日本側が意図した回答を得るまでに、様々な遠回りもあった。日本側が「どうして何度言ってもわかってくれない」と頭を抱えていたのと同じように、研修員側も「どうして何度説明してもわかってくれない」と思っていたと思われる。しかし、そこで互いに背を向けることなく、研修員側は、上記のように、ホワイトボードを持ち出して説明を始めたり、研修監理員の取り合いになるほどに発言を求めたりし、運営委員会委員の先生たちは、なぜ日本側がそのような質問をするのかについて、日本の法制度も併せて説明して下さったりしたことにより、お互いの誤解の理由も理解できるようになっていったと思われる。どちらかが正しくて、どちらかが間違っているということではなく、お互いの法制度が違うということを理解し、違っていることを前提にして、自国の法制度の説明をしようとすることで、聞く側も素直に理解できたのではないと思われる。

また、各国の回答を一覧できるマトリックス表を作成したことで、研修員に自らの回答について再考させるきっかけとなり、自分たちが作ったマトリックス表が成果物として残るということも、やる気につながったと考えられる。

また、セミナー開始前は、中央アジアとくくりにしても、国同士は仲が悪いのではないかと心配していたが、休憩時間やカリキュラム終了後には、他国の研修員とも熱心に議論しており、国の別がわからないほどであった。女性だけがいつも固まっているということもなかった。協議2日目に、日本側からの質問に明確に回答できなかった研修員が、協議3日目に日本側の意図していた回答を行ったこともあったが、おそらく、他国の研修員に相談して理解できた結果ではないか



左からカザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンの研修員

と考えられる。今回のセミナーでは、年齢制限を設けていたことから、ほぼ全員が旧ソ連からの独立後に大学教育を受けていたことも、研修員の認識が一致しやすい要素であったと思われる。

なお、次回以降のテーマ選定については、次のような問題がある。テーマによっては、4か国すべての関連条文を和訳する必要がある。会社法、倒産法については、概ね和訳がされているが、民法については、予算の事情もあり、一部しか和訳がされていない。今回も、日本側で論点を予測して準備していた条文以外の条文が研修員から挙げられることも多く、当該条文を翻訳しなければ、適切な引用か否かの判断もできないため、その都度、翻訳をしてもらう必要が生じた。このように、回を重ねる中で少しずつ和訳していくしかない状況である。したがって、テーマについても、和訳がされている法律の中から選定せざるを得ないという制約が存在する。

## 7 終わりに

昨年の異動内示の後、自分がウズベキスタンを担当すると知り、地球儀を買ってその位置を見たときは、あまりの遠さにまるで実感がわかなかった。そして、旧ソ連の国が「アジア」であることも、理解できなかった。本セミナー実施に先立ち現地で参加候補者と面談した際も、高い壁を感じて、あまりいい印象は持っていなかった。しかし、それは、私自身が身構えて、一人で作りあげた壁に跳ね返していただけであった。実際に彼らと接してみれば、友好的で熱心な研修員たちであり、このセミナーの成功も、そのような研修員たちに恵まれたおかげと感謝している。

また、見学・質疑応答に積極的に応じていただいた名古屋大学、大阪地方裁判所の皆様方、御多忙の中、準備段階も含めて本セミナーの実施に御協力いただいた出水弁護士、伊

藤教授，中東教授，狩集弁護士，マトリックス表の修正作業やフローチャートの作成など  
コースリーダーとして本セミナーの成功へと御尽力いただいた松嶋弁護士，研修監理以外  
にも膨大な翻訳をこなしていただいた岡林研修監理員，ナターシャ研修監理員，本セミナ  
ーの実施に御協力頂いた JICA 本部，JICA 大阪国際センターの皆様方，様々な支援をいた  
だいた財団法人国際民商事法センターの皆様方にも，深く御礼申し上げたい。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp  
From : Asia

## 人肉搜索

日本でも「Yahoo!知恵袋」や「人力検索はてな」などのように、日常の様々な質問をインターネット上で行って、それに対して他の利用者が回答するというサイトが幾つもあるが、中国でも同様のものが多数存在する。中国ではそのようなサイトを「人肉搜索」(ren rou sou suo) サイトと呼ぶ。

インターネット利用者による質問・回答という方式は日本のそれと同じであるが、中国の「人肉搜索」の特徴は、特定人の個人情報を求める質問が多いことである。

とりわけ、「人肉搜索」が注目されたのが「死亡ブログ事件」と呼ばれる事件である。この事件は、2007年12月にある女性が夫の浮気を苦に自殺したがその夫や家族からの仕打ちが書かれた彼女のブログを見たインターネット利用者らが夫に対して「人肉搜索」をかけ、夫やその家族、夫の浮気相手の個人情報や写真等が瞬く間にインターネット上で暴露されたという事件である。この事件については、その後夫が自己の個人情報等が掲載されたウェブサイトの管理者らを相手取って民事訴訟を提起し、2008年12月18日、裁判所により慰謝料の支払、ウェブサイト中の関連情報の削除等を命じる第一審判決がなされ([2008]朝民初字第10930号)、ウェブサイト管理者の民事上の管理責任を認めた判決として大変注目を集めた。

本件のほかにも、不貞行為の当事者の個人情報が暴露された「銅須門事件」、「糖果爾事件」(それぞれ当事者のハンドルネームから付けられた名前である)や、猫を踏み殺した写真をブログに掲載した者が「人肉搜索」され個人情報が暴かれた「踏猫事件」などが有名である。

このように個人の名誉・プライバシーの重大な侵害につながりうる「人肉搜索」についてはこれをルール化すべきとの声も上がっており、インターネット利用者らによる自発的な動きとして、本年1月7日には「人肉搜索公約1.0Beta版」という全8条からなるルールが公開された(何ら強制力のない呼びかけ的なものである)。

また、全人代常務委員会において現在(2009年1月現在)審議されている権利侵害責任法においても、インターネットによる名誉・プライバシー侵害に対する規制は主要な論点とされており、当該立法によって規制が強化されることが予想される。

もっとも、「人肉搜索」は、上記のように個人の名誉・プライバシーの重大な侵害につながるという負の側面が大きい一方で、闇に葬られがちな高官の犯罪等を暴くのに大きな役割を果たすことも指摘されており、これまでも高官の猥褻(わいせつ)行為や公金の私的流用などが「人肉搜索」を通じて発覚しており、今後法規制を行うにしても、公人については保護の対象から除外すべきといった声もある。

(JICA 中国長期派遣専門家 住田 尚之)

## ～ 国際研究 ～

### ベトナム最高人民検察院クアツ・ヴァン・ガー次長検事講演録

国際協力部教官

森 永 太 郎

昨年10月、法務総合研究所では、従来から継続している法務総合研究所とベトナム最高人民検察院との間の「専門家交換プログラム」の一環として、ベトナム最高人民検察院次長検事クアツ・ヴァン・ガー博士をお招きし、10月2日と7日に、それぞれ東京の法務総合研究所本所と大阪の国際協力部において、ベトナム人民検察院が直面している課題などについて御講演をいただきました。

ベトナムは、現在、2005年に発表されました「法制度整備戦略」及び「司法改革戦略」という二つの重要な共産党中央委員会政治局決議に基づき、国を挙げて法・司法制度の改革を推し進めているところです。この中で、検察院にも、自らの役割の見直しと機構改革が求められており、検察院が起草担当官庁となっている刑事訴訟法も、近い将来、改正が予定されています。ベトナムの刑事司法改革の大きな流れとしては、従来、職権主義的傾向の極めて強かった訴訟構造の中に、世界の趨勢（すうせい）に合わせて当事者主義的要素を取り込んでいくことによって、より良い刑事訴訟制度を構築するという方向に進んでいますが、そのためには、当然のことながら、訴追官たる検察官と、被告人の利益を守る弁護人の能力強化、そして、双方がその能力を発揮できるような制度的環境の整備が必要であり、現在のベトナムは、この訴訟における当事者主義の強化の点も含めて、改革に伴い生じる多くの課題に苦勞しているであろうことが、ガー次長検事の御講演からも伺えます。

また、今回の御講演に当たっては、我が国において、被害者参加制度が昨年末に始まり、裁判員裁判も今年から開始することを受け、事前に法務総合研究所の側から、ガー次長検事に対して、ベトナムが従前から実施している附帯私訴制度と人民参審員制度についても御講演の中で触れていただくようお願いしました。

今回のガー次長検事の御講演の記録は、ベトナムの刑事司法の最新の動きや、ベトナムの法制度が直面している諸問題について知る好個の資料となると考え、本誌に掲載させていただいた次第です。



## ベトナム司法改革における検察院制度改変に関する諸問題 (平成20年10月2日 於 東京)

ベトナム最高人民検察院次長検事

クアッ・ヴァン・ガー

○小貫法務総合研究所長 皆様、おはようございます。法務総合研究所の小貫芳信でございます。本日は、ベトナム最高人民検察院次長検事ガー氏をお迎えしての講演に当たりまして、皆さんに足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。ガー次長検事には、来日して間もないお疲れのところを、長い講演と質疑応答の時間を快く引き受けていただきましてありがとうございます。ガー次長検事は、これまで多数回来日されておりました、聞くところによりますと5回ということになっておりますが、日本のことについては大変多くの知識を持っておられます。そして、日本に対する好意的な理解者でございます。ベトナムに派遣されております私どもの同僚の法律専門家に対しては心強い味方になってくださっております。日本からの長期専門家に対しては心温まるお世話をいただいているところでございます。ガー次長検事、そしてティエン法律専門官、さらにはベトナム最高人民検察院の皆さんに対して改めて心より感謝申し上げます。

ところで、ベトナムの司法制度は我が国のそれとは大いに違っておりますし、検察の組織、あるいは検察官の役割といった事柄についても我が国のそれとは異なった点が多いと聞いております。しかしながら、そういう違いがありながらも、それぞれの国において一様の機能を果たしているという実情にありまして、その点は私どもの興味を大いにそそるところでございます。本日のガー次長検事の講演はこの辺りの理由などについて私どもの理解を更に深めさせていただけるのではないかと楽しみにしているところであります。

御案内のとおり、ベトナムでは、現在、国を掲げての司法制度の大改革が急ピッチで進められておりました、その一環としてベトナムの人民検察院も多くの重要な計画に取り組んでおられるというふうに伺っております。我が国におきましても、大掛かりな司法上の改正が現在進行中でありまして、刑事司法の分野でも改革の目玉の大きな一つであります裁判員裁判が来年の5月21日から開始されることになっております。このような時期に、ベトナム検察のナンバー2として改革の指揮をとっておられるガー次長検事をお迎えして、ベトナムの事情等々について御講演をいただいた上で、さらには司法改革を同じ時期に推進している両国の法律専門家が意見交換をするということは、正に時宜にかなった有意義なことと思っております。本日の講演会が両国の司法制度の更なる

発展に寄与し、併せて我が国のベトナムとの友好関係が一層深められることを祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。ガー次長検事、よろしく申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。それでは、早速ですが、ガー次長検事、よろしく申し上げます。

○ガー次長検事 御列席の皆様、おはようございます。私の心からの御挨拶の言葉を述べさせていただきたいと思っております。皆様が御列席してくださることに対して本当に心から感謝したいと思っております。皆様は非常に重要なポストに就いておりまして、非常に御多忙中、貴重な時間を割いてベトナムについての私の報告を聞いてくださいます。本当に感謝したいと思っております。正に、ベトナムに対する日本の皆様の御支援の証明となっております。この機会をお借りしまして、ベトナムにいらしてベトナムのことを支援してくださいました日本の専門家の皆さんに対して心から感謝の意を述べたいと思っております。今会場にいらっしゃる皆様の中にも、ベトナムの法律のため、ベトナムの司法・検察のために大きく貢献してくださった方々の顔を拝見することができます。ベトナムに対する皆様の絶大なる功績をベトナムはいつまでも心にとどめておりまして、今日の午前中に関しては、ベトナムの司法改革についていくつかの問題をお話ししたいと思っております。また、ベトナムの検察院の主な部分のところをお話ししたいと思います。その目的としては、更にベトナムのことを理解していただきまして、更に適切に我々を助けてくださることを願っているからです。では、開始させていただきますと思います。

1987年からのドイモイ（刷新）政策が始まって20年間、ベトナムの民事、刑事の政策または司法政策がどのように変わってきたかということについてお話ししたいと思います。この20世紀の最後の20年間はベトナムがひどい恐慌状態から回生した、生き返ったと言っても過言ではありません。

そのときのスローガンとしては「ドイモイ（刷新）するか死ぬか」というスローガンを掲げていました。この20年間の成果として、正式にベトナム憲法に明記されるようになりました。それは経済的ドイモイと政治的ドイモイの二つです。いまの事柄がベトナムの2002年の改正憲法に明記されるようになりました。我々は官僚主義的な計画経済から市場経済へと移行することを決めました。

その中で、我々は専制国家を取りやめて法治国家の建設へと移行することを決めました。先ほど、「回生した、生き返った」と言いましたのは、我々は何十年間もの経済的並びに政治統治機構を取りやめて、新しいものに移行するようになったということです。経済面では、マルチセクターの所有を認める経済を認めるようにしました。20年前、我々は生産関係の革命を起こしまして、各経済セクターを消滅させてこの経済をつくりました。現在、我々としてはマルチセクターの経済を認め、その中で民間経済と資本経済のセクターも認めるようにしました。

そして、生産においても、もはや、政府の命令はなく、つまり、産物、品物の需要に従って動くようになりました。そして、20年を終えまして大きな課題などを乗り越えて

経済が成長してきました。この経済の大きな変革によって、法律の面でもかなり大きな変革となってきました。特に、営業、経営、民事関係の法律は以前と比べて大きく変化することになりました。そして、政治面では、我々としては人類の財産だと認めて、法治国家を建設することを目指しました。それと同時に、社会における民主化の拡大もいたしました。

ベトナムの国民としては、社会においては仕事、営業、事業に関して安定して生活することができるし、また、社会においても自分たちの自由の権利がかなり拡大されるようになることを感じるようになりました。この事柄などが、国の体制並びに国家の管理体制を大きく変化させるようになりました。1980年代、あるベトナム国民はボートピープルとなって国を離れることになりましたが、1990年代に入りまして、ベトナム国民はベトナムにとどまり、国を建設するように決心しました。

今のすべての事柄によって、我々としては司法改革を推進させることになりました。ベトナムの法治国家の建設のためにはそうせざるを得ないようになりました。同時に、当時の司法もいろいろな不備が存在していますので、ドイモイも行わなければなりません。この20年間、ベトナムの法律体制、法律などがかなり変化し、全く刷新された法律もあります。

ベトナムの刑事政策における大きな変化について報告させていただきたいと思います。昨今改正されてきたもの、そして今後改正されようとするもの、その中で刑法典が今後どのように改正されるかについてお話しします。この20年間でベトナムの刑事政策は大きく五つの項目について改正されました。一つ目は、各所有形態と密接に関係する犯罪の規定の変更です。例えば、1980年以前では、犯罪の中で社会主義の財産の侵害罪と一般的国民財産の侵害罪の二つの罪名を区分していました。その考え方としては、社会主義の財産は国民の財産よりは優先的に扱われてきたからという考え方からです。

1999年の刑法典ではそういう区分がなくなりました。つまり、すべての所有形態とは関係なく、同じ犯罪の要素、要件となっていったわけです。また、古い計画経済と密着した犯罪の諸規定なども撤廃しました。例えば、計画経済のときのフードスタンプのようなもの、つまり、配給制のときのフードスタンプに関する犯罪の項目も撤廃しました。

また、犯罪の区分の方法も改正しました。例えば、1999年以前では2種類の犯罪の類型を区分しましたが、それ以降としては法定刑に基づいて4種類の犯罪を類型しました。以前では、例えばあまり重大ではない犯罪、つまり法定刑の懲役刑が5年未満のもの、法定刑の懲役刑が5年以上のもの、このような規定によって法律を適用する際に裁判官並びに検察官にとってはかなり大きな問題となっていました。

特に、法定刑がかなり幅のある法定刑となっていました。つまり、一つの法定刑の中で複雑に規定されていまして、5年から10年まで、あるいは終身刑、あるいは死刑にでもなっていました。1999年以降の4種類としては、あまり重大でない犯罪、重大な犯罪、大変重大な犯罪、特別重大な犯罪という4種類の類型となりました。そして、法定刑の間隔もかなり狭められました。これによって犯罪との戦いにとっては大きく円滑な体制

が取れることになりました。

現在、我々は2010年以降の刑法典の改正の計画を練っているところです。見込みとしては2009年に国会へ提出する予定です。この2010年以降の刑法典に反映される考え方は以下のとおりの刑事政策に現れるようになります。その一つとしては、最大限に死刑の法定刑を有する犯罪を削減、減少すること。具体的には、今のところ死刑までの刑罰がある罪名としては29ほどありますが、2010年以降の刑法典では14の罪名から死刑が撤廃されるようになります。

そして、いくつかの犯罪については刑事罰として、刑事の犯罪として撤廃することにします。特に、麻薬関係の犯罪などがありますが、麻薬絡みの犯罪の中では不法麻薬使用罪を撤廃することにします。現行の法律の199条を撤廃します。これによって何万人かの人間が麻薬の刑事犯から解放されることとなります。つまり、麻薬中毒者は病人、患者だとみなして、この人たちに対して社会並びに政府は責任を取らなければならないということを考えているからです。

この麻薬絡みに関しては、ベトナムの大きな決断の反映の一つになっています。御承知のとおり、かなり大きな量の麻薬がベトナムで使用されているのが実態です。そのほか、麻薬に伴って社会的な病気などがあるかと思いますが、例えばエイズ、HIV関係のこともあります。麻薬使用者の中のHIV感染者の比率はかなり大きいのです。まだ国の経済状態が乏しい中で、我々としては最大限の努力を展開し、この患者のための治療センターを設立するつもりです。

また、今後の刑法典の改正の大きな方向としては、刑法典をより人道化、人道的に変化させること、より人間味のある法律に改正するようにします。この中で、先ほども言及しましたように、多くの罪名から死刑を撤廃することと、麻薬絡みの刑事犯を非犯罪化することです。また、最近、ベトナムで生じた新しい種類の犯罪についても規定することにします。例えば、テロ関係の犯罪、人身売買に関する犯罪、マネーロンダリングに関する犯罪、ハイテク絡みの犯罪、今後の犯罪との戦いにより良い貢献をするためです。

この刑事政策の改正に伴って、この20年間で刑事司法の政策もかなりいろいろな改正をしました。その中で大きく改正されたものとしては、日本の刑事訴訟法の略式に近い略式手続の採用です。二つ目としては、公判期日における弁論主義を強化することにしました。同時に、弁護人の役割も高めるようにしました。そして、最も低い階級の司法機関、ベトナム的に言うと県級司法機関の管轄、権限を高めるようにしました。かなり大きな改正だと思います。この規定によって事件の70%、80%が一番低いレベルの司法機関で処理されるようになります。法定刑が懲役15年以下までの犯罪に対して県レベルの検察機関並びに裁判機関が起訴、裁判をすることができるようになります。

また、弁論主義を強化することによって、国民の刑事訴訟における民主的な権利をより保障することができるようになりました。特に、日本の経験を学びまして、刑事訴訟における冤罪者の補償を規定しました。捜査機関、検察院、裁判所は、冤罪を起こした

行為があるならば、冤罪者に対して補償しなければなりません。2004年から2007年までの3年間、ベトナム政府は200億ドン<sup>1</sup>を冤罪者のための補償金として拠出しました。このように、冤罪者の補償を規定することによって国民にとってはかなり大きな刺激となりました。また、国民の刑事訴訟における民主的な権利の保障にもなりました。

その中で、暫定留置者並びに勾留者、暫時の場合は最長9日間、勾留の場合は2か月から6か月までの期間を無実でこのような処分をされる場合にも賠償が受けられるようになります。また、検察院によって起訴されるが裁判所の判決によって無罪と宣告された者も冤罪者としての補償を受けることになります。また、第一審では有罪と判決され、第二審では無罪を受けた場合にも裁判所がそれを賠償することになります。

今のところ、ベトナムでは国家賠償法が制定されている最中ですが、外国の専門家、特に日本の専門家の皆さんの大きな支援があります。この日本の専門家の皆さんの支援があったベトナム国家賠償法の法案が今月末にベトナム国会に提出されることとなります。この国家賠償法の中で、行政管理による損害に対する賠償並びに刑事訴訟の賠償なども含んでおります。この賠償活動などは、冤罪者と訴訟機関との間で自らの相談によって行われることとなります。

そして、その相談は合意に立っているようになっていまして、大体、今のところ、80%の合意が成立されるようになっていまして、また、損害の賠償額などについてもそのくらいの合意の比率が達成できています。また、合意まで至らなければ、冤罪者としては訴訟の手續に基づいて裁判所へ提訴することができます。

民事附帯私訴の刑事事件での処理に関しては、日本の皆様は大いに興味を持っていると認識しております。諸外国とはかなり違っていて、ベトナムの刑事訴訟はその事件を処理すると同時に民事の部分も処理することが許されています。ベトナムの刑事訴訟の規定によって、被害者、民事事件の原告と被告とも、自分たちの権利を保護するために刑事訴訟手續に参加する大きな権限を持っています。彼らの自らの民事的な権利を守るために多くの証拠を提出する権利もあります。その証拠は刑事事件の記録に加えなければなりません。

被害者、民事事件の原告と被告とも、捜査機関の最終的な捜査結論の調書の提供を受けることになります。また、捜査官、裁判官、検察官に客観性がないと認められる場合に、被害者、民事事件の原告と被告とも、その訴訟進行者の変更を申し立てることもできるようになっています。被害者、原告と被告とも、裁判期日に参加する権利もあります。そして、判決に対しては、民事的な部分について抗告する権利もあります。ベトナムでこのような類型が多いものとしては交通事故の事件です。被害者は明確でありまして、彼らは交通事故において生命並びに健康などの損害を受けるものです。

この事件における民事事件の原告としては、車に置いてある原告の財産などがこの事故によって失われたりした場合です。また、民事事件の被告としては交通手段の所有者

---

<sup>1</sup> 1,000 ドン=52 円 (2009年1月現在)

の場合が多いのです。運転手よりも、契約によって動かされているこの車の持ち主です。民事の部分も普通は交通事故の刑事事件で処理するようになっていています。多くの事件で被害者、原告、被告との三者の間で合意が結ばれるようになっていています。

また、ベトナム刑事訴訟法の中に被害者の要求による事件の立件という規定もあります。法廷の中に被害者の要求があつて初めて立件できる 11 種類の罪名があります。その中で、軽い傷害を及ぼす五つの種類の犯罪があります。性的侵害に関する犯罪が二つほどあります。名誉毀損に関する二つの罪名もあります。調査権、工業所有権侵害に関しても二つほどの罪名があります。つまり、軽い刑罰の犯罪です。このような種類の犯罪がある場合、被害者の要求があつて初めて検察院が立件を証明することになります。被害者が取下げをしたならば直ちに事件を中止しなければなりません。そのときには、もはや、訴訟の進行機関は民事の部分の処理責任は存在しなくなります。ベトナムの附帯私訴のある刑事事件を処理する際、ベトナムの刑事司法の改革の一環としてそんなに大きな問題は生じていませんでした。

このような刑事政策の変革に伴って民事の部分もかなり大きな変革がありました。以下のとおりの民事政策の部分でも四つほど大きな変革がありました。いろいろな形の所有形態を認めるようにしたのも一つの大きな変化です。1995 年と 2005 年の民法典の中で明確に規定されるようになっていています。この民法典並びに民事訴訟法典の二つの法典は、日本の専門家の密接な御協力があつて得られた大きな成果であることをここで強調したいと思っています。私としては刑事の部分よりも民事の方が大きく発展したと思っています。つまり、1987 年以前では全く私人所有とか資本所有とかを撤廃したのに、1987 年以降、我々は国的な所有と同等になるように私人所有を認めるようにしました。

また、民事の政策の大きな変革としてもう一つあるのは土地に関する政策です。1987 年、1993 年、1995 年、2003 年と連続として土地に関する法律の大きないろいろな改正がなされました。それとともに、1995 年並びに 2005 年の民法典の中で、土地所有権の譲渡に関する個別の章、チャプターが設けられるようになりました。その中で、土地の使用に対してはかなり大きな範囲にわたって八つほどの形態の取引が認められるようになりました。資料の中にも書いてあるように八つほどありまして、例えば所属とか賃貸借、売買、たくさんあります。このような規定によってベトナムにとっては経済的なメリットをかなり与えるようになりました。同時に、土地絡みの大きな数の事件をもたらすようになりました。今のところ、年間 12 万件ほどの民事事件を受理しまして、その中で土地絡みが 70% あります。この事柄を踏まえて考えると、今後、ベトナムの土地所有権に関する政策も改正に向けていろいろと検討せざるを得ないようになっていています。

どうも、ベトナムでは、土地絡みの権利などの中途半端な改善を行っているような気がします。つまり、私人的な所有、土地に関する私的所有を認めず、逆に、土地に関してはいろいろな取引に関する権利を認めることによって、法律家の方から見ると中途半端な改善が、いろいろな土地絡みの事件の数を増やすようになったわけです。

そして、非常に重要な政策としては住宅に関する政策が挙げられます。2005 年に住宅

に関する法律が公布されました。その中で、国家は、国民が住宅を有する権利があると保障するようになりました。特に、ベトナムに存在する外国人並びに外国機関に関する住宅などに関するものです。海外に住んでいる、ベトナム語では「越僑」と言いますが、ベトナム人が帰国し、生活したり短期滞在する場合の住宅に関する規定もあります。今年の11月に、国会において、土地に関する法律の改正などの審議が始まります。この改正によって、外国人並びに外国に住んでいるベトナム人の住宅に関する所有権などが拡大されるようになります。

また、2005年の法律の改正の中では、人格権に関する規定もかなり大きく改正されました。ベトナムの政策の中に人道の精神を反映しています。例えば、先天性による欠陥で性の再確定をする権利などの規定があります。また、体の一部分を切除する規定もあります。ただ、今のところ、性転換に関する規定はまだ設けられていません。性転換の規定はないけれども、先天性の欠陥によって性がはっきりしていない場合の性の再確定に関する規定しかありません。この規定によりまして、何万人もの人が自分の人格を救えるようになりました。

また、昨今の20年間、民事訴訟の手續に関しても大きくいろいろな変革が設けられました。日本の専門家の皆さんの直接的御支援によって、2005年の1月からベトナムで初めての民事訴訟法典が制定されるようになりました。1945年から始まって、60年間でやっとこのような民事訴訟法典が公布されるようになりました。これはまさに日本とベトナムの司法協力の成果物です。本法典のために、日本の法務省及び法務総合研究所の方々並びに大学の研究家がベトナムへ来られていろいろと貢献していただきました。3年近く施行しまして、2005年から2007年まで、いろいろなことで見ると、本法典はベトナム民事事件を迅速に、また、適切に処理する作用を持っているように感じております。

本法典の強調すべき点としては二つの原則がありまして、当事者の処分権と当事者の自己証明責任の強調の部分です。それによって事件処理の客観性がより保たれるようになります。この法典の草案の段階で、すべて日本側が日本語訳にされたことを理解しております。この法典を直接適用している者として、この場をお借りして、絶大な貢献をしてくださりました日本の専門家の皆さんに対して厚く御礼申し上げたいと思っております。

ドイモイ20年間にわたってベトナムの刑事政策及び民事政策の変革などについて、非常に省略的ですが、報告させていただきました。かなり大きな変革の部分と言及いたしました。御清聴ありがとうございました。皆さんお疲れのようですので一旦休憩をさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 ガー次長検事、どうもありがとうございました。

(休憩)

○司会 それでは、後半は検察院の変革の方についてです。

○ガー次長検事 そうですね。昨今の20年間の検察の変革と2010年以降はどう変わるのかについてお話しします。どちらかと言いますと、今後、将来にわたる事項について

お話ししたいと思います。御承知のとおり、ベトナムの検察という機関はベトナム憲法と合致する機関であります。憲法の中で検察院の機能が明記されています。その機能としては、公訴権の行使と法律遵守の検察、監督を行うことです。最高検察院の長官は国会の任期に応じて国会によって選任されることとなります。長官の任期は5年でありまして、彼は政治家です。ベトナムの共産党の黨員でなければなりません。法律の規定によって、最長2期しか任命してはいけません。システムとしては3階級に分けられています。

最高検察院は国会に直属する形になっています。地方の検察院がありまして、省または特別市レベルの63の検察院があります。県レベルとしては670の検察院があります。すべての検察のシステムは最高検察院長官の指導を直接受け、地方政府の指導は全く受けないことになっています。職員は1万2千人いまして、その中で検察官の数は7千人です。地方の検察官の任命並びに罷免などに関する権限は最高検察院長官にあります。そして、役割分担に従って、私は地方レベルの検察官の任命または罷免の権限を持っております。

ドイモイの間、我々としては七つほどの改革を行いました。一つ目としては、行政経済分野における法律遵守の監督の義務を撤廃しました。二つ目としては、民事部分の監督の業務を縮小しました。これによって、民事事件の裁判監督を前のように100%しなくてもよくなりました。また、以前のように、民事事件を立件する権限もなくなりました。これは民事訴訟の当事者の処分権を尊重するためです。

また、省レベルの刑事の捜査機関を解体することにしました。逆に、集中的に全国にわたる司法分野の刑事犯についての捜査を行う中央の捜査機関の建設に集中しました。

この司法分野の犯罪というのは、司法分野の職員、裁判官、捜査官が司法において犯罪を犯した場合です。よくあることは、例えば刑務所から受刑者を脱走させたり、いくつかの場合で捜査官が捜査の結果を改ざんしたり、そういうこともありました。また、悲しいことに、何人かの裁判官が検察院によって捜査を受けたこともありました。つまり、その何人かの裁判官が何らかの形で事件の記録を改ざんしたりしたこともありました。つまり、違法の判決を意図的につくったりしたということです。2008年も何人かの裁判官による事件がありました。

また、日本の経験からの学習として適用しているのは、裁判期日においては弁護士がより弁論をするようになりました。ドイモイの前は、ベトナムでは弁護士はあまり尊重されませんでした。検察官のほうが重要だと皆さんが言うております。国民としては、検察官はすごく重要な人物です。弁護士は一般的な国民と何ら変わりません。国民も、重要ではないと見ていました。ドイモイの前は、弁護士にとっては検察官と会えるだけでも非常に光栄なことだったのです。

今は事態は変わりました。弁護士の役割がより強化されました。期日において、検察官は弁護士の質問に対して回答しなければなりません。それも、まとめて答えてはいけません。つまり、質問ごとに答えなければなりません。最近の公判期日を見ると、弁護



士の役割は以前と比べるとかなり改善されまして、正直なところ、非常に困っている様子の検察官も多く存在しています。

ともかく、準備した内容がそのとおりに陳述できなかった検察官もいました。ハノイの裁判所で起こったことです。被告人の中に哲学博士号を持っている被告がいました。ともかく法律に精通していきまして、ご飯を食べるのと同じように法律に精通しているわけです。弁護士は法学博士です。すごく優秀な弁護士です。私たちのミステイクとしては検察官の人選を誤ったことです。この検察官は非常に受け身的だったのです。その受け身的なことが裁判記録に記入されました。その裁判では、裁判所は哲学博士の被告人に対して無罪の宣告をしました。

経験を検討するために裁判記録は国家首席へと送付されました。我々検察院も上からいろいろと責められましたし、その検察官も職務停止を食らいました。ベトナムの検察官は共通の弱点を持っているわけです。新しい知識の更新はかなり遅いです。弁護側が理論的な弁論などを投げかけると、大体、検察官は躊躇（ちゅうちょ）してしまうし悩んでしまうのです。例えば、弁護士側は理屈っぽいものを出しまして、犯罪の各段階において犯罪が未遂であるとか、そのような内容を出されると検察側としては悩んでしまいます。今後、より弁論が適切にできるように検察官を再教育する計画を考えているところです。

弁論主義を導入する際の検察官の能力強化のために、来日する前に私は UNODC という団体にお会いしまして、研修に対する支援を要請しました。また、その支援の一環として、弁論主義の模範裁判の支援を要請しました。模擬裁判などにも言及しまして、また今後も日本の専門家がいろいろと協力してくださることを期待しております。

もう一つのかなり重要な変革としては、検察官の任命の基準を高めました。絶対条件として、検察官は法学士を持たなければなりません。そのほか、ベトナムの司法省の国家司法学院の半年の研修コース、また、検察学院の研修を受けた者に限ります。そして、最も低いレベルである県レベルの検察官の任命のためには、少なくとも4年間の勤務の実績がなければなりません。

また、検察院に対する給与もかなり高いです。検察官と裁判官の給与は同等です。最高検察院の検察官の給料は、一般的な行政機関の局長の給料よりも高いです。また、役職手当、職業手当のシステムもあります。その手当の比率としては、県レベルでは本給の30%、省レベルでは25%、最高レベルでは20%です。これによって、より適切に業務を行うような刺激材料にもなっています。

また、2009年から我々は勤続年数に伴って功績も加算されるようになるといった提案があります。この提案は今度の国会に出されます。このようなことは我々検察官にとっては非常に喜ばしいことです。また、検察院のためのハードの部分、施設、建物なども司法改革の一環としていろいろと充実されるようになりました。

では、主な点を挙げたいと思います。2010年以降の検察院の形ですが、ベトナムの司法改革においては重点的な項目で、かなり大きく議論されてきたものです。多くの研究

者や学者並びに共産党の方も、現行の検察院の在り方ではなく、別の形に変革させたいというのが大方の意見です。でも、最近、どうもこの熱が下がったようです。おそらく、改革においては、まだ様々な作用要素があったからではないかと思っています。基本的には、国家中央司法改革委員会の委員長である国家首席は、我々が提案している六つの項目について賛同しています。

一つ目としては、検察院としては2010年以降も引き続き二つの機能を実施することになります。第一は、国家の公訴権の行使、第二は法律遵守の監督です。それは今のベトナムの司法の実態の要請から生じることです。ともかく、検察・監督の機能の中で、身柄拘束とか犯人の矯正などにおいては検察の機能を撤廃してはいけません。

刑事事件に関しては、毎年4万5千から6万件の事件が受理されるようになっていきます。また、新規の収容受刑者の数もかなり大きいです。この刑務所、又は矯正の施設もかなり改善されましたが、まだ十分ではありません。特に、受刑者のための生活などの面の政策がまだ十分ではありません。刑務所の監視機関の違反行為などもまだ生じています。だからこそ、定例的に検察機関の監査・監督がどうしても必要になります。

日本と違いまして、刑務所の監督はベトナムでは公安省です。つまり、武装人員です。そもそも、武器を持っている勢力ですので、受刑者を本当に心から尊重するまでの気持ちを持たないのです。厳密に管理していない部分もあります。例えば、殺人罪の受刑者とか、受刑者が脱走したりするようになっているのは非常に危険な状態です。面白いことに、麻薬売買罪で死刑宣告を受け、後は執行するのみでした。執行日の前の日に健康診断を行ったら、妊娠しているという話がありました。もちろん、個別の部屋に身柄が拘束されていたにもかかわらず、妊娠の身となったわけです。我々検察官が監査をして、ひょっとすると監視官がつくったのではないかと考えましたけれども、そうではなくて、同じ刑務所、拘留所の中の給食係の男がその妊娠の主犯であったわけです。結局、かなり大きな麻薬の売買事件であったにもかかわらず、また、死刑宣告を受けたにもかかわらず、妊娠しているのでお産のために執行されずに済んだわけです。女性だけれども、マフィアでした。

また、民事関係でも誤判がかなり生じております。例えば、控訴されまして、40%くらいの第一審の判決が第二審で修正されました。また、民事分野における裁判官の違反もかなりまだ多いです。2008年の当初から今日まで、かなり重大な違反を起こした5人の裁判官もいます。だから、検察院としても一定の範囲で監督に参加しなければなりません。

2週間前の中央司法改革委員会の協議の中で基本的な考え方が賛同されました。委員会のトップの委員長、国家首席並びに汚職防止の委員の一人である副総理大臣も基本的には同意しました。今言いました副総理は2007年来日しました。かなり強い勢力を有する副総理大臣です。地方改革委員会のナンバー2的な存在です。日本を訪問して帰国してから「日本はベトナムの鏡だ」と言っていました。そして、副総理は我々の考え方に賛同しています。

もう一つのかかなり大きな変革としては、2010年以降、検察院の組織を今の3階級から4階級に再編します。日本のモデルからの学習です。かなり近いです。日本のこの分野の後輩である韓国と同様です。我々が認識しているところ、日本に4階級の検察院があるように、2010年以降、我々も以下のとおりの4階級になります。上には最高人民検察院がありまして、今と同じです。国会の直属機関です。長官も国会によって選出されます。つまり、中央のレベルではあまり変化はありません。そして、高等検察院です。裁判所のほうでは上審裁判所と対応して高等検察院が設けられます。つまり、日本に高等検察庁が八つあるのと同じような形です。今のところ、ベトナムにはまだ高等検察院が存在していません。2番目のレベルでの階級では行政機関との対応がありません。これによって、業務活動においてはより独立性が保たれるようになります。3番目のレベルとしては省レベルの検察院です。基本的には今と変わりません。この省レベルとしては全国に63の省がありますので、省レベルの検察院も63の検察院になりました。日本に地方検察庁が50あるのと同じようになります。そして、最後に、かなり大きな変化としては地域級の検察院です。日本的に言うと、区検察庁でしょうか、日本の438くらいの区検察庁と同じようなものになります。今のところ、県レベルの検察院の数としては637か所です。今後、合併の形で地域レベルの検察院を変えるようになります。

ただ、この階級の検察院についてもまだいろいろな議論がなされている最中です。大方の意見では、地域級の検察院の数をなるべく縮小することを目指しています。例えば、ホーチミン市の管轄では、今は県レベルの検察院が30か所ありますが、10の地域検察院に合併して縮小する考え方もあります。でも、逆に、今のままを維持することを考える人もいます。我々としては、現在のように維持できないと思っています。でも、余りにもその数を減少してもいけないと思っています。日本と同じように、皆さんは区検察庁が438ですが、我々もそのくらいを目指したいと思います。

ベトナムにとってはかなり大きなメリットがあります。つまり、検察院の方は、もはや、行政面での拘束がなされなくなります。また、政治と司法との絡みも解放されるようになります。国民にとっては非常に大きなメリットです。元々、今の段階ではこの4階級に対する結論に対して特に大きな支障はありません。そして、裁判所も検察と同じようなシステムになります。ベトナムの検察機関にとっては有利な変革だと私は思っています。

我々にとって最も難題でなかなか処理しにくいものとしては検察院と捜査機関との関係です。2010年以降、我々が処理しなければならない課題です。検察と捜査機関との関係に対して、国も政府も共産党も明確な指導がまだないようです。これに関しては国家首席と、司法改革のナンバー2の副総理大臣に対してもお話ししました。国家としては捜査機関に対する公訴機関の権限をより強化したい。しかし、捜査機関の立場上、いわゆる政治的な立場、公安省と密着している立場は非常に大きいです。政府としてはそうあってはいけないし、もちろん国民はそうは望んでいません。だから、政府としては捜査活動における検察の機能、役割を高めたいわけです。

その中で、2003年の刑事訴訟というのがありますが、それも日本の法務総合研究所の専門家の皆さんの大きな貢献があります。その中で、109条、112条、113条が検察院の捜査機関に対する理論がはっきりと表現されています。しかし、2004年からの施行を振り返ってみると、どうも捜査機関の方では今の諸規定を厳正に運用していないように見受けられます。

ご存じの有名な事件、PMU18番、インフラ整備のプロジェクトに関する事件ですが、この事件は交通省の指導部の何人かに関連する事件です。次官の一人も絡んでいます。2006年にベトナム世論に大きな影響を及ぼしました。世論としては、非常に不満や不平で一杯です。その2006年の共産党大会を中止するように提案する人もいました。共産党の討議事項としてこの事件を取り入れるように提案する人もいました。つまり、指導部を変えたいという意味で提案をしたりしました。また、これはあくまでも政治体制のシステムエラーだという人もいました。

検察院としては、かなり大変な事件でありました。検察院は2回にわたって公安省の捜査機関の捜査記録を差し戻しました。しかし、1年経ってもその記録の中に必要な資料が全然存在しないわけです。結局、仕方なく、その中の次官の一人の刑事責任追及を取り上げることにしました。つまり、刑事ではなくて、行政的処分を行いまして、次官の職から罷免しました。つまり、この事件から見えることとしては、権限の規定があります。認められているのですが、その権限実施の体制は適正なものが存在していないということでした。

そのために、我々は新しい刑事訴訟法典の制定を考えています。私は編さん委員長として命じられました。改正の内容としては、捜査機関に対する検察機関の機能の発揮を保障できるようにいろいろな規定を設けるようになります。2010年以降、我々は制定しなければならない新刑事訴訟法典の最も大きな課題の一つだと見ています。それも我々の1945年からの国民に対する検察院の借りでもあります。

今のベトナムの公安省の捜査機関は、アメリカのFBIとよく似ています。刑事事件の96%まで捜査を行っています。確かに、司法改革の主張の中には掲げられているのですが、いくつかのものは実際にまだ捜査機関に対しては関与していません。我々としては、より適切な活動ができるように、捜査機関のドイモイを実施したいと思います。この捜査機関との関係について、今後とも引き続き日本の専門家の皆さんのお話を期待しております。

検察官に関する今後の変化に入りたいと思いますが、これについては私たちから提案がありまして、司法委員会も賛同してくださいました。それは、検察官の任命期間を撤廃することです。検察官の今の任期は5年となっていますが、今後は無期限任期になります。

もう一つの変化としては、今のところ、検察官は行政単位に密着しているのです。つまり、県や中央レベルなど、いろいろ分けられていますが、今後はそういう区分がなくなります。存在するのは初級検察官、中級検察官、高級検察官です。そして、着任する

場所は全国です。各階級の検察院の人事異動を強く推進するようになります。各地方で検察官を固定させるのではなくて、地方にまたがって人事異動などを行います。今の日本の実態とほぼ同じようになります。

以上、非常に概括的なことですが、御報告までとさせていただきます。今、私が述べたいいくつかの改革の中に日本の姿が反映されていることも見受けられたかと思います。私たち検察院と皆様との協力のいくつかの大きな成果の一つだと思っています。改めて、私の感謝の意を述べさせていただきます。皆さんに対する私の敬意を表したいと思います。御清聴ありがとうございました。

## ベトナム刑事訴訟制度に関する最近の重要論点 (平成20年10月7日 於 大阪)

ベトナム最高人民検察院次長検事

クアッ・ヴァン・ガー

○司会 定刻になりましたので、本日の講演会を始めさせていただきます。皆様おはようございます。御多忙中のところたくさんの方にお集まりいただき誠にありがとうございます。今日は、ベトナム社会主義共和国最高人民検察院のナンバー2 でいらっしゃいますガー次長検事に御講演を頂きます。

ガー次長検事は、今回私ども法務総合研究所とベトナム最高人民検察院のプログラムで来日しております。これから、貴重な御講演をいただくわけですが、それに先立ちまして、当法務総合研究所の国際協力部長を務めております稲葉より開会の御挨拶を申し上げます。

○稲葉部長 皆様おはようございます。法務総合研究所国際協力部長の稲葉です。本日、ベトナム最高人民検察院次長検事ガー博士の講演会開催に当たり、主催者を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。今日は、御多忙の中、このようにたくさんの方々にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私ども法務総合研究所では、2001年以來、本日お越しのガー次長検事の御提案を受け、ベトナム最高人民検察院との間で、相互に専門家を招へいし、両国の司法制度に関する調査研究を行う専門家交換プログラムを実施してまいりました。その中で、今年度はこのプログラムの提案者でありますガー次長検事御本人においでいただきました。ベトナム最高検察院は、ベトナム憲法に規定されます国会直属の機関であり、その長官、すなわち検事総長は国会議員の中から国会より任命されると聞いております。

その意味で次長検事は、ある意味ベトナム検察官としては実質的に最高位の職種と言えます。ガー次長検事は、2000年からその次長検事の職に就いておられ、ベトナム検察のまさに統括者と言える方です。そのような次長検事をお招きしましたせっかくの機会ですので、東京と大阪で、ベトナムの刑事司法制度などについて御講演をお願いしたい旨申し上げたところ、快くお引受けいただきました。ガー次長検事には、本当に御多忙の中、遠路我が国までお越しいただきまして、貴重な御講演をしていただけますことについて、本日の会を始めるに際し厚く御礼申し上げます。

現在、我が国におきましては、戦後初とも言える大規模な司法制度改革が進行中であり、刑事司法制度におきましても、本年末には被害者参加制度が始まり、来年に

は裁判員制度が実施されるという、新たな制度の運用が目前に迫っております。この点、ベトナムでは以前から刑事手続におきます被害者の参加の仕組みや、また裁判員とは少々異なるようですが、職業裁判官以外にも、人民参審員という国民の参加する制度を従前から運用してきておられます。

本日は、ガ一次長検事にベトナムの刑事訴訟制度に関する最も新しい論点についてお話をいただくことをお願いしておりますが、その中でベトナムのこれらの制度についても触れていただけるようお願いしております。現在、ベトナムでも大規模な司法改革を進めておられ、その点で日本もベトナムも同じ課題を背負った者同士と言えらると思えます。ベトナムの司法改革に、人民検察院の最高幹部として取り組んでおられますガ一次長検事にお話を頂き、意見交換をさせていただきますことは、まさに時宜にかなった、極めて有意義なことであると存じます。

御講演をいただきました後、午後からは質疑応答や、自由な意見交換、討論も行わせていただく予定です。御来場の皆様も含めて一緒に大いに議論を深めさせていただきたいと思っております。本日の講演会が、両国の司法制度の更なる発展に寄与し、併せて我が国とベトナムとの友好関係を一層深め得るものになることを祈念いたしまして、私からの開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 それでは講演会に入ります。ガ一次長検事よろしくお願いたします。

○ガ一次長検事 皆さんありがとうございます。ベトナムの司法並びにベトナム刑事訴訟法典に関する私の報告に御参加くださいます。誠にありがとうございます。本当に皆様の御足労を心から感謝申し上げます。皆様はお仕事などで御多忙中だと思います。ベトナムのことに、大いに興味を持ってくださいましたことは、私にとっては大きな動機付けになるかと思えます。ベトナムの司法、刑事訴訟法、並びにベトナムの法律の最も緊急性のある司法事項について報告させていただきます。それによって、皆様はよりベトナムのことを理解することができるようになるかと思えます。さらに我々ベトナムのために御支援していただけることを期待しております。また、皆様から大いにいろいろな経験を学ぶことができるかと思えます。

専門的な分野に入る前に、昨今ベトナムの20年間の歴史的な空間、その背景についてお話しいたします。その空間、そのスペースが、私たちが司法改革を行わざるを得ない原因を物語っています。我々としては、刑事訴訟法典を刷新、改革しなければなりません。ベトナムはこの20年間、ベトナムが恐慌状態に陥り、また崩壊状態に陥る寸前の、まさに九死に一生を得た20年間でもあります。

1980年代、ベトナムとしては経済社会に非常に大きな恐慌の寸前に立たされることになりました。政府は全くコントロールできない、ハイパーインフレ状態に陥りました。国民としては、安心して自分の仕事が全くできませんでした。多くの国民が船に乗り、ベトナムから脱出して外国へ逃げ込み、世界ではボートピープル現象と物語られていました。

豊かな土壌を持っている国でありながら、国民は国に対してそれ以上の愛着を感じず、

生活のために自分の国を脱出せざるを得なかった、というベトナムにとっては非常に苦い歴史経験があります。それと同時に、社会主義の崩壊により、ベトナムはさらなる恐慌状態に陥ることになりました。ベトナム国民にとってはよく言われるように、恐慌の谷間の寸前に立たされるような状態にいました。

その時こそ、我々としては思い切って立ち上がり、古いものから思い切って離れ、そして自分の新しい道を歩き始めました。その中で経済の面において、当時の官僚的で、集中的な計画経済を離れて、市場経済へ移行いたしました。政治の面においては、ベトナムは法治国家の建設へと移行いたしました。この二つの事柄が、ベトナムの1992年の改正憲法に明記されることになりました。

この市場経済と法治国家の建設により、ベトナムが救われることになり、全く新しいイメージのベトナムとなっていきました。正にベトナム国民の非常に勇敢なる行動だと思っております。やはり古い考え方、思想、偏見から離れて、新しい道を歩むことはそんなに簡単なことではありません。法治国家と市場経済の二つの前提が、我々の司法・経済の主な動力となりました。

司法改革の目標としては、効率的な犯罪行為との闘い、またそれとともに国民の民主的権利も十分保障しなければなりません。我々としては、司法改革において、その司法の透明性、明解性を保障しながら、国民の権利又は人権を十分司法においても保障されるように考えたいと思っています。司法の分野では、民事司法、刑事司法ともそういうことが保障されるようにしていきたいと思えます。

外国の専門家、その中には日本の専門家もいらっしゃいますが、その御支援によって司法関係の多くの法令が制定されるようになりました。昨今の10年間、日本の専門家の皆様の御支援により、司法の重要な法典が徐々に制定されるようになりました。2005年改正の1995年制定の民法典、2005年1月から発効の民事訴訟法、ここでベトナムの民事訴訟法典のすべての草案が日本語に翻訳されました。本法典の制定の際に日本の法務省並びに検察庁の専門家の貢献は非常に重要な役割を果たしました。

その続きとしては、1999年に制定された刑法典があります。2003年に基本的に改正された、1989年制定の刑事訴訟法典もその一つです。このような司法法典、並びにそのほかの法典のお陰で、ベトナム司法の顔が大部分変わりました。国民としては、自分の権利・利益を、より明らかな、よりそれを統合するための明らかなる手段を持つようになりました。ベトナムの司法機関は、犯罪との闘いのために、より効率のよい手段を持つようになりました。日本の刑事手続のいくつかの内容が、実際ベトナムの2003年の刑事訴訟法典の改正の中に取り入れられました。

例えば、刑事事件を処理する略式の手続というのは、全く日本の略式の経験が参考となっています。この20年間の歴史的な時間を経まして、思い切って皆様に報告することができるかと思えます。その報告の内容としては、この20年間によって、ベトナム国民は蘇生いたしました。その蘇生されたことによって、21世紀に向ける我々の司法改革の大きな原動力にもなっております。



この20年間において、ベトナムの刑事訴訟法は最も重要な改革、刷新された内容とはどういう点なのかについて話をいたします。一言言えるのは、ベトナムの刑事司法の近代史、現代史とも、日本語的に言いますと職権主義の刑事司法を導入いたしました。この職権主義の伝統としては、1860年代にかなり強く発展しました。そして、次の20世紀に入っても、最初の50年間は職権主義が主流でありました。

そして1960年代に入りまして、ベトナムとしては社会主義型の刑事訴訟法を導入しました。主な教訓としては、旧ソ連と旧東ドイツからのものです。実は、社会主義諸国の刑事訴訟法というのは、いわゆる職権主義型の訴訟の模倣で、非常に近似しております。その活動の方法などは、職権主義の訴訟と似ていながら、違う点といえばその名前が違うくらいです。一定の成果も得ながら、同時にいくつかの弱点も出ております。そのため、我々としては、刑事訴訟法典を改正しなければなりませんでした。

大きな改正としては以下のとおりです。一つ目は、刑事訴訟における弁護人の役割を高めることです。昨今の1世紀、刑事訴訟における弁護人の役割は非常に薄いです。司法改革並びに刑事訴訟法の改正において、国民の民主的な権利、又はその権利を保障するために、刑事訴訟において、弁護人の役割を強化するようにします。社会を弁護する弁護士の需要はまだ数が少ないです。我々としては、この人員を増やすように強く推進しております。

2010年時点で1万8千人の弁護士を育成できているような野望を持っております。刑事訴訟においては、より権限が持てるようになりまして、例えば被疑者が逮捕された段階から、弁護士が訴訟に参加することができるようになったり、公判期日においては、弁論のプロセスにおいて、検察官と同等の権限を持つようになります。公判期日において、弁護人の質問ごとに検察官が答えなければなりません、それが義務です。このように、多くの公判期日において、弁護をする弁護士の参加によって、正義を守ることができるし、又は公判期日に参加する各当事者の弁論の権利なども保障することに貢献することになります。

もう一つの大きな変革としては、ベトナムの刑事訴訟法の中に、略式の手続を導入することになりました。よって、訴訟のプロセスをより迅速化し、軽微な事件の時間の浪費を避けるためでもあります。この略式の対象となる事件は、捜査、起訴、裁判の期間を最大限に削減されるようになります。略式の場合、捜査の期間は最大12日間が許されます。公訴機関が自分の権限を行使するためには3日間の範囲内で行わなければなりません。裁判所の準備期間を含む裁判期間はおよそ7日間です。一般の事件と比べて、略式の期間はかなり大きく短縮されるようになります。それによって、軽微な事件に大きな力を持ち出さなくても済むようになりました。

略式の対象となる事件の要件というのは、日本の要件と近似しております。ただ違う点の一つあります。つまり、ベトナムでは被疑者に略式を適用するかどうかの被疑者の同意は必要ではないのです。日本みたいなのではないです。以下の四つの要件が満たされると略式が適用されることが決定されます。あまり重大でない事件つまり法定刑が懲

役 3 年以下，現行犯の犯罪，証拠も明白で，また被疑者の身上がはっきりとしている，この四つの要件が満たされると，直ちに略式を適用することになります。

ベトナムは現行犯犯罪の比率がかなり大きいので，略式の適用の可能性は大いにあります。これは，正にベトナムの刑事訴訟の大きな前進，第一歩だと思っております。

また，昨今 20 年間の大きな変革としては，多くの裁判の管轄を最も低いレベルの裁判所へ移行することです。日本と，また世界諸国とかなり大きく違った点になります。現在のところ，ベトナムの裁判所，並びに検察院は以下のとおり 3 階級に分けられています。上には最高裁判所，その対応とするのは最高検察院です。2 番目としては省級裁判所，日本でいう地裁に当たるものです。省級裁判所が対応とする省級検察院，いまのところベトナムでは 63 の省があります。

3 番目の階級としては，県レベルの裁判所と，県レベルの検察院があります。県レベルの裁判所，並びに検察院の数は 670 か所です。最も低いレベルである県級裁判所が 670 か所あり，県級裁判所としては，刑事犯で法定刑が懲役 15 年までの犯罪を裁判することができます，また検察院では起訴することができます。この理によって，刑事事件の 70% 強が，県レベルの裁判所で処理されるようになります。

日本では 438 のローカルコート，つまり簡裁があると認識しております。ベトナムの考え方としては，大型の事件を県とかのディストリクト級裁判所で処理しながらも，冤罪を起こさないように保障しなければなりません。ベトナムの各司法改革委員会の各委員会において，かなり大きく議論されている課題となっています。そして見込みとしては，2009 年 7 月に，ベトナムすべての県級裁判所が，新しい権限を行使するようになります。このように，第一審の権限を最も低いレベルの裁判所，公訴機関に与える結果などについて注目し，総括的なまとめを行っている最中です。

同時に，県レベルの裁判所，検察院のための人的，物的のインターナルの整備の投資も行わなければなりません。ベトナムのような，まだ貧しい国にとっては，簡単に解決できるような課題ではありません。政策者としては，なぜこの最も低いレベルに管轄権を与えるか，その理由についてはなるべく省級レベルとか，最高裁レベルに多くの事務を集中させることを避け，もっと重要な事項に集中できるように考えているからです。昨今の 60 年間の大きな調整の一つとなっています。もはや，元の鞘（さや）に簡単にはベトナム人は戻れない，戻りにくいと思います。

ベトナムの刑事訴訟の大きな 4 番目の変革としては，冤罪者の賠償，補償を認めたことです。訴訟においては非常に大きな進歩です。2003 年から発効し，ベトナムの国会常任委員会のある決議に基づいて施行されるようになりました。国会常任委員会の決議 388 号です。この決議に基づくと，冤罪を受けた人々は賠償を受けることができます。また，賠償・補償を受ける対象者は広く特定されております。

例えば，公安機関に暫定留置として 9 日間身柄拘束され，その後犯罪行為が証明することができません。被疑者として立件され，そして勾留期間 2 か月から最長 6 か月の勾留をされても，その後当人の犯罪が証明されない場合。又はある人が捜査を受け，そし

て捜査が終了しても、その犯罪が証明できなかったので事件が中止された人。又は検察院によって起訴され、裁判所によって無罪の判決を受けた人。又は第一審で有罪判決を受けた人で、第二審で無罪の判決を受けた人。又は、第二審で有罪判決を受けた人で、その後しばらくして無罪と証明できる新しい事実などが発見されたことによって、再審若しくは監督審の手続を経て無罪の判決を受けた人。

刑事訴訟法における冤罪者の数も少なくはありません。2005年、2006年、2007年の3年間にわたって、ベトナム政府は金額として200億ドンを拠出して賠償に充てました。200億ドンというのはかなり大きな金額です。賠償以外に、捜査機関、検察機関、裁判機関は、冤罪者に対して公開で謝罪しなければなりません。自ら、冤罪者の地元並びに勤務先まで出向いて、群衆の前で公開で謝罪しなければなりません。また、中央の新聞に3連載で公開謝罪も掲載しなければなりません。訴訟機関にとってはそんなに簡単なことではありません。非常に歯がゆい、嫌なことだと我々は感じています。

実際に冤罪者が請求する金額はもっと大きいです。メコンデルタのある当事者が請求した金額は400億ドンでした。冤罪者と司法機関との合意の際の見解の違いが大きいです。このように合意にまで至らない場合、当事者としては民事裁判所へ民事手続で賠償請求することができます。

冤罪者が、その民事事件の原告となります。そうすると捜査機関、検察官、裁判所は、事件の被告の立場になります。喜ばしいことではありません。場合によっては裁判所は、自ら裁判所を裁くことになることもあり得ます。例えば、第二審が冤罪となる有罪判決を下しました。その冤罪の当事者は、第二審の裁判所との賠償の合意ができませんでした。当事者が第一審で賠償を求める訴えを提起しました。つまり、第二審の下級裁判所です。そこで判決に対して不服があつて、第二審の裁判所へ控訴します。そうすると、訴えられた第二審は、自分の事件を裁くこととなります。非常に複雑な事項であり、改正するように検討しなければなりません。

国会議員は、立法者の我々に対して以下の質問をしました。冤罪者の補償手続のメリットとデメリットはどんな点にあるのかという質問です。メリットとしては、冤罪者である国民の権利が保障されるようになりました。それによって、訴訟の運営においてはより慎重な姿勢をとるようになりました。でも、非常に否定的な反応もあります。余りにも慎重になりすぎて、犯罪を漏らす可能性もあります。つまり、冤罪なのに起訴したりすると賠償しなければならないからです。

そこで、各訴訟機関の犯罪の情報提供と、その検挙率の結果を調査しているところです。しかし、まだ国会議員たちはその情報を見付けることはできていません。その理由としては、まだベトナムでは毎年犯罪白書の出版がされていないからです。捜査機関、検察機関、裁判所は、それぞれ異なったデータを提供しています。今後、国家的な犯罪統計を取るように、検察院に任せるようにしたいと思っています。正直に報告させていただきますと、ベトナムの犯罪に関するデータはまだきちんとしたものはありません。

いくつかの捜査機関での犯罪の検挙率は非常に低いです。ある所では51%にしか達し

ていない所もあります。犯罪の構成の中で、ある地方では薬物絡みの事件が70%以上の所もあります。社会の闇の中で犯罪を社会と同居させる状態を維持することは、非常に危険な状態です。

以上が、ベトナムの刑事訴訟の最も明確な四つの変革であります。

今年の12月から、皆さんが刑事事件の中の民事の要素を解決することを適用する機会を持つことから、ICD並びに大阪地方検察庁の皆様の提案を受け、ベトナムの附帯私訴制度を簡潔に説明したいと思います。ずっと前から、ベトナムでは刑事事件解決の中で、民事の部分を処理することが許されるようになっていました。

刑事訴訟法第28条に明記されております、民事事件の処理は、刑事事件の処理と同時に解決することができる、と第28条で明確に規定されています。第51条、第52条、第53条などもありますので、被害者の民事的権利、民事原告の権利、民事事件の被告の権利があります。この人たちが大きな権限を持ち、例えば資料・証拠請求を提出することができる権限だとか、捜査機関から、捜査の結果の通知を受ける権限、捜査官、検察官、裁判官の変更を提案する権限、裁判の期日に参加し、意見を陳述する権限、特に、刑事事件の判決の民事賠償の部分に対する控訴の権限も持っています。ベトナムでは前から承認されていた事項です。

陸上、海上、水上又は一般の交通事故などで多く適用されるようになっていきます。被害者とすれば、交通における不法行為によって被害を受けた、事故の被害者。民事の原告は、交通手段の上に財産などを乗せる人、そして民事の被告としては一般的にはその交通手段の持ち主であります。つまり、契約によって民事的な賠償責任を持っている人です。そういう場合は運転手ではないです。このような民事の合意は、各当事者によって合意があり、裁判が完了するまでのケースは非常に稀です。当事者の請求がなければ、裁判所は承認しません。各当事者が自ら合意することになります。以上が、ドイモイから20年間のベトナムの大きな変革について、非常に簡潔にお話しいたしました。非常に大きくなっていきました。ここでちょっと休憩させていただきます。

(休憩)

再開いたします。二つ目の内容についての報告をさせていただきます。刑事訴訟法典を改正する見込みとか、その要点について報告いたします。刑事訴訟法の改正委員会は既に設立されています。その委員長は、検察院が責任を持つことになります。そして改正案を起草して国会に提出し、2010年以降改正法が施行されることになります。以下のような目標のために、幾つか重要な改正があります。それは、改正しなければならない内容でもあります。

一つ目の要請としては、今後改正される刑法典と合致するように刑事訴訟法を改正しなければなりません。つまり、どのように刑法典を改正するかというと、より人道的に改正する方向です。具体的には以下のとおりです。死刑の刑罰を有する犯罪を最大限に削減することです。今のベトナムの刑法典の中で、死刑に当たる犯罪としては29の罪名があります。その中から、これからは14の罪名の死刑を撤廃いたします。そうすると、

近いうちに死刑を有する刑罰の罪名が 15 に減らされることとなります。1985 年制定の刑法典の適用で死刑にされるのと比べると、3 千人くらい減らされるようになります。

二つ目の点は、いくつかの犯罪類型に対しては非犯罪化する予定です。これも非常に重要な措置の一つであります。今後、薬物の使用者は犯罪者ではないとみなすようにします。薬物の使用者は中毒者、病人であるとみなして、社会は彼らを介護する責任があるとみなすようにします。これは、すごく大きな変革であります。つまり、刑法典第 199 条の麻薬使用罪の非犯罪化の措置により、何万人もが刑事犯としての拘束から解放されるようになります。

御承知のとおり、ベトナムの薬物犯罪の比率はかなり大きいです。その中で薬物の使用者の比率が大きく占めています。このように、まだ完全に発展していないベトナムにとっては、麻薬中毒者を治療センターなどに收容させることは非常に大きな課題となっています。治療センターなどに收容させ、そこで漢方薬などを用いて治療することにいたします。また、このような薬物使用者がもう一つよくかかる病気としては HIV 感染者もかなりいます。

治療した後、また再使用する人もいます。多くの家庭がそういう子弟を持っていることによって破綻する状態に陥るものも多々あります。特に若い層には多いです。よく使うのは、注射器を使って静脈注射をします。

今度、11 月の国会の会期において、14 の罪名の死刑の撤廃と、麻薬使用の非犯罪化が国会で審議されることとなります。国会議員たちが賛同するかどうかは、私としてはまだ定かではありません。ただ、世論調査などでは大方この方向に賛同しています。

また、刑法典は、ベトナムで最近現れる犯罪について規定します。例えば、インターネットを介する犯罪があります。インターネットを介し、銀行から多くの金額をかすめ取ります。長期間にわたってかすめ取っても発見されませんでした。

また、ベトナムの工業化のプロセスにおいて、従来の罪としての環境に関する犯罪も発生しています。例えば、この 20 年間で、ある外国企業がウェイ・タンという、日本でいいますと“味の素”みたいな会社ですが、20 年間、水道管を地下に埋めて、そこで廃水を 20 年間連続して外の川に流したことにより、その川が死の川となりました。

そのほか、新しい罪名も取り入れることとなります。例えばデータ関係の犯罪、マネーロンダリング関係の犯罪とかです。9 月 10 日にこのような刑法の改正案が国会の常任委員会に提出されました。刑法典の人道化の方向に対しは、その日、常任委員会の大方の代表は賛同しております。私もその日に参加しました。死刑の撤廃に関しても多くの常任委員会の代表が賛同しているという意見も耳にしました。ただ、どのような罪名の死刑が撤廃されるかはまだいろいろ議論されている最中です。

毎年ベトナムでは 6 万 5 千から 7 万件の刑事事件を受理しています。その数は、ベトナムの犯罪の状態をすべて反映しているとは思いません。そして、年間、平均 150 人が死刑の判決を受けています。もちろん、その中で国家首席によって恩赦を受ける人もいます。かなり重要な問題です。ベトナムの社会は余り多くの死刑判決を望んでいません。

その死刑の方法も変更しなければなりません。死刑の執行方法の変更の検討も今行っています。今は 15 人の銃殺隊がいて、隊長がいて、15 人の銃で同時に撃って、そして最後の一発は隊長が行うことになります。死刑に処される人も、死刑を執行する人も気持ちの良いものではありません。かなり恐ろしい光景になりますので、より人道的な方法はないかと考えているところです。

アメリカのような電気椅子を提案する人もいるし、タイのやり方で闇の中で絞殺する、ある人は、銃殺刑だけれども、人間を使わないで自動銃で銃殺するという提案もあります。まだ、最終的な決定は出ていません。そこで、何らかの形により人道化を進めたいということです。まず、刑法を改正することによって死刑者をより減らすことを考えています。

刑法典改正に伴う刑事訴訟法典の改正のほか、訴訟機関の 4 階級の機構・組織に変更することになります。日本の構造と似たようになります。2010 年以降、ベトナムの訴訟は 4 階級の裁判所、4 階級の公訴機関に分けられ、現行の日本の体制と似るようになります。一番上は最高裁判所、それに対応して最高検察院。それに上審裁判所、その対応は高等検察院。日本の皆様の控訴裁判所としての八つの高等裁判所と対応する八つの高等検察庁と同じです。

例えば、北海道の札幌に、そのような高等裁判所がある。また、大阪にもそのような大阪高等裁判所とか検察庁があるように、日本には八つの高等裁判所、高等検察庁があると伺っております。ベトナムでは、五から七つくらいの高等級の裁判所、検察院を設置する予定です。学者としては、まだこれに関して研究している最中で、国もまだ最終的な結論には至っていません。

優れている点といえば、2 番目の階級の裁判所、検察院は、行政体に左右されないことです。与党の政治的な指導にも左右されません。より独立性、より透明性が保障されることになります。

3 番目としては、現行のような省級裁判所です。63 の省級裁判所があります。地方裁判所と同じようなものです。おそらく 63 のままを維持する可能性が大いにあります。4 番目としては、日本でいうと、簡裁とか、区検察庁に当たるものだと思います。ベトナム語的に言いますと地域裁判所、地域検察院になります。このような階級での日本の裁判所や区検察庁は 438 あると認識しています。今のところ、ベトナムでは県レベルが 670 ほどありますが、おそらくこの地域になりますと、いろいろ合併して縮小されるようになります。県レベルの合併で、地域になることに関してはまだいろいろな議論がされている最中です。

日本企業には多くの合併を望む人もいます。例えば今のホーチミン市では、行政単位の県としては 30 か所あります。それを合併して 10 の地域にしようと考えている人もいます。逆の考え方もあります。つまり、余りたくさんの合併は望まない人たちです。その二つの考え方の妥協策として、余り多くもないし、余り少なくもないような考え方で進めたいと思っています。

余り多くの区や県を合併すると、かなり広い面積の地域になり、訴訟機関は国民から離れる状態になりますので、よって犯罪との闘いの効率性にも欠けることになります。ベトナムの北西部並びに中部の西の高原のいる国民が訴訟機関に来るのに、3日間かかる場合もあります。そういう人は、余りに大きな合併になると、更に国民が近付けなくなる可能性があります。おそらく合併する地域としては、400ほどのものになるかと思えます。それくらいならば説得力もあるだろうと思えます。

私が知っているところでは、イギリスのイングランド、ウェールズ、南英の方ではこのような階級の裁判所が377くらいあります。日本の数と近いくらいだと思います。そうすると、2010年以降、4階級目の訴訟機関、裁判所、検察院が、地域裁判所、地域検察院として400か所くらい設置されるようになります。良い点としては、行政的な指揮から解放されることになります。政治的な指揮も受けなくなります。つまり、それと対応する政治的な単位、並びに行政単位がないからです。より独立性が保障されるようになります。おそらくこの4階級のモデルは国会で同意される可能性の高いモデルだと思います。

3番目の刑事訴訟法の問題としては、公判期日における弁論の導入を導入しなければなりません。つまり、弁護する弁護士の役割を強化することです。また、検察官の立場もです。つまり、それぞれの弁護の機能若しくは訴追の機能をきちんと行わせることです。裁判所としては、期日における捜査、調査の役割をいかに減らすかということです。それによって冤罪の可能性も削減されることになります。国民も、そのことについては期待していると思います。その背景としては、ベトナムがアメリカの陪審員制度を導入することができないからです。しかし、我々には人民参審員という制度があります。以前から規定されていて、その制度をより発展的に進めていくのだと思います。

皆様は、参審員と同じような制度を2009年5月から実施することになると伺っておりますが、多少お時間を頂きまして、参考までに参審員について紹介いたします。この参審員制度は前から導入されていて、それによってすべての刑事裁判の第一審の期日には絶対に参審員の参加が必要となります。この場合、合議体は裁判官1人と、人民参審員の2人から構成されています。すべての犯罪について裁判をします。余り重大でない犯罪から、重大な犯罪までです。

控訴審の裁判期日になりますと、通常は職業裁判官の3人の合議体が構成されます。その理屈としては、第二審になると、第一審の結果を審査するので、職業的裁判官3人がどうしても必要になるからです。しかし、義務的に第二審でも、参審員の参加の必要となる場合もあります。

例えば、死刑宣告がある場合、そのほか民族・宗教絡みの複雑な事件などに関する場合には、職業裁判官のほか、参審員の2人も参加することになります。それで、合議体は5人になります。ベトナムでは、54の民族が共生していますので、日本とはかなり違います。ベトナムのどこにおいても少数民族が暮らしています。かなり少数の人数しか残っていない少数民族も存在しています。

例えば、ベトナム中部にはラーヴァン族が生活しています。ベトナムのコアンビンチョウの西側に暮らしています。ラオスとベトナムの国境線に暮らしているわけですが、まだ、すごく時代遅れの生活をしています。なぜラーヴァンというかということ、ラーは葉ですし、ヴァンは黄色です。彼らの生活習慣としては、青い葉を取って、屋根をその青い葉で貼っています。そして、青い葉が黄色に変色したときに引っ越しします。別の家を建てるようにしますので、黄色い葉族といえます。

宗教絡みの問題は非常に複雑です。ベトナムには、多種多様な宗教が存在しています。仏教の信者が最も多くて、次がカトリックです。プロテスタントもいますが、一番多いのは仏教です。そういう宗教絡みの事件の裁判の際には、宗教に精通している参審員の参加が必要になります。参審員は、選挙によって選ばれます。地方の人民議会の任期と伴って選出されることとなります。大体1回の任期は5年となっています。参審員になる人は、良い品格、道徳のある国民で、社会において信用されていて、ある多くの地方では年配者が参加したり、その90の共同体においては、大いに信頼されている人たちです。

ベトナムでは、社会団体に祖国戦線、英語でファーザーランド・フロントと言いまして、その団体が参審員になるような人々を推薦します。その推薦された人々が、人民議会によって選出されることとなります。選出されてからは、その地方の裁判所長の役割分配などによって義務を果たすこととなります。ベトナムの憲法の規定に基づくと、ベトナム裁判は集団によるものでなければなりません。憲法に明記されています。その決定も、その集団に基づきます。多数決で数によって決定されることとなります。

裁判官と参審員は同等の権限を持っています。そうすると、2人の参審員が一つの派になって投票すると、裁判官は負けることもあります。ただ、実態上そのような意見の違いは余り生じません。普通は1人の裁判官と、1人の参審員で多数となり、同じ意見だったら決定いたします。

参審員も、裁判期日に費やした時間に応じて時間給が支払われますが、それはわずかなものです。どちらかということ、社会的な名誉でしょうか。ベトナムの司法改革においては、参審員という事項は余り重要視されていませんが、長い間、前から適用している手続ではあります。アメリカやイギリスなどの陪審員制度とは全く違います。また、皆様が今から導入しようとしている方法とも違います。

正直に言わせていただきますと、参審員制度もそれなりの弱点を持っています。確かに訴訟機関にとっては非常に利便性のある手続です。つまり、参審員の人々はどちらかということ、その見解は大體オーソドックスな見解、つまり正当派の見解を採っているのが通常です。ただし、参審員の意見は非常に重要です。裁判官の恣意的な観点、並びに公正、公明さを保証するための一助となっています。

そのほか、今後ベトナムの刑事訴訟法はさらなる事項を解決しなければならないものもあります。例えば、ベトナムの国会は、検察院の捜査機関に対する検察院の役割を高めたい。確かに現在は多くの権限を持っています。刑事訴訟法典の第109条、第112条、



第 113 条の規定を御覧になれば、検察の捜査機関に対する権限は本当に大きいことが分かります。場合によっては、捜査機関の違法な決定を取り消す権限さえあります。

正直に報告させてもらいますと、弱点もあります、何も隠したりしません。何とか皆様のお知恵をお借りしたいからです。つまり捜査権に対する検察院の強い権限はたくさんあります。ただ、それを実践する体制はまだしっかりできていません。この法律の改正の責任者の一員としては、今後の刑事訴訟法の改正においては、この権限をより実現できるようなシステムの方に改正し、それによって捜査機関は、検察機関の請求に応じなければならないようになります。今後 3 年間、この中にいらっしゃる皆様の何人かがベトナムに来て、ベトナムの改正法に是非貢献していただきたいと思います。

問題なのは、今の公安省の捜査機関の政治的な立場が非常に大きいということです。つまり、今の政治体制とも密接に密着しているからです。政治システムとの絡みも一つの問題です。そこで捜査機関を整理し、再構築することは本当に大きな課題で、大革命になるかと思います。今のところ、公安省の捜査機関は、アメリカの FBI のような役割を果たしていて、かなり大きな権限を持っています。また、冤罪の可能性も大いにあります。やはり、検討しなければならない事項です。

また、刑事訴訟における国際協力に関しても、今後処理されることです。2007 年の末に司法共助法を公布いたしました。その法律に基づいて、役割分担は以下のとおりです。司法共助に関しては、我々検察院は全責任を持つようになりました。ベトナムの司法共助法の第 17 条に記載されております。その法律に基づくと、外国の六つの要請が検察院で取り扱われることとなります。例えば証拠収集、文書の送達、証人・鑑定人の召喚、刑事責任の追及などということ。

例えば、両国間で司法共助の協定が結ばれた場合、相手の国は直接その要請書を直接に送れるのです。本法の第 64 条の規定に基づくと、この事項に関してはすべて検察院が全責任を取ることになっています。相互協定がない国は、外交ルートで検察院へ送ることとなります。外務省へ送り、ベトナム外務省がその請求をベトナムの最高検察院へ送ることとなります。

日本側の諸要請に関しては、ベトナム側としての責任機関としては、現在皆様の要請を実施することを約束しています。既にその要請は出ております。その要請に関する人物は、ホーチミン市のある人物絡みとなっています。このように、最終的には犯罪者と闘うための証拠をいかにして見付けることかと思います。

このように国境をまたがる犯罪者は、非常にその手段が精密かつ巧妙であることも御承知のとおりかと思います。ここで十分な証拠がなければ、慎重な姿勢で臨まなければ、結局裁判で負け犬になってしまうかもしれません。どのような人間で、どんな立場にいて、どのような役職に就いている犯罪者であれ、私たちとしては断固として最後まで闘うことを決心し、法律で治めるべきものであり、例外は全くありません。特に、日本とベトナムの検察の関係は非常に密接です。本日はこのように午前中の時間を割いてくださいます。私の発表を聞いていただきまして、本当に感謝いたします。皆様の御参加

が、私にとって本当に大きな動機付けになっています。改めて皆様に対する感謝の気持ちを申し上げます。

## ～ 国際研修 ～

### 中国民事訴訟法制紹介

国際協力部教官

亀卦川 健 一

#### 第1 はじめに

中国に対しては、2007年11月から全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会をカウンターパートとして、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトを実施している。本プロジェクトにおいては、JICAの長期専門家として住田尚之弁護士を2008年4月から北京に派遣し、同委員会民法室との折衝に当たってもらっている。さらに住田弁護士からは、本プロジェクトにおける国内支援委員会に対して中国の法制について適宜報告書を提出してもらい、委員の中国民事訴訟法に対する知見を深める一助としているが、特に、中国においては、民事訴訟法の内容が不十分であり、実際の裁判においては「司法解釈」と呼ばれる最高人民法院の出す通達が重要な法源となっているため、住田弁護士を介して得られる「司法解釈」の情報は中国に対する法整備支援に不可欠である。また、本プロジェクトにおいては、過去3回の本邦研修を実施しているが、その際、研修員から中国民事訴訟法の最新の状況について発表をしてもらう機会を設けている。そういった小論につき、以下に紹介する。

#### 第2 目次

- 1 民事訴訟法改正状況の紹介  
(全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任 扈紀華)
- 2 「民事訴訟法」の適用に関する若干問題についての意見  
(最高人民法院審判委員会1992年7月14日制定、同日公布、同日施行)
- 3 「中華人民共和國民事訴訟法」執行手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈  
(2008年9月8日最高人民法院審判委員会第1452回会議通過) 法積[2008]13号  
(翻訳:住田 尚之 JICA 中国長期派遣専門家)
- 4 「中華人民共和國民事訴訟法」審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈  
(2008年11月10日最高人民法院審判委員会第1453回会議通過) 法積[2008]14号  
(翻訳:住田 尚之 JICA 中国長期派遣専門家)
- 5 「民事訴訟の証拠に関する若干規定」における挙証期限に関する規定の適用に関する最高人民法院の通知 法発[2008]42号  
(翻訳:住田 尚之 JICA 中国長期派遣専門家)

## 民事訴訟法改正状況の紹介

民事訴訟法は民事案件を審理する基本法である。現行の民事訴訟法は、1991年の第7回全国人民代表大会第4次会議を通過したものである。16年間、民事訴訟法は当事者の訴訟権を保護し、人民法院の正確で迅速な民事案件の審理を保証し、経済社会の秩序を維持し、社会主義現代化の建設を促進する上で重要な役割を發揮してきた。同時に、改革開放と経済社会の発展に伴い、経済的要素、組織システム、利益関係は日増しに多様化し、新たな状況や新たな問題が絶えず出現し、民事紛争は日増しに増加し、公民、法人が人民法院に民事訴訟を提起して自身の適法な權益を守る民事案件が大幅に増加し、人民法院は審理と執行の過程で多くの新たな矛盾と難題に直面しており、民事訴訟法の現行規定はすでに司法の実践の必要に完全に対応することができなくなっており、民事審判の実践経験を総括し、民事訴訟法を改正する必要がある。

民事訴訟法改正は第10回全国人民代表大会常務委員会立法計画と2007年の立法計画に組み込まれた。関連方面と部門の研究を経て、今回の民事訴訟法改正は、主に批判的意見が集中し、改正条件が比較的熟してきている「執行難」と「再審難」の二つの問題を解決し、民事訴訟法における審判監督手続と執行手続に対して改正を行った。

第10回全国人民代表大会常務委員会第28回、第29回、第30回会議は、民事訴訟法の改正案（草案）について審議を行った。全体的に考えるならば、民事訴訟法の改正は必要であり、草案は「申訴難」<sup>1</sup>と「執行難」の問題を重点的に解決し、比較的強い目標性があり、改正案の規定は公民、法人、その他団体の適法な權益の保護に役立ち、司法の公正の保護に資する。2007年10月28日、第10回全国人民代表大会常務委員会第30回会議は、「中華人民共和國民事訴訟法」改正に係る決定を審議し、表決した。

### 一、審判監督手続について

審判監督手続（再審手続とも呼ぶ）は、誤りの確実な法的効力の発生した判決、裁定について、法にのっとって再度審理する手続きで、誤った案件を正し、司法の公正を守り、当事者の訴訟権と実体権を保護する上で重要な役割を有している。「申訴難」の困難さとは、再審すべき案件が再審されず、直ちに再審すべき案件が長期にわたって再審されず、多くの当事者の再審申立の権利が保障を得られていないことである。当事者の「申訴難」を解決し、当事者の再審申立の権利を確実に保護するため、同時に再審申立の行為を規範化し、一部の当事者による理由のない申訴の繰り返しを避けるため、改正案は審判監督手続について以下の改正と補足を行うことを決定した。

#### （一）再審事由をさらに具体化した

どのような状況がある場合に再審すべきかを明確にすることは、「申訴難」を解決する上で重要である。改正案は、民事訴訟法の規定する再審事由を5項目の状況からさらに具体化することを決定した。改正案は以下の通り。

当事者の申立てが以下の状況のうち一つに当てはまる場合、人民法院は再審しなければならない。

---

<sup>1</sup>「申訴」とは、すでに法的効力の発生した判決、裁定、調解について、上級裁判所に改めて審理を要求することを指す——訳注。

- (一) 新しい証拠があり、原判決や原裁定を覆すに足る場合。
  - (二) 原判決や原裁定が認定した基本的事実に証拠能力が欠けている場合。
  - (三) 原判決や原裁定が事実を認定した主な証拠が偽造であった場合。
  - (四) 原判決や原裁定が事実を認定した主な証拠が証拠調べを経ていなかった場合。
  - (五) 案件の審理に必要な証拠について、当事者が客観的理由により自分で収集することができず、人民法院に調査収集を書面で申し立てたものの、人民法院が調査収集を行っていない場合。
  - (六) 原判決や原裁定の法律適用に明らかな誤りがあった場合。
  - (七) 法律の規定に違反し、管轄を誤った場合。
  - (八) 審判組織の設置が不適法であった場合、もしくは法により回避されるべき審判員が回避されなかった場合。
  - (九) 訴訟行為能力のない者が、法定代理人を経ずに訴訟を提起した場合、または訴訟に参加すべき当事者が、責任を本人もしくはその訴訟代理人に帰することができない事由により、訴訟に参加しなかった場合。
  - (十) 法律の規定に違反し、当事者の弁論の権利が剥奪された場合。
  - (十一) 召喚状による召喚を経なかった者が判決に欠席した場合。
  - (十二) 原判決や原裁定に遺漏がある場合、または訴訟請求を超える場合。
  - (十三) 原判決や原裁定が根拠とした法的文書が取り消され、または変更された場合。
- 法定手続きに違反し、案件の正しい判決や裁定に影響する可能性がある場合、または審判員が当該案件の審理に際して収賄や汚職行為を行い、私利を図り、法を曲げて裁判を行った場合、人民法院は再審しなければならない。

## (二) 上級人民法院への再審申立、再審審査期限と再審法院を明確にした

再審手続は当事者の申訴権を保証する運用規定であり、再審手続の整備は、当事者の「申訴難」を解決するために役立つ。改正案は主に以下の4点について規定することを決定した。第一に、当事者の再審申立は一つ上級の人民法院に提出しなければならないことを明確に規定した。第二に、当事者の再審申立の期限を明確にした。第三に、再審案件の審査期限を明確にした。第四に、再審案件の審理法院を明確にした。

1、当事者の再審申立は一つ上級の人民法院に提出しなければならないことを明確に規定した。民事訴訟法の規定に基づき、当事者の再審申立は、原審人民法院に提出することができ、また一つ上級の人民法院に提出することもできるとされていた。実践において発生した問題は、当事者が人民法院に複数の申訴や多数回にわたる申訴を行い、人民法院が重複して審査を行っていたことである。今回の改正では、当事者が原審人民法院に再審申立を行うという規定を削除し、当事者は一つ上級の人民法院に再審申立を行うことができるという規定を残した。こうして、複数の申訴や重複審査の問題を回避することができ、原審人民法院が自身の誤りを正すことが困難なことにより、当事者が原審人民法院の公正な処理を信任しないという問題を回避することもできた。

改正案は第三条で、「当事者はすでに法的効力の発生した判決、裁定について誤りがあると考える場合、一つ上級の人民法院に再審申立を行うことができる」と規定することを決定した。

2、当事者の再審申立の期限を明確にした。民事訴訟法第一百八十二条は、当事者の再審申立は、判決や裁定が法的効力を有した後、2年以内に提出しなければならないと規定

している。

案件審査が終了しないことを防止するため、再審申立には期間制限を設けなければならないが、実践においては、判決や裁定を誤りに至らせるいくつかの状況が2年後に発見される場合は確実に存在するため、司法の公正と、当事者の適法な権益の保障の観点から、特殊な状況の場合に再審申立の期間を適切に延長する必要がある。これに基づいて改正案では、「当事者の再審申立は、判決や裁定が法的効力を有してから2年以内に提出しなければならない。2年後に原判決、裁定が根拠とした法的文書が取り消され、もしくは変更された場合、または審判員が当該案件の審理に際して収賄や汚職行為を行い、私利を図り、法を曲げて裁判を行ったことが発見された場合、発見された日または発見されるべき日から3か月以内に提出しなければならない」と規定した。

3、再審案件の審査期限を明確にした。民事訴訟法は人民法院の、当事者の再審申立に対する審査期限と審査方式を規定していない。これは再審申立の提出後、往々にして裁判所から全く音信がなくなることの最も直接的な原因であり、このため当事者が何度も各級法院に再審申立を繰り返す現象が起きていた。この問題を解決するため、改正案は第六条で、「人民法院は再審申立書を受領した日から3か月以内に審査を行わなければならない。本法第一百七十九条の規定した状況のうち一つに当てはまる場合は、再審を裁定しなければならない。本法第一百七十九条の規定に当てはまらない場合は、申立却下を裁定する」と規定することを決定した。

4、再審案件の審理法院を明確にした。改正案は第六条で、「当事者の申立により再審が裁定された案件は、中級人民法院以上の人民法院が審理する。最高人民法院、高級人民法院が再審を裁定した案件は、本院が再審するか、またはその他の人民法院に移行して再審を行い、原審人民法院に移行して再審することもできる」と規定した。この規定は、主に当事者の原審法院への不信任と、原審法院の改判難<sup>1</sup>の問題を解決した。

### (三) 検察機関の法的監督に関する規定を整備した

人民検察院による民事審判活動に対する法的監督は、人民法院が法にのっとりて審判権を行使し、民事案件を正しく審理することを保証する重要な制度である。改正案は主に3点で検察機関の法的監督についての規定を整備した。第一に、人民検察院の抗訴<sup>2</sup>事由をさらに具体化した。第二に、抗訴を受け入れる人民法院を明確に規定した。第三に、再審裁定の期限を明確に規定した。

1、人民検察院の抗訴事由をさらに具体化した。改正案は、民事訴訟法の規定した4項目の抗訴事由をさらに具体化し、人民検察院の、発効した民事判決、裁定に対する抗訴範囲をより明確にし、法院の審判活動に対する監督に役立て、これによって当事者の適法な権益と国家の法制統一をより良く保護することができるようにした。改正案は第八条で、「最高人民検察院は、各級人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、上級人民検察院は、下級人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、本法第一百七十九条の規定する状況のうち一つを発見した場合、抗訴しなければならない」と規定することを決定した。この規定に基づき、当事者の再審申立事由と人民検察院の抗訴提出事由は一致することになった。

2、「上級抗」の原則と、抗訴を受け入れる人民法院を明確に規定した。検察機関の民

<sup>1</sup> 「改判」とは、裁判所が原判決を覆すことを指す——訳注。

<sup>2</sup> 人民監察院が人民法院の判決や裁定に対して再審理を要求する訴訟行為。——訳注。

事審判に対する監督権を保障するため、改正案は「上級抗」という原則をさらに明確にし、同時に同級法院に抗訴を提出することを明確に規定した。抗訴級別と抗訴を受け入れる人民法院に関して、改正案は第八条第二項で、「地方各級人民検察院は、同級人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、本法第一百七十九条の規定する状況のうち一つを発見した場合、上級人民検察院に、同級人民法院に対して抗訴を提起するよう申し立てなければならない」と規定することを決定した。つまり、発効した民事判決、裁定の抗訴は原則として「上級抗」を行い、同級法院は抗訴を受け入れ、最高人民検察院は、最高人民法院のすでに法的効力の発生した判決、裁定について、確実な誤りを発見した場合、最高人民法院に抗訴を提起する権利を有する。

3、抗訴案件について、再審裁定の期限を明確に規定した。現行の民事訴訟法第一百八十六条には、人民法院が人民検察院の抗訴書を受領してから何日以内に再審裁定を行うかが規定されていなかったが、今回の改正で明確にされた。人民法院が抗訴案件について再審を行う効率を上げる一方で、人民検察院の抗訴再審案件に期限付きの確定性を与えた。改正案は第九条で、「人民検察院が抗訴を提出した案件は、抗訴を受けた人民法院が抗訴書を受領した日から30日以内に再審裁定を行わなければならない」と規定した。指摘しなければならないのは、当該条項の規定する30日とは、人民法院の、人民検察院の抗訴に対する審査期間ではなく、再審を開始する期限であり、これも抗訴と当事者による再審申立の重要な違いの一つである。

## 二、執行手続について

執行手続は、人民法院が国家の強制力に依拠し、法定措置を採り、当事者に義務の履行を強制し、判決、裁定及びその他の法的文書が確定した内容の実現を保証する手続制度である。民事訴訟法の執行手続に関する規定は、債権の実現を保障し、社会主義市場経済の秩序を保護する上で重要な役割を発揮した。民事案件の増加に伴い、執行申立の案件も大幅に増加し、多くの原因により、非常に多くの判決や裁定が執行されず、勝訴した当事者の適法な権益が最終的に実現されず、「執行難」は大衆が強く批判する問題となっていた。「執行難」をもたらしている原因は多岐にわたり、ある場合は被執行人に、執行に供すべき財産がなく、または被執行人が行方不明で、かつ執行に供すべき財産を発見できない。ある場合は被執行人が財産を隠匿または移動させ、逃避または執行に抵抗する。ある場合は地方の保護主義が執行業務を妨げる。ある場合は執行人の資質が低く、利益に駆られて執行を怠ったり、あるいは違法に執行措置を採ったりする。

人民法院が法により発効させた法的文書の執行を確保することは、法治国家の基本的全体計画と、社会主義法治国家の建設、社会主義調和的社会的構築を徹底的に確かなものにするうえで重要である。法により行われた判決と裁定を効果的に執行し、法律と司法の權威を保護し、勝訴した当事者の適法な権益を保障するため、改正案は執行措置を重点的に強化し、当事者の権益を保障する救済措置と方法を増やし、執行人の執行行為を規範化した。

### (一) 執行措置を強化し、被執行人の法による履行義務を促した

執行難を解決するには、執行力を拡大し、執行措置を強化し、被執行人の法による履行義務を促す必要がある。改正案は主に5点について規定した。

第一に、直ちに強制措置を取る内容の規定を増やし、被執行人が法的文書で確定された義務を履行せず、財産を隠匿したり移動させる可能性がある場合、執行人が直ちに強制執行措置を取ることができるようにした。

第二に、被執行人の財産報告制度の規定を増やし、被執行人が執行通知に基づいて法的文書で確定された義務を執行しない場合、現在及び執行通知を受領した日の1年前の財産状況を報告しなければならないようにした。被執行人が報告を拒絶したり、又は虚偽の報告を行った場合、人民法院は状況の深刻度により、被執行人または法定代理人、関連団体の主な責任者または直接責任者に罰金を科したり、拘留を行う。

第三に、被執行人に対する制限措置の規定を増やし、「被執行人が法的文書で確定された義務を履行しなかった場合、人民法院はこれに対して出国を制限し、または関連機関に対して出国制限に協力するよう通知し、信用調査システムに記録したり、メディアを通して義務の不履行を発表し、法律の規定するその他の措置を採る」と規定した。

第四に、罰金額を増やし、人民法院が発効させた判決、裁定を拒否して履行しないことに対する強制措置を採り、個人の罰金額を人民元1000元以下から1万元以下に引き上げた。団体に対する罰金額を、人民元1000元以上3万元以下から1万元以上30万元以下に引き上げた。

第五に、調査や執行に協力義務がある団体が調査、執行の強制措置を拒否した場合の規定を増やし、民事訴訟法の罰金規定をベースに、「協力義務を履行しなかった場合、拘留することができる」旨の規定を追加した。

## (二) 執行行為を規範化し、当事者の適法な権益を確実に保護した

執行過程で、一部の執行人の執行が厳格でなく、行為が規範に合っていないことも、「執行難」が生まれる原因の一つである。執行行為を規範化し、司法の公正を促し、当事者の適法な権益を確実に保護するため、改正案は以下の3点から規定を行った。

1、違法執行行為に対する異議規定を増やした。司法実践において、ある法院または執行人は法の執行が厳格でなく、行動が規範的でなく、執行難と執行乱をもたらす原因の一つとなっている。当事者または利害関係者が、執行行為が法律の規定に違反すると考えた場合、執行を担う人民法院に書面で異議を提出する権利があり、人民法院は異議に対して15日以内に審査を行い、裁定を下さなければならない。当事者、利害関係者が裁定に不服の場合は、10日以内に一つ上級の法院に復議を申し立てることができる。

2、執行申立人が一つ上級の法院に執行法院の変更を申し立てることができる旨の規定を追加した。一部の案件では、被執行人に、執行に供することのできる財産があるにも関わらず、ある執行案件では地方の保護主義の妨害を受け、長期にわたり執行を行うことができず、案件が先延ばしされる状況が起きていたが、改正案では、当事者が一つ上級の人民法院に、その他の人民法院に変更して執行を行うことを申し立てる権利を賦与した。改正案は第十二条で、「人民法院が執行申立書を受領した日から6か月を超過しても執行しない場合、執行申立人は一つ上級の人民法院に執行申し立てを行うことができる。一つ上級の人民法院は審査を経て、原人民法院に対して一定期間内に執行を行うよう命令することができ、本院が執行するか、またはその他の人民法院に執行を命じることもできる」と規定することを決定した。

3、執行過程で、第三者が執行対象に対して異議を提出する権利を賦与した。執行手続において第三者異議が発生する状況は比較的複雑で、主に3種類の状況がある。第一に、



発効した判決，裁定に示される目的物の所有権に対して異議が発生する場合。第二に，判決，裁定が及んでいないものの，執行過程で執行対象とされ，執行されることに対して異議が発生する場合。第三に，執行行為が自己の執行対象物の使用権に影響すると考えて異議を提出する場合。改正案は実践において存在する状況に対し，第三者異議について2種類の救済措置を規定した。改正案は第十三条で，「第三者が執行の目的物について書面で異議を提出した場合，人民法院は書面による異議を受領した日から15日以内に審査を行ない」，かつ裁定を行わなければならない，「第三者，当事者が裁定に不服があり，原判決，原裁定が誤りであると考えられる場合，審判監督手続ののっとなって処理する。原判決，原裁定に関連のない場合，裁定通達の日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる」と規定することを決定した。

### (三) 執行申立期限を適切に延長し，当事者の権利行使，債務履行に役立てた

民事訴訟法第二百十九条第一項は，「執行申立ての期限は，双方または一方の当事者が公民である場合は1年間，双方が法人またはその他の組織である場合は6か月とする」と規定している。執行申立の期限が短く，中止，中断，延長の規定がなく，一方ではいくつかの特殊な原因により期限内に執行申立を行えない当事者の適法な権益が，国家の強制力の保護を失い，矛盾の激化を招き，同時に一部の債務者の，時効を利用して債務を逃れようという射幸心を助長していた。また一方では，債権者が，執行申立期間を超過して法院が保護を与えないことを憂慮し，債務者が執行に供すべき財産を持たないことを明らかに知りながら，または法的文書が発効した後に双方が分割履行の協議に合意しながら，強制執行を申し立てざるを得ず，債権者と債務者の間の緊張が激化していた。一部の案件は執行手続に入るのが早すぎたために，「死に案」の執行を行うことになり，貴重な司法資源を浪費し，当事者のコストを増やしていた。このほか，公民，法人，その他の組織に対して異なる執行申立期限を適用し，民事主体の平等の原則にも適合していなかった。実際の状況から考えて，多くの債務者が義務を履行するには比較的長い時間が必要であるが，執行申立期限は短く，債務者が債務を履行する上で不利であり，当事者が和解に達する上でも不利であった。さらに，ある当事者は期限内に執行申立をしなかったために，人民法院の保護を得られなかった。当事者の権利行使と債務履行に資するために，改正案は，当事者の執行申立の期限を統一して2年に延長した。規定では，「執行申立の期間は2年間とする。執行申立時効の中止，中断は，法律の訴訟時効の中止，中断に関する規定を適用する」となっている。

### (四) 執行機関を整備し，執行業務を強化した

1, 執行機関の設立について。執行機関は執行業務を達成するための重要な保障であり，当事者の「執行難」を解決するためには，執行機関の整備と，執行業務の強化が必要である。民事訴訟法第二百九条第三項は，「基層人民法院，中級人民法院は必要に応じて，執行機関を設立することができる。執行機関の職責は最高人民法院が規定する」と規定していた。この規定では，すでに日増しに増加する執行案件の必要を満たすことができなくなっていた。第一に，高級人民法院，最高人民法院が第一審となった民事案件は，民事訴訟法の規定に基づいて当該人民法院が執行すべきであり，執行機関を設立しなければ執行業務の組織的保障は失われる。第二に，下級人民法院の執行業務も，上級人民

法院が対応する機関を設立して指導、協調を行う必要がある。現在、基層人民法院と中級人民法院は執行法廷を設立しているが、最高人民法院と高級人民法院の執行機関設立には法的な根拠が乏しい。実際の業務から考えて、最高人民法院と高級人民法院にも執行機関を設立し、執行業務に対して指導と管理を行わなければならない。このため、改正案は、人民法院は必要に応じて執行機関を設立することができる」と規定した。

2、執行の管轄法院について。民事訴訟法第二百七条第一項は、「法的効力の発生した民事判決、裁定及び刑事判決、裁定における財産部分は、第一審の人民法院が執行する」と規定していた。この規定は大多数の案件の執行について言えば適切であるが、一部の案件の被執行人の財産は第一審人民法院の所在地にはなく、また一部の案件では、被執行人と執行される財産がいずれも第一審人民法院の管轄区になく、第一審人民法院による執行が比較的困難であった。これに対して、執行法院は自ら別の地区に赴いて執行しており、結果として多くの人力と物的資源を浪費し、執行効率に影響しており、一部では暴力で執行に抵抗する事件も引き起こされていた。またある場合は別の地区の法院に執行を委託し、結果として受託法院が往々にして処理を真摯に行わず、委託執行案件の累積が深刻になっていた。執行の便を図り、執行効率を引き上げ、別の地区での執行において存在する問題を解決するため、原規定の第一審法院が管轄するという基礎の上に、「法的効力が発生した民事判決、裁定及び刑事判決、裁定における財産部分は、第一審人民法院または第一審人民法院と同級の被執行財産所在地の人民法院によって執行される」と規定した。第一審人民法院と同級の被執行財産所在地の人民法院が執行する旨の規定を追加した。

改正案は、民事訴訟法第十九章「企業破産債務返済手続」を削除した。これは、1986年に制定された企業破産法（試行）が国有企業にのみ適用され、集体企業、私営企業などの非国有企業法人の破産債務返済手続の問題については民事訴訟法が専門に「企業法人破産債務返済手続」を規定していたところ、2006年に公布された企業破産法では、破産債務返済手続に対して既に統一規定を行い、各種企業に適用することとしたため、今回の改正案では第十九章を削除したものである。

全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和國民事訴訟法」改正に係る決定は、審判監督及び執行手続をさらに整備し、司法の実践と社会の公正・正義、調和的社会的構築に対して、より積極的な役割を果たすだろう。

扈紀華

作者所属：全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室

網掛けの部分は 2008 年 12 月 18 日付で最高人民法院から「2007 年末までに発布された関連司法解釈の廃止（第 7 批）に関する最高人民法院の決定」が公布され、12 月 24 日から施行されたことにより廃止された部分である。

## 「民事訴訟法」の適用に関する若干問題についての意見

（最高人民法院審判委員会 1992 年 7 月 14 日制定，同日公布，同日施行）

「中華人民共和國民事訴訟法」（以下「民事訴訟法」という）を正確に適用するために，民事訴訟法の規定と裁判の実践的な経験に基づき，我々は以下の意見を提出し，各級人民法院の裁判業務での執行に供することとする。

### 一 管轄

1. 民事訴訟法第 19 条第 1 号が規定する重大な涉外案件とは，争議金額が大きい，又は案件の内容が複雑で，あるいは国外に居住する当事者の人数が多い案件である。
2. 特許紛争案件は，最高人民法院が確定した中級人民法院により管轄され，海事・海商案件は海事法院により管轄されることとなる。
3. 各省，自治区，直轄市の高級人民法院は，民事訴訟法第 19 条第 2 号，第 20 条の規定に基づき，当地の実際の状況を出発点として，案件の内容の複雑さ，訴訟金額の大きさ，当地での影響等により，本管轄区内における一審案件の審級管轄について，意見を提出し，最高人民法院に報告し，その許可を求める。
4. 公民の住所地とは，公民の戸籍所在地を，法人の住所地とは法人の主要営業地又は主要事務所所在地を指す。
5. 公民の經常的居住地とは，公民が住所地を離れる時期から提訴の時まで引き続き 1 年以上住んでいる場所である。但し，公民が入院している場所は除外する。
6. 被告の都市戸籍が取消された場合，民事訴訟法第 23 条の規定に基づき，管轄が確定される。双方の都市戸籍がともに取消された場合，被告居住地の人民法院により管轄されることとなる。
7. 当事者が戸籍を移転し，いまだに定住せず，經常的居住地がある場合，当該地の人民法院により管轄されることとなる。經常的居住地がなく，かつ戸籍が移転されてから 1 年未満の場合，元戸籍所在地の人民法院により管轄される。1 年以上の場合，その居住地の人民法院により管轄されることとなる。
8. 当事者双方とも拘禁又は労働教養される場合，被告の元住所地の人民法院により管轄され，被告が拘禁又は労働教養される期間が 1 年以上の場合，被告の拘禁地又は労働教養地の人民法院により管轄されることとなる。

9. 扶養費を請求する案件においては、数人の被告の住所地が同じ管轄区に属さない場合、原告住所地の人民法院により管轄されることとなる。

10. 指定後見に不服、又は後見関係を変更する案件においては、被後見人住所地の人民法院により管轄されることとなる。

11. 非軍人が軍人に対して提起した離婚訴訟で、軍人側が非文職軍人である場合、原告住所地の人民法院により管轄されることとなる。

離婚訴訟の当事者双方とも軍人である場合、被告住所地又は被告が属する団級以上の機関の駐在地の人民法院により管轄されることとなる。

12. 夫妻の一方が住所地を離れてから1年以上になり、もう一方が離婚を提訴する案件の場合、原告住所地の人民法院により管轄されることとなる。夫妻双方とも住所地を離れてから1年以上になり、一方が離婚を提訴する案件においては、被告の経常的居住地の人民法院により管轄され、経常的居住地がない場合、提訴時の原告の居住地の人民法院により管轄されることとなる。

13. 国内で結婚し、国外に定住する華僑について、定住国の人民法院が離婚訴訟は婚姻締結地の人民法院により管轄されるべきであるという理由により受理せず、当事者が人民法院に離婚訴訟を提起する場合、婚姻締結地又は一方の国内における最後の居住地の人民法院により管轄されることとなる。

14. 国外で結婚し、国外に定住する華僑について、定住国の人民法院が離婚訴訟は国籍所属国の人民法院により管轄されるべきであるということにより受理せず、当事者が人民法院に離婚訴訟を提出する場合、一方の元住所地又は国内における最後の居住地の人民法院により管轄されることとなる。

15. 中国公民の一方が国外に居住し、もう一方が国内に居住する場合、どちらが人民法院に離婚訴訟を提起するにしても、国内側当事者の住所地の人民法院が管轄権を有する。国外側当事者が居住国の人民法院に提訴し、国内側当事者が人民法院に提訴する場合、訴訟を受ける人民法院は管轄権を有する。

16. 中国公民双方が国外に居住はしているが、定住はしていない場合で、一方が人民法院に離婚を提訴する場合、原告又は被告の元住所地の人民法院により管轄されなければならない。

17. 事務機構のない公民共同、共同型経営体に対して提起される訴訟は、被告の登録地の人民法院により管轄される。登録がなく、数名の被告が同一管轄区に属さない場合、被告住所地の人民法院は全て管轄権を有する。

18. 契約紛争により提起される訴訟において、契約が実際に履行されず、当事者双方の住所地在契約において取決めた履行地ではない場合、被告住所地の人民法院により管轄される。

19. 仕入れ・販売契約を締結する当事者双方が、契約において引渡場所を約定する場合、約定した引き渡し場所が契約履行地となる。約定しない場合、引き渡す方法により契約履行地

が確定される。貨物発送方式を採用する場合、貨物送達地が契約履行地となる。引取方式を採用する場合、貨物引取地が契約履行地となる。託送代理、又は木材、石炭発送方式により発送する場合、貨物発送地が契約履行地となる。

仕入れ・販売契約の実際の履行地と契約で約定した貨物引渡場所が異なる場合、実際の履行地が契約履行地となる。

20. 加工請負契約においては、加工行為地が契約履行地となる。但し、契約中に履行地について約定のあるものは除外する。

21. 財産賃貸借契約及び融資賃貸借契約においては、賃貸借物の使用地が契約履行地となる。但し、契約中に履行地について約定のあるものは除外する。

22. 補償貿易契約においては、投資を受ける側の主要義務履行地が契約履行地となる。

23. 民事訴訟法第 25 条が規定する書面契約の協議とは、契約における協議管轄条項、又は訴訟前に達成した管轄選択協議を指す。

24. 契約の当事者双方の管轄選択協議が不明確、又は民事訴訟法第 25 条が規定する 2 つ以上の人民法院の管轄を選択する場合、管轄選択協議は無効となる。民事訴訟法第 24 条の規定に基づき、管轄が確定される。

25. 保険契約の紛争により提起された訴訟において、保険目的物が運送用具又は運送中の貨物である場合、被告住所地又は運送工具の登録地又は運送目的地又は保険事故発生地 of 人民法院により管轄される。

26. 民事訴訟法第 27 条が規定する手形支払地とは、手形に明記されている支払地を指す。支払地が手形に明記されていない場合、手形の支払人（代理支払人を含む）の住所地又は主要営業所の所在地が手形支払地となる。

27. 債権者が支払命令を申し立てる場合、民事訴訟法第 22 条の規定が適用され、債務者の住所地の基層人民法院により管轄されることとなる。

28. 民事訴訟法第 29 条が規定する権利侵害行為地には、権利侵害行為実施地及び権利侵害結果発生地が含まれる。

29. 製品の品質が規格に合わないため他人の財産及び人身に損害を与えたことにより提起された訴訟の場合、製品の製造地及び販売地、権利侵害行為地及び被告の住所地の人民法院は全て管轄権を有する。

30. 鉄道運送契約の紛争及び鉄道運送に関する権利侵害紛争については、鉄道運送法院により管轄されることとなる。

31. 訴訟前の財産保全については、当事者が財産所在地の人民法院に申し立てることとなる。

人民法院が訴訟前の財産保全を講じた後、申立人が提訴する場合、訴訟前の財産保全を講じた人民法院又はその他の管轄権を有する人民法院に提起することができる。

32. 当事者が訴訟前の財産保全を申立てた後、法定期間内に提訴しなかったため、被申立人に財産の損失をもたらしたことによって訴訟を提起される場合、当該財産保全の措置を講じた人民法院により管轄されることとなる。

33. 2 つ以上の人民法院がみな管轄権を有する場合、先に立件した人民法院はその他の管轄権を有する人民法院に案件を移送してはならない。人民法院が立件する前に、その他の管轄権を有する人民法院によりすでに立件されていたことが判明した場合、重複して立件してはならない。立件後、その他の管轄権を有する人民法院によりすでに先に立件されていたことが判明した場合、裁定により先に立件した人民法院に案件を移送する。

34. 案件が受理された後、訴訟を受けた人民法院の管轄権は当事者の住所地及び経常的居住地の変更の影響を受けない。

35. 管轄権を有する人民法院は案件を受理した後、行政区域の変更を理由として、変更後管轄権を有する人民法院に案件を移送してはならない。判決後の上訴案件及び裁判監督手続に基づき自ら再審となる案件は第一審の人民法院の上級人民法院により審判される。第二審の人民法院が差戻し改めて審理、又は上級人民法院が再審するよう命ずる案件は第一審の人民法院により改めて審理又は再審されることとなる。

36. 民事訴訟法第 37 条第 2 項により、管轄権について紛争が発生した 2 つの人民法院が協議による合意を達成できず共同の上級人民法院に管轄の指定を請求する場合、双方が同一地、市に属する区の基層人民法院であれば、当該地又は市の中級人民法院により適時管轄が指定される。双方が同一省、自治区、直轄市の人民法院であれば、当該省、自治区、直轄市の高級人民法院により適時管轄が指定される。双方が省、自治区、直轄市にまたがる人民法院で、高級人民法院の協議が達成されない場合は、最高人民法院が適時管轄を指定することとする。前項の規定に基づき上級人民法院に管轄の指定を請求する場合、級を追って行われなければならない。

37. 上級人民法院は民事訴訟法第 37 条の規定に基づき管轄を指定し、書面で申請した人民法院及び指定された人民法院に通知しなければならない。申請した人民法院は通知を受領した後、直ちに当事者に告知しなければならない。

## 二 訴訟関係者

38. 法人の正職責任者は法人の法定代表者である。正職責任者がいない場合、業務を主管する副職責任者が法定代表者を担当する。董事会を設けている法人については、董事長が法定代表者となる。董事長がいない法人については、董事会による授権を経た責任者が法人の法定代表者となることができる。

法人の資格を有さないその他の組織については、その主たる責任者を代表者とする。

39. 訴訟中、法人の法定代表者が変更される場合、新しい法定代表者が引き続き訴訟を行い、

かつ人民法院に新しい法定代表者の身分証明書を提出しなければならない。元法定代表者が行った訴訟行為は有効とする。

本条の規定は、その他の組織が参加する訴訟に適用する。

40. 民事訴訟法第 49 条が規定するその他の組織とは、合法的に成立し、一定の組織機構と財産を有しているが、法人資格を備えていない組織であり、以下を含む。

- (1) 法律に基づき登録を行い、営業許可証を受け取った私営独資企業、共同組織。
- (2) 法律に基づき登録を行い、営業許可証を受け取った共同型経営企業。
- (3) 法律に基づき登録を行い、わが国の営業許可証を受け取った中外合作経営企業、外資独資企業。
- (4) 民政部門の許可を得て登録を行い、社会团体登記証を受け取った社会团体。
- (5) 法人により法律に基づき設立され、営業許可証を受け取った支店等(原文は「分支機構」)。
- (6) 中国人民銀行、各專業銀行により各地に設立された支店等。
- (7) 中国人民保險会社により各地に設立された支店等。
- (8) 許可を得て登録を行い、営業許可証を受け取った郷鎮、町、村により設立される企業。
- (9) 本条により規定される条件に適うその他の組織。

41. 法人が法によらずに設立した支店等又は法により設立したが、営業許可証を取得していない支店等については、当該支店等を設立した法人が当事者となる。

42. 法人又はその他の組織の職員の職務行為又は授權行為により発生した訴訟については、当該法人又はその他の組織が当事者となる。

43. 個人経営者、個人共同又は私営企業が集團企業と提携し、かつ集團企業の名義で生産及び経営活動に従事する場合、訴訟中、当該個人工商業経営者、個人共同又は私営企業及びその集團企業は共同訴訟人となる。

44. 訴訟中、当事者の一方が死亡した場合、相続人があれば、裁定により訴訟が中止される。人民法院は直ちに相続人に当事者として訴訟を引き受けるよう通知しなければならない。被相続人がすでに行った訴訟行為は訴訟を引き受ける相続人に対して、有効である。

45. 個人経営者、農村請負経営者、共同組織により雇用された人員が、雇用契約の規定に基づいて生産及び経営活動を行う過程で他人に損害をもたらした場合、その雇い主が当事者となる。

46. 訴訟中、個人経営者については、営業許可証に記載された所有者が当事者となる。屋号がある場合、法律文書に記載された屋号を明記しなければならない。営業許可証に記載された所有者が実際の経営者と一致しない場合、所有者及び実際の経営者が共同訴訟人となる。

47. 個人共同の全ての共同経営者は訴訟中、共同訴訟人となる。個人共同で法律に基づき許可を得て登録された屋号がある場合、法律文書に登録された屋号を明記しなければならない。全ての共同経営者は代表人を推薦することができる。推薦された代表人については、全ての共同経営者が推薦状を発行しなければならない。

48. 当事者間の紛争については、仲裁機構による仲裁，又は人民調停委員会により調停が為されたが，当事者が仲裁又は調停に不服で，又は人民法院に訴訟を提起する場合，相手の当事者を被告としなければならない。

49. 法人又はその他の組織が登録すべきだが，未登録のまま法人又はその他の組織の名義で民事活動に従事する，あるいは他人が法人又はその他の組織の名義をかたって民事活動に従事する，もしくは法人又はその他の組織が法律により解散したがそのまの名義で民事活動に従事する場合，直接責任者が当事者となる。

50. 企業法人が合併される場合，合併前の民事活動によって起こった紛争については，合併後の企業が当事者となる。企業法人が分割される場合，分割前の民事活動によって起こった紛争については，分割後の企業が共同訴訟人となる。

51. 企業法人が清算を経ずに解散される場合，清算組織があれば，当該組織が当事者となる。清算組織がなければ，解散を決定した機構が当事者となる。

52. 業務紹介状，契約専用印章，押印した契約書フォーム，銀行口座を借用する場合，貸出した機構・企業等及び借用者が共同訴訟人となる。

53. 保証契約の紛争によって提起された訴訟について，債権者が保証人と被保証人に対してあわせて権利を主張する場合，人民法院は保証人と被保証人を共同被告としなければならない。債権者が保証人のみ提訴する場合，保証契約において保証人が連帯責任を引き受けることが明確に約定されている以外は，人民法院は被保証人に共同被告として訴訟に参加するよう通知しなければならない。債権者が被保証人のみ提訴する場合，被保証人のみを被告とすることができる。

54. 遺産の相続に関する訴訟において，一部の相続人が提訴する場合，人民法院はその他の相続人に共同原告として訴訟に参加するよう通知しなければならない。通知された相続人が訴訟への参加を望まないが，実体権利の放棄を明確的に示さない場合，人民法院はなおその相続人を共同原告としなければならない。

55. 被代理人と代理人が連帯責任を引き受ける場合，共同訴訟人となる。

56. 共有財産権が他人により侵害され，一部の共有権者が提訴する場合，その他の共有権者を共同訴訟人としなければならない。

57. 共同で訴訟を行わなければならない当事者が訴訟に参加しない場合，人民法院は民事訴訟法第 119 条の規定に基づき，その当事者に参加するよう通知する。当事者は人民法院に追加を申立てることもできる。人民法院は当事者が提起した申立に対して，審査を行わなければならない。理に適わない申立は，裁定により却下し，理に適う申立は，追加された当事者に訴訟に参加するよう書面により通知する。



58. 人民法院が共同訴訟の当事者を追加する場合、その他の当事者に通知しなければならない。追加しなければならない原告について、実体権利の放棄をすでに明確に示した原告は追加しなくてもよい。訴訟への参加を望まず、又実体権利も放棄しない場合で、なお共同原告として追加される。追加された者が訴訟に参加しないことは、人民法院の案件に対する審理及び法律に基づく判決に影響をしないこととなる。

59. 民事訴訟法第 54 条及び第 55 条規定の、一方の当事者の人数が多いとは、通常 10 人以上を指す。

60. 民事訴訟法第 54 条の規定により、提訴時、一方の当事者の人数が多いと確定される場合、当事者全員が共同の代表者を推薦、又は当事者の一部が自己の代表者を推薦することができる。代表者を推薦できない当事者は、必要な共同訴訟において、自ら訴訟に参加することができる。普通の共同訴訟においては、別に提訴することができる。

61. 民事訴訟法第 55 条の規定により、一方の当事者の人数が多く、提訴時に確定されない場合、当事者が代表者を推薦することとなる。当事者が推薦できない場合、人民法院が候補者を提出し、当事者と協議することとなる。協議による合意が達成しなかった場合、人民法院は訴訟を起こした当事者の中から代表者を指定することができる。

62. 民事訴訟法第 54 条及び第 55 条が規定する代表者は 2 名から 5 名で、それぞれの代表者は 1 名又は 2 名を訴訟代理人として委託することができる。

63. 民事訴訟法第 55 条の規定により受理された案件については、人民法院が公告を發布し、権利者に人民法院で登記するよう通知することとなる。公告期間は案件ごとに確定され、少なくとも 30 日以上でなければならない。

64. 民事訴訟法第 55 条の規定に基づき人民法院で登記する当事者は、自分と相手の当事者との法律関係及び被った損害を証明しなければならない。証明できない場合、登記されず、当事者は別に提訴することができる。人民法院の裁決は登記の範囲内において執行される。登記に参加しなかった権利者が訴訟時効期間内に訴訟を提起し、その請求の成立が人民法院により認定される場合、人民法院がすでに下した判決及び裁定に適用することを裁定する。

65. 民事訴訟法第 56 条の規定により、独立請求権を有する第三者は人民法院に対し、訴訟の請求及び事実と理由を提出し、当事者になる権利を有する。独立請求権のない第三者については、申請を提出し、又は人民法院により通知され、訴訟に参加することができる。

66. 訴訟中、独立請求権のない第三者は、当事者としての訴訟権利と義務を有し、判決により民事責任を引き受けた、独立請求権のない第三者は、上訴を提出する権利を有する。但し、当該第三者は一審中、案件の管轄権に対し、異議を提出、訴訟の請求を放棄、変更、又は訴訟を取り下げる権利はない。

67. 訴訟中、民事行為無能力者及び民事行為制限能力者の後見人はその法定代理人となる。事前に後見人が確定されない場合、後見の資格のある者により協議、確定することができる。

協議による合意が達成しない場合、人民法院によりその中から訴訟における法定代理人が指定されることとなる。当事者に、民法通則第 16 条第 1 項及び第 2 項又は第 17 条第 1 項により規定された後見人がない場合、同法第 16 条第 4 項又は第 17 条第 3 項により規定された関連組織を指定し、訴訟期間中の法定代理人を担当させることができる。

68. 弁護士、当事者の近親者、関係社会团体又は当事者の勤務先により推薦された者以外、当事者はその他の公民を訴訟代理人として委託することもできる。但し、民事行為無能力者、民事行為制限能力者、被代理人に利益損害をもたらす可能性のある者、人民法院が訴訟代理人には不適當であると認める者は訴訟代理人となることができない。

69. 当事者が人民法院に提出する授權委託書は、開廷審理前に人民法院に送付しなければならない。具体的な授權内容がなく「全權代理」しか書いていない授權委託書の場合、訴訟代理人には訴訟の請求を承認、放棄、変更したり、和解を行ったり、反訴、上訴を提起する権利はない。

### 三 証拠

70. 人民法院が調査証拠を収集する場合、2 人以上の者により共同で行われなければならない。調査の資料については、調査者、被調査者、記録者の署名又は押印が必要である。

71. 当事者が提出した証拠については、人民法院は受領書を発行し、証拠の名称、受領した時間、部数とページ数を明記し、裁判官及び書記官により署名又は押印されなければならない。

72. 証拠については、法廷で呈示され、かつ開廷審理の弁論、証拠に対する質疑を経なければならない。法律に基づき秘密を保持しなければならない証拠については、人民法院は具体的な状況に従って開廷において呈示するか否か決める。呈示する必要がある場合でも、公開の開廷において呈示してはならない。

73. 民事訴訟法第 64 条第 2 項の規定に基づき、人民法院が調査・収集の責任を負う証拠には以下のものを含む。

- (1) 当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因により自ら収集できないもの。
- (2) 人民法院が鑑定・検証する必要があると認めるもの。
- (3) 当事者が提出した証拠が相互に矛盾し、認定できないもの。
- (4) 人民法院が自らで収集しなければならないと認めるその他のもの。

74. 訴訟中、当事者は自らが提出した主張に対し、証拠を提出する責任がある。但し、以下に挙げる権利侵害訴訟においては、被告が原告により提出された権利侵害の事実を否認する場合、被告は立証責任を負う。

- (1) 製品の製造方法発明特許により提起された特許権侵害訴訟。
- (2) 高度に危険な作業による人身損害の権利侵害訴訟。
- (3) 環境汚染による損害賠償訴訟。
- (4) 建築物又はその他の施設及び建築物上の置物、掛け物の倒壊、脱落、墜落による人身損害の権利侵害訴訟。

- (5) 動物を飼育することによる人身損害の権利侵害訴訟。
- (6) 関連法律により被告が立証責任を引き受けることとなる訴訟。

75. 以下の事実については、当事者が立証する必要はない。

- (1) 当事者の一方が相手の当事者が陳述した案件の事実及び訴訟請求に対し、明確に承認するもの。
- (2) 周知の事実、自然的法則及び定理。
- (3) 法律の規定及び既知の事実に基づき、推定できるその他の事実。
- (4) 人民法院の法的効力が発生した裁判により確定されている事実。
- (5) 有効な公証証書により証明されている事実。

76. 当事者が一時的に証拠を提出できない場合、人民法院は具体的な状況に基づき、合理的な期限内に提出することを指定しなければならない。指定された期限内に提出が困難である場合、当事者は指定された期限満了前に、人民法院に延期を申請しなければならない。延長期限は人民法院により決定されることとなる。

77. 民事訴訟法第 65 条に基づいて関係機関・企業等により人民法院に提出される証明文書については、機関・企業等の責任者の署名又は押印、及び機関・企業等の印章の押印が必要である。

78. 証拠資料が副本であり、提供者が原本又は原本の手がかりを提供することを拒絶し、実証可能なその他の資料がなく、相手の当事者もこれを承認しない場合、訴訟中、認定事実の根拠としてはならない。

#### 四 期間及び送達

79. 民事訴訟法第 75 条第 2 項の規定により、民事訴訟中、日単位で計算する各期間は全て翌日から計算する。

80. 民事訴訟法第 112 条により規定された立件期限については、訴状の内容が不十分であるため、原告に補正を命ずる場合、補正後人民法院に提出された翌日から計算する。上級人民法院から下級人民法院に、又は基層人民法院から関連人民法廷に取り次がれた案件については、訴訟を受ける人民法院又は人民法廷が訴状を受領した翌日から計算する。

81. 法人又はその他の組織に訴訟文書を送達する場合、法人の法定代表者、当該組織の主要責任者又は事務室、文書受領・発送室、当直室などの受取責任者が署名又は押印し、受領することとなる。署名又は押印を拒絶する場合、差置送達を適用する。

82. 送達を受ける者が受け取ることを拒絶した訴訟文書で、関連基層組織又は所在機関・企業等の代表者及びその他の証人が送達受証に署名又は押印しない場合、送達人が送達受証に状況を明記し、送達を受ける者の住所に送達文書を差し置くことをもって送達とみなす。

83. 送達を受ける者に訴訟代理人がいる場合、人民法院は送達を受ける者にもその訴訟代理人にも送達することができる。送達を受ける者の指定により訴訟代理人が代理受取人になる場合、訴訟代理人へ送達する際には差置送達を適用する。

84. 調停書は、当事者本人に直接に送達しなければならない。差置送達を適用しない。当事者本人が何らかの原因により署名・受領できない場合、その指定した代理受取人により署名・受領される。

85. 郵便で送達する場合、送達受証の添付が必要である。書留配達の証明書に記された受領期日と送達受証に記された期日が一致しない、又は送達受証が戻らなかった場合、書留の証明書に記された期日が送達の期日となる。

86. 民事訴訟法第 80 条の規定により、その他の人民法院に送達を委託する場合、委託する人民法院は委託文書を作成し、送達すべき訴訟文書及び送達受証も同封しなければならない。送達を受ける者が送達受証に署名した期日が送達の期日となる。

87. 民事訴訟法第 81 条及び第 82 条の規定により、関係機関・企業等により取り次がれた訴訟文書については、送達を受ける者が送達受証に記した期日が送達の期日となる。

88. 公告送達については、人民法院の掲示板、送達を受ける者の元住所地での公告の貼り出し、新聞への公告掲載を以って行うことができる。公告送達の方式について特別な要求がある場合、要求された方式に従って公告を行わなければならない。公告期限の満了後、送達とみなす。

89. 訴状又は上诉状の副本を公告送達する場合、提訴又は上訴の要点、送達を受ける者の答弁期限及び期限内に答弁を行わないことがもたらす法律上の結果を説明しなければならない。召喚状を公告送達する場合、出廷の場所、時間及び期限内に出廷しないことがもたらす法律上の結果が説明しなければならない。判決状及び裁定状を公告送達する場合、裁判の主な内容を説明し、第一審に属する場合、上訴の権利、上訴期限、上訴する人民法院を説明しなければならない。

90. 人民法院が定期的に判決を言い渡す際に、当事者が判決状及び裁定状の受取を拒絶する場合、送達とみなさなければならない。判決記録に明記することとなる。

## 五 調停

91. 人民法院が案件を受理した後、審査により法律上の関係が明確で事実が明白であると認められる場合、当事者双方の同意を得た後、直接調停を行うことができる。

92. 人民法院が民事案件を審理する場合、自由意思及び合法的な原則に基づき調停を行わなければならない。当事者の一方又は双方が一貫して調停を望まない場合、人民法院は適時判決しなければならない。

人民法院が離婚案件を審理する場合、調停を行わなければならない。但し、調停を長引かせ、決定を行わないようにすべきではない。

93. 人民法院が訴訟案件の調停を行う場合で、当事者が出廷できない場合、特別な授權によって、その委託代理人が調停に参加することができる。達成した調停合意については、委託代理人が署名することができる。

離婚案件の当事者が特別な状況により出廷し、調停に参加することができない場合で、本人による意思表示が不可能な場合以外は、書面による意見を提出しなければならない。

94. 民事行為無能力者の離婚案件においては、その法定代理人が訴訟を行う。法定代理人が相手と合意を達成し判決書の発行を要求する場合、合意の内容に基づき判決書を制作することができる。

95. 当事者の一方が調停書の受取を拒絶する場合、調停書は法的効力を発せず、人民法院は適時相手の当事者に通知しなければならない。

96. 調停書が当廷で当事者双方に送達することができない場合、後に調停書を受領した当事者が署名の上、受取った期日を調停書の発効期日としなければならない。

97. 独立請求権のない第三者が参加する訴訟案件で、人民法院が調停に際し、独立請求権のない第三者により義務を引き受けることを確定する必要がある場合、第三者の同意を経て、調停書を同時に第三者に送達しなければならない。第三者が調停書が送達される前にそれを撤回した場合、人民法院は速やかに判決しなければならない。

#### 六 財産保全及び仮執行

98. 民事訴訟法第92条、第93条の規定に従って、人民法院が訴訟前の財産保全及び訴訟財産保全を講じる際に、申立人に担保を提供するよう命令する場合、提供する担保の額が保全請求の金額に相当しなければならない。

99. 人民法院は、季節性の商品、生鮮、腐乱及び変質しやすい品物、その他の長期保存に適さない品物に対して、保全の措置を講じる場合、当事者に速やかに処理するよう命令し、人民法院が代金を保管することができる。必要であれば、人民法院がそれらの品物を換金し、代金を保管することができる。

100. 人民法院が財産保全において、財産の封印、差押の措置を講じる場合、封印、差押えた財産は適切に保管されなければならない。当事者、保管の責任を負う関係機関・企業等又は個人及び人民法院は当該財産を使用してはならない。

101. 人民法院が不動産及び特定の動産（車両、船舶等）に対し財産保全を行う場合、関連財産権証明書を差押え、かつ関連財産権登記部門に当該財産の移転手続を取り扱わないよう通知するという財産保全の措置を講じることができる。必要であれば、当該財産を封印、差押えることもできる。

102. 人民法院は抵当物及び留置物に対し、財産保全の措置を講じることができる。但し、抵当権人、留置権人は優先的に債務弁済を受ける権利を有する。

103. 当事者が第一審の判決に不服で、上訴を提出する案件について、第二審の人民法院がその案件の報告を受ける前に、当事者に財産の移転、隠匿、売出もしくは毀損などの行為があり、財産保全の措置を講じなければならない場合、第一審の人民法院により当事者の申立又

は職権に従って講じることとなる。第一審の人民法院により制作された財産保全の裁定は直ちに第二審の人民法院に報告されなければならない。

104. 人民法院は債務者の満期で得るべき収益に対し、財産保全の措置を講じ、その支出及び受取りを制限し、関係機構・企業等に協力執行を通知することができる。

105. 債務者の財産が保全の要求を満たすことはできないが、第三者に対し、満期債権を有する場合、人民法院は債権者の申立に基づき、当該第三者が本案件の債務者に全額償還してはならないことを裁定することができる。当該第三者が決済を要求する場合、人民法院が財物もしくは代金を供託として受け取る。

106. 民事訴訟法により規定された仮執行は、人民法院が案件の受理から最終審の判決までに講じる。仮執行が当事者の訴訟請求の範囲内に制限され、かつ当事者の生活及び生産経営の急需を限度としなければならない。

107. 民事訴訟法第 97 条第 1 項第 3 号が規定する緊急状況には以下を含む。

- (1) 直ちに侵害を停止し、妨害を排除しなければならない場合。
- (2) 直ちにある行為を阻止しなければならない場合。
- (3) 生産の原材料、生産工具購入の代金を直ちに返済しなければならない場合。
- (4) 生産、経営を回復するため急ぎ必要とする保険金を請求する場合。

108. 人民法院が財産保全の措置を講じること裁定した後、保全裁定を下した人民法院が自ら解除し、又はその上級人民法院が解除を決定する以外に、財産保全の期限内に、いかなる機構・企業等も保全の措置を解除することはできない。

109. 訴訟中、財産保全裁定の効力は通常法的効力を発した法律文書が執行されるまで維持されなければならない。訴訟の過程において、保全措置を解除する必要がある場合、人民法院は直ちに裁定を行い、保全措置を解除しなければならない。

110. 当事者が財産保全、仮執行の裁定に不服で、再議を申し立てる場合、人民法院は直ちに審査しなければならない。裁定が適当であれば、当事者の申立が却下され、裁定が不適當であれば、新しい裁定へ変更され、又は元裁定が破棄されることとなる。

111. 人民法院が仮執行を行った後、法的効力が発生した判決に基づき、申立人が仮執行により取得した利益を返還しなければならない場合、民事訴訟法第 214 条の規定を適用する。

#### 七 民事訴訟の妨害に対する強制措置

112. 民事訴訟法第 100 条の規定により出廷しなければならない被告とは、扶養、養育の義務を有する被告と、出廷しなければ、案件の内容を明らかにすることができない被告を指す。国家、集団又は他人に損害をもたらした未成年者の法定代理人について、出廷しなければならない場合で、召喚状による 2 回の召喚を経て、正当な理由なく、出廷を拒絶する者に対しては、勾引を適用することもできる。

113. 勾引については、勾引状が必要で、かつ勾引を受ける者に直接送達しなければならない。勾引前、勾引を受ける者に対し、出廷を拒絶することによって起こる結果を説明しなければならない。批判、教育を経て、なおも出廷を拒絶する場合、勾引により出廷を強制することができる。

114. 人民法院は、民事訴訟法第 101 条、第 102 条の規定に従って、訴訟参加者及びその他の者に拘留措置を講じる必要がある場合、院長の許可を得て、拘留決定書を作成し、司法警察により被拘留者が当地の公安機関に移送され、監視されることとなる。

115. 被拘留者が本管轄区に属さない場合、拘留を決定した人民法院が被拘留者の所在地の人民法院に人員を派遣し、当該院に協力執行を要請しなければならない。委託を受けた人民法院は直ちに人員を派遣し、執行に協力しなければならない。被拘留者が再議を申し立て、又は拘留期間内に過失を認めかつ改め、拘留が期限を繰り上げて解除される必要がある場合、委託を受けた人民法院は委託した人民法院に伝達もしくは提案し、委託した人民法院により審査、決定されることとなる。

116. 法廷で騒ぐ、法廷を攻撃する、暴力、脅迫などにより公務の執行に抵抗する等の緊急状況により、拘留措置を直ちに講じなければならない場合、拘留後、直ちに院長に報告し、事後に許可手続きを行うことができる。院長が拘留を適当ではないと認める場合、拘留は解除されなければならない。

117. 被拘留者が拘留期間内に過失を認め悔い改める場合、その者に誓約書を提出するように命じ、期限を繰り上げて拘留を解除することができる。期限を繰り上げて拘留を解除する場合、院長の許可を得て、拘留期限繰上解除決定書を作成し、監視の責任を有する公安機関に渡され、執行することとなる。

118. 民事訴訟法第 101 条、第 102 条により規定された過料及び拘留については、単独で適用することができる、又、併用することもできる。

119. 同一の民事訴訟の妨害行為に対する過料、拘留については、連続して適用することはできない。但し、新しい民事訴訟の妨害行為が発生した場合、人民法院はあらたに過料、拘留を科すことができる。

120. 民事訴訟法第 106 条の規定により、人民法院が、非合法に他人を拘禁し、又は非合法に自ら他人の財産を押収し、債務を請求した機関・企業等及び個人に対して、拘留、過料の措置を講じる場合、同法第 104 条及び第 105 条の規定を適用する。

121. 過料、拘留を受ける者が過料、拘留の決定に不服で、再議申立を決定する場合、上級人民法院は再議申立を受領してから 5 日間以内に決定を下し、再議の結果を下級人民法院及び当事者に通知しなければならない。

122. 上級人民法院は、再議において強制措置は不適當であると認める場合、決定書を作成し、下級人民法院による拘留、過料の決定を破棄又は変更しなければならない。状況が緊急であ

れば、口頭で通知してから3日間以内に決定書を発することができる。

123. 当事者に以下の状況の内のいずれかがある場合、民事訴訟法第102条第1項第6号の規定により処理を行うことができる。

(1) 法律文書が法的効力を発した後、財産を隠匿、移転、売却、毀損したことより、人民法院がそれに対し執行できない場合。

(2) 暴力、脅迫又はその他の方法により人民法院の執行を妨害又は抵抗・拒絶した場合。

(3) 履行能力を有するが、人民法院により法的効力を発した判決書、裁定書、調停書及び支払命令の執行を拒む場合。

124. 関係機関・企業等に以下の状況の内のいずれかがある場合、人民法院は民事訴訟法第102条の規定に基づき処理することができる。

(1) 人民法院によりすでに凍結された預金を無断で移転し、又は無断で解除した場合。

(2) 暴力、脅迫又はその他の方法により司法人員が銀行預金について行う尋問、凍結、振り替えを妨害した場合。

(3) 人民法院の協力執行の通知を受けた後、当事者に知らせ、財産の移転、隠匿に協力した場合。

125. 民事訴訟法第101条の規定により、関係人員の刑事責任を追及しなければならない場合、当該案件を審理する審判組織により直接に判決することとなる。判決前、当事者が意見陳述を行うこと、又は委託を受けた弁護人が弁護することを許可しなければならない。

126. 民事訴訟法第102条第1項第6号の規定により、関係人員の刑事責任を追及しなければならない場合、人民法院の刑事裁判法廷により直接に受理し、かつ判決することとなる。

127. 民事訴訟法第102条第1号から第5号まで及び第106条の規定により、関係人員の刑事責任を追及しなければならない場合、刑事訴訟法により処理しなければならない。

## 八 訴訟費用

128. 民事訴訟法第93条の規定に従って、人民法院に訴訟前の財産保全を申し立てる場合、訴訟費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第8条第2号の規定に基づき納める。

129. 民事訴訟法第55条に従って審理する案件については、案件の受理費用は前納せず、判決が下された後、訴訟目的額に基づき、敗訴者により納められる。

130. 民事訴訟法第55条第4項の規定により、登記に未参加の権利者が人民法院に執行を申し立てる場合、執行申立費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第8条第1号の規定に基づき納められる。

131. 人民法院の裁定により不受理とされる案件については、当事者が訴訟費用を納める必要はない。当事者が裁定に不服で、上訴する場合、訴訟費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第5条第3号の規定に基づき納められる。



132. 民事訴訟法第 189 条の規定に従って、人民法院に支払命令を申し立てる場合、案件ごとに申立費用 100 元を納めることとなる。督促手続きが債務者の異議により終結される場合、申立人が申立費用を負担することとなる。債務者が異議を提出しない場合、債務者が申立費用を負担することとなる。

133. 督促手続きが終結された後、債権者が別途訴訟を提起する場合、訴訟費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」に基づき納める。

134. 民事訴訟法第 193 条の規定に従って、人民法院に公示催告を申し立てる場合、案件ごとに申立費用 100 元を納め、申立人が申立費用及び公告費用を負担することとなる。

135. 民事訴訟法第 196 条、第 198 条の規定に従って、人民法院に訴訟を提起する場合、案件の受理費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」第 5 条第 4 号の規定に基づき納める。

136. 民事訴訟法第 199 条の規定に従って、人民法院に破産弁済を申し立てる場合、案件の受理費用は前納せず、破産費用は破産財産から支出する。

137. 人民法院の職権により提起する再審案件、及び人民検察院の控訴による再審案件については、当事者は訴訟費用を納める必要はない。

138. 委託執行について、委託を受けた人民法院は委託人民法院から費用を徴収してはならない。執行において、実際に支出した費用は「人民法院訴訟費用徴収規則」に基づき徴収する。

## 九 第一審普通手続

139. 提訴が受理条件に不適合な場合、人民法院は不受理の裁定を為さなければならない。立件後、提訴が受理条件に不適合であることを発見した場合、裁定により提訴が却下されることとなる。

不受理の裁定書については、立件の審査の責任を負う裁判官、書記官により署名され、提訴却下の裁定書については、当該案件の審理責任を負う裁判官、書記官により署名されることとなる。

140. 当事者の訴状に悪罵及び人身攻撃の言葉があり、副本を送達することが矛盾を激化させ、案件の解決に不利となる可能性がある場合、人民法院は当事者に事実に従って、修正するよう説得しなければならない。修正を行わないことに固執する場合、訴状の副本を送達してもかまわない。

141. 当該人民法院に管轄権がない案件については、原告に管轄権を有する人民法院に提訴するよう告知する。原告が提訴を主張し続ける場合、不受理の裁定を為すこととなる。立件後、当該人民法院に管轄権がない案件であることが明らかになった場合、管轄権を有する人民法院に案件を移送しなければならない。

142. 不受理が裁定され、提訴が却下された案件で、原告が再度提訴する場合、提訴条件に適合していれば、人民法院は受理しなければならない。

143. 原告が案件受理费を前納すべきであるのに、前納しない場合、人民法院は原告に前納するよう通知しなければならない。通知後、なお前納しない場合、又は減額納入、納入の延期、免除を申請したが、人民法院の許可を得ておらず、なお前納しない場合、自動的に訴訟取り下げとして裁定し、処理する。

144. 当事者が訴訟を取り下げ、又は人民法院が訴訟取下として処理した後、当事者が同一訴訟請求を以て、再度提訴する場合、人民法院は受理しなければならない。

原告が訴訟を取り下げる、又は訴訟取下として処理された離婚案件について、新しい状況、理由がなく、6か月以内に改めて提訴する場合、民事訴訟法第111条第7号の規定により、これを受理しない。

145. 民事訴訟法第111条第2項の規定により、当事者が書面契約において仲裁条項を締結し、又は紛争が発生した後、書面仲裁協議を達成した場合で、一方が人民法院に提訴した場合、人民法院は不受理の裁定を為し、原告に仲裁機構に仲裁を申し立てるよう告知する。但し、仲裁条項、仲裁協議の無効、失効又はその内容が不明確のため執行できない場合は、除外する。

146. 当事者の仲裁条項又は仲裁協議において選択された仲裁機構が存在せず、又は選択した仲裁事項が仲裁機構の権限を超える場合、人民法院は法律に基づき一方の当事者の提訴を受理する権利を有する。

147. 仲裁条項、又は仲裁協議が無効、失効又は内容が不明確で執行できないため受理される民事訴訟案件の場合で、被告側が人民法院の管轄権に対し、異議を提出した場合、訴訟を受ける人民法院は管轄権について裁定しなければならない。

148. 当事者の一方が人民法院に提訴する際に、仲裁協議があることを言明せず、人民法院が受理した後、相手の当事者も応訴答弁した場合、当該人民法院は管轄権を有するとみなされる。

149. 病人及びその親族が医療事故技術鑑定委員会により出された医療事故の結論に意見を提出せず、医療部門に医療事故についての経済損失賠償のみを要求し、人民法院に訴訟を提起する場合、受理しなければならない。

150. 判決により離婚が認められず、調停により関係修復が為された離婚案件、及び判決、調停により養子縁組関係を維持された案件における被告が、人民法院に提訴する場合、民事訴訟法第111条第7号により規定された条件の制限を受けない。

151. 夫妻の一方が行方不明になり、もう一方が人民法院に訴訟を提起し、離婚のみ要求している場合で、行方不明になった者の失踪又は死亡の宣告を申請しない案件においては、人民法院はこれを受理し、行方不明になった者に対し、公告送達で訴訟文書を送達しなければならない。

152. 扶養・養育費の案件について、判決が法的効力を発した後、新しい状況、新しい理由により、当事者の一方が改めて提訴し、費用の増加又は減少を要求する場合、人民法院は新しい案件として受理しなければならない。

153. 当事者が訴訟時効期間を超え、提訴する場合、人民法院は受理しなければならない。受理後、中止、中断、延長する事由はないことが明らかになった場合、判決によりその訴訟請求が却下される。

154. 民事訴訟法第 66 条、第 120 条における商業秘密とは、主に技術秘密、商業情報及びインフォメーションなどを指し、例えば、生産工法、調合・処方、貿易連絡、仕入れと販売のルートなど当事者が公開したくない工商業の秘密である。

155. 人民法院が普通手続に基づき案件の審理を行う場合、開廷の 3 日前までに召喚状により当事者を召喚しなければならない。訴訟代理人、証人、鑑定人、調査人、通訳者に対し、通知書で出廷を通知しなければならない。当事者又はその他の訴訟参加者が本地にいない場合、必要な路程時間を留めておかなければならない。

156. 案件受理後、法廷弁論が終了する前、原告が訴訟請求を追加し、被告が反訴を提出し、第三者が本案件に関する訴訟請求を提出した場合で、併合審理ができるものについては、人民法院は併合審理しなければならない。

157. 民事行為無能力者の離婚訴訟においては、当事者の法定代理人が出廷しなければならない。法定代理人が出廷できない場合、人民法院は事実を明らかにした上、法律に基づき判決する。

158. 民事行為無能力当事者の法定代理人が召喚状により召喚され、正当な理由なく、出廷を拒む場合、原告については、民事訴訟法第 129 条の規定に照らして、訴訟取下として処理することができる。被告については、民事訴訟法第 130 条の規定に照らして、欠席判決することができる。

159. 独立請求権を有する第三者が人民法院により召喚状で召喚され、正当な理由なく、出廷を拒む場合、又は法廷の許可を得ず、途中で法廷を退出する場合、当該第三者に対しては、民事訴訟法第 129 条の規定に照らして訴訟取下として処理することができる。

160. 独立請求権を有する第三者が訴訟に参加した後、原告が訴訟取下を申し立てる場合、人民法院により訴訟取下が許可された後、独立請求権を有する第三者が別の案件の原告となり、元案件の原告と被告が別の案件の被告となり、訴訟が改めて行われることとなる。

161. 当事者が訴訟取下を申し立てる、又は法律に基づき訴訟取下として処理される案件で、当事者に法に違反する行為があるため法に基づき処理する必要がある場合、人民法院は訴訟取下を許可しない、又は訴訟取下として処理せずともよい。

162. 独立請求権のない第三者が人民法院により召喚状で召喚され、正当な理由なく、出廷を

拒む場合、又は法廷の許可を得ず、途中で法廷を退出する場合、案件の審理に影響しない。人民法院の判決により民事責任を負うとされた独立請求権のない第三者は上訴の権利を有する。

163. 第一審の判決後、第一審の人民法院が判決の過失を発見し、かつ当事者が上訴期間内に上訴した場合、第一審の人民法院は元判決に誤りがあることを提出し、第二審の人民法院に送付する。第二審の人民法院は第二審手続に従って審理することとなる。当事者が上訴しない場合、裁判監督手続に従って処理されることとなる。

164. 民事訴訟法第 135 条の規定における審理期間とは、立件の翌日から判決が宣告され、調停書が送達される期日までの期間である。但し、公告期間、鑑定期間、当事者が提出する管轄権についての異議及び人民法院間の管轄争議を処理する期間は除外しなければならない。

165. 第一審の判決書及び上訴可能な裁定書を同時に当事者双方に送達することができない場合、上訴期間はそれぞれが判決書、裁定書を受領した翌日から計算する。

166. 民事訴訟法第 140 条第 1 項第 7 号における書き間違いとは、法律文書の記入の誤り、計算の誤り、訴訟費用の記入漏れ・計算ミス、並びにその他の書き間違いを指す。

167. 裁定による訴訟中止の原因が解消され、訴訟手続が回復される場合、元の裁定を破棄する必要はなく、人民法院が当事者双方に引続き訴訟を行うよう通知する、又は許可する時から訴訟中止の裁定は即刻無効となる。

#### 十 簡易手続

168. 民事訴訟法第 142 条の規定により、簡単な民事案件において、「事実が明らかである」とは、当事者双方の争議の事実に対する陳述が基本的に一致し、かつ確かな証拠を提供することができ、人民法院が調査、証拠収集せずに、事実を判定し、是非を分けることができるということである。「権利と義務の関係が明確である」とは、誰が責任を負う者で、誰が権利を享有する者かという関係が明確であるということである。「争議が大きい」とは、当事者の案件の是非、責任及び訴訟目的物に対する争議が原則上相違していないということである。

169. 提訴時、被告が行方不明である案件については、簡易手続を適用して審理を行ってはならない。

170. 簡易手続を適用する案件については、審理期間を延長してはならない。審理中、案件の内容が複雑で、普通手続に転換し審理する必要がある場合、普通手続に転換することができ、合議廷で審理され、直ちに当事者双方に通知することとなる。審理期間は立件の翌日から計算する。

171. すでに普通手続に照らして審理されている案件については、審理中、いかなる状況の変化が起ころうとも、簡易手続に転換することはできない。

172. 簡易手続を適用する案件については、人民法院が提訴の内容を口頭で又は書面で被告に告知しなければならない。口頭又はその他の簡便な方法で当事者、証人を召喚し、裁判官が単独で審理を担当し、書記官が記録を担当し、審理をする者が自ら筆記することはできない。判決が下される際は、民事訴訟法第134条の規定に基づき公開判決することとなる。

173. 人民法廷により制作された判決書、裁定書、調停書については、基層人民法院の印章が必要で、基層人民法院の印章の代わりに人民法廷の印章を使ってはならない。

174. 第一審に差戻再審理となった案件、又は審判監督手続に基づき再審理となった案件は、簡易手続を適用してはならない。

175. 簡易手続を適用する案件については、公文書に以下のような資料が必要である。

- (1) 訴状又は口頭提訴の記録。
- (2) 答弁状又は口頭答弁の記録。
- (3) 他人に訴訟代理を委託する場合には、授權委託書が必要である。
- (4) 必要な証拠。
- (5) 当事者の尋問記録。
- (6) 審理(調停を含む)記録。
- (7) 判決書、仲裁書、裁定書、又は仲裁協議。
- (8) 送達及び判決の記録。
- (9) 執行状況。
- (10) 訴訟費用の領収証。

## 十一 第二審手続

176. 当事者双方及び第三者がいずれも上訴する場合、皆上訴人となる。

177. 必要共同訴訟人の中の1人又は一部の者が上訴する場合、以下に挙げる状況に応じて、処理する。

- (1) 当該上訴については、相手の当事者との間に権利及び義務の分担に対し、異義があるが、その他の共同訴訟人の利益に関連しない場合、相手の当事者が被上訴人となり、未上訴の味方の当事者は第一審の訴訟地位のままである。
- (2) 当該上訴については、共同訴訟人との権利及び義務の分担に対し、異義があるが、相手の当事者の利益に関連しない場合、未上訴の味方の当事者が被上訴人となり、相手の当事者は第一審の訴訟地位のままである。
- (3) 当該上訴については、当事者双方の間及び共同訴訟人との間の権利及び義務の分担に対し、異義がある場合、未上訴のその他の当事者がいずれもが被上訴人となる。

178. 第一審の判決が言い渡される時、又は判決書、裁定書が送達される時、当事者が口頭で上訴を示す場合、人民法院は当事者に上訴期間内に上訴状を提出するよう告知しなければならない。法定上訴期間内に上訴状が提出されない場合、未上訴とみなす。

179. 民事行為無能力者、民事行為制限能力者の法定代理人は当事者を代理し、上訴することができる。

180. 第二審の人民法院が民事訴訟法第 151 条の規定に基づき、上訴人の上訴請求に関する事実と法律の適用に対し、審査を行う時、上訴請求以外に元の判決に誤りがあることを発見した場合、是正を行わなければならない。

181. 第二審の人民法院が、第一審の人民法院に以下に挙げる法定手続に違反する行為のいずれかを発見した場合で、案件の正確な判決に影響したおそれのある場合、民事訴訟法第 153 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、裁定により元判決を破棄し、第一審に差戻し、改めて審理しなければならない。

- (1) 本案件を審理する裁判官、書記官が回避すべきが、回避しなかった場合。
- (2) 開廷審理を通さず判決が下された場合。
- (3) 普通手続を適用する案件の当事者が召喚状で召喚されず、欠席判決した場合。
- (4) その他の法定手続に著しく違反する場合。

182. 当事者が第一審においてすでに提出した訴訟請求について、第一審の人民法院が審理、判決を下さなかった場合、第二審の人民法院は当事者の自由意志によるという原則に基づき調停を行うことができる。調停が不成立の場合、第一審に差戻し、改めて審理させる。

183. 訴訟に参加しなければならない当事者が、第一審において参加しなかった場合、第二審の人民法院は当事者の自由意思によるという原則に基づき調停を行うことができる。調停が不成立の場合、第一審に差戻し、改めて審理させる。差し戻し、改めて審理の裁定書には追加しなければならない当事者は列記されない。

184. 第二審手続において、第一審の原告が独立の訴訟請求を追加する、又は第一審の被告が反訴を提起する場合、第二審の人民法院は当事者の自由意思によるという原則に基づき新たに増加された訴訟請求又は反訴について調停を行うことができる。調停が不成立の場合、当事者に別途提訴するよう告知する。

185. 第一審により離婚禁止となった案件で、上訴後、第二審の人民法院が離婚判決を下さなければならないと認める場合、当事者の自由意思によるという原則に基づき、子女の扶養、財産などの問題と併せて調停を行うことができる。調停が不成立の場合、第一審に差戻し、改めて審理させる。

186. 人民法院が第二審手続に基づき審理する案件について、法律に基づき人民法院により審理されるべきではないとされる場合、第二審の人民法院は直接に元の判決の破棄を裁定し、提訴を却下することができる。

187. 第二審の人民法院が第一審の人民法院により為された不受理の裁定に誤りがあることを調査によって明らかにした場合、元の裁定を破棄すると同時に、第一審の人民法院に立件し、受理するよう命じなければならない。第一審の人民法院により為された提訴却下の裁定に誤りがあることが明らかになった場合、元裁定を破棄すると同時に、第一審の人民法院に審理を行うよう命じなければならない。

188. 第二審の人民法院は以下の上訴案件に対し、民事訴訟法第 152 条の規定に基づき、直接に判決及び裁定を行うことができる。

- (1) 第一審により不受理、提訴の却下、管轄権の異議について裁定された案件。
- (2) 当事者により提出された上訴請求が明らかに成立不可能である案件。
- (3) 第一審裁判により事実が明らかであると認定されたが、適用する法律に誤りがあった案件。
- (4) 原判決が法定手続に違反し、案件の正確な判決に影響するおそれがあり、第一審に差戻し、改めて審理させる必要がある案件。

189. 第二審手続においては、当事者としての法人又はその他の組織が分割する場合、人民法院は直接に分割後の法人又はその他の組織を共同訴訟人として組み入れることができる。合併する場合、合併後の法人又はその他の組織を当事者として組み入れる。第一審人民法院に差戻し、改めて審理させる必要はない。

190. 第二審手続中、当事者が上訴取下を申し立てる場合で、人民法院の審査により、第一審による判決に確かに誤りがあった、又は当事者双方が結託して国家と集団と社会公共の利益及び他人の合法的な権益を損害すると認めた場合、それを許可してはならない。

191. 当事者が第二審において和解協議を達成する場合、人民法院は当事者の請求に基づき、双方により達成した和解協議を審査し、調停書を制作し、当事者に送達することができる。和解による訴訟取下を申し立てる場合、審査により訴訟取下の条件を満たせば、人民法院はこれを許可しなければならない。

192. 第二審の人民法院は、判決を宣告することにおいて、自ら判決を言い渡すことができる、又第一審の人民法院又は当事者の所在地の人民法院に委託しそれが判決の言渡しを代行することもできる。

## 十二 特別手続

193. 訴訟中、当事者の利害関係者が当該当事者が精神患者であることを申し出て、当該当事者を民事行為無能力者又は民事行為制限能力者と宣告することを要求する場合、利害関係者により人民法院に申請し、訴訟を受ける人民法院が特別手続に基づき、立件及び審理し、元の訴訟は中止しなければならない。

194. 失踪宣告又は死亡宣告の案件については、人民法院が申立人の請求に基づき、行方不明者の財産を清算し、訴訟期間の財産管理人を指定することができる。公告が満期になり、人民法院が失踪宣告を判決する場合、同時に民法総則第 21 条第 1 項の規定に基づき、失踪者の財産代理管理人を指定しなければならない。

195. 失踪者の財産管理代理人が人民法院により指定された後、代理管理人が代理管理変更を申請する場合、民事訴訟法の特別手続の関連規定に照らして審理する。理に適う申請については、裁定により申請人の代理管理人としての資格が破棄されるとともに、別途財産管理代理人が指定されることとなる。理に合わない申請については、裁定により申請が却下される。失踪者のその他の利害関係者が代理管理の変更を申請する場合、人民法院はその者に元々指定されていた代理管理人を被告として提訴するよう告知しなければならない、かつ普通手続に

基づき、審理する。

196. 人民法院により公民の失踪宣告を判決した後、利害関係者が人民法院に失踪者の死亡宣告を申請することについて、失踪の翌日から満4年になった場合、人民法院は受理しなければならない。失踪宣告の判決が即ち当該公民の失踪証明となる。審理中、民事訴訟法第168条の規定に基づき公告を行わなければならない。

197. 無主財産認定の案件については、公告期間に財産に対し請求する者がある場合、人民法院は裁定により特別手続を終結し、申立人に別途提訴するよう告知し、普通手続に基づき審理しなければならない。

198. 指定された後見人が指定に不服である場合、通知を受けた翌日から30日間以内に人民法院に提訴しなければならない。審理により指定が適当であると認定されれば、提訴却下を裁定する。指定が不適当であると認定されれば、指定破棄を判決すると同時に改めて後見人を指定する。提訴者、元指定機関・企業等及び判決により指定された後見人に判決書を送達しなければならない。

### 十三 裁判監督手続

199. 各級人民法院院長が、本院のすでに法的効力を発した判決、裁定について、確たる誤りを発見した場合で、裁判委員会による討論を経て、再審議が決定したものについては、原判決、裁定の執行の中止を裁定しなければならない。

200. 最高人民法院が地方各級人民法院のすでに法的効力を発した判決、裁定について、又は上級人民法院が下級人民法院のすでに法的効力を発した判決、裁定について、それぞれ確たる誤りを発見した場合は、自ら再審、又は下級人民法院に再審を命ずる裁定において、原判決、裁定の執行の中止をも明記しなければならない。状況が緊急である場合には、執行中止の裁定を、執行の責任を負う人民法院に口頭で通知することができる。但し、口頭通知後、10日以内に裁定書を発行しなければならない。

201. 裁判監督手続により、再審、又は（最高人民法院又は上級人民法院が）自ら再審を行うことを決定した案件については、再審、又は（最高人民法院又は上級人民法院が）自ら再審を行う人民法院は新たな判決、裁定を下す中で、破棄、改変、又は原判決、裁定を維持するか否かを確定しなければならない。調停合意が達成した場合は、調停書送達後に、原判決、裁定は、即刻破棄されたとみなす。

202. 第二審の人民法院が判決、裁定を下した案件について、上級人民法院が再審命令を必要とする場合、第二審の人民法院に再審を行うよう命じなければならない。

203. 民事行為無能力者、民事行為制限能力者の法定代理人は、当事者に代わって再審の申し立てを行うことができる。

204. 当事者がすでに法的効力が発している調停書に対して、再審を申し立てる場合、民事訴訟法第182条の規定が適用される。当該調停書が法的効力を発した後、2年以内に提出しな



ければならない。

205. 当事者は、原審人民法院に再審を申し立てることができ、又1級上の人民法院に再審を申し立てることもできる。1級上の人民法院に再審を申し立てる場合で、上級人民法院の審査を経て、民事訴訟法第179条が規定する条件に適合すると認められるものについては、下級人民法院に再審を命ずるか、又は自ら再審を行ってもよい。

206. 人民法院は、当事者の再審申立を受領した後、審査を行わなければならない。民事訴訟法第179条の規定に適合すると認められる場合、立件後、原判決の執行中止を裁定し、かつ直ちに双方当事者に通知しなければならない。第179条の規定に不適合と認められる場合には、通知書を以って申立を却下する。

207. 督促手続、公示催告手続、企業法人破産弁済手続に基づいて審理を行う案件、及び裁判監督手続に基づいて審理を行った後に原判決が維持される案件については、当事者は再審の申立をしてはならない。

208. 不受理、提訴却下の裁定に対して、当事者は再審を申し立てることができる。

209. 当事者が離婚案件中の財産分配問題について再審を申し立てる場合で、それが判決の中ですでに分配された財産に関連する場合、人民法院は民事訴訟法第179条の規定に従って審査を行わなければならない。再審の条件に適合するものについては、立件、審理を行わなければならない。判決の中で未処分の夫婦共同財産に関連する場合には、当事者に別途提訴するよう告知しなければならない。

210. 人民法院が自ら再審、又は第二審手続に従って再審する案件で、審理中に一審、二審の判決が法定の手続に違反していることを発見した場合、それぞれの状況により処理することができる。

(1) 民事訴訟法が規定する受理条件に不適合であると認められる場合、一審、二審の判決を破棄し、提訴を却下する。

(2) 本意見第181条が規定する法定の手続に違反するという状況があり、案件の正確な判決、裁定に影響を及ぼす可能性がある場合、一審、二審の判決を破棄し、原審人民法院に差し戻し、再審を行うことを裁定する。

211. 裁判監督手続に基づいて再審を行う案件で、人民法院が一審、二審の判決に参加すべき当事者に遺漏があることを発見した場合、当事者の自由意思によるという原則に基づいて調停をなすことができる。調停が不成立の場合には、一審、二審の判決の破棄を裁定し、原審人民法院に差し戻し、再審を行う。

212. 民事訴訟法第182条中の2年は不変期間であり、判決、裁定が法的効力を発した翌日から起算する。

213. 再審の案件については第一審手続、又は第二審手続に従って審理を行う場合、民事訴訟法第135条、第159条が規定する審理期限を適用する。審理期限は再審決定の翌日から起算

する。

214. 本意見第 192 条の規定は、裁判監督手続に適用される。

#### 十四 督促手続

215. 債権者が人民法院に支払命令を申し立てる場合で、以下に挙げる条件に符合するものについて、人民法院はこれを受理しなければならない。かつ申し立て受領後 5 日以内に債権者に通知しなければならない。

(1) 金銭、又は為替手形、約束手形、小切手及び株券、債券、国庫券、譲渡可能な預金書等の有価証券の給付を請求する場合。

(2) 給付を請求する金銭、又は有価証券がすでに期限を迎えて定額が確定しており、かつ請求の根拠となる事実、証拠が明記されている場合。

(3) 債権者に対応の給付義務がない場合。

(4) 支払命令が債務者に送達可能な場合。

上述の条件に符合しないものについては、不受理の通知をする。

216. 人民法院が申立を受理した後、裁判官 1 名により審査が行われる。審査を経て、申立不成立とみなされるものについては、15 日以内に申立却下の裁定を為さなければならない。当該裁定については上訴できない。

217. 人民法院が支払命令を発する前に、申立人が申し立てを取り下げた場合には、督促手続の終結を裁定しなければならない。

218. 債務者がわが国国境内にいない場合、又はわが国国境内にはいるが、行方不明である場合には、督促手続は適用されない。

219. 支払命令には以下の事項を明記しなければならない。

(1) 債権者、債務者の氏名、又は名称等の基本的状況

(2) 債務者が支払うべき金銭、有価証券の種類、数量

(3) 債務の弁済、又は異義申し立ての期限

(4) 債務者が法定期間に異義を申し立てなかった場合に起こる法律的结果

支払命令は裁判官、書記官が署名し、人民法院印章を押印する。

220. 債務者本人に支払命令を送達し、債務者がこれを受領することを拒絶した場合、人民法院は、差置送達することができる。

221. 民事訴訟法第 192 条の規定に従い、債務者が法定期間内に書面により異義を申し立てた場合、人民法院は異義に理由が有る否かを審査する必要はなく、督促手続の終結を直接裁定しなければならない。債務者が債務自体に対して異義はなく、ただ弁済能力の欠如のみを提出する場合、支払命令の効力に影響を与えない。

債務者の口頭での異義は無効である。

222. 民事訴訟法第 191 条の支払命令申立却下の裁定書、及び第 192 条の督促手続終結の裁定

書は、裁判官、書記官が署名し、人民法院印章を押印する。

223. 債務者が支払命令を受領した後、法定期間内に書面による異議申し立てを行わず、その他の人民法院に提訴した場合、支払命令の効力に影響を与えない。

224. 督促手続終結後、債権者が提訴した場合は、管轄権を有する人民法院がこれを受理する。

225. 債権者が人民法院に支払命令を執行するよう申し立てる期限は、民事訴訟法第 219 条の規定が適用される。

#### 十五 公示催告手続

226. 民事訴訟法第 193 条規定の手形占有者とは、手形が盗難、遺失又は消滅する前の最後占有者を指す。

227. 人民法院は公示催告の申立を受領した後、速やかに審査を行い、受理するか否かを決定しなければならない。審査を経て、受理条件に適合すると認められるものについては、受理通知を行い、かつ同時に支払人に支払の停止を通知する。受理条件に不適合であると認められるものについては、7 日以内に申立却下の裁定を行わなければならない。

228. 人民法院は民事訴訟法第 194 条の規定に従って、申立受理の公告を発する際に、以下の内容を明記しなければならない。

- (1) 公示催告申立人の姓名又は名称。
- (2) 手形の種類、額面金額、振出人、持参人、裏書人等。
- (3) 権利申告の期間。
- (4) 公示催告期間に手形譲渡権利、利害関係者を申告しなかった場合の法律的結果。

229. 公告は人民法院の公告欄内に張り出し、かつ関係新聞又はその他の宣伝媒体上に掲載しなければならない。人民法院所在地に証券取引所がある場合は、当該取引所にも張り出さなければならない。

230. 利害関係者が、公示催告期間に人民法院に権利申告を行った場合、人民法院は公示催告手続の終結を裁定しなければならない。利害関係者が申告期間満了後、判決が下される前に権利申告をした場合、同様に公示催告手続の終結を裁定しなければならない。

231. 利害関係者の権利報告を行う場合、人民法院はそれに対し人民法院に手形の呈示を行うよう通知し、かつ公示催告申立人に指定期間内に当該手形を調べるよう通知しなければならない。公示催告申立人が公示催告を申し立てた手形と利害関係者が提示した手形が一致しない場合、人民法院は利害関係者の申告の却下を裁定しなければならない。

232. 権利申告期間内に権利の申告がない場合、又は申告が却下された場合、公示催告申立人は権利申告期間満了の翌日から 1 か月以内に人民法院に判決を為すよう申し立てなければならない。期限を過ぎて判決の申立を行わない場合は、公示催告手続を終結する。

233. 判決発効後、公示催告申立人は判決に従って支払人に対して支払を請求する権利を有する。

234. 公示催告手続きが適用される案件の審理は、裁判官一人が単独で審理を担当することができる。手形が無効であることの宣告を、判決する場合は、合議廷を組織し、審理しなければならない。

235. 公示催告申立人が申立を取り下げる場合は、公示催告前に申し出なければならない。公示催告期間に申立を取り下げる場合、人民法院は公示催告手続の終結を裁定することができる。

236. 人民法院は民事訴訟法第 194 条の規定に従って、支払人に支払の停止を通知する場合には、財産保全関係の規定に適合していなければならない。支払人が支払停止通知を受領後、支払停止を拒む場合、民事訴訟法第 102 条、第 103 条の規定に従って強制措置を講ずる他は、判決後、支払人が依然その支払義務を負わなければならない。

237. 人民法院は民事訴訟法第 196 条の規定に従って公示催告手続を終結した後、公示催告申立人又は申告人が人民法院に訴訟を提起する場合、民事訴訟法第 27 条の規定に従って管轄を確定する。

238. 民事訴訟法第 196 条の公示催告手続終結の裁定書は、裁判官、書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。

239. 民事訴訟法第 198 条の規定に従って、利害関係者が人民法院に提訴する場合、人民法院は手形紛争をもって普通手続を適用して審理することができる。

#### 十六 企業法人破産弁済手続

240. 法人資格を有する集団企業、共同経営企業、私営企業及び中国の領域内の中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資企業等については、企業法人破産弁済手続きが適用される。共同経営企業中の各共同経営者が全て全民所有制企業である場合、当該共同経営企業の破産には企業法人破産弁済手続は適用されない。

241. 債権者は、その抵当物又はその他の担保物について優先弁済権を有する。抵当権者又はその他の担保物権者が、破産弁済案件を受理してから破産宣告までに優先弁済を求める場合には、人民法院の許可を得なければならない。

抵当物又はその他の担保物の価額がその担保するところの債務額に不足する場合、その差額部分は破産債権に組み入れる。

242. 人民法院は、破産案件を受理した後、合議廷を組織し、審理を行わなければならない。

243. 人民法院が、民事訴訟法第 200 条に従って発する破産公告は、新聞紙上に掲載し、公告においては以下に挙げる内容を明記しなければならない。

(1) 立件時間

(2)破産案件の債務者

(3)債権申告の期限，地点及び期限を過ぎて未申告の場合の法律的结果

(4)第一回債権者会議召集の日時，場所

244. 人民法院は，破産申立を受理後，債務者に対するその他の民事執行手続き，財産保全手続を中止しなければならない。

245. 人民法院は，破産案件受理後，速やかに債務者が口座を開いている銀行に債務者の決算業務を停止するよう通知しなければならない。取引銀行は債務者が正常な生産経営を維持するために必要な費用の支払について，人民法院の許可を得なければならない。

246. 事訴訟法第 201 条の規定に従って，人民法院が破産清算組織を組織，成立した場合は，破産財産処理及び分配方案を破産清算組織が提出し，債権者会議の討論による採択を経て，人民法院に報告し，裁定された後，これを執行する。

247. 債権者会議が破産財産の処理及び分配方案を討論，採択する場合，会議に出席した表決権を有する債権者の過半数により採択されなければならない。かつその代表する債権額は，必ず財産担保のない債権の総額の 3 分の 2 以上を占めなければならない。和議草案を討論，採択する場合，財産担保のない債権の総額の 3 分の 2 以上をしめなければならない。

248. 民事訴訟法第 200 条規定の和議は，以下の内容を備えていなければならない。

(1)債務弁済の財産源

(2)債務弁済の方法

(3)債務弁済の期限

249. 清算組織は，破産財産の保管，整理，価格算定，処理及び分配の過程において，人民法院に対して責任を負い，かつ報告業務を行い，人民法院及び債権者会議の監督を受けなければならない。

250. 破産財産の分配完了後，破産清算組織が人民法院に対し破産手続き終結の裁定の申請を行うこととする。破産手続き終結後，弁済をし得なかった債権についてはそれ以上の弁済を行わない。

251. 破産手続き終結後，破産清算組織は破産企業の元の登記機関に登記抹消の手続を行うこととする。

252. 破産弁済案件については，一律に裁定が用いられる。当事者が破産申立却下の裁定に対して上訴できる他は，その他の裁定に対して上訴することはできない。

253. 人民法院は破産弁済案件を審理する際，民事訴訟法第 19 章の規定を適用する他，「中華人民共和国企業破産法（試行）」の関連規定も参照することができる。

十七 執行手続

254. 強制執行の目的物は、財物又は行為でなければならない。当事者が法的効力が発生した判決、裁定、調停書、支払命令の履行を拒絶した場合、人民法院は当事者に執行通知を発しなければならない。執行通知が指定した期間内に被執行人が依然として履行しない場合には、強制執行を行わなければならない。

255. 法的効力が発生した支払命令は、支払命令を作成した人民法院がその執行の責任を負う。

256. 民事訴訟法第207条第2項が規定する人民法院により執行されるその他の法律文書には、仲裁判断書、公証債権文書を含む。

その他の法律文書は、被執行人の住所地、又は被執行人の財産所在地の人民法院により執行される。当事者が上述の人民法院にそれぞれ別に執行の申立をした場合、先に申立を受けた人民法院により執行される。

257. 民事訴訟法第208条が規定する執行の中止は、案件部外者が当該規定に従って異義を提出した財産範囲内に限られなければならない。被執行人のその他の財産については、執行を中止してはならない。異義理由が不成立の場合には、却下の通知をする。

258. 執行員が当該人民法院の判決、裁定及び調停書を執行する際に、確たる誤りがを発見した場合には、書面による意見を提出し、人民法院院長に審査・処理のため報告しなければならない。上級人民法院の判決、裁定及び調停書を執行する際に、確たる誤りを発見した場合には、書面による意見を提出し、人民法院院長の批准を経て、上級人民法院に審査・処理のため書簡を提出しなければならない。

259. 被執行人、被執行財産が他の地方にある場合、執行の責任を負う人民法院は当該地方の人民法院に代理執行を委託することができる。また、直接当該地方に赴いて執行することもできる。直接当該地方に赴いて執行する場合、執行の責任を負う人民法院は、当該地方の人民法院に協力執行を要請することができる。当該地方の人民法院は、要請に従って、執行に協力しなければならない。

260. 執行を委託する場合、委託を行う人民法院は委託書及び発効している法律文書（副本）を発行しなければならない。委託書においては明確な執行要求を挙げなければならない。

261. 受託人民法院は委託書を受領した後、執行を委託された発効している法律文書に対して実体審査を行う権利はない。執行中、執行する法律文書に誤りを発見した場合、受託人民法院は直ちに委託人民法院に状況を報告しなければならない。

262. 受託人民法院は、厳格に発効した法律文書の規定及び委託人民法院の要請に従って、執行しなければならない。債務者が債務履行を行う時間、期間及び方式について変更が必要な場合は、執行申立人の同意を得なければならない、かつ状況変更について直ちに委託人民法院に告知しなければならない。

263. 受託人民法院が執行の中止、又は執行の終結を必要とする状況にあった場合、直ちに委託人民法院に書簡にて通知しなければならない。委託人民法院がこれに対し裁定を下す。こ

の期間内には、執行を一時延期することができる。受託人民法院は、執行の中止、又は執行の終結について自ら裁定を行ってはならない。

264. 委託執行中、案件部外者が、執行目的物に対して異義を提出した場合、受託人民法院は、委託人民法院に書簡にて通知しなければならない。委託人民法院が通知の却下又は執行中止の裁定を下す。この期間中は、執行を一時延期する。

265. 民事訴訟法第 210 条第 2 項の規定に従って、受託人民法院の一つ上級の人民法院は、委託人民法院の執行命令の請求を受領してから、5 日以内に書面にて受託人民法院に執行の命令を行い、かつ当該状況を直ちに委託人民法院に告知しなければならない。

受託人民法院は、一つ上級の人民法院の書面による命令を受領した後、直ちに執行し、執行状況を一つ上級の人民法院に報告し、かつ委託人民法院に告知しなければならない。

266. 一方の当事者が、執行中に双方が自由意思で合意に達した和議を不履行、又は完全に履行しない場合で、相手方当事者が元の発効している法律文書の執行を申し立てる場合、人民法院は執行を回復しなければならない。但し、和議ですでに執行している部分については除かなければならない。和議がすでに全部履行された場合は、人民法院は執行の回復を与えないものとする。

267. 元の法律文書の執行回復を申し立てる場合、民事訴訟法第 219 条の執行申立期限の規定が適用される。執行申立期限は、執行中の和議の達成により中止され、その期限は和議が定める履行期限の最終日から連続して計算される。

268. 人民法院が、民事訴訟法第 212 条の規定に従って、執行の一時延期を決定する場合で、担保が期限付きのものである場合、執行の一時延期の期限は担保期限と一致しなければならない。但し、最長で 1 年を超えてはならない。被執行人又は担保人に、担保財産に対して、執行一時延期期間内に移転、隠匿、換金、毀損等の行為があった場合、人民法院は強制執行を回復することができる。

269. 民事訴訟法第 212 条規定の執行担保について、被執行人は人民法院に財産を担保として提供することができ、また第三者の名義で保証を為すこともできる。財産を担保とする場合は、保証書を提出しなければならない。第三者が保証を為す場合は、担保書を提出しなければならない。担保（保証）人は履行代理又は賠償の肩代わりをする能力を有していなければならない。

270. 被執行人が人民法院が決定した執行の一時延期期間満了後、依然として義務を履行しない場合、人民法院は担保財産を直接執行すること、又は担保（保証）人の財産の執行を裁定することができる。但し、担保（保証）人の財産を執行する場合には、担保（保証）人が履行すべき義務がある部分の財産をその限りとしなければならない。

271. 民事訴訟法第 213 条の規定に従って、執行中、被執行人としての法人、又はその他の組織が、分割、合併した場合、その権利義務は変更後の法人、又はその他の組織が引き受ける。解散された場合には、実体法に関する規定に従って、権利義務の引受人がある場合には、当

該権利義務の引受人を被執行人として裁定することができる。

272. その他の組織が、執行中に法律文書が確定する義務を履行できない場合、人民法院は、当該その他組織に対して、法に従って義務を負う法人、又は公民個人の財産のを裁定することができる。

273. 執行中、被執行人としての法人、又はその他の組織の名称に変更があった場合、人民法院は変更後の法人、又はその他の組織を被執行人として裁定することができる。

274. 被執行人としての公民が死亡し、その遺産相続人が相続を放棄しなかった場合、人民法院は被執行人の変更を裁定することができる。当該相続人は遺産の範囲内で債務を償還することとなる。相続人が相続を放棄した場合、人民法院は被執行人の遺産を直接執行することができる。

275. 法律規定で人民法院により執行されるその他の法律文書の執行が全て完了した後、当該法律文書が関係機関により法に従って取消される場合は、当事者による申立を経て、民事訴訟法第 214 条の規定が適用される。

276. 執行中、企業法人資格を有する被執行人が期限の到来した債務を返済できない場合、債権者又は債務者の申立に基づいて、人民法院は法に従い、被執行人の破産を宣告することができる。

277. 仲裁機構の判断事項の一部が仲裁協議の範囲に属し、一部が仲裁協議範囲を超越する場合、超越する部分に対して、人民法院は不執行の裁定をしなければならない。

278. 民事訴訟法第 217 条第 2 項、第 3 項の規定に従って、人民法院が仲裁判断を不執行とする裁定を為した後、当事者は新たに書面による仲裁協議の合意を達成し仲裁を申し立てることができる。また、人民法院に提訴することもできる。

279. (執行通知)

民事訴訟法第 220 条規定の執行通知について、人民法院は執行申立書を受領してから 10 日以内に発しなければならない。執行通知の中で、被執行人に法律文書が確定する義務を履行するよう命令しなければならない他に、さらに民事訴訟法第 232 条が規定する履行延滞利息又は履行延滞金の負担を通知しなければならない。

280. 人民法院は、銀行及びその営業所、貯蓄所、信用合作社及びその他の貯蓄業務を有する単位に対して、被執行人の預金について直接調査、凍結、振替を行うことができる。当該地方以外の人民法院は、被執行人の住所地、被執行財産所在地の銀行及び営業所、貯蓄所、信用合作社及びその他の貯蓄業務を有する単位に、被執行人が義務を履行すべき部分の預金について直接調査、凍結、振替を行うことができ、当該地方の人民法院が書類作成の発行手続を行う必要はない。

281. 人民法院は執行中に被執行人の財産を換金する必要がある場合、関係単位に引き渡し、



換金を行うことができる。また、人民法院が直接換金を行ってもよい。人民法院が直接換金を行う場合、換金を行う前に価格問題について、物価等の関係部門の意見を求め、価格評価を公平、合理的に行わなければならない。

換金する財産について、人民法院又はその職員は買受をしてはならない。

282. 人民法院が執行中、すでに民事訴訟法第 221 条、第 223 条の規定に従って、被執行人の財産に対して、差押、凍結を行っている場合、その他の人民法院を含むいかなる単位も重複して差押、凍結を行ってはならず、また勝手に凍結を解除してはならない。違反者は民事訴訟法第 102 条の規定に従って処理する。被執行人の財産が全ての執行申立人の償還請求を満たすことができない場合、執行時に民事訴訟法第 204 条の規定を参照して処理する。

283. 民事訴訟法第 231 条の規定に従って、当事者が法律文書で確定している義務行為を履行しなかった場合で、当該義務行為が被執行人によってのみ完成し得る場合、人民法院は民事訴訟法第 102 条第 1 項第 6 号の規定に従って処理することができる。

284. 執行目的物が特定物である場合、原物に対し執行を行わなければならない。原物が、確かにすでに存在しない場合、金銭に換算し、賠償することができる。

285. 執行中、被執行人が財産を隠匿した場合、人民法院は民事訴訟法第 102 条の規定に従ってそれに対して処理を行うことができる他、被執行人に隠匿した財産を引き渡すよう命ずるか、又は金銭に換算して賠償するよう命じなければならない。被執行人が引き渡し、又は賠償を拒絶した場合には、人民法院は被執行財産の価値に基づいて被執行人のその他の財産について強制執行を行うことができ、又捜査措置を講じて隠匿された財産について追及することができる。

286. 人民法院が、民事訴訟法第 227 条の規定に従って、被執行人及びその住所又は財産隠匿地に対して捜査を行う際には、必ず以下の条件に適合していなければならない。

(1) 発効した法律文書が確定する履行期限がすでに満了している場合。

(2) 被執行人が法律文書が確定する義務を履行しない場合。

(3) 財産の隠匿行為があると認められる場合。

捜査員は規定に従って制服を着用し、捜査令状及び身分証明書を提示しなければならない。

287. 人民法院は捜査時に、関係者以外の捜査現場への立入を禁止しなければならない。捜査対象が公民である場合、被執行人又はその者の成人している家族及び基層組織の人員に現場に赴くよう通知しなければならない。捜査対象が法人又はその他の組織である場合、法定代表人又は主要責任者に現場に赴くよう通知しなければならない。上級主管部門がある場合は、主管部門の関係人員にも現場に赴くよう通知しなければならない。現場に赴くことを拒否した場合、捜査に影響は及ぼさない。

婦女の身体を検査（捜査）する際には、女性執行人が行うこととする。

288. 捜査中、法に従って差し押さえるべき財産が発見された場合には、民事訴訟法第 224 条第 2 項及び第 226 条の規定に従って処理することとする。

289. 捜査については捜査記録を作成し、捜査人員、被捜査人員及びその他のその場に居合

せた者により署名、捺印しなければならない。署名又は捺印を拒否した者については、捜査記録にその旨明記しなければならない。

290. 法人又はその他の組織が、法律文書が引渡を指定する財物又は証憑を有している場合で、人民法院が執行協力通知を発した後、引渡を拒否した場合は、強制執行を行い、かつ民事訴訟法第 103 条の規定に従い処理することができる。

291. 関係単位及び個人が法律文書が引渡を指定する財物又は証憑を有している場合で、その者の過失で当該物が毀損又は消滅してしまった場合、人民法院は占有者に賠償を命ずることができる。賠償を拒否した場合、人民法院は被執行財物又は証憑の価値に応じて強制執行することができる。

292. 人民法院は、執行中に、不動産証、土地証、山林所有権証、特許証書、商標証書、車両許可証（証書）等の財産権証の移転に関する手続きが必要な場合、民事訴訟法 230 条の規定に従って処理することができる。

293. 被執行人が履行を遅延する場合、履行遅延期間の利息又は履行遅延金は判決、裁定及びその他の法律文書が指定する履行期間満了日の翌日から起算する。

294. 民事訴訟法第 232 条に規定されている遅延期間の債務利息の倍額を支払うとは、銀行の同時期の貸付金の最高利率に従って支払われる債務利息の一増しを指す。

295. 被執行人が、判決、裁定及びその他の法律文書が指定する期間に従って、金銭以外の給付義務を履行しない場合、すでに執行申立人に損失をもたらしているか否かにかかわらず、全て履行遅延金を支払わなければならない。すでに損失をもたらしている場合、執行申立人がすでに被っている損失の 2 倍の賠償をすることとする。損失をもたらしていない場合、履行遅延金は人民法院が具体的な案件の状況によって決定することができる。

296. 債権者が、民事訴訟法第 233 条の規定に従って、人民法院に執行の継続を求める場合、民事訴訟法第 219 条が定める期限の制限を受けない。

297. 被執行人が、公民又はその他の組織である場合で、執行手続き開始後、被執行人のその他のすでに執行根拠を取得している債権者、あるいはすでに提訴している債権者が被執行人の財産が全ての債権を償還できないことを発見した場合、人民法院に分配参加を申立てることができる。

298. 分配への参加を申立てる場合、申立人は申立書を提出しなければならない。申立書には分配への参加及び被執行人が全ての債権を償還できない事実及び理由を明記し、かつ執行の根拠を添付しなければならない。

分配参加の申立は、執行手続き開始後、被執行人の財産が全額償還される前に提出しなければならない。

299. 被執行人が公民又はその他の組織である場合、すでにその他の執行根拠を取得している

債権者が参加を申し立てた分配の執行中に、被執行人の財産は民事訴訟法第 204 条の規定の順序に従って償還される。同一順序で償還に不足する場合は、比率に従って分配する。償還後の剰余債務について、被執行人は引き続き償還しなければならない。債権者は被執行人がその他の財産を有していることを発見した場合、随時人民法院に執行を求めることができる。

300. 被執行人が債務償還不能であるが、第三者に対して期限の到来した債権を享有している場合、人民法院は執行申立人の申立に基づいて、当該第三者に執行申立人に対する債務の履行を通知することができる。当該第三者が債務に対して異議を申し立てず、かつ通知が指定する期限内に履行しない場合、人民法院は強制執行を行うことができる。

301. 執行申立人及び被執行人の同意を経て、競売、換金を経ずに、直接被執行人の財産を価格評価して執行申立人に引き渡し、債務弁償にあてることができる。剰余債務について、被執行人は引き続き償還しなければならない。

302. 被執行人の財産が競売あるいは換金できない場合、執行申立人の同意を経て、人民法院は当該財産に対して価格評価を行った後、執行申立人に引き渡し債務弁償にあてるか、あるいは執行申立人が管理を行うよう引き渡すことができる。執行申立人が接收又は管理を拒否した場合は、被執行人に差し戻す。

303. 人民法院が執行を完了した後、被執行人又はその他の者がすでに執行している目的物に対して妨害行為を行った場合、人民法院は措置を講じて妨害を排除し、かつ民事訴訟法第 102 条の規定に従って処理しなければならない。妨害行為により、執行申立人又はその他の者に損失をもたらした場合、被害者は別途提訴することができる。

#### 十八 涉外民事訴訟手続の特別規定

304. 当事者の一方又は双方が外国人、無国籍人、外国企業もしくは組織、あるいは当事者間の民事法律関係の設立、変更、終了の法的事実が外国で発生、あるいは訴訟目的物が外国にある民事案件を涉外民事案件とする。

305. 民事訴訟法第 34 条及び第 246 条の規定に従って、中華人民共和国人民法院の専属管轄に属する案件については、当事者は書面によってその他の国家の人民法院の管轄を協議で選択してはならない。但し仲裁判断を協議で選択する場合を除く。

306. 中華人民共和国人民法院及び外国の人民法院のいずれもが管轄権を有する案件で、一方の当事者が外国の人民法院に提訴し、もう一方の当事者が中華人民共和国人民法院に提訴した場合、人民法院はこれを受理することができる。判決後、人民法院に対して外国の人民法院が本案件について下した判決、裁定を承認、執行することを外国の人民法院が申し立てた場合、又は当事者が申し立てた場合、これを許可しない。但し、双方が共同で参加、又は調印した国際条約に別途規定がある場合を除く。

307. わが国の領域内に居住しない被告については、公告方式による訴状送達、又は召喚を経て、公告期間満了時に応訴せず、人民法院が欠席判決した後に、さらに裁判文書を民事訴訟法第 247 条 7 号の規定に従って公告送達しなければならない。裁判文書の公告送達から満 6 か月を経た翌日から起算して、30 日の上訴期間を経ても当事者が上訴しない場合、一審判決

は即刻その法的効力を発する。

308. 涉外民事訴訟において、外国籍当事者は、自国の者に訴訟代理人を委託することができ、また自国の弁護士に非弁護士の身分で訴訟代理人を担当するよう委託することができる。外国の駐中国大使、領事館員は、自国の公民の委託を受けて、個人の名義で訴訟代理人を担当することができる。但し、訴訟において外交特権及び免除権を享有することはない。

309. 涉外民事訴訟において、外国の駐中国大使、領事館は当該館官員に授権し、当事者としての自国国民がわが国の領域内にいないという状況の下で、外交代表の身分で、その自国国民のためわが国において中国弁護士又は中国公民を招聘し、民事訴訟を代理させることができる。

310. 涉外民事訴訟において、調停を経て、双方が協議による合意を達成した場合、調停書を作成、発行しなければならない。当事者が判決書の発行を要求する場合には、協議の内容に従って、判決書を作成し、当事者に送達することができる。

311. 当事者双方がそれぞれわが国の領域内と領域外に居住する場合、第一審の人民法院の判決、裁定に対する上訴期間は、わが国の領域内に居住する者については民事訴訟法第 147 条が規定する期間とする。わが国の領域外に居住する者については 30 日間とする。双方の上訴期間がどちらも期間満了の前に、上訴を行わない場合、一審の人民法院の判決、裁定は即刻その法的効力を発する。

312. 本意見の第 145 条から第 148 条、第 277 条、第 278 条の規定は、涉外民事訴訟手続に適用される。

313. わが国の涉外仲裁機構が下した仲裁判断について、当事者の一方が履行せず、もう一方の当事者が人民法院に対して執行の申立を行った場合、民事訴訟法第 28 章の関連規定に従う。

314. 申立人が人民法院にわが国の涉外仲裁機構の判断を執行するよう申し立てる場合には、必ず書面による申立書を提出し、かつ判断書正本を添付して提出しなければならない。申立人が外国当事者である場合には、当該申立書は中国語を使用したものを提出しなければならない。

315. 人民法院が涉外仲裁機構の仲裁判断を強制執行する場合で、被執行人が民事訴訟法第 260 条第 1 項の規定の状況のいずれかが存在すると申し開きをした場合には、その者が財産担保を提供した後に、執行を中止することができる。人民法院は被執行人の申し開きに対して審査を行い、かつ審査結果に基づいて、不執行又は申し開きの却下を裁定しなければならない。

316. 涉外経済契約の解除、又はその終了は、契約中の仲裁条項の効力に影響を与えない。当事者の一方が、仲裁条項が定められている涉外経済契約を解除、又は終了して人民法院に提訴した場合、これを受理しない。

317. 民事訴訟法第 258 条の規定に従って、わが国の涉外仲裁機構が当事者の財産保全申立について、人民法院に裁定を行うよう提出した場合、人民法院は審査を行い、保全を行うか否かを決定することができる。保全採用を裁定する場合には、申立人に担保の提供を命じなければならない。申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する。

318. 当事者が、中華人民共和国が管轄権を有する中級人民法院に対して、外国の人民法院が下した法的効力が発生している判決、裁決について承認及び執行を申し立てる場合で、当該人民法院の所在国と中華人民共和国とが国際条約を締結していない、又は共同でそれに参加しておらず、又互惠関係にない場合、当事者は人民法院に提訴することができ、管轄権を有する人民法院により判決が下され、執行される。

319. わが国との間に、司法共助の協議がなく、また互惠関係にない国家の人民法院が、外交ルートを通さず、わが国の人民法院に司法共助を直接求めてきた場合、わが国の人民法院はそれを差し戻し、かつ理由説明を行わなければならない。

320. 当事者がわが国の領域外で人民法院の判決書、裁定書を使用する場合で、わが国の人民法院にその法的効力を証明することを要求する場合、及び外国の人民法院がわが国の人民法院に判決書、裁定書の法的効力を証明することを要求する場合、わが国の判決、裁定を下した人民法院は、当該人民法院の名義で証明を発行することができる。

# 「中華人民共和國民事訴訟法」執行手続の適用に係る若干の問題に関する 最高人民法院の解釈

(2008年9月8日最高人民法院審判委員會第1452回會議通過) 法積[2008]13号

中華人民共和國最高人民法院公告

『中華人民共和國民事訴訟法』執行手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈は2008年9月8日に最高人民法院審判委員會第1452回會議を通過した。ここに公布し、2009年1月1日より施行する。

2008年11月3日

法によって遅滞なく、かつ効果的に効力を有する法律文書を執行し、当事者の適法な權益を保護するため、2007年10月に改正された「中華人民共和國民事訴訟法」(以下「民事訴訟法」という)に基づき、人民法院の執行業務の實際状況を結合し、執行手続における法律適用の若干の問題について以下の通り解釈を行う。

第一条 執行申立人が被執行財産所在地の人民法院に執行を申し立てた場合、当該人民法院管轄地区に執行可能な財産がある旨の証明資料を提出しなければならない。

第二条 2か所以上の人民法院が管轄権を有する執行案件について、人民法院が、立件前にその他の管轄権を有する人民法院が既に立件したことを知った場合、重複して立件してはならない。

立件後に、その他の管轄権を有する人民法院が既に立件したことを知った場合、案件を取り消さなければならない。すでに執行措置をとった場合、差し押さえられた財産は先に立件した執行法院が処理しなければならない。

第三条 人民法院が執行申立てを受理した後、当事者が管轄権に異議を有する場合、執行通知書を受領した日から10日以内に提起しなければならない。

人民法院は、当事者が提起した異議について審査しなければならない。異議が成立した場合、執行案件を取り消し、かつ当事者に対して、管轄権を有する人民法院に執行申立てを行うよう告知しなければならない。異議が不成立の場合、却下を裁定する。当事者が裁定に不服の場合、一つ上級の人民法院に再審議を申し立てることができる。

管轄権異議審査及び再審議の期間中は、執行を停止しない。

第四条 人民法院が財産保全措置をとった案件について、執行申立人が、保全措置をとった人民法院以外の管轄権を有する人民法院に執行を申し立てた場合、保全措置をとった人民法院は、保全した財産を執行法院に交付し、処理させなければならない。

第五条 執行過程において、当事者又は利害関係者が、執行法院の執行行為が法律の規定に反すると認識した場合、民事訴訟法第二百二条の規定により異議を提起することができる。

執行法院は執行異議を審査、処理し、書面による異議を受領した日から15日以内に裁定を行わなければならない。

第六条 当事者又は利害関係者が、民事訴訟法第二百二条の規定により再審議を申し立てる場合、書面で行わなければならない。

第七条 当事者又は利害関係者が再審議を申し立てた書面資料は、執行法院を通して転送することができ、または執行法院の一つ上級の人民法院に直接提出することもできる。

執行法院は、再審議の申立てを受領した後、5日以内に再審議に必要な案件資料を一つ上級の人民法院に提出しなければならない。一つ上級の人民法院は再審議の申立てを受領した後、執行法院に対して、5日以内に再審議に必要な案件資料を提出するよう通知しなければならない。

第八条 一つ上級の人民法院は、当事者又は利害関係者の再審議申立てについて、合議廷を組織して審査しなければならない。

第九条 当事者又は利害関係者が民事訴訟法第二百二条の規定に基づき再審議を申し立てた場合、一つ上級の人民法院は、再審議申立てを受領した日から30日以内に審査を完了し、かつ裁定を行わなければならない。特殊な状況で延長が必要な場合、同院院長の許可を得て延長することができる。延長期間は30日を超過してはならない。

第十条 執行異議審査及び再審議の期間中は、執行を停止しない。

被執行人又は利害関係者が、充分で有効な担保を提供して相応する処分措置の停止を申し立てた場合、人民法院はこれを許可することができる。執行申立人が充分で有効な担保を提供して継続執行を申し立てた場合、執行を継続しなければならない。

第十一条 民事訴訟法第二百三条の規定に基づき、以下の状況のうち一つに該当する場合、一つ上級の人民法院は、執行申立人の申立てに基づき、執行法院に期限を設けて執行させ、または執行法院の変更を命令することができる。

(一) 債権者が執行を申し立てた際、被執行人に執行可能な財産があり、執行法院が執行申立書を受領した日から6か月を超過しても当該財産に対する執行を完了しない場合。

(二) 執行過程で被執行人に執行可能な財産があることが発見され、財産が発見された日から6か月を超過しても執行法院が当該財産に対する執行を完了しない場合。

(三) 法律文書で確定した行為義務の執行に対して、執行法院が執行申立書を受領した日から6か月を超過しても法により相応の執行措置を採らない場合。

(四) その他、執行条件がありながら6か月を超過しても執行されない場合。

第十二条 一つ上級の人民法院が民事訴訟法第二百三条の規定に基づき、執行法院に対して期限付きで執行を命令した場合、これに対して督促執行令を発行し、かつ関連状況を書面で執行申立人に通知しなければならない。

一つ上級の人民法院が、自ら執行し、または管轄区域内の他の人民法院に執行するよう命令することを決定した場合、裁定を行い、当事者に送達し、かつ関連人民法院に通知しなければならない。

第十三条 一つ上級の人民法院が、執行法院に対して期限付きで執行を命令し、執行法院が指定期間内に正当な理由なく執行を完了しなかった場合、一つ上級の人民法院は自ら執行し、または管轄区域内の他の人民法院に執行するよう命令しなければならない。

第十四条 民事訴訟法第二百三条が定める6か月の期間には、執行中の公告期間、鑑定評価期間、管轄争議処理期間、執行争議調整期間、執行一時延期期間及び執行中止期間を含めてはならない。

第十五条 第三者が執行の目的物に対して所有権または執行の目的物の移転、交付を阻止するに足るその他の実体権利を有する旨を主張する場合、民事訴訟法第二百四条の規定に基づき、執行法院に異議を提出することができる。

第十六条 第三者異議審査期間中は、人民法院は執行の目的物に対して処分を行ってはならない。

第三者が人民法院に充分で有効な担保を提供して、異議に係る目的物に対する查封<sup>1</sup>、扣押<sup>2</sup>、凍結<sup>3</sup>の解除を請求した場合、人民法院はこれを許可することができる。執行申立人が充分で有効な担保を提供して執行継続を請求した場合、執行を継続しなければならない。

第三者が担保を提供して查封、扣押、凍結を解除したことに誤りがあったことにより、当該目的物が執行困難となった場合、人民法院は担保財産に直接執行することができる。執行申立人が担保を提供して継続執行を請求したことに誤りがあり、相手方に損失をもたらした場合、賠償を行わなければならない。

第十七条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起し、執行の目的物に対して実体権利を主張し、かつ執行の目的物に対する執行停止を請求した場合、執行申立人を被告としなければならない。第三者が執行の目的物に対して主張する実体権に被執行人が反対する場合、執行申立人と被執行人を共同被告としなければならない。

第十八条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院が管轄する。

---

<sup>1</sup> 不動産に対する差押えを指す——訳注。

<sup>2</sup> 動産に対する差押えを指す——訳注。

<sup>3</sup> 銀行口座、資金に対する差押えを指す——訳注。



第十九条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院は訴訟手続に従って審理しなければならない。審理を経て、理由が成立しない場合は、当該訴訟請求の却下の判決をする。理由が成立する場合、第三者の訴訟請求に基づいて相応の裁判を行う。

第二十条 第三者が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、訴訟期間中は執行を停止しない。

第三者の訴訟請求に理由がある場合、または充分で有効な担保を提供して執行停止を請求した場合、執行の目的物に対する処分の停止を裁定することができる。執行申立人が充分で有効な担保を提供して継続執行を請求した場合、執行を継続しなければならない。

第三者が執行停止を請求し、若しくは查封、扣押、凍結の解除を請求し、または執行申立人が継続執行を請求したことに誤りがあり、相手方に損失をもたらした場合、賠償しなければならない。

第二十一条 執行申立人が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起し、執行の目的物に対する執行の許可を請求した場合、第三者を被告としなければならない。被執行人が執行申立人の請求に反対した場合、第三者と被執行人を共同被告としなければならない。

第二十二条 執行申立人が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院が管轄する。

第二十三条 人民法院が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき異議に係る目的物に対して執行の中止を裁定した後、執行申立人が裁定送達の日から15日以内に訴訟を提起しない場合、人民法院はすでに採用した執行措置の解除を裁定しなければならない。

第二十四条 執行申立人が民事訴訟法第二百四条の規定に基づき訴訟を提起した場合、執行法院は訴訟手続に従って審理しなければならない。審理を経て、理由が成立しない場合、訴訟請求の棄却の判決をする。理由が成立する場合、執行申立人の訴訟請求に基づいて相応の裁判を行う。

第二十五条 複数の債権者が同一の被執行人に対して執行申立てを行った場合、または執行財産に対して分配への参加を申し立てた場合、執行法院は財産分配案を作成し、かつ各債権者と被執行人に送達しなければならない。債権者または被執行人が分配案に対して異議がある場合は、分配案を受領した日から15日以内に、執行法院に対して書面で異議を提出しなければならない。

第二十六条 債権者または被執行人が分配案に対して書面で異議を提出した場合、執行法院は、異議を提出していない債権者または被執行人に通知しなければならない。

異議を提出していない債権者と被執行人が通知を受領した日から15日以内に反対意見を

提出しない場合、執行法院は異議提出者の意見に基づき、分配案について審査、修正後、分配を行う。反対意見を提出した場合、異議提出者に通知しなければならない。異議申立者は通知を受領した日から15日以内に、反対意見を提出した債権者、被執行人を被告として、執行法院に訴訟を提起することができる。異議申立者が期限を超過しても訴訟を提起しない場合、執行法院は元の分配案に基づいて分配を行う。

訴訟期間に分配を行う場合、執行法院は争いのある債権額に相当する金額を供託しなければならない。

第二十七条 執行申立時効期間の最終6か月以内に、不可抗力またはその他の障害により請求権を行使できない場合、執行申立時効を停止<sup>1</sup>する。時効停止の原因が消滅した日から、執行申立時効期間は継続して計算する。

第二十八条 執行申立時効は、執行の申立て、当事者双方の和解合意達成、当事者の一方の履行要求の提出または履行義務の同意により中断する。中断時から、執行申立時効期間は新たに計算する。

第二十九条 効力を有する法律文書が、債務者が不作為義務を負うことを規定している場合、執行申立時効期間は債務者が不作為義務に違反した日から計算する。

第三十条 執行員が民事訴訟法第二百十六条の規定に基づき強制執行措置を直ちに採用した場合、同時にまたは強制執行措置の採用日から3日以内に執行通知書を送付することができる。

第三十一条 人民法院が民事訴訟法第二百十七条の規定に基づき、被執行人に財産状況の報告をさせる場合、被執行人に財産報告令を発しなければならない。報告財産令には財産を報告する範囲と財産を報告する期間、報告拒否または虚偽報告の法的責任等の内容を明記しなければならない。

第三十二条 被執行人は民事訴訟法第二百十七条の規定に基づき、書面で以下の財産状況を報告しなければならない。

- (一) 収入、銀行預金残高、現金、有価証券
- (二) 土地使用権、家屋等の不動産
- (三) 交通輸送手段、機械設備、製品、原材料等の動産
- (四) 債権、株権、投資権益、基金、知的財産権などの財産権
- (五) その他の報告すべき財産

被執行人が執行通知を受領した1年前から当日までに財産に変動が発生した場合、当該変動の状況を報告しなければならない。

---

<sup>1</sup> 原文は「中止」。

被執行人が財産報告期間にすべての債務を履行した場合、人民法院は報告手続の終結を裁定しなければならない。

第三十三条 被執行人が財産を報告した後、財産状況に変動が発生し、執行申立人の債権実現に影響する場合、財産変動日から10日以内に人民法院に追加報告を行わなければならない。

第三十四条 被執行人が報告した財産状況について、執行申立人が調査を請求した場合、人民法院は許可しなければならない。執行申立人は調査を行った被執行人の財産状況について、秘密を保持しなければならない。

第三十五条 被執行人が報告した財産状況について、執行法院は執行申立人の申立てまたは職権に基づき、調査確認を行うことができる。

第三十六条 民事訴訟法第二百三十一条の規定に基づき、被執行人に対する出国を制限する場合、執行申立人は執行法院に書面で申し立てなければならない。必要な場合、執行法院は職権に基づき決定することができる。

第三十七条 被執行人が組織団体である場合、その法定代表者、主要な責任者または債務履行に影響する直接責任者に対して出国を制限することができる。

被執行人が民事行為無能力者または制限民事行為能力者である場合、その法定代理人に対して出国を制限することができる。

第三十八条 出国制限期間に、法律文書が確定したすべての債務を被執行人が履行した場合、執行法院は遅滞なく出国制限措置を解除しなければならない。被執行人が充分で有効な担保を提出し、または執行申立人が同意した場合、出国制限措置を解除することができる。

第三十九条 民事訴訟法第二百三十一条の規定に基づき、執行法院は、職権または執行申立人の申立てによって、法律文書が確定した義務を被執行人が履行しない旨の情報を、新聞、放送、テレビ、インターネットなどのメディアを通して公表することができる。

メディア発表の関連費用は、被執行人が負担する。執行申立人がメディアでの公表を申し立てた場合、関連費用を立て替えなければならない。

第四十条 本解釈の施行前に本院が公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合、本解釈を基準とする。

# 「中華人民共和國民事訴訟法」 審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈

(2008年11月10日最高人民法院審判委員會第1453回會議通過) 法積[2008]14号

中華人民共和國最高人民法院公告

『中華人民共和國民事訴訟法』審判監督手続の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈は、2008年11月10日に最高人民法院審判委員會第1453回會議を通過した。ここに公布し、2008年12月1日より施行する。

2008年11月25日

当事者の再審申立の権利を保障し、審判監督手続を規範化し、当事者双方の適法な權益を保護するため、2007年10月28日に改正された「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、審判実践を結合し、審判監督手続における法律適用に関する若干の問題について以下の解釈を行う。

第一条 当事者が民事訴訟法第八十四條に規定された期限内に、民事訴訟法第七十九條に列記された再審事由により、原審人民法院の一つ上級の人民法院に再審を申し立てた場合、一つ上級の人民法院は法により受理しなければならない。

第二条 民事訴訟法第八十四條に規定された再審申立期間は、停止、中断、延長の規定が適用されない。

第三条 当事者が再審を申し立てる際は、人民法院に再審申立書を提出し、かつ相手方の人数に従って副本を提出しなければならない。

人民法院は、再審申立書に以下の事項が明記されているか否かを審査しなければならない。

(一) 再審申立人と相手方の氏名、住所及び有効な連絡方法等の基本的状況。法人その他の組織の名称、所在地、法定代表人または主要な責任者の氏名、職務及び有効な連絡方法などの基本的状況。

(二) 原審人民法院の名称、原判決、裁定、調解文書の番号。

(三) 再審申立の法定事由及び具体的事実、理由。

(四) 具体的な再審請求。

第四条 当事者が再審を申し立てる際は、人民法院に対して既に法的効力が生じた判決書、裁定書または調解書、身分証明書及び関連証拠資料を提出しなければならない。

第五条 第三者が原判決、裁定または調解書で確定された執行の目的物に対して権利を主張し、かつ新たな訴訟を提起して紛争を解決することができない場合、判決、裁定または調解

書が法的効力を生じてから2年以内に、または利益が損なわれたことを知った日もしくは知るべき日から3か月以内に、原判決、裁定を行い、または調解書を作成した人民法院の一つ上級の人民法院に再審を申し立てることができる。

執行過程で、第三者が執行の目的物について書面による異議を提出した場合、民事訴訟法第二百四十四条の規定に従って処理する。

第六条 再審申立人が提出した再審申立書またはその他の資料が、本解釈第三条、第四条の規定に適合しない場合、または人身攻撃等の内容を含み、対立の激化を招く可能性がある場合、人民法院は再審申立人による補足または修正を要求しなければならない。

第七条 人民法院は、条件に適合する再審申立書等の資料を受領してから5日以内に、再審申立人に対して受理通知書の発送等の受理登録手続を完了し、かつ相手方に対して受理通知書及び再審申立書副本を発送しなければならない。

第八条 人民法院は、再審申立を受理した後に、合議法廷を組織して審査しなければならない。

第九条 人民法院の再審申立に対する審査は、再審事由が成立するか否かについて行われなければならない。

第十条 再審申立人が以下の証拠のうち一つを提出した場合、人民法院は民事訴訟法第一百七十九条第一項第（一）号に定められる「新たな証拠」と認定することができる。

（一）原審の開廷審理終了前にすでに客観的に存在し、開廷審理終了後に新たに発見された証拠

（二）原審の開廷審理終了前にすでに発見されていたものの、客観的な原因により取得することができず、または規定の期限内に提供できなかった証拠

（三）原審の開廷審理終了後に、原審で鑑定された結論または検証された記録について改めて鑑定、検証を行い、原結論が覆された証拠

当事者が原審で提供した主要な証拠に対して、原審で証拠調べ、認証がされていないものの、原判決、裁定を覆すに足る場合、新たな証拠とみなさなければならない。

第十一条 原判決、裁定の結果について実質的影響を有し、当事者の主体資格、案件の性質、具体的権利義務、民事責任等の主要内容を確定するための根拠となる事実に対して、人民法院は民事訴訟法第一百七十九条第一項第（二）号に定められる「基本的事実」として認定しなければならない。

第十二条 民事訴訟法第一百七十九条第一項第（五）号に定められる「案件の審理に必要な証拠」とは、人民法院が案件の基本的事実を認定するために必要な証拠を指す。

第十三条 原判決，裁定の法律，法規または司法解釈の適用が，以下の状況のうち一つに該当する場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（六）号に定められる「法律の適用に誤りが確かにある場合」として認定しなければならない。

- （一）適用した法律が案件の性質に明らかに適合しない場合。
- （二）民事責任の確定が明らかに当事者の約定または法律の規定に違反する場合。
- （三）既に失効した，またはまだ施行されていない法律が適用された場合。
- （四）法律の遡及力の規定に違反している場合。
- （五）法律の適用規則に違反している場合。
- （六）立法の本意に明らかに違反している場合。

第十四条 専属管轄，専門管轄の規定に違反している場合その他管轄権の行使に重大な違法がある場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（七）号に定められる「管轄違い」として認定しなければならない。

第十五条 原審の開廷過程で，当事者が弁論の権利を行使することを審判員が許さなかった場合，または起訴状副本もしくは上訴状副本を送達しなかった等のその他の方法により，当事者に弁論の権利を行使できなくさせた場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（十）号に定められる「当事者の弁論の権利の剥奪」として認定しなければならない。ただし，法により審理を欠席し，法により判決，裁定が行われた場合を除く。

第十六条 基本的事実と案件の性質に対する原判決，裁定の認定が，その他の法律文書に基づいて行われたが，当該その他の法律文書が取消または変更された場合，人民法院は民事訴訟法第七十九条第一項第（十三）号に定められる状況として認定することができる。

第十七条 民事訴訟法第七十九条第二項に定められる「法定手続違反が案件の正しい判決，裁定に影響する可能性がある場合」とは，民事訴訟法第七十九条第一項第（四）号及び第（七）号から第（十二）号以外の法定手続違反が案件の裁判結果に誤りをもたらす可能性のある場合を指す。

第十八条 民事訴訟法第七十九条第二項に定められる「審判員が当該案件の審理の際に収賄や汚職行為を行い，私利を図り，法を曲げて裁判を行った場合」とは，当該行為がすでに関連の刑事法律文書または紀律処分決定により確認された状況を指す。

第十九条 人民法院は，再審申立書等の資料の審査を経て，再審申立事由が成立すると認識した場合，再審を裁定しなければならない。

当事者の再審申立が、民事訴訟法第百八十四条に定められる期限を超過し、または民事訴訟法第百七十九条に列記された再審事由の範囲を超えた場合、人民法院は再審申立の却下を裁定しなければならない。

第二十条 人民法院が、再審申立書等の資料を審査するだけでは裁定を行うことが困難と認識した場合、原審記録を閲覧調査して審査しなければならない。

第二十一条 人民法院は、案件の状況の必要に基づいて、当事者に質問するか否かを決定することができる。

新たな証拠が原判決、裁定を覆すに足ることにより再審が申し立てられた場合、人民法院は当事者に質問しなければならない。

第二十二条 再審申立の審査過程で、相手方も再審を申し立てた場合、人民法院はこれを再審申立人に加え、その提出した再審申立を合わせて審査しなければならない。

第二十三条 再審申立人が案件の審査期間に再審申立の取下げを申し立てた場合、これを認めるか否かは人民法院が裁定する。

再審申立人が召喚状によって召喚され、正当な理由なく質問を受けることを拒否した場合、再審申立の取下げの処理に従って裁定することができる。

第二十四条 人民法院が審査を経て、再審申立事由が不成立と認識した場合、再審申立の棄却を裁定しなければならない。

再審申立棄却の裁定は、送達されると直ちに法的効力を生じる。

第二十五条 以下の状況のうち一つに該当する場合、人民法院は審査の終結を裁定することができる。

(一) 再審申立人が死亡または終了し、権利義務の承継人が存在しない場合、または権利義務の承継人が再審申立の放棄を宣言した場合。

(二) 給付の訴において、給付義務を負う被申立人が死亡または終了し、執行に供すべき財産がなく、義務を負担すべき人もいない場合。

(三) 当事者が執行和解合意を達成し、かつすでに履行が完了した場合。ただし、当事者が執行和解合意において再審申立の権利を放棄しないことを宣言した場合を除く。

(四) 当事者間の紛争を別の案件で解決できる場合。

第二十六条 人民法院が再審申立の審査期間中に、人民検察院が当該案件について抗訴を提起した場合、人民法院は民事訴訟法第百八十八条の規定に従って再審を裁定しなければならない。

ない。再審申立人が提出した具体的な再審請求は、審理範囲に組み込まれなければならない。

第二十七条 一つ上級の人民法院が、審査を経て再審申立事由が成立すると認識した場合、通常は同法院が審理を行う。最高人民法院及び高級人民法院は、原審人民法院と同級のその他の人民法院を指定して再審を命じ、または原審人民法院に再審を命じることもできる。

第二十八条 一つ上級の人民法院は、案件の影響の程度及び案件の参加者等の状況に基づいて、再審を指定するか否かを決定することができる。再審を指定する必要がある場合、当事者の訴訟上の権利の行使の便宜及び人民法院の審理の便宜等の要素を考慮しなければならない。

再審指定を受けた人民法院は、民事訴訟法第一百八十六条第一項に定められる手続に従って審理しなければならない。

第二十九条 以下の状況のうち一つに該当する場合、原審人民法院による再審を命令してはならない。

(一) 原審人民法院が当該案件に対して管轄権を有していない場合。

(二) 審判員が当該案件を審理する際に、収賄や汚職行為を行い、私利を図り、法を曲げて裁判を行った場合。

(三) 原判決、裁定が、原審人民法院審判委員会の討論を経て行われた場合。

(四) その他、原審人民法院に再審を命じることが適さない場合。

第三十条 当事者が再審申立を行わず、人民検察院が抗訴していない案件で、原判決、裁定、調解合意が国家の利益、社会の公共利益に損害をもたらす等の確かな誤りがあることを人民法院が知った場合、民事訴訟法第一百七十七条の規定により再審を提起しなければならない。

第三十一条 人民法院は、民事訴訟法第一百八十六条の規定により、第一審手続または第二審手続に従って再審案件を審理しなければならない。

人民法院が再審案件を審理する際は、開廷して審理しなければならない。ただし第二審手続に従って審理する場合に、当事者双方がすでにその他の方法で十分に意見を表明し、かつ開廷せずに審理することに書面で同意した場合を除く。

第三十二条 人民法院が再審案件を開廷審理する際は、異なる状況に応じて行われなければならない。

(一) 当事者の申立てにより再審が裁定された場合、まず再審申立人が再審請求及び理由を陳述し、その後、被申立人が答弁し、その他の原審当事者が意見を発表する。



(二) 人民検察院の抗訴により再審が裁定された場合、まず抗訴機関が抗訴書を読み上げてから、抗訴を申し立てた当事者が陳述し、その後、被申立人が答弁し、その他の原審当事者が意見を発表する。

(三) 人民法院が職権により再審を裁定した場合、当事者は原審における訴訟地位に従って順次意見を発表する。

第三十三条 人民法院は、具体的な再審請求範囲内または抗訴が支持する当事者請求の範囲内で再審案件を審理しなければならない。当事者が原審の範囲を超えて訴訟請求を増加または変更した場合、再審審理の範囲には含まれない。ただし国家の利益、社会公共の利益に関わる場合、または当事者が原審訴訟においてすでに法により訴訟請求の増加または変更を要求したが原審で審理が行われず、かつその他の訴訟を形成することが客観的に不可能である場合を除く。

再審裁定を経て原判決が取り消され、原審に差し戻された後、当事者が訴訟請求を増加させた場合、人民法院は民事訴訟法第二百二十六条の規定により処理する。

第三十四条 再審申立人が再審期間中に再審申立を取り下げた場合、これを認めるか否かは人民法院が裁定する。認める裁定をした場合、再審手続を終結しなければならない。再審申立人が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒否した場合、または法廷の許可なく中途退廷した場合、再審申立の自主的取下げの処理に従って裁定することができる。

人民検察院の抗訴による再審の案件で、抗訴を申し立てた当事者が前項に定める状況に該当し、かつ国家の利益、社会公共の利益または第三者の利益を損なわない場合、人民法院は再審手続の終結を裁定しなければならない。人民検察院が抗訴を取り下げた場合、これを認めなければならない。

再審手続を終結させた場合、原判決の執行は回復される。

第三十五条 第一審手続に従って再審案件を審理する際、一審の原告が訴えの取下げを申し立てた場合、これを認めるか否かは人民法院が裁定する。認める裁定をした場合、同時に原判決、裁定、調解書の取消を裁定しなければならない。

第三十六条 当事者が再審審理中に調解を経て合意に達した場合、人民法院は調解書を作成しなければならない。調解書は当事者双方が署名した後に直ちに法的効力を有し、原判決、裁定は取り消されたとみなす。

第三十七条 人民法院が再審審理を経て、原判決、裁定で認定された事実が明確で、法律の適用が正確であると認識した場合、これを維持しなければならない。原判決、裁定の事実認定、法律の適用、理由の陳述に瑕疵があるものの、裁判結果が正確である場合、人民法院は再審判決、裁定において上記の瑕疵を修正した後でこれを維持しなければならない。

第三十八条 人民法院が第二審手続に従って再審案件を審理し、原判決で認定された事実が

誤りであること、または認定された事実が不明確であることを知った場合、事実を調査した後改判しなければならない。ただし、原審人民法院が事実調査を行って紛争を解決することが便宜である場合、原判決の取消し及び原審への差戻しを裁定することができる。原審手続が訴訟に参加しなければならない当事者を遺脱し、かつ調解合意に達することができない場合、及びその他の法定手続の違反により再審手続において直接実体処理を行うことが適さない場合、原判決の取消し及び原審への差戻しを裁定しなければならない。

第三十九条 新たな証拠により、原判決、裁定に確かに誤りがあることが証明された場合、人民法院は改判を行わなければならない。

再審申立人または抗訴申立当事者が新たな証拠を提出したことにより再審改判となった場合において、再審申立人または抗訴申立当事者の過失により原審手続において遅滞なく挙証することができなかつたときに、被申立人等の当事者が増加した旅費、労働時間の損失等の訴訟費用の補償を請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。これにより拡大した直接的損失の賠償請求は、別途訴訟を提起して解決することができる。

第四十条 人民法院は、調解方式により結審した案件について再審を裁定した後、審理を経て、調解が自由意思の原則に違反する旨の再審申立人が提出した事由が成立しないことを知り、かつ調解合意の内容が法律の強制規定に違反しない場合、再審申立の棄却を裁定し、かつ原調解書の執行を回復させなければならない。

第四十一条 民事再審案件の当事者は、原審案件の当事者でなければならない。原審案件の当事者が死亡または終了した場合、その権利義務承継人は再審を申し立てることができ、かつ再審訴訟に参加することができる。

第四十二条 第三者が人民法院に対して再審の裁定を申し立てた場合に、人民法院が審理を経て、第三者が必要な共同訴訟当事者であることを認識し、第一審手続に従って再審を行うときは、第三者を当事者として追加し、新たな判決を下さなければならない。第二審手続に従って再審を行い、調解を経ても合意に達することが困難なときは、原判決を取り消し、原審に差し戻さなければならない。差戻審では第三者を当事者として追加しなければならない。

第三者が必要な共同訴訟当事者ではない場合、原判決に対して異議を提出した部分の適法性のみを審理し、かつ審理の状況に基づいて原判決の関連条項を取り消すか、または再審請求を棄却する判決をしなければならない。原判決の関連条項を取り消す場合、第三者及び原審の当事者に対して、新たな訴訟を提起して関連紛争を解決できる旨を告知しなければならない。

第四十三条 本院が以前に公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合、本解釈を基準とする。本解釈で規定されていない場合、以前の規定に従って執行する。

# 「民事訴訟の証拠に関する若干規定」における挙証期限に関する 規定の適用に関する最高人民法院の通知

法発[2008]42号

全国地方各級人民法院、各級軍事法院、各鉄道運輸中級法院及び基層法院、各海事法院並びに新疆生産建設兵団各級法院：

「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干規定」（以下「証拠規定」という）は2002年4月1日に施行されて以来、人民法院の審判活動を指導及び規範化し、訴訟当事者の証拠意識を高め、民事審判活動の公正で秩序ある実施を促進する上で、積極的な役割を果たした。しかし新たな状況や新たな問題の出現に伴い、一部の地方は「証拠規定」における個別の条項について、とりわけ挙証期限の規定についての理解が統一されていない。当事者の訴訟上の権利の十分な行使を適切に保障し、人民法院の公正で効率の良い審判権の行使を保障するため、「証拠規定」における挙証期限の規定の適用等の関連問題について以下の通り通知する。

一、第三十三条第三項に定められる挙証期限の問題について。「証拠規定」第三十三条第三項に定められた挙証期限とは、第一審の通常手続きを適用して民事案件を審理する場合に、当事者が主張する起訴事実を証明する証拠を提供するよう人民法院が指定する期限を指し、当該期限は30日より短くてはならない。ただし、人民法院は当事者双方の同意を得て、指定する挙証期限を30日より短くすることができる。上記規定する挙証期限の満了後は、ある特定の実事もしくは特定の証拠に対して、または特定の原因に基づき、人民法院は案件の具体的な状況に基づいて当事者が証拠または反証を提出する期限を事情を斟酌して定めることができ、当該期限は「30日より短くてはならない」という制限を受けない。

二、簡易手続を適用して審理する案件の挙証期限の問題について。簡易手続を適用して審理する案件では、人民法院が指定する挙証期限は「証拠規定」第三十三条第三項に定められた制限を受けず、30日より短くすることができる。簡易手続を通常手続に変更して審理し、人民法院が指定した挙証期限が30日より短い場合、人民法院は当事者に対して30日を下回らない挙証期限を補充しなければならない。ただし、当事者の同意を得て、人民法院は指定する挙証期限を30日より短くすることができる。

三、当事者が管轄権異議を提出した後の挙証期限の問題について。当事者が第一審の答弁期間中に管轄権異議を提出した場合、人民法院は当事者の管轄権異議を棄却する裁定が発効した後、「証拠規定」第三十三条第三項の規定に従い、30日を下回らない挙証期限を新たに指定しなければならない。ただし、当事者の同意を得て、人民法院は30日より短い挙証期限を指定することができる。

四、人民法院が職権により調査、収集した証拠に対して反対の証拠を提出する場合の挙証期限の問題について。人民法院が「証拠規定」第十五条に従い調査、収集した証拠が開廷審理で示された後に、当事者が反対の証拠の提供を求めた場合、人民法院は事情を斟酌して相応の挙証期限を確定することができる。

五、当事者を追加する場合の挙証期限の問題について。人民法院が当事者を追加し、または独立の請求権を有する第三者が訴訟に参加した場合、「証拠規定」第三十三条第三項の規定に

従い、新たに訴訟に参加した当事者のために挙証期限を指定しなければならない。当該挙証期限はその他の当事者にも適用される。

六、当事者が挙証期限の延長を申し立てた場合の問題について。当事者が挙証期限の延長を申し立てて、人民法院がこれを認めた場合、当事者双方の訴訟上の権利を平等に保護するため、延長した挙証期限はその他の当事者にも適用される。

七、訴訟請求を増加または変更及び反訴を提出する際の挙証期限の問題について。当事者が第一審の挙証期限内に訴訟請求を増加もしくは変更し、もしくは反訴を提出した場合、または人民法院が「証拠規定」第三十五条の規定に従い、当事者に訴訟請求を変更できることを告知した後に、当事者が訴訟請求を変更した場合、人民法院は案件の具体的な状況に基づいて新たに挙証期限を指定しなければならない。当事者が挙証期限に対して約定していた場合、「証拠規定」第三十三条第二項の規定に従い処理する。

八、第二審の新たな証拠の挙証期限の問題について。第二審人民法院の審理において、当事者が新たな証拠の提供を申し立てた場合、人民法院が指定する挙証期限は、「30日より短くてはならない」という制限を受けない。

九、差戻し案件の挙証期限の問題について。差戻し案件が第一審人民法院で改めて審理される場合、案件の具体的な状況と差戻しの原因等の状況を結合し、事情を斟酌して挙証期限を確定することができる。案件が法定手続に違反したことにより差し戻された場合、人民法院は当事者の意見を求めた後に、挙証期限を再度指定せず、または事情を斟酌して挙証期限を指定することができる。ただし、案件が当事者の遺漏により差し戻された場合には本通知第五条に従って処理する。案件が事実不明または証拠不足と認定されたことにより差し戻された場合、人民法院は当事者に対して、協議して挙証期限を確定することを求め、または事情を斟酌して挙証期限を指定することができる。当該挙証期限は「30日より短くてはならない」という制限を受けない。

十、新たな証拠の認定の問題について。人民法院は「新たな証拠」について、「証拠規定」第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の規定に従い、以下の要素を結合して総合的に認定する。

(一) 証拠が挙証期限または「証拠規定」第四十一条、第四十四条に定められたその他の期限内にすでに客観的に存在していたか。

(二) 当事者が挙証期限または司法解釈に定められたその他の期限内に証拠を提供しなかったことに、故意または重大な過失が存在するか。

中華人民共和国最高人民法院  
2008年12月11日

## ～ 国際研究 ～

### 「中央アジア比較法制研究セミナー」特別案件調査団

国際協力部教官

杉山典子

#### 1 はじめに

国際協力部では、2008年度から3年間の予定で、JICA大阪国際センターと協力して、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの4か国を対象として、「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」<sup>1</sup>を実施することとしている。中央アジア4か国を対象とする研修を当部が実施するのは初めてであることから、実施に先立ち、現地の実情を調査するとともに、これまで接触を持ったことのない機関も対象としていることから、本セミナー実施への協力を依頼するため、同年9月9日から27日の間、対象国の関連機関を訪問した<sup>2</sup>。

調査団は、私のほか、元ウズベキスタン長期専門家の松嶋希会弁護士（カザフスタンのみ参加）、JICA大阪の瀬尾佑香氏、JICEの大橋千加子氏（ロシア語通訳担当）<sup>3</sup>である。

なお、限られた日程で多くの関連機関を訪問する必要があるが、かつ、国際協力部として訪問するのは初めてという機関がほとんどであったことから、訪問先では、国際協力部の活動及び本セミナーの紹介が中心とならざるを得なかった。そのため、本稿は、「調査報告」というよりは、中央アジア地域の見聞録として、気軽にお読みいただければ幸いである。

#### 2 日本からウズベキスタンへ

日本から、韓国（仁川空港）経由でウズベキスタンの首都タシュケントまで、飛行機に乗っている時間自体は約9時間30分である。「シルクロードの国」ということで、日本人観光客にも人気らしく、飛行機でも周りは明らかに日本人が多く、日本語も通じた。しかし、税関では、検査官の女性にロシア語で何か言われて、さっぱりわからない。外国人相手に英語を使ってくれる気もないらしい（英語で言われても、わかっ

<sup>1</sup>立ち上げの経緯及び第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」（2008年12月10日～19日実施）につき、本号60ページ以下参照。

<sup>2</sup>4か国すべてを訪問予定であったが、2008年8月24日にキルギスで発生した航空機墜落事故の影響で、キルギス→タジキスタンの移動が困難となり、タジキスタンのみ訪問できなかった。

<sup>3</sup>中央アジア4か国は、旧ソ連邦の崩壊に伴い、独立した国であるため、それぞれの国に現地語も存在するが、公用語としてロシア語も使用されている。

たかどうかは自信がないが)。スーツケースを開けて調べられた結果、お土産として持ってきた彫金が、金属の固まりに見えて引っかけたらしく、一つ包装を開けて見せ、ようやく納得いただいたが、ロシア語圏に来たことを思い知らされた瞬間であった。

### 3 ウズベキスタン

ウズベキスタンでは、JICA 事務所、最高経済裁判所、司法省、国有資産管理委員会、日本大使館、非独占化委員会、対外経済関係・投資・商業省を訪問した。

#### (1) JICA ウズベキスタン事務所

タシュケントの町中の建物は、それぞれ趣向を凝らした目を引くデザインの建物が多かったが、JICA 事務所のあるビジネスセンターは、普通に近代的なビルであった。外国人が借りられる建物は、数少ないらしい。ここでは、桑原直子法整備支援専門家（名古屋大学のインターン生 2 名も同席）から、現地での活動経験を踏まえて、援助窓口のこと、年齢制限や面談の必要性など、いろいろなアドバイスをいただいた。ちなみに、同席した 6 名全員が女性であり、これもまた、数少ない経験であった。

#### (2) 最高経済裁判所

エレベーターが壊れているとのことで、5 階まで階段で上がったが、エレベーターに乗れば乗ったで危険らしい。倒産法注釈書プロジェクト<sup>1</sup>でのつながりもあり、セミナーへの協力は確約いただけたが、候補者 2 名との面談では、こちらの意図した回答がなかなか得られず、最初の洗礼を味わうこととなった。しかし、二人目になると、少しは彼らの発想の理由もわかったように思え、その意味では、意義ある面談だったと思う。

#### (3) 司法省

ここでも、セミナーの説明をして、（具体的要望は何もないながらも）今後も協力していきましようかと笑顔で固い握手を交わしたが、候補者との面談では、倒産の事例を問題にしているのに「借りたものは返さないといけない。」という回答から離れず、為す術もなかった。「契約の不履行」が司法省における喫緊の課題であるということとはよくわかったが。



<sup>1</sup> ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトについては、本誌第 32 号 10 ページ以下参照。

#### (4) 国有資産管理委員会

援助窓口である対外経済関係・投資・商業省の優先順位から漏れたため、今年度は本セミナーに対する応募はなかったと聞いていた。先方からは、「自分たちはコーポレートガバナンスの専門家であるにもかかわらず本セミナーの募集要項（GI）が届いていなかった」として、冒頭から険悪になりかけたが、我々としては募集要項に国有資産管理委員会を明記していること、それにもかかわらず候補者を出してもらえなかったのだからこうやって説明にやってきたことを伝え、一応の理解を得られた。



#### (5) 非独占化委員会

先方は、古い歴史を持つ日本の倒産法を学ぶことが効果的と考えており、倒産法の改正に対応した「ウズベキスタン倒産法注釈書」の修正プロジェクトを要望しているとのことであった。「ウズベキスタン倒産法注釈書」は、法律家、企業家、学生等、すべての分野の人にとって非常に有益なものであったが、本セミナーは、学者等のアカデミックな関心しか呼ばないのではないかと、かなり否定的な見解を示されて、心が折れそうになった。しかし、最後には、本セミナーの応募期間中に海外出張の許可を出す担当者が業務出張で不在であったため、今からでもセミナーに応募したいとのことであり、完全に否定されているものでもなさそうである。



#### (6) 本屋

最高経済裁判所の建物1階のキオスク、ホテルに戻る途中の本屋（看板に“法律書”と書いてある。）、司法省の隣の建物の本屋、はす向かいの建物の本屋、すぐ近くのタシュケント法科大学院の本屋を回った。ここで売られているのは、法律の条文（ロシア語＋ウズベク語併記）がほとんどであった。注釈書としては、倒産法注釈書プロジェクトで作成した注釈書、タシュケント法科大学院が作成したと思われる刑法の注釈書（総論・各論のセット）、憲法の注釈書のいずれか1冊があるかないかであった。タシュケント法科大学院の本屋では、企業のための経済法の教科書（コンメンタールではなくてテキスト）があると言われたが、ウズベク語で書かれていると

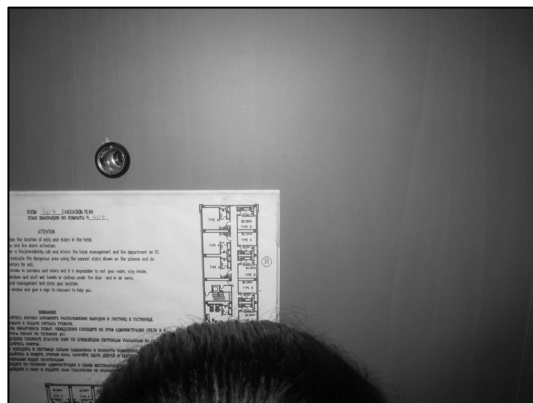


法律の条文集は緑色の表紙に統一されている。

のことで、翻訳の問題から購入を断念した。

## (7) 現地での生活

ホテルは、今回の訪問国の中では唯一、直接日本円から現地通貨のスムに両替できた。また、自室で自由にインターネットが使える、湯船もあり、朝食（バイキング）のメニューも豊富で、おいしく、今回の訪問国の中で最も快適であったが、ドアスコープが信じられないくらい高い位置にあり、どんなに背伸びしても届かなかったことだけが、困ったことであった（部屋にいるときに掃除に来たりするのだ）。



ホテルのドア。下に写っているのが私の頭。届く気がしない。

ここでは、1,000 スム札が一番の高額紙幣なので、1万円を両替したら、1,000 スム札が121枚出てきた。幾ら物価が安いといっても、食事代に何十枚という札を出すこともあり、数えるのも持ち歩くのも大変である。現地事務所の人の話では、パソコンを買うのに、クレジットカードが使えず、1,000 スム札2,000枚を袋に詰めて持っていったことがあるらしい。逆に小額紙幣は流通しておらず、水のペットボトル（430スム）を買おうと200スム札3枚を出したら、1枚返された。100スム未満は勝手に四捨五入されるらしい。他の店では水のペットボトル（350スム）に200スム札2枚を出したら、おつり代わりにガムをくれた。

食事は、ラグマン、プロフ、ウズベキスタンマントウ、シャシリク、サムサなどのウズベキスタン料理を一通り味わったほか、イタリア料理や韓国料理にも行った。メニューは、羊肉、鶏肉、馬肉、牛肉と肉の種類別に分かれていることが多い（当然豚肉のページはない。）。人生の中でこんなにいろいろな種類の肉を食べること、そして、これだけ羊肉を食べることは、もうないであろう。また、イタリア料理屋ではメニューに豚のマークがついていた。イスラム教への配慮であろう。ただし、訪問時はラマダン（断食月）期間中であったが、そのことは、全く感じられなかった。

休日には、地下鉄でチョルスバザールへ行った。地下鉄のホームは少し暗いが、照明は豪華で、写真を撮りたい衝動に駆られる。しかし、地下鉄は写真撮影禁止とのことで、ホームに警察官らしき人もいたのであきらめた。途中の駅もレリーフが飾られていたり、天井にタイルが飾られていたり、柱や照明も一駅ごとに趣が違っていた。電





車の中は、つり革、窓上、ドア横、ドアに広告がある。市場経済化されるまでは、なかったことらしい。電車を乗り換えたら、今度はつり革自体がない。もしかしたら、つり革広告を出した会社がつり革自体も提供したのだろうか、と勝手に想像してみた。なお、町中も含めて、見かける広告はインターネット関連と携帯電話ばかりであり、「広告」という手段は、それほどには根付いていないのかもしれない。



バザールの入り口付近は、スーツ、靴、民族衣装まで様々な衣類のゾーン。果物が見たくて、道を聞こうとするが、緑の制服の警察官は、日本のお巡りさんと違って、気軽に道案内はしてくれないだろう。暑いですが、人でごった返しているのに、日傘も差せない。イスラム風のスカーフをかぶっている人がうらやましい。イスラム女性は肌を隠すものだろうが、ものすごいミニスカート

の女性もいる。ドームに向かうテントは野菜や果物、ドームの中はチーズや穀物が並んでいる。見たことないものばかりで、見ているだけでも面白かった。

町では、黒い日傘や日本語の表紙のガイドブックを持っていなければ、外国人とも思われぬようだ。治安を心配していたが、夜中に一人で出歩かない限り、危険はないようだ。そしてもう一つ、信号のない、しかもかなり広い道路をタイミングを見計らって渡らねばならないことを除けば。ウズベキスタンは、ソ連時代にインフラ整備がされたとのことで、やたらと道路が広い。夏は全く雨が降らないらしいのに、街路樹が続いている。スプリンクラーで水をやるにしても、気候とあっていない。やたらと噴水もある。どこから水が来るのだろうか。

#### 4 ウズベキスタンから、カザフスタン（アスタナ）へ

タシュケント空港は、出国の入り口が2階にあり、2階に上る車道もあるが、1階地点で車を降りなければならない。大統領以外は2階への車道を使えないらしい。エレベーターはなく、スーツケースを持って階段を上らないといけない。幸いドライバーさんが3人分のスーツケースを運んでくれたが、20キロ以上するスーツケースを両手に一つずつ持って階段を上る背中を見ると、この地域が、格闘技に強いということも妙に納得できる。一人ではどうすることもできなかつただろう。

待合室から見えている飛行機の窓の数の割に、ここにいる乗客は少ない気がする。その向こうに更に小さい飛行機が見えているが、本当に小さいのか、遠近法の問題かはわからない。アナウンスが入り、ぞろぞろと「出発出口」と書かれた階段を下りようとする、なぜか上ってくる人がいる。到着と出発で同じ階段を使うのかと思ったら、先に行く人たちの表情が変。大橋さんがロシア語で何か聞いたら、全員かなり微妙な苦笑いになった。どうやら階段の下は行き止まりで、誰にも出口が分からないら

しい。みんなで引き返したけど、係員も誰もいない。しばらく待たされて、ようやく通路を二人連れの係員らしき人がやってくる。待たされたことに誰も文句を言わないところを見ると、よくあることなのだろう。搭乗券を確認して半券を返され（手動）、バスで移動する。まず、窓から見えていた飛行機を通り過ぎる。次に、少し小さい飛行機が見えるが、それも通り過ぎる。更に小さい飛行機がある。幾ら何でも小さすぎるだろうとドキドキしていると、それも通り過ぎる。結局、2番目に見た中くらいの飛行機のところで止まった。通常からすればかなり小さい飛行機だが、わざわざ遠回りしてもっと小さい飛行機を見せられているので、ましな気がする。座席はちょうど翼の所だったが、翼は、何と窓の上にある。飛行機に乗って、翼が窓の上に見えるというのも今まで経験したことがないが、翼が邪魔しないので、外の景色はよく見える。市内にいと緑が多いと思ったが、上から見る風景はやはり茶色かった。しばらくは建物が整然と並んでいたが、そのうち完全な砂地になり、しかも地面にひび割れがあるようにも見える。それだけ乾いているのだろう。着陸態勢に入って、雲の中でかなり揺れて、緊張したが、周りには携帯電話を使っている人が少なくとも二人はいた。許されているのだろうか。何とか無事に着陸したが、まさに生き延びた気分だった。

## 5 カザフスタン（アスタナ）

アスタナ（現首都）では、JICA 事務所、最高裁判所、司法省、経済予算計画省、日本大使館を訪問した。

### (1) 最高裁判所

かなり強烈な女性の裁判官にセミナーの説明をしたが、先方からは、いかに自分がいろいろなセミナーを手がけているか、自分がこのセミナーの講師になりたかったということを語られてしまった。ウズベキスタンの司法省でも同じタイプの女性がいたが、旧ソ連時代から生き抜いている女は強いということだろうか（日本でいえば、「明治の女は強い」みたいな。）。今回のセミナーは、25歳から35歳という年齢制限を設けていたにもかかわらず、カザフスタンは40代、50代の候補者を出してきていたのは、研修員としてではなく、講師としてということだったのかもしれない。カザフスタンは「大国意識」が強いと聞いていたが、まさに「支援をする側」という意識を感じた。



玄関前に正義の女神の像がある。



### (2) 司法省

やたらと若い人が会議室に入ってきたと思ったら、その人が副大臣だった。欧州



委員会や USAID と様々なプロジェクトを行っているとのことであり、日本との「協力」経験がないことを残念に思っているとのことであった。副大臣はイギリス留学帰りとのことで、外国の知恵を取り入れることに抵抗がないのであろう。それまでは、留学させたら自国には戻ってこないことが多かったようだが、国費で若者を留学させる計画もあるとのことである。カザフスタ

ンという国は、「支援」を受ける気はないと聞いていたが、外国に対して開かれていないわけではないようだ（もちろん「支援」ではなく「協力」という前提であるが。）。むしろ、中央アジアのリーダーとして、自分たちが積極的に外国の知恵を取り入れ、他の国にも広めていこうという感じがする。また、「日本法」に興味はないと聞いていたが、「世界一安全な国、日本」「経済発展している国、日本」という評価はあるようであった（今回のセミナーのテーマには結びつかないが。）。

### (3) 現地での生活

アスタナは、国際コンペで 1 位に選ばれた日本の某有名建築家の都市計画案に基づき開発された都市とのことである。空港付近には、見渡す限り何もないが、突如として町が出現する。とにかく奇抜で金色の建物が多い。ディズニーランドにでも来た気分になる。夜になると、街路樹が下から緑色のライトアップがされている。ショッピングセンターの駐車場の噴水もきれいにライトアップされている。その向かいの建物の屋上からレーザー光線のようなものが出ていて、屋上の国旗が光って見える。天気が悪かったり、夜間モードがうまく使えなかったりして、いい写真を撮れなかったのが残念である。ウズベキスタンが痛いくらいに日差しが強かったのに比べて、アスタナは雨ばかりで、凍えるほど寒い。

ホテルでは、当然ながら日本円は使えないので、200ドルを両替して、23,200 テンゲになった。ここでの感覚は日本とほぼ同じらしい。廊下のソファとかは、かなり豪華だが、湯船はなく、シャワーは本気で狭い。ここでは、ベッドルームの広さに関心はあっても、バ



左の円柱の建物はすべて金色



バスルームはこの幅だけ・・・

スルूमの広さには全く関心はないらしい。何だか警報音が鳴っていると思ったら、立て付けが悪くて、ドアがきちんとしていなかった。オートロックと思って安心していると、痛い目に遭いそうだ。気付くとクローゼットも開いている。閉め忘れたのかと思ったが、これも立て付けのせいらしい。フワァ〜と勝手に扉が開く様子は、亡霊でも出てきそうで、結構怖かった。

## 6 アスタナからアルマティへ

アスタナ空港にはエスカレーターがあった。それだけで有り難いと思える。飛行機は、両側3列で通路は狭いが、シートが多少はゆったりして、クッションもいい。シートベルト着用サインが消えたら、頭上からモニターが降りてきて、日本でいうどつきカメラみたいな映像が流れ始めた。言葉が分からなくても十分笑える。こういう部分がウズベキスタンとカザフスタンの違いなのだろうか。着陸時はかなりの揺れだったが、機体が新しいと安心感が全く違う。

無事到着し、荷物とも巡り会って、外に出ると、「タクシー、タクシー」と大勢にいきなり囲まれる。事前に聞いてはいたが、すごい勢いで驚いた。

## 7 カザフスタン（アルマティ）

アルマティ（旧首都）では、IFC、欧州委員会、USAID を訪問した。本屋も回ったが、付録かと思うような薄い条文集や、個人の論文集が主であり、それ以外はロシアの本をそのまま輸入している。注釈書のようなものはない。

アルマティは、1997年にアスタナに遷都されるまでの首都であり、作り物の町みたいなアスタナに比べて、24時間スーパーや屋台もあり、人の住む町らしい活気がある。バスは韓国車ばかり見かけたが、一般の車は日本車を多く見かける。中央バザールは、ドームが一つだけしかない。ドライフルーツ、果物、キムチ、肉などのゾーンに分かれて、大きな案内が、上からぶら下がっている。写真禁止の看板も大きく出ている。2階は単にその様子を眺められるだけで何も無い。広いので、迷ったときに目的の場所を確かめるためかもしれない。地下にも食べ物を売っていて、ドームの中とは場所代が違うらしい。

食事は、カザフスタン料理（ビシュマルバク、アルマティマントウ、バルサッキ）、グルジア料理（ハチャプリ、ヒンカリ）、ロシア料理（ジュリアン、ペリメニ）、トルコ料理などを味わった。ウズベキスタンでは、メニューに肉のページしかなかったが、カザフスタンでは魚料理のページもあった。ただし、とても高かったが。

## 8 カザフスタンからキルギスへ

カザフスタンからキルギスの首都ビシュケクまでは車で4時間の旅である。北海道以上の大草原が延々と続く。時々牛の放牧らしきものを見かけるが、ほとんど景色に変化はない。途中のドライブインで昼食を取った後トイレに行く。入り口でおばさんに20テング払って紙をもらわないと入れないらしい。それなりにきれいなトイレでちょっと安心した。そこからまた長い旅。山を越えて、建物らしきものが増えたと思ったら、国境の町に着いた。税関は、車のトランクを開けて荷物を見ただけで終わった。キルギス人のドライバーさんは、手続が不要らしく、私たちだけ出国手続をする建物に入る。確かに、「ちょっと買物に行ってきました。」といった感じで果物等を抱えている人が多く、いちいちパスポートに記入していたら、きりがないであろう。パソコンの調子が悪かったのか、やけに時間がかかって心配したが、何事もなく通過できた。また車に乗って川を越える。ここが国境らしい。あっさり国境を越えてしまった。次はキルギスの入国手続。また車のトランクを開けて荷物を見せて、手続をする建物へ入る。他の人はどんどん入国していくのに、私たちは日本人かと聞かれて、事務所みたいな所にパスポートを持って行き、外で延々待たされる。何を調べたのかよく分からないが、パスポートを返されて無事通過できた。



## 9 キルギス

キルギスでは、JICA 事務所、最高裁判所、ビシュケク市広域裁判所、チュイ州広域裁判所、司法省、国有資産管理委員会、日本大使館、商工会議所を訪問した。

### (1) 最高裁判所

裁判官になるには、5年以上の法律関係の職務経験が必要であるため、地方裁判所の裁判官は30歳以上であり、最高裁判所の

裁判官は、地方裁判所での5年以上の勤務を経る必要があるため、35歳以上となることとなった。このことから、今回のセミナーには、年齢制限により参加できないだろうということで、募集要項が送られていなかったらしく、セミナー及びその成果物出版への協力については、かなり難色を示されてしまった。

また、法律に関するセミナーでは、キルギス最高裁判所の裁判官が講師となることが有益と考えており、外国からの講師派遣が必要な場合も、旧ソ連の専門家の参加がよいとのこと、外国人に対する警戒心が感じられた。



## (2) ビシュケク市広域裁判所

女性の所長にセミナーの説明をしたが、所長自身が、いろいろな国への留学、研修、講師派遣の経験があるようで、とにかく話がとぎれない。そして通訳のタイミングも取ってくれないから、話がどこに向かっているのかもわからない。何とか制して通訳をしてもらい、その通訳の終わらないうちにこちらの言いたいことを話し始めないと必要な依頼もできなそうであった。ウズベキスタンの司法省、カザフスタンの最高裁判所でも会ったような、ソ連時代をたくましく生き抜いた年代の女性の特徴なのだろうか。今回のセミナーに自分が行きたかったとのことで、年齢制限は不満といわれてしまったことも、前の二人と共通している。



ビシュケク市広域裁判所，チュイ州広域裁判所，司法省が同じ建物に入っている。

## (3) 司法省

日本の法務省の人間が訪問するというので、副大臣が対応してくださったが（大臣は直前に更迭されて後任者が決まっていなかった。）、今回のセミナーにも応募はなく、私たちの訪問に対し、先方も戸惑っていたようである。また、国によって法律が違うので、法律の専門家はその国の中でしか専門家ではないと思うとのことで、ここでも外国人に対する警戒心が感じられた。

なお、司法省のシンボルマークは、左手に剣、右手は何を持っているのかよくわからない、男性が描かれている。右手に剣、左手に天びんであれば、正義の女神であるが、ここでは、イスラム教が強いため、正義の「女神」などは存在しないということだろうか？カザフスタンの最高裁判所の正面玄関には、大きな正義の女神の像が飾られていたが、ウズベキスタンでは、確かに見かけなかった。カザフスタンが最もイスラム色が薄いと聞いていたが、こういう所にも表れているのだろうか。



## (4) 国有資産管理委員会

倒産部長は、2006年、JICA本部とJICA-NETで「破産法セミナー」に参加した



らしく、JICA の活動にも非常に好意的であった。同席した倒産部副部長兼法務部長の女性は、非常にそう明な印象であったが、年齢制限のために応募できなかったとのことで残念であった。

キルギスは、独立したばかりの若い国であり、急に株式会社や有限会社が設立されたため、企業経営に慣れていない経営者による破産が多かったので、倒産部が設立された。できるだけ多くの企業を再生したいし、援助しなければいけないので、日本の企業再生に係る取り組みや、きめ細かい中小企業支援に興味があるとのことであった。倒産部長自身も、「国際機関とコンタクトを取るようになったばかり」と言っていたが、最高裁判所や司法省で感じた外国人に対する警戒心も、国民性ではなく、単に経験の問題なのだろうと思われる。

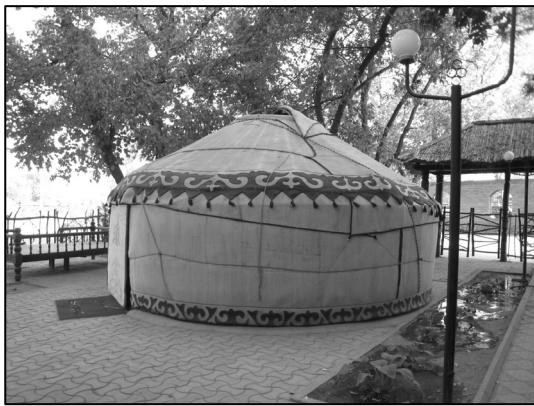
#### (5) 本屋

いくつかの本屋を回ったが、注釈書のようなものはなかった。ウェブサイト ([www.tokutom.com](http://www.tokutom.com)) で条文が手に入るということも、裁判所、商工会議所、外国ドナーから紹介された。ただし、1月100ドルの利用料が必要だと聞かされたと記憶している。そのサイトで仕入れた情報を更に提供している会社もあった。

#### (6) 現地での生活

日本人とキルギス人は顔が似ている。JICA 事務所で日本語で話しかけられ、顔も日本人だったので、てっきり日本人だと思っていたら、現地スタッフだったこともある。モンゴル付近に住んでいた人のうち、魚を求めて東に行ったのが日本人、肉を求めて西に行ったのがキルギス人だと言われているらしい。日本でこの話を知っている人は数少ないだろうが（そもそもキルギスの位置を知っている人も少ないだろうが）、キルギス人は大抵知っていることらしい。今回の訪問先でも、いくつかの機関では JICA の帰国研修員が同席してくれたが、日本語が堪能な人が多い。キルギスには日系企業が少ないので、日本語ができて就職先はないらしいが、それでも、日本語の学習者が多らしい。実はドライバーさんも日本語が少し話せるとのことだった。自分の知らないところで、こんなに親日的な国があるのかと、とても驚いたし、うれししかった。

ホテルは、民家のような建物で、部屋は無駄に広い。水力発電のキルギスは、水不足による電力不足で、地域ごとに毎日、一定時間停電するとのことであったが、ホテルは（学校や病院も）、幸い除外されているとのことだった。ただし、コンセントは2か所あっても1か所しか使えず、電気スタンドを点けるか、パソコンを使うか、携帯電話の充電をするか、どれか一つしかできない。私の部屋だけ1階で、それほど寒さも厳しくなかったが、ヒーターを使おうと思ったら、それだけでコンセントをふさいでしまうことになる。ホテルにレストランはなく、朝食のみしか出ないので、昼と夜は外で食べざるを得ないが、夕食の帰り道は街灯が点いておらず、大橋さんが懐中電灯を持ってきていかなかったら、大変なことになっていた。



中央アジア料理の店の前のユルタ。もちろん飾り。  
ユルタはキルギスの国旗にもデザインされている。

出張も3週間目となると、くじけて日本料理に2回行き、中華料理、韓国料理、ファーストフードに逃げてしまったが、ウクライナ料理やトルコ料理も味わった。レバノン料理の店にも興味があったが、だれも行ったことがないというのでやめておいた。最後にはまた、中央アジア料理（プロフ、マントウ、ビシュバルマク、アシュラフ）を食べに行った。なお、ドライバーさんと案内してくれたナショナルスタッフは、ラマダン中とのことで、食事に案内して

くれても自分は食事をしない。タジキスタン以外の国は、イスラム教がそんなに厳しくないと思っていたが、今回の出張で、ラマダンをしている人に会ったのは、キルギスだけである。

## 10 キルギスから日本へ

まずはキルギスからトルコへ6時間の旅。ビシュケク空港では、「カメラを4台持っているのか?」と言って止められてしまった。一つのバックに携帯電話2個とデジカメ2個（それぞれ国際協力部の物と個人の物）を入れていたせいで、怪しまれたらしい。中央アジアでは、携帯電話の持込みが制限されていると聞いたようにも思うが、行商でもするように見えたのだろうか。次の手荷物検査では、パソコンの電源を入れるように指示された。画面を見せたらそれですんだが、一度電源を入れたら、簡単には落とせない。何のために電源を入れさせるのだろうか。単に機種に興味があるだけの噂もあるが。

トルコのイスタンブールでは、トランジットに17時間もあるので、航空会社の用意したホテルに入った後、イスタンブールの町を散策する。ここは、アジアとヨーロッパの境界線の町である。お土産を買おうと思ったら、トルコ・リラの次にユーロで値段を言われるあたりは、一応ヨーロッパらしい(EUには加盟できていないそうだが)。かなり適当なレートに思えるが、もちろん、ドルも使える。中央アジアでは、華やかなスカーフを被っている女性を見かけていたが、イスタンブールでは、全身黒づくめで目しか出ていない女性を何人も見かけた。これが本当のイスラム教徒なのだろう。また、中央アジアにいたころは、バザールを歩いているだけでも、そんなに話しかけられることはなかったが、ここでは、やたらと日本語で話しかけられる（「薄利多売」が流行語らしい。）。ただ、観光の国だけあって、人々はとても親切で、立ち止まって地図を眺めていたら、いつも地元の人が話しかけて、道案内をしてくれた。最初は、「何か売りつけられるのではないかと身構えたりしていたが、純粋に親切心だけで話しかけてくれるようだったので、そのうち、道に迷ったら、人に見えるように地図を



広げるようになった。

次にトルコから北京へ9時間の旅。普通は、出発時刻の30分前に搭乗開始だが、なぜか1時間前に搭乗開始となっている。ちゃんと1時間前に並んだのに、全く列が動かない。立ったまま散々待たされた挙げ句にようやく動き始めたと思ったら、進みがやけに遅い。金属探知器は通っていたのに、また全員の手荷物を開けてチェックが始まったのだ。長蛇の列に対し、係員は4人。空いた係員の所に行こうとしたら止められた。荷物の中を見るので、女性客は女性係員の担当らしい。チェックの後は、さすがに待合室で座って待てたが、出発時刻を過ぎても終わりそうにない。今回の出張で飛行機に乗るのは、6回目だったが、一番厳しい検査だった。心配していたとおり、結局45分遅れで出発したが、もともとトランジットに1時間しかなかったので、北京空港についた時は、次の出発時刻の直前。間に合わないかと思ったが、パソコン入りの手荷物を抱えて、ひたすら空港内を走らされることとなった。しかも、時間がないのに、手荷物検査は結構厳しい。やっと飛行機に乗り込んだときは、へとへとだった。

結局、トルコで預けた荷物は一日遅れたが、体は予定どおりに自宅に帰ることができた。

## 11 終わりに

本稿だけでは、楽しい旅に思われるかもしれないが、残暑の日本からしゃく熱のウズベキスタンへ、凍えるカザフスタンのアスタナへ、温暖なカザフスタンのアルマティへ、高地で冷えるキルギスへ、また暑いトルコへと約3週間で様々な気候を体験した。また、日本との時差はそれぞれ、ウズベキスタンは4時間、カザフスタンとキルギスは3時間、トルコは6時間である（帰国後が一番大変だったが）。言葉の違いだけではなく、そもそもの考え方の違いから言いたいことも理解してもらえず、苦しむこともあった。

このような苦難を共に乗り越えた本調査団メンバーである松嶋希会弁護士、瀬尾佑香氏、大橋千加子氏には、調査に御尽力いただくとともに、語学の苦手な私のために公私にわたり御助力いただき、また、体調不良により心配もおかけした。各国のJICA現地事務所の皆様にも多大な御協力をいただいた。この場をお借りして、心から感謝申し上げたい。

この旅で、中央アジアの文化、人々の気質、考え方を自分の目と耳で見聞きした経験を中央アジア比較法制研究セミナーの円滑な実施に活かしていきたい。



「中央アジア比較法制研究セミナー」とは関係ないが、番外編として

なお、本稿では、異文化交流的な要素のみを採り上げているが、関係機関に対するセミナーの協力依頼、セミナー参加候補者との面談、ニーズ調査などの業務もきちんと行っていたということ、及び内容はあくまで個人の勝手な想像や感想であることを、誤解のないように申し添えたい。

## ～ 国際協力の現場から ～

### カンボジア・モンゴルにおける法整備支援

独立行政法人国際協力機構公共政策部

琴 浦 容 子

#### 1 はじめに

私は、2007年6月にJICAの旧社会開発部（現 公共政策部）に配属となり、カンボジアにおける法整備支援のプロジェクト（「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」「弁護士会司法支援プロジェクト」）を担当しております。またモンゴルにおけるプロジェクト（「弁護士会能力強化プロジェクト」）についても、本部における担当として関与しております。

法学部出身でもなく、法律とは無縁だった私が、まさかこのような形で法曹の方々とお仕事をさせていただくことになるとは思っておらず、担当となって以来、学ぶことばかりで、関係者の皆様には御世話になり通しの毎日です。若輩者の私が寄稿させていただくのは大変僭越ですが、せっかく頂いた機会ですのでカンボジアとモンゴルの課題や状況、個人的所感を述べさせていただきたいと思います。

#### 2 カンボジアにおける法整備支援

カンボジアは1970年代から続いた内戦と社会的混乱の影響から、法曹界の人材の絶対的不足という問題があり、法制度及び司法改革を国家の重要課題の一つとして位置づけてきました。JICAでは1999年3月から「法制度整備プロジェクト」を開始し、2009年1月現在、「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」及び「弁護士会司法支援プロジェクト」を展開中で、計5名の専門家が現地で活動されています。中でも「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」では法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「ICD」）に御協力いただき、多くの教官を専門家として派遣いただいているほか、その他のプロジェクトにおいても本邦研修の実施や短期専門家派遣等、日常的にも組織的なバックアップを頂いています。

各プロジェクトに関する活動内容詳細は本誌や講演等でも多く取り上げられていますので、ここでは簡単な概要説明に留めます。

1999年3月から始まった「法制度整備プロジェクト」では、作業部会の先生方や法務省の御協力を得て起草・立法化支援を行っており、結果、2006年7月に民事訴訟法、2007年12月に民法が公布されました。現在関連法令の起草・立法化作業や普及活動が

進められていますが、2008年4月に始まったフェーズ3では、カンボジア司法省の能力強化という大きな柱が加わり、カンボジアが徐々に自立できるような方向に支援の軸足を動かそうとしています。10年近く続くプロジェクトですが、カンボジアの司法省にとってフェーズ3における「カンボジア側の主体性の強化」という方針は極めて大きな転換です。カンボジアの司法省にも大きな戸惑いが生じ、現地の専門家の皆さまにも多大な御苦勞をおかけしましたが、徐々に変化が見えてきました。2008年12月に現地に着いたところ、カンボジア側から自分たちの課題として「普及セミナーの講師候補生の育成が必要」ということや、「(外部から司法省に寄せられるQ&Aに対して) 統一的な回答を出すためのQ&A調整メカニズムが必要」といった問題認識が提示されました。これは、日々、現地の専門家の皆さまが「これはカンボジア側で行うべき仕事」「これはカンボジア側が決めなくてはいけないこと」と、司法省側の当事者意識を育てる努力を続けられた結果だと感じました。司法省側の起草体制についても、担当を明確化し、作業班を分けるなど、現地の専門家と共に考えながら、現場での工夫が見られるようになりました。

「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」は2005年11月から技術協力プロジェクトとして開始されましたが、2004年より短期専門家を派遣し、プロジェクト実施に向けた支援を行ってきました。日本が起草・立法化を支援した民法・民事訴訟法を実務に定着させるためには人材育成が不可欠ということから本プロジェクトが始まり、プロジェクトが支援して策定・改訂したカリキュラムにより王立裁判官・検察官養成校(以下、RSJP)の2期生55名が卒業し、間もなく3期生55名も卒業を迎える予定です。毎年約55名の卒業生を輩出することにより、4年後にはRSJPでの教育を受けた裁判官・検察官が、現職裁判官・検察官の半数を超える見込みであり、民法・民事訴訟法が少しずつ実務に定着していくことが見込まれています。2008年4月から始まった同プロジェクトのフェーズ2では、「法制度整備プロジェクト」同様、よりカンボジア側(RSJP)の自立発展性を高めることを目指した支援内容となっています。2008年12月に行われた模擬裁判は、日本が協力するようになってから3回目<sup>1</sup>の模擬裁判でしたが、カンボジア側の役割が目覚しく大きくなってきています。1回目は、日本側が必要な準備と実施をほとんど担っていましたが、昨年行われた2回目は模擬裁判の前週にカンボジア側と事前打合せを行うことで、カンボジア人教官及び教官候補生が前面に立って模擬裁判が行われました。3回目は、RSJP校長と1名の教官候補生との事前打合せを数か月前から行い、準備そのものもカンボジア側に関わってもらいながら進められました。現地の専門家の御尽力で、少しずつカンボジア側の役割が大きくなるようプロジェクトが進められています。

「弁護士会司法支援プロジェクト」は日本弁護士連合会(日弁連)との協力により、2001年から「小規模開発パートナー事業」として開始されました。当初は1年のプロ

---

<sup>1</sup> 1回目は2005年6月、2回目は2007年12月。

プロジェクトで開始し、2002年からは「開発パートナー事業」として3年の期間で協力が行われ、2007年6月からは2年間の技術協力プロジェクトが開始しました。この協力を通じて現職の弁護士に対して民法・民事訴訟法の教育が行われたほか、弁護士養成校の設立支援も行われ、今では毎年30-40名<sup>2</sup>の卒業生が輩出されるようになっていきました。カンボジア弁護士会では2008年10月に弁護士会長選挙が行われ、新しい会長が2008年11月下旬に着任しました。新しい会長のもとで弁護士会の組織改編が行われており、民事委員会・刑事委員会・商事委員会の設置も検討されています。右委員会は、各分野の情報を収集し、弁護士会として問題解決を促進することを目的としており、弁護士会の能力強化が期待されます。現職弁護士によるワーキンググループを立ち上げ、民事実務の改善を図るための業務について、これまでも前弁護士会長や前事務局長とは協議をしていたところですが、民事委員会を弁護士会の組織の一部として設置することになったというのは大きな前進ではないかと思えます。今後、活動の具体的な内容や進め方を協議していく必要がありますが、カンボジア弁護士会自身が動き始めたというのは嬉しい進展です。

### 3 モンゴルにおける法整備支援

モンゴルにおける法整備支援は、1994年の短期専門家派遣から始まりました。民法改正についての助言(1994年)、登記セミナーの開催(1998年、1999年)等が行われ、2004年からは長期専門家派遣によるモンゴル弁護士会への支援が開始しました。その後、2006年からは技術協力プロジェクトとして支援を行っています。

JICAの対モンゴル事業実施の基本的な方針(「国別事業実施計画」)では、「市場経済化促進支援のための制度整備・人材育成(経済・制度)」を一つの重点分野としており、「マクロ経済の安定化」「民間セクター開発支援」が目指されている中で、経営環境整備に資する協力として、法整備支援が位置付けられています。

2004年に支援が始まった当時、モンゴル弁護士会はその会員情報の把握すらできておらず、法律サービスを提供する者を代表する団体とはなっていませんでした。このような状況下、経済活動の活性化及び市民の法のアクセス改善にとって重要な課題として、モンゴル政府より弁護士会の能力強化支援の要請が出されました。そこで、長期専門家として弁護士出身の専門家1名を現地に派遣し、その後2006年からは技術協力プロジェクトとして、①弁護士名簿作成の支援、②弁護士会報作成支援、③弁護士法改定の支援、④調停センターへの支援等を行い、2008年11月にプロジェクトは終了しました。

同プロジェクトの終了と前後して、モンゴル国政府より最高裁判所を中心に調停制度を取り入れていくための支援が新たに要望されました。モンゴルでは、一般に裁判外紛争解決手段がほとんど存在しておらず、トラブルがあれば裁判所に訴えるほかに

<sup>2</sup> 当初は1年のカリキュラムだったが、2008年5月より2年のカリキュラムに変更された。今後の入学者数は2008年10月の会長選挙にて選出された新会長によって決定される予定。

手段がありません。勝訴判決を受けても相手が履行しなければ強制執行の申立てをすることになりますが、判決執行機関による強制執行手続は申立件数が多いために手続が停滞することもあり、権利が実現できていないなどの問題があります。このような状態は、市民の基本的人権の保護や健全な民間経営活動の円滑化への阻害要因となっています。これに対し、JICAの支援を通じて2006年に弁護士会に設置された調停センターの活動を知った最高裁判所から、「調停制度を取り入れることはできないか」と提案があったのです。調停制度を取り入れるには、様々な検討事項がありますので、引き続きモンゴル側と協議を続けていく予定ですが、少しずつ進めてきたプロジェクトが次のステップに繋がりとつあるというのは、大きな成果の一つといえるのではないかと思います。

法整備支援は国の制度の一部を作っていくものであり、早急な取組が必要であると同時に、時間をかけてその国にあった制度・体制を整えていくことが求められます。中でも相手国側の「気づき」や主体性が重要であり、モンゴルの例のように相手国から「新しい制度を取り入れたい」という提案が出てくることは嬉しいことだと思います。

#### 4 JICA本部でプロジェクトを担当して

「国際協力の現場から」というコーナーですが、実際のところ、私自身は「現場」から少し遠いところにいるように思います。最前線は、現場で日々工夫・試行錯誤をしている専門家の皆さまです。また、日本の法整備支援の特色である、日本から専門家を支える組織（ICDや日弁連）や作業部会の先生方による支援体制も無くてはならないものです。そのような中で、本部からプロジェクトを担当している立場として所感を述べさせていただきます。

担当しているモンゴルやカンボジアの法や制度の整備は、いずれも現在進行中であり、今後の発展の途上にあります。JICA本部の担当として実際に相手側と対話をして、その成果を実感するのは年に数えられる程度の機会<sup>3</sup>に限られていますが、日々専門家の皆さまから送られてくるメールや、定期的に提出される報告書の中で、少しずつ相手側の変化が見られるとき（例えば前述のRSJPの模擬裁判実施におけるカンボジアの役割の変化等）、物理的には離れたところにいるものの、まるで自分のことのようにとても嬉しく思います。こうした成果は専門家や専門家を支える方々の御尽力の結果にほかならず、地道な対話・日々の試行錯誤の結果です。多くの苦労の上に、ようやく芽生える成果なのだと思いますが、日々の積み重ねが形となり、相手が徐々に変わっていくということや、その過程で日本側も刺激を受けることが、国際協力の面白さであり、やりがいなのだと思います。現場から遠く離れた東京（本部）においても、感じる場所は同じであり、日々向かうものが人ではなくパソコンであったとしても、

<sup>3</sup> 各種評価調査団や運営指導調査、本邦研修で来日した研修員との協議等

メールや報告書から浮かび上がる小さな成果・小さな変化に日々一喜一憂しています。

また、様々な方が関わっているというのも国際協力の醍醐味であり、難しさではないかと思います。日本と相手国という 2 者の関係にとどまらず、日本側も様々な関係者がそれぞれの立場でプロジェクトに携わっています。多くの人に関わっているため、時には意見に相違が生じることもありますが、目指すものは一つであり、同じ目標に向かって、相手国の関係者も日本側の関係者も含め、みんなの足並みがそろったとき、この仕事のやりがいとスケールの大きさを感じます。現場から少し離れた JICA 本部の担当としては、この“調整”が日々の業務であり、国内関係者の皆さまの貴重な知見を相手国の思いにうまく繋げ、形にすることができるような調整が求められるのだと思っています。

## 5 さいごに

法整備支援を担当して 1 年半。やりがいのある分野であることは言うまでもないですが、相手国が変わっていくプロセスに、多くの方々と取り組む面白さとともに難しさを感じています。冒頭にも記載しましたが、やや大雑把な性格の私が法整備支援を担当することになるとは思っていませんでした。関係者の方々には日々多大な御厄介をおかけしていることと思いますが、ICD の皆さま・専門家の皆さまをはじめ、日本国内で様々な形で御協力を頂いている方々に支えられ、御指導頂きながら、業務をしています。この場をお借りして心より御礼を申し上げ、本稿の結びとさせていただきます。

## ～ 国際協力の現場から ～

### ベトナム滞在記

法務総合研究所国際協力事務部門

主任国際協力専門官 稲元 能生

平成 20 年 12 月中旬の約 1 週間、ベトナム司法制度共同研究専門家交換プログラムで、小貫法務総合研究所長及び稲葉国際協力部長に随行してベトナムへ出張した。

その際、私が感じたベトナムの印象について書きたいと思う。

#### 1 出国前

ベトナム出張の話が出た当初、余りの大役に、正直不安な気持ちで一杯であった。所長及び部長の随行ともなれば、きっと、ベトナム滞在中は気を張ることの連続だろう。そんな中、出国の日も近付いたある日、外務省旅券課から公用パスポートを受け取った。パスポートを眺めているうちに、徐々に私の気持ちは出張モードに切り替わっていくのであった。公用パスポートで海外出張など、地検勤務のころには考えられなかった経験ではないか。どうせ行くなら色々なことを吸収しようという前向きな気持ちに変わったのである。

ところで、「ベトナム」と聞いて私が真っ先に思い浮かべたことと言えば、昔「越南」と呼ばれていた地であること、「アオザイ」、そして「フォー」くらいであり、私のベトナムに関する知識は極めて乏しいものであった。

#### 2 出国

そして、いよいよ出国の朝。生まれて初めてのアジア入り。アジアデビューである。何故か武者震いする。そして、ベトナム航空の飛行機に乗り込むと、フライトアテンダントのアオザイ姿が目飛び込んでくる。テンションは一気に上がった。機内では、ガイドブックを読みながらベトナム語の勉強。現地でお世話になる方々と、せめて挨拶くらいはベトナム語で交わしたい。

#### 3 ベトナム入り

約 5 時間のフライトを終え、無事にハノイ・ノイバイ空港に到着。やはり日本より温かい。日本の 10 月ころの気温だろうか。そして、空港まで迎えに来てくださった SPP の方々と落ち合う。早速、付け焼刃で覚えたベトナム語で挨拶してみる。皆笑って挨拶を返してくれた。気持ちは通じたようだ。一通りの挨拶を終え、SPP の官用車でハノイ市街地へ向かった。空港から 5 分も走れば、車窓から見える景色は一面田園風景に変わった。「日本昔話」に出てきそうな何とも懐かしい景色である。何十年か前までの日本も恐らくこんな



景色だったのだろう。

こうして、私のベトナムにおける滞在が始まった。

## 4 ベトナム雑感

### (1) 交通事情

まず驚いたのが、ベトナムの人々の運転の豪快さである。

一般的な日本人であれば、単車や自動車で混み合っている路上を走行する際、いつでも止まれる安全な速度で走ると思うのだが、ベトナム人は違う。決して速度を落とさない。前方に危険物があれば、停まるのではなく、避けて通る文化のようだ。そのため、周囲に自分の車両の存在を知らせる



ため、クラクションを鳴らしながら走るのである。道路上の車両が銘々にクラクションを鳴らすわけだから、街中がクラクションの音であふれている。クラクションは鳴らすためにあるのだと改めて認識する。関西でクラクションを鳴らしながら走ろうものなら、たちまちドライバー同士で喧嘩騒ぎが始まるだろう。また、ベトナムでは、前を走る車がゆっくり走っていようものなら、たとえ対向してくる車があったとしても、対向車線をはみ出して前車を追い越そうとする。対向車両が車線をはみ出して走ってくることもしょっちゅうで、よくこれで正面衝突を起こさないものだ（と感心する）。おそらく信頼の原則がきちり成り立っているのだろう。我々が乗っている SPP の官用車の運転手さんも、クラクションを鳴らしたりパッシングをしながら前方左右の車をけん制しつつ、巧みに車や単車、リヤカー、そして人をかわしていた。



更に驚いたのは、そんな危険な交通事情にもかかわらず、ほとんどの車のドライバーはシートベルトを着用していないのである（シートベルト着用は義務化されていない）。後で聞いたことだが、シートベルトを着けるのは、「根性なし」らしい。私は何と言われようと後部座席でしっかりシートベルトを締めたが。

そんな恐怖の交通事情にも人間不思議と順応できてしまうようだ。滞在が終わりに近付くころには、私自身、そんなアグレッシブなドライブを後部座席から楽しんでいたのがあった。

そして、もう一つ驚いたのが、道路上の単車や自動車の数の多さである。四方八方から車両が湧き出してくる。まるで洪水だ。そんなハノイの街の道路を歩いて横断するのは至

難の業である。かと思いきや、市民は、老若男女問わず、何食わぬ顔で横断している。そこで、私も思い切ってトライする。しかし、どう見ても停まってくれそうにない単車の軍団の中に割って入るのは自殺行為である。道路を渡るのも命がけだ。決して立ち止まったり、早足で歩いてはダメだという忠告を思い出す。車両の運転手は、横断する人との衝突を避けるため、人が歩く方向や早さを考えながら走っているかららしい。歩行者は一旦道路の横断を始めた以上、ペースを変えることなく横断しなければならないのである。そして、私も横断を開始。怖い。走り出したい気持ちをぐっと堪え、ゆっくり歩く。その間も、単車の軍団は巧みに私の前後をすり抜けて行く。余りのスリルに失神しそうになる。そして、無事に横断完了。何とも言えない達成感。たかが横断と思うことなかれ。

車事情についても一つ。お国が変われば慣習も変わるようで、ベトナムではVIPは運転席横、つまり、助手席に座るのが一般的らしい。ベトナムに到着した翌日、初めてSPPを訪ねた際、SPP職員が所長を助手席に乗せ、いつものようにクラクションを鳴らしながらハノイ市内を走り去った時には、一瞬青ざめた。後刻、後続車で追いついた私に、所長は、「フロントガラス越しに街の雰囲気を楽しめたよ。」と言っておられるのを聞き、事故などに巻き込まれなかったことに安堵したものである。



## (2) ベトナムの人々の生活

### ～アフターファイブの過ごし方～

ベトナムの人々は、一般的に、朝の活動時刻は早い。そして、夕方仕事が終わる時刻も早い。

夕方まだ明るい時間帯から、街のあちらこちらの路上には、テーブルや椅子が置かれ、即席の青空食堂が出来上がる。周囲には色んな食べ物の匂いがたちこめている。何とも良い匂い。思わず椅子に腰掛けたくなる。青空食堂では、人々が仲間とテーブルを囲んで座り、ゆっくりと語りながら飲食している。皆楽しそうで良い顔をしている。何てゆったりした時間なんだろう。日本のように毎夜遅くまで仕事をし、くたくたになって帰宅するのは大違いだ。ベトナムの人達は何て幸せなんだろう。

## (3) ベトナムの女性

街で見かけるベトナムの女性はとにかく美しく、そして、パワフルであった。街で、野菜や果物など山盛りになった籠を天秤棒で担いでいるのもほとんどが女性であった。ベトナム人が自分の奥さん自慢をするというのも納得できる。日本人は自分の妻の自慢を他人に余りしないが、SPPのヴィエット国際協力局長もそんなベトナム男性の一人で、「妻には頭が上がらない」と照れながら奥様の写真を見せてくれた。確かに美人。氏いわく、「長い戦争（ベトナム戦争）で男性が戦場に行き、社会の運営は、女性に依存せざるを得なかつ

た。そのため、社会における女性の活躍の場が拡大することとなった。ベトナム社会では、外で仕事をこなしつつ、家を切り盛りしているのは女性なんだ。だから、家長の私よりも妻の言葉の方が重みがあり、子供達も妻の言うことはよく聞く。」らしい。ベトナムでは主婦のことを「内主」と呼んでいるのも頷ける。

## 5 最後に

ハノイは、活気あふれるにぎやかな街でありながら、一方では、由緒ある古い寺院や、フランス統治時代の建物が残っていたりと、しっとり落ち着いた街の雰囲気も併せ持つ。動と静の両極端な要素がギュッとまとまった何とも不思議な街であった。そんなハノイの街に、私の心は驚嘆みされっぱなしであった。



左から稲葉国際協力部長（当時）、小貫法務総合研究所長、小職



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp  
From : Asia

### 「売国奴」秦檜

昨年12月に、家族で杭州に行ってきた。

杭州はその昔、南宋の首都であったことで有名であり、街を歩いていると南宋にまつわるものがちらほらと目に入ってくる。とりわけ私の興味を引いたのは、みやげ物の屋台が並ぶ通りに設置されていた「大宋沙包」(da song sha bao) という的当てゲームである。

大宋沙包とは、木でできたこけしのような的に向けて布袋に雑穀を詰めた玉を当てるという、一見何の変哲もないただの的当てゲームであるが、よく見ると的の両脇に「岳飛精忠報国名垂千古」「秦檜賊心為己身臭萬年」と書いてある。

岳飛、秦檜とは言うまでもなく、宋を南方へ追いやった金に対する戦争か和平かで対立した南宋の武将と宰相の名前である。最終的に和平派の秦檜が主戦派の岳飛に無実の罪を着せて死に追いやり(1141年)、南宋は金との和平へと進むことになったが、後に岳飛は国を守ろうとした「国民的英雄」として扱われるようになったのに対し、秦檜は「売国奴」として扱われることになる。

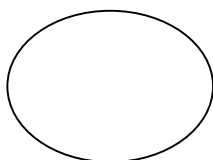
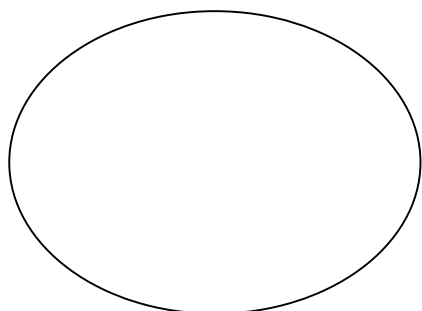
大宋沙包の説明書きによれば、このこけしのような的はすなわち秦檜一派を模したものであり、南宋の庶民たちはこの秦檜らを模したこけしに玉をぶつけて秦檜らに対する怒りを表したとのことである。

また、杭州には岳飛を祀る「岳王廟」という廟があるが、そこには捕縛され跪(ひざまず)かされている秦檜夫妻の像があり、昔からこの像に唾を吐く観光客が後を絶たなかったそうである(現在は「唾を吐かず文明的に観光しましょう」と呼びかける注意書きが貼ってある)。実際には、秦檜はその後宰相であり続けたため、秦檜らが捕縛され跪かされたという事実はないのであるが、これほどに秦檜らに対する中国人民の嫌悪は甚だしいのである。彼らは法で裁かれることはなかったが、千年近くにわたり(今後も続けば千年以上)「売国奴」として人民に唾棄(だき)され続けるというのはこの上ない「社会的制裁」であろう。

岳飛への冤罪は当然非難されるべきであり、たとえ政治的必要性があったにせよ法律家としてこれに肯定的な評価をすることはできない。ただ、金との和平を進めたことについては、当時の状況から見ればこれによって無駄な流血が避けられたとの見方もできるであろうし、実際には皇帝自身が既に和平に傾いていたと言われており、秦檜は宰相として皇帝の意思を実行しただけと言うこともできる。「売国奴」は少し可哀想ではないか、と跪かされている秦檜夫妻像を見て思った。

日本で言えば幕末の井伊直弼などもそうだと思うが、為政者として現実的な路線を進むためにあえて「悪役」となって反対派に対して非情な手段を取る例は多い。結局南宋は、元に滅ぼされる1279年までその命脈を保った。

(JICA 中国長期派遣専門家 住田 尚之)



## ～ 活動報告 ～

### 大学などに対する国際協力部教官の派遣授業について

国際協力部教官

亀卦川 健 一

#### 第1 外部への講師派遣について

国際協力部においては、かねてから大学、弁護士会など各種機関の求めに応じて、交代で教官を派遣し、当部の行っている法整備支援につき講義や講演などを行ってきた。

日本の法整備支援は順調に拡大を続けてきているが、今後の法整備支援を考えた際、学者、法曹資格者のみならず通訳やロジ関係事務者など幅広い人材の育成は質量ともに喫緊の課題であり、法整備支援に関心を持つ人材のすそ野を広げることが望ましい。

近時、大学においても法整備支援論や開発法学の講座が開設され、関心を持つ研究者や学生が増加しており、当部の外部講師派遣がそういった人材育成の一助になれば幸いである。

#### 第2 平成20年度の実績（大学のみ。掲載五十音順）

- 1 大阪大学大学院言語文化研究科「法務通訳翻訳のための基礎」講座  
4月15日「法務省の組織と法整備支援」（稲葉部長）  
6月24日「法整備支援活動における通訳・翻訳」（亀卦川教官）  
7月8日「司法通訳翻訳の実務（ベトナムの事例を中心に）」（森永教官）
- 2 大阪大学法科大学院  
10月30日「法整備支援について」（稲葉部長）  
11月26日「法整備支援について併せて法務省の組織と検事の職務」（稲葉部長）
- 3 慶應義塾大学大学院法務研究科 「開発法学ワークショッププログラム」講座  
11月18日「法務総合研究所国際協力部による法整備支援」（亀卦川教官）  
11月25日「法務総合研究所国際協力部教官の活動について」（宮崎教官）
- 4 神戸大学大学院国際協力研究科 「法整備支援論」講座  
10月8日「カンボジア王立裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト本邦研修見学」  
11月19日「国際協力部の法整備支援」（亀卦川教官）  
平成21年1月21日「院生報告会」（森永教官）
- 5 信州大学経済学部 「現代法務Ⅱ」講座  
10月21日「法務総合研究所国際協力部の法整備支援」（亀卦川教官）
- 6 東京大学教養学部「平和構築と人間の安全保障を研究・実践するための基礎講座」

5月15日「法整備支援について」（稲葉部長）

7 名古屋大学法政国際教育協力研究センター

平成21年1月19日「法務総合研究所国際協力部による法整備支援」（稲葉部長）

### 第3 講義内容

参考として、慶應義塾大学大学院法務研究科「開発法学ワークショッププログラム」講座において行われた上記2講義につき講義に使用したパワーポイントを添付する。

(資料 1) 11月18日亀卦川教官作成パワーポイント

(資料 2) 11月25日宮崎教官作成パワーポイント

## 国際協力部の法整備支援

法務省法務総合研究所国際協力部  
 教官 亀卦川 健一  
 平成20年11月18日  
 慶応大学

1

法務省全景  
(東京都千代田区霞ヶ関)

法務総合研究所  
(総務企画部, 研修1~3部)  
法務省赤れんが棟

国際連合研修協力部  
(国連アジア極東犯罪防止研究所)  
東京都府中市

研究部  
(法務省浦安総合センター)  
千葉県浦安市

国際協力部  
(大阪中之島合同庁舎)  
大阪市

2

### 国際協力部とは？

経緯: 1994年ベトナムからJICAに対する法整備支援要請を受けて法務省が研修を開始  
 設置: 2001年4月法整備支援を実施する専門部署として法務総合研究所内に新設  
 職員: 教官及び国際協力専門官(検察庁, 裁判所, 民事局, 矯正, 保護など出身)  
 内容: アジアの途上国への2国間ODAとして, 法の支配とグッドガバナンスの実現を目指す各国の法整備の自助努力を支援する活動

3

### 法整備支援とは？

基本法(法令)      法曹実務家

司法制度の運用

- ◆ 基本法令の起草支援
- ◆ 制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援 (キャパシティ・ビルディング)
- ◆ 法曹実務家の人材育成

4

### 法整備支援の目的

人による統治 → 法の支配

権限者の恣意的な判断に左右される法的な予測が不可能

法的な予測可能性あり  
法律に基づいて行政が運営され  
裁判が運用・執行される

↓

良い統治 (グッドガバナンス)

5

### 法整備支援の必要性

ODA大綱

基本方針  
「良い統治に基づく自助努力を支援」  
「人遣り, 法・制度構築整備に協力」

司法制度改革推進計画 (2002年3月19日閣議決定)

国際化への対応  
法整備支援の推進  
「発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進する」

中期政策  
「制度構築, 法整備, 人材育成を含めた市場経済化支援」  
「ガバナンス分野での政府の能力向上支援」

6





7

## 考えてみよう

- ◆ 日本の法整備支援の特色は何でしょう？
- ◆ 法務省の赤れんが棟は明治時代に建てられた西洋建築ですが、なぜ、そのような立派な建物を建てる必要があったのでしょうか？
- ◆ 明治時代、東大法学部の授業は何語で行われていたのでしょうか？
- ◆ 日本の裁判所では、「日本語で裁判するのは当たり前」というのは本当に世界の常識ですか？

8

### 三ヶ月章「法と言語の関係についての考察」(1968年セイロンにて)

- ◆ 「日本の裁判所は本当に日本語で裁判しているのか」とか「日本の大学の法学部では実際に日本語で法の講義が行われているのか」(中略) 誰がイニシアチブを取り、どのようなステップを踏んで、またどのような仕方で「西欧法の国語化」という頭が痛くなるような問題の解決がわずか20年足らずの短時間の間に達成できたのかという真剣な質問が待ちかまえているのである。(民事訴訟法研究第7巻289頁抜粋)

9

### 穂積陳重「法窓夜話」(岩波文庫)

- ◆ 「明治20年のころに至って、始めて用語も大体定まり、不完全ながら諸科目ともに邦語をもって講義をすることができるようになったのであった。」
- ◆ 漢語からの造語例  
競売, 相殺, 更改, 瑕疵, 管轄, 棄却  
平成16年民法改正で平易な日常用語へ  
「欠缺」→「不存在」など

10

### Rightは「権利」か「権理」か？

- ★ Rightの語源: 聖書「知恵者の心は右にあり」  
「右手は正しい」という発想から、「まっすぐな」「正義」という意味「**Might is Right**」?
- ★ 「権」の語源: 法によって付与された力
- ★ 「利」の語源: 都合のよいこと、もうけ  
「権」+「利」= 都合の良い力?
- ★ 「理」の語源: 物事の筋道  
「権」+「理」= 物事の筋道にあった力
- ★ 翻訳者: 西周? 福沢諭吉? 森有礼? など

11

### 日本の西欧法移植の視点

- 1 不平等条約(関税自主権・治外法権) 撤廃(明治日本)→フランス, ドイツ法  
例: 鹿鳴館, 赤れんが, ポアソナード
- 2 敗戦によるGHQ支配→英米法
- 3 「フランス法を基盤とし、ドイツ法の修正を加え、アメリカ法を継ぎ木した」法体系
- 4 日本人による「日本語」の法律用語発明  
例: イェーリング「ローマは3度世界を征服した。最初は武力で、次に宗教で、最後は法によって」  
→植民地支配の道具としての西欧法

12

## 途上国が日本に法整備支援を要請する理由

- ◆ 西洋法を導入・発展させた経験に学びたい
- ◆ 自国の自主性・歴史や文化を尊重して日本法を押しつけず、西欧各国の法制度を研究してきた経験を基に比較法的観点から助言し、相互対話を重視してくれる
- ◆ 短期的に「成果物」が残る法令起草支援のみならず、実務への定着を目指し、中長期的視点で人材育成を重視してくれる

13

## 具体例:カンボジア法整備支援

- 1 プロジェクトの概要 ＊プロジェクト前支援は1996年～
  - ① 民法・民事訴訟法起草支援 1998年～  
日本・カンボジアでそれぞれ作業部会(WG)を設置し、日本側が起草し、クメール語に翻訳。カンボジア側が検討・改訂して草案を完成させた。→2007年7月民事訴訟法適用・12月民法公布。  
注釈書、教科書、附属法令起草支援、普及支援を継続実施。
  - ② 法曹養成支援 2004年～  
裁判官・検察官養成校において、民法・民事訴訟法の教育につき、カリキュラム・教材・民事裁判の模擬記録の作成支援、教官候補生の指導育成を実施。
- 2 翻訳・通訳人
  - ① 坂野一生氏 長期専門家 京都大学法学部卒、カンボジアでNGO、UNTACで勤務しながら独学でクメール語習得後、JICA専門家各草案、注釈書・教科書・研修教材等の翻訳を監訳
  - ② JICEのコーディネーター2名、カンボジアから帰化
  - ③ カンボジアから日本の法学部に留学した講師
  - ④ 日本語→英語→クメール語の二重翻訳

14

## 具体例:カンボジア法整備支援

### ☆ 翻訳上の問題

- (坂野氏 ICD NEWS第7号91頁以下参照)
- ◆ 法制度が不備→法律用語が少ない。
  - ◆ フランス領時代の法律をポル・ポト政権時代に全廃、法律書も廃棄(翻訳の基礎資料が乏しい)→過去の法律用語は忘れられ、使われていないか、意味が変わっていることが多い  
例「会社」と「組合」、「占有」と「所有」  
→ 翻訳者の選択肢:  
① 一般用語の法律用語化(「控訴」と「上告」「抗告」)  
② 説明的記述(「疎明」とりあえずの証明?)  
③ 旧法の用語の復活使用(「補佐人」1920年仏語)  
④ 造語(「死者の死亡」?→「遺産の主」)

15

あるカンボジア本邦研修のスケジュール例

国際協力科長 あいさつ	10:30～講義2(専修について)	模擬裁判1(控訴開示・被告本人専修)	
国際協力科長	国際協力科教官	稲川剛志弁護士 国際協力科教官	
模擬裁判2(原告本人専修)		模擬裁判2(被告証人専修)	15:00～最終弁論配案
本間佳千弁護士 国際協力科教官		本間佳千弁護士 国際協力科教官	国際協力科教官
模擬裁判4(被告弁論)	11:00～講義3(判決配案指針)	講義3(被告(判決配案指針))	判決配案1
本間佳千弁護士 国際協力科教官	国際協力科教官	国際協力科教官	国際協力科教官
判決配案2	11:00～講義1(専修・弁論関係)	講義2(専修・弁論関係)	
国際協力科教官	稲川剛志弁護士 国際協力科教官	本間佳千弁護士 国際協力科教官	

16

## 国際協力部教官の仕事

- ◆ 各種研修の企画立案準備(プロデューサー)
- ◆ 研修(国内、国外)における講師
- ◆ 教材作成
- ◆ 法令起草・裁判実務改善に関する各種部会への参加(委員、アドバイザー、コーディネーター、などの役割)
- ◆ JICA長期・短期専門家としての派遣

17

## 法整備支援の経験から得るもの

- ◆ 多様な価値観、訴訟観への理解が深まり、視野が広がるとともに、我が国の法律・司法制度に対する理解も深まる。
- ◆ 法律の専門家としての自己の特質を活かしつつ、外交の現場という、司法の世界とは異質の経験ができる。
- ◆ 外国の法制度を知り、外国の法曹(支援対象国や他ドナー)とコミュニケーションを持つ機会が多く、世界が広がる。
- ◆ 自己の所属機関以外の法曹や一流の学者との交友が広がる。

18

### 求められる資質：人間力

#### ◆ 知 力

1. 法律知識(日本法・法制史・外国法・国際法)
2. 語学力(長期専門家はTOEIC730点以上で可)
3. 相手国の文化歴史社会や法制度に関する知識
4. 開発援助・ODAに関する知識

#### ◆ 体 力 健康管理・免疫力・食欲

#### ◆ 精神力

1. 調整能力／好奇心／柔軟性／寛容性／忍耐力
2. 粘り強い交渉力「慌てず，焦らず，諦めず，飽きず，当てにせず，侮らず」の心構え

19

### あなたも法整備支援活動をしませんか？

#### ◆ 弁護士→日弁連国際交流委員会 司法支援活動 弁護士登録制度に登録し

1. 長期専門家として現地へ派遣
  2. 現地セミナー講師として短期間現地へ出張
  3. 国内で各プロジェクトの研究会に委員として参加
  4. 本邦研修講師／JICA-Net(TV会議)での講義
- #### ◆ 検察官→国際協力部教官になる

#### ◆ 裁判官

1. 国際協力部教官になる
2. 長期専門家として現地へ派遣
3. 法務省民事局付に出向→各研究会に委員として参加
4. 退職後、弁護士の立場で参加する（自由参加）

20

### 初学者向けの参考文献

- ◆ 1 法学入門 三ヶ月章著 弘文堂
- ◆ 2 法整備支援論 香川・金子編著 ミネルバ書房
- ◆ 3 ICDNEWS 1号～35号 国際協力部
- ◆ 4 法整備支援に学ぶ 国際協力部
- ◆ 5 ジュリスト1358号 2008/6/15

21

**法務総合研究所  
国際協力部教官の  
活動について**

法務総合研究所国際協力部  
教官 宮崎朋紀  
2008年11月25日

1

**1 自己紹介**

1999.4 裁判官任官

2007.4 国際協力部教官  
▶カンボジア・ベトナム担当  
▶裁判官出身教官としては2代目(2004.4～)

2

**2 カンボジア法整備支援～背景**

**十数年にわたる内戦状態**  
1975～1979 ポルポト政権の支配  
1979～1991 「内戦期」  
⇒ **法律・司法制度の破壊、人材の枯渇**  
1991 パリ和平協定  
**復興への取組み**  
1995 日本政府へ法整備支援要請

3

**3 プロジェクトの開始**

**法制度整備プロジェクト**  
▶ 民法, 民事訴訟法の起草

**王立裁判官・検察官養成校(RSJP)  
民事教育改善プロジェクト**  
▶ 裁判官の養成

**弁護士会司法支援プロジェクト**  
▶ 弁護士の養成

4

**4 法制度整備プロジェクト**

日側WG：法学者, 裁判官等  
カ側WG：司法省, 裁判所幹部  
＜共同作業による起草＞

⇒ **民訴法 2006.6成立, 2007.7施行**  
**民法 2007.11成立, 施行待ち**

⇒ 関連法規整備, 運用・普及の支援へ

5

**5 アン・ヴォン・ワッタナ司法大臣  
来日時の講演(2007.1)**

「他国の法律起草支援は, 1人又は数名の専門家が短期間カンボジアにきて意見を聴取し, 本国に帰って法案を起草し, カンボジア側に渡して翻訳する形がほとんどだった。日本の場合, 日本側で作業部会が組織され, カンボジア側WGとブノンペンで13回にわたりワークショップが, 日本で3回にわたり集中的な協議が行われた。その際に出された疑問点や修正提案には丁寧に答えてもらった。こういった方式が支援のあるべき姿であるとの認識が政府内に広がっている。」

6

## 6 民法・民訴法の運用・普及における問題点

- ▶ 運用を支える制度構築の遅延  
登記, 供託, 戸籍...
- ▶ 所有権の認定
- ▶ 民事執行, 民事保全
- ▶ 制度構築・運用・普及を担う人材不足

7

## 7 民法, 民訴法普及の方策 ～誰をメインターゲットにするか～

- ▶ 裁判官
- ▶ 弁護士
- ▶ 裁判所書記官
- ▶ 執行官
- ▶ 司法省職員, 他官庁職員
- ▶ 裁判官, 弁護士候補生

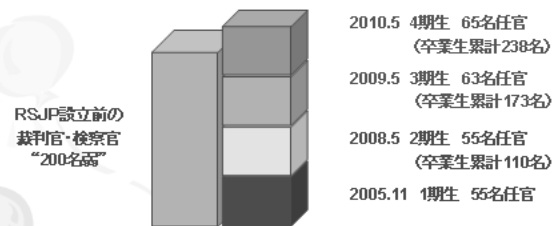
8

## 8 王立裁判官・検察官養成校 (RSJP)の概要

- ▶ 研修期間 2年  
(前期研修8か月, 実務研修1年, 後期研修4か月)
- ▶ 実績
  - 1期生 55名 2003.11～2005.11  
(裁判官36名, 検察官19名)
  - 2期生 55名 2006.5～2008.5  
(裁判官36名, 検察官19名)
  - 3期生 63名 2007.5～2009.5(予定)
  - 4期生 65名 2008.5～2010.5(予定)

9

## 9 RSJP支援のインパクト



10

## 10 RSJPプロジェクトの概略

- ▶ 日本側メンバー
  - －法総研国際協力部教官3名(1名は現地常駐)
  - －国内委員会(裁判官, 司法研修所教官等)
- ▶ 活動内容
  - －カリキュラム作成
  - －教材作成
  - －教官の育成
- ▶ 方針
  - －「自立発展性」

11

## 11 作成すべき教材候補

- 民事訴訟, 民事執行, 民事保全
  - ① 書式集
  - ② 手続マニュアル
  - ③ 模擬記録
  - ④ 一問一答集
  - ⑤ 手続実演DVD
- 民法
  - ⑥ 各種演習問題

12

## 12 教材作成と自立発展性

◇教材作成過程における悩み

日本側が作成する方が

速く、質が良いものができる

日本側が作成してしまうと

教官が使いにこなせない危険

作成ノウハウが育たない

◇対応策

RSJP教官が作成すべき要請が強いもの - 講義レジュメ等

まずはRSJP教官に作成してもらう(将来の改訂を予定)

日本側が作成せざるを得ないもの - 模範記録, 執行マニュアル等

作成作業へのカンボジア側の参加, 作成後のフォローアップ

13

## 13 学校運営と自立発展性 1

◇学校運営上の問題点

教官が非常勤

教官が高位に昇進

教官の本業職務が多忙に

校長と教官との上下関係不明確

講義に穴が空く

教材作成に割ける時間の不足

教官会議が開催できない

✓カリキュラムが決められない  
✓教材作成・改訂方針の決定ができない

14

## 14 学校運営と自立発展性 2

● 毎年約60名のRSJP卒業生 — 人材の源

● 「教官候補生」

● RSJP 1期, 2期から各7名を選定

教材作成の主戦力

将来の常勤教官就任の期待

15

## 15 民訴法中の理解が困難な点

➤ 職権主義と当事者主義

「当事者に十分な訴訟活動は期待できない」

「当事者の提出証拠だけではまともな裁判ができない」

➤ 当事者の主張と供述の区別

「当事者の主張と尋問における供述をなぜ分けるのか」

「準備書面と陳述書の違いは何か」

「当事者尋問になぜ弁護士が答えられないのか」

➤ 訴状, 準備書面の陳述

16

## 16 ベトナム法整備支援プロジェクト

(フェイズ1) 1996.12~1999.12

➤ 対象機関 : 司法省

➤ 長期専門家: 1名(弁護士)派遣

➤ 支援内容 : 立法担当職員的能力向上

(フェイズ2) 1999.12~2003.3

➤ 対象機関 : 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院

➤ 長期専門家: 3名(弁護士, 検察官, 裁判官)派遣

➤ 支援内容 : 民事法の立法・改正(民訴法起草, 民法改正),  
法曹養成機関強化

(フェイズ3) 2003.7~2007.3

➤ 対象機関 : フェイズ2に加え, ベトナム国家大学(VNU)

➤ 長期専門家: フェイズ2と同じ。

➤ 支援内容 : 民事法の立法・改正(知財関連法, 企業倒産法等),  
法曹養成機関強化, 判決書改善・判例制度整備,  
ベトナム国家大学日本法講座開設

17

## 17 ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト

➤ 期間 : 2007.4~4年(予定)

➤ 支援対象機関, 長期専門家 : 「フェイズ3」と同じ

➤ 支援内容

① 立法 - 判決執行法, 不動産登記法, 国家賠償法

② 改正 - 民事訴訟法, 刑事訴訟法

③ 裁判実務改善

- モデルコートでの裁判実務改善

- 判例制度の整備

- 判決書マニュアルの普及

18

## 18 モデルコートにおける 実務改善

バクニン省級裁判所をモデルコートに指定



実務上の問題についてアンケート調査



最高人民裁判所が結果分析, 一問一答集作成



一問一答集を使ったセミナーを各地で開催

19

## 19 判例制度の整備

◆最上級審決定は非公開

◆下級審が最上級審決定を参照する慣習なし



共産党中央委員会決議(2005.6)「裁判所は、  
法律を統一的に適用し、判例を発展させる」



日本側から判例制度整備支援を提案

「判例の発展に関する日越共同研究」を作成

20

## 20 判決書の改善

◆請求の明示なし

◆争点の明示なし

◆結論に至る論理過程が読みとれない



日本側から判決書改善支援提案

「判決書マニュアル」を作成

21

## 21 今後の展望

➤言葉の壁

法律、法制度における「言葉」の重要性

➤日本側の人材確保

➤対象国側の人材育成, 信頼関係醸成

→対象国の自立発展

相互に学びあえる関係へ

22

## ～ 活動報告 ～

1 国内における活動（本邦研修・セミナー等：2009.1.1～3.31）	
1.16	第10回法整備支援連絡会（大阪・東京〔テレビ会議システム使用〕）
3.9	アジア株主代表訴訟シンポジウム（大阪）
3.11	国際民商事法金沢セミナー（金沢）〔協力／法務総合研究所〕
カンボジア	
2.9～2.20	2008年度カンボジア法整備支援研修（研修員14名，東京）
3.9～3.17	第5回カンボジア法曹養成支援研修（研修員4名，大阪）
ベトナム	
3.9～3.19	第30回ベトナム法整備支援研修（研修員16名，東京）
中国	
3.15～3.20	中国民事訴訟法制研究（招へい専門家2名，東京・大阪）
2 海外における活動（現地セミナー・海外派遣等：2009.1.1～3.31）	
ラオス	
1.26～2.5	ラオス司法制度研究事前調査（ビエンチャン市ほか）
カンボジア	
2.9～2.14	カンボジア現地セミナー（プノンペン市）

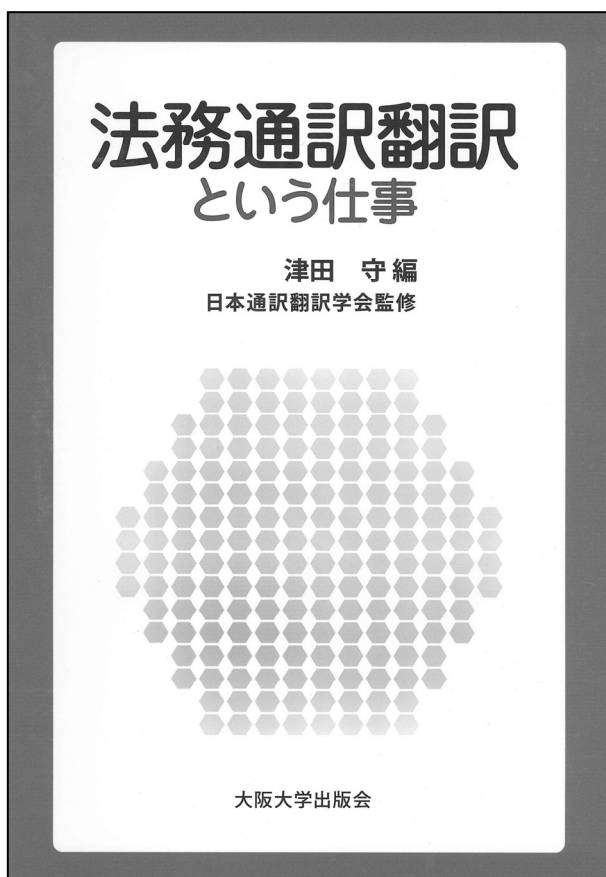


## ～ お知らせ ～

当部の活動が紹介されております。

### 『法務通訳翻訳という仕事』

津田 守 編（日本通訳翻訳学会監修） 大阪大学出版会



本書は、「法務通訳翻訳」について取り扱った初めての本である。「法務通訳翻訳」とは、法務省が司る業務において必要となる通訳翻訳のことであり、検察庁の捜査・公判業務から法整備支援活動まで幅広い。この比較的新しい概念である「法務通訳翻訳」について、日本通訳翻訳学会は、第8回年次大会（2007年9月）において、「グローバル化する日本における法務通訳翻訳の現状と課題」と題する特別プログラムを実施した。本書は、その内容をまとめた構成となっている。

本書の冒頭では、同プログラムにおいて基調講演として行われた、法務省・検察庁の業務における通訳・翻訳の重要性、多様性が総論的にまとめられている。これに続き、各論として、法務省・検察庁の業務のうち、検察業務、矯正処遇業務、出入国管

理・難民認定業務、国際協力（法整備支援活動）業務において必要とされる通訳・翻訳の現状と課題等について、通訳・翻訳のユーザーと実務者のそれぞれの立場から検討が加えられている。ユーザーの立場は、法務省・検察庁の各業務の実務担当者によって、通訳・翻訳の実務者の立場は、英語、ベトナム語、韓国・朝鮮語・中国語、スペイン語の通訳人・翻訳人によって、執筆されている。

本書の構成とは異なるが、各業務ごとに本書の概要をまとめると次の通りである。

検察業務では、主として、捜査と公判手続において必要とされる通訳・翻訳の特徴や、通訳・翻訳に求められる役割などが検討されている。ユーザーの立場として、大阪地方検察庁の検事は、被疑者の国の国民性、生活文化の違いから生ずる取調べの困難性や、公判で使用

される日本語の難解性を特徴として掲げつつ、捜査と公判において通訳・翻訳に期待される役割が若干異なることを指摘する。また通訳・翻訳の実務者の立場（韓国・朝鮮・中国語通訳翻訳人）からは、具体的な通訳・翻訳業務の内容や、中立性を保つことの困難さ、警察と検察の通訳の違いなどが紹介されている。

矯正処遇業務では、刑事施設内における通訳・翻訳の重要性、困難性や、来日外国人の矯正処遇における通訳・翻訳人の役割等について言及されている。ユーザーの立場（大阪刑務所国際対策室長）からは、矯正処遇業務における通訳・翻訳の特徴として、とりわけ近年の外国人犯罪の増加によって、通訳・翻訳業務量の増加と、質的複雑化（使用される言語の多様化）がもたらされていること、来日外国人に対する適切な矯正処遇のためには刑事施設と通訳・翻訳人との協働が重要であることが指摘されている。通訳・翻訳の実務者の立場（スペイン語通訳翻訳人）からは、矯正処遇における具体的な通訳・翻訳業務の他、主として信書の要約翻訳業務の難しさなどが紹介されている。

出入国管理・難民認定業務では、入国手続、強制退去手続、人身保護手続、難民認定手続における通訳・翻訳の特徴について検討が加えられている。ユーザーの立場である入国管理局法務専門官は、上陸審査手続においては通訳の突発的ニーズ、難民認定手続においては出身国の政治状況等の整合性の判断をする必要性や言語の希少性等を原因とする通訳・翻訳の困難性を特徴として挙げる。また入管業務における通訳・翻訳を担当している実務者（ベトナム語通訳翻訳人）からは、具体的な通訳翻訳業務の概要と、特に入管業務における電話通訳の役割について紹介が行われている。

国際協力業務において考察が加えられているのは、主として法務総合研究所国際協力部が行う法整備支援活動の意義やその通訳・翻訳の特徴である。ユーザーの立場として、法務総合研究所（国際協力部）の教官は、法整備支援活動における通訳・翻訳の特徴について、専門用語や観念の通訳が求められる場面が多く、具体的なカンボジアの法整備支援を例に、専門用語や観念の通訳の困難性を指摘する。また長年法整備支援の通訳・翻訳業務に携わっている実務者からも、法整備支援活動の通訳翻訳業務における法律専門用語の理解の必要性が指摘されている。

本書において興味深いのは、通訳・翻訳に求められるものとして、ユーザーと実務者がそれぞれ共通して「正確性」を挙げながらも、その正確な通訳の困難性を同じく指摘している点である。確かに、我々の日常会話においても、我が国の文化や、あるいは現在のシチュエーションを前提とした表現を行うことが多い。話していること、書いていることの内容を伝えることが正確な通訳・翻訳であるならば、その前提部分に関する理解は不可欠といえよう。本書は、法務通訳・翻訳における正確性について、それぞれの立場から検討を行っており、今後の法務通訳・翻訳の「正確性」を考える上でも、意義は大きいといえよう。また、本書には、ところどころ本年5月よりスタートする裁判員制度に関する言及が見られ、裁判員制度の派生効果の大きさをうかがい知ることができる。裁判員制度においては、今後ますますのユーザーと実務者の「協働」が求められることになろう。

最後に、本書は、通訳翻訳のみならず、各業務の歴史的背景などにも言及がなされており、

読み物としても面白い。とりわけ比較的新しい組織である法務総合研究所の国際協力部が行う法整備支援活動の説明は、法整備支援活動の必要性や、世界的潮流と我が国の特徴についてわかりやすくまとめられている。これから通訳・翻訳業務を行おうとする者にとっても参考になるのではなかろうか。

(評者：信州大学経済学部専任講師 丸橋 昌太郎)

丸橋 昌太郎

略歴(大学学部卒以降)

2006年 信州大学経済学部専任講師から現職

2005年 信州大学経済学部助手

2005年 東京都立大学大学院 博士課程 途中退学

2004年 東京都立大学大学院 修士課程 修了 (修士号(法学)取得)

2002年 東京都立大学法学部 卒業

主な著書や論説に『ケースブック刑法』(2007年)(監修：笠井 治、前田 雅英),『ケースブック刑事訴訟法』(2007年)(監修：笠井 治、前田 雅英),「令状主義における司法審査の意義—イギリス捜査法(逮捕・捜索)における令状主義の分析を通じて」東京都立大学法学会雑誌 46巻1号(2005年),「身柄に関する処分の実体要件の意義—イギリスにおける停止権限及び逮捕権限の分析を通じて」信州大学法学論集 10号 41頁(2008年),平成20年度信州大学・若手研究員萌芽研究支援事業「取調べ過程の録音・録画が刑事司法にもたらすインパクトの研究」など多数。

ICD NEWS – LAW FOR DEVELOPMENT –

(34号～37号) 掲載記事索引

(筆者の肩書は掲載時のものによる)

〈 ベトナム 〉

ーベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトー

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトについて

国際協力部教官 亀卦川健一 第34号 p. 112

第27回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官 亀卦川健一 第34号 p. 119

ベトナム・バクニン省級裁判所における公判手続

JICA長期派遣専門家 中島 朋宏 第34号 p. 123

**特集** 各国法整備支援の状況 (ベトナム)

国際協力部教官 森永 太郎 第37号 p. 6

〈 カンボジア 〉

**特集** カンボジアにおける法整備支援

「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1」完了報告

国際協力部教官 亀卦川健一 第35号 p. 232

カンボジアでの771日間を振り返って

東京地方検察庁検事(前JICAカンボジア長期派遣専門家) 柴田 紀子 第35号 p. 233

専門家業務完了報告書

第35号 p. 238

カンボジアにおける法・司法改革と日本の技術協力

独立法人国際協力機構 (JICA) カンボジア事務所 堀田 桃子 第36号 p. 184

**特集** 各国法整備支援の状況 (カンボジア)

国際協力部教官 宮崎 朋紀 第37号 p. 24

〈 インドネシア 〉

遠く離れても心は一つ Jauh di mata, Dekat di hati

学習院大学法学部・法科大学院教授 草野 芳郎 第34号 p. 1

2007年度インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト第1回本邦研修

国際協力部教官 田中嘉寿子 第34号 p. 146

インドネシア法整備支援に参加して

日本国際協力センター研修監理員 呼子 紀子 第34号 p. 192

2008年度 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト第2回本邦研修

国際協力部教官 渡部 洋子 第36号 p. 178

**特集** 各国法整備支援の状況 (インドネシア)

国際協力部教官 渡部 洋子 第37号 p. 51

〈ウズベキスタン〉

**特集** ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト

～プロジェクトの実施概要・評価と注釈書作成作業を通じて判明した法制的問題点～

国際協力部教官 伊藤 隆 第34号 p. 4

**特集** ロシア・中央アジア諸国における倒産法制

元JICA長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会 第34号 p. 91

〈中国〉

2007年度中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修

国際協力部教官 田中嘉寿子 第34号 p. 183

**特集** 各国法整備支援の状況（中国）

国際協力部教官 亀卦川健一 第37号 p. 41

〈その他〉

**特集** 第9回法整備支援連絡会

神戸地方検察庁検事(前国際協力部教官) 田中嘉寿子 第35号 p. 4

講演「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」

国際協力部長 稲葉 一生 第35号 p. 105

講演「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」

JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤 直史 第35号 p. 112

特別講演「アジアを中心とした制度インフラ整備について」

経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課経済協力専門官 三浦 朱美 第35号 p. 126

報告「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」

JICAラオス事務所所員 松元 秀亮 第35号 p. 131

報告「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」

弁護士 松嶋 希会 第35号 p. 135

報告「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」

国際協力部教官(前東京地方検察庁検事) 森永 太郎 第35号 p. 152

報告「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」

一橋大学大学院法学研究科教授 上原 敏夫 第35号 p. 160

報告「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」

国際協力部教官 宮崎 朋紀 第35号 p. 164

報告「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏 第35号 p. 170

資料 第35号 p. 178

2007年度国際民商事法研修報告 ―非市場型コーポレート・ガバナンス―

神戸地方検察庁検事(前国際協力部教官) 田中嘉寿子 第35号 p. 257

2007年度国際民商事法研修を終えて

東京地方裁判所判事(前法務省民事局付検事)	松本 真	第35号	p. 313	
国際民商事法研修に参加して				
日本国際協力センター研修監理員	竹内真由美	第35号	p. 318	
アジア株主代表訴訟セミナー				
～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～ (2008. 2. 18開催)				
法務省大臣官房行政訟務課法務専門官 (前国際協力部教官)	伊藤 隆	第36号	p. 5	
プログラム・講演録		第36号	p. 8	
アジアにおける株主代表訴訟制度の研究の意義				
法務総合研究所国際協力部長	稲葉 一生	第36号	p. 12	
報告「中国における株主代表訴訟の現状及び問題点」				
国浩律師集団上海事務所律師 (弁護士)	宣 偉華	第36号	p. 14	
報告「韓国の株主代表訴訟の概要と歴史」				
建国大学校法科大学教授	権 鍾浩	第36号	p. 22	
報告「シンガポールにおける株主代表訴訟」				
シンガポール国立大学准教授	Ewing-Chow Michael	第36号	p. 29	
報告「株主代表訴訟と投資家団体訴訟				
～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～				
中興大学財政経済法律学部教授	廖 大穎	第36号	p. 38	
質疑応答		第36号	p. 45	
総括	神戸大学大学院法学研究科教授	近藤 光男	第36号	p. 49
資料		第36号	p. 53	
第10回日韓パートナーシップ研修 (韓国セッション)				
	国際協力部教官	杉山 典子	第36号	p. 173
平成20年度法務省インターンシップの受入れについて				
		第37号	p. 73	
〈 巻頭言 〉				
遠く離れても心は一つ Jauh di mata, Dekat di hati				
学習院大学法学部・法科大学院教授	草野 芳郎	第34号	p. 1	
長期専門家の報告を聞いて				
	法務総合研究所長	小貫 芳信	第35号	p. 1
大きく変わる法制度整備支援				
	法務省大臣官房審議官	黒川 弘務	第36号	p. 1
法整備支援の課題				
	国際協力部長	稲葉 一生	第37号	p. 1

〈 国際協力の現場から 〉

インドネシア法整備支援に参加して

日本国際協力センター研修監理員 呼子 紀子 第34号 p. 192

国際民商事法研修に参加して

日本国際協力センター研修監理員 竹内真由美 第35号 p. 318

カンボジアにおける法・司法改革と日本の技術協力

独立法人国際協力機構（JICA）カンボジア事務所 堀田 桃子 第36号 p. 184

新 JICA の概要について

JICA公共政策部ガバナンスグループ法・司法課/行政機能課 課長 鳥居 香代 第37号 p. 69

## － 編集後記 －

本年も“異動の時期”3月がやってきました。共に終電まで仕事をし、走って駅に向かった仲間が異動していくこの時期は大変寂しいものですが、さらに良き部となるよう、4月から新しい仲間と協力し、頑張って参ります。

巻頭言には小島吉晴法務総合研究所総務企画部長から「目に見える法整備支援へ」と題して執筆していただきました。国際協力部は大阪にありますが、東京の法務省や法務総合研究所企画課等と協力し、また関係各所の皆様のお力をお借りして法整備支援事業を推進していきたいと思ひます。

今号は特集として「財団法人国際民商事法センター」を取り上げました。国際民商事法センターの設立の当時の様子や当部との関係等について皆様に紹介させていただくため、以下の方々に執筆していただきました。国際民商事法センターが創立されたころ、法務総合研究所総務企画部長でおられた本江威憲様、国際民商事法センターの設立当時（設立準備の期間も含む。）に事務局長をされておられた金子浩之様、現在、国際民商事法センターで理事長をされておられる原田明夫様、2000年4月に総務企画部付教官として着任され、2001年4月の国際協力部の発足、同年11月の大阪移転時に教官をされておられた山下輝年検事の4名の方です。国際協力部が研修員を迎え入れる場合、当然のように相談（協力）し、一緒に研修を行っている国際民商事法センターですが、改めて設立の趣旨や設立時の御尽力された様子等を読ませていただき、国際民商事法センターの有り難さを再認識しました。これからも協力し、よりよい研修、よりよい成果が出るよう頑張りたいと思っております。今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

国際研修としては、当部が行った4本の研修の様子を紹介しております。研修で得たものを研修員が各国へ持ち帰り、各自の国で活かしてもらいたいと思ひます。なお、これらの研修においても、国際民商事法センターの御協力を得て研修を行いました。

国際研究は、ベトナム最高人民検察院クアツ・ヴァン・ガー次長検事の講演録、中国民事訴訟法制紹介及び「中央アジア比較法制研究セミナー」特別案件調査団の3本を掲載しました。各国の状況がよく分かる資料ですので、ぜひお読みください。

国際協力の現場からは、カンボジア関係の研修でお世話になっております独立行政法人国際協力機構（JICA）の琴浦容子職員と当部稲元能生主任国際協力専門官に執筆していただきました。私が琴浦職員に執筆を依頼した日は、琴浦職員がカンボジア出張（調査）から帰国された日だったと記憶しています。きつと疲れておられ、また仕事も山のようになっていたと思われませんが、快く引き受けてくださり、ありがとうございました。

そのほかにも、当部が行っている大学などに対する国際協力部教官の派遣授業についてや当部の活動が紹介されています“法務通訳翻訳という仕事”という本の紹介等を掲載しておりますので、ぜひお読みください。

本年度最後のICD NEWSということでいろいろな内容を詰め込みすぎた感じもしますが、今後も私たちが得た情報や経験を皆様に発信するよきツールとしてICD NEWSの発刊を続けていきたいと思っております。

主任国際協力専門官 尾 世 智 浩